

船員の健康確保のために —通信を活用した健康確保の取組ハンドブック—

- 関係法令等
- WEBによる産業医の船内巡視と船員に対する面接指導関連資料
- 通信による健康状態のモニタリング関連資料
- 海陸間のオンライン診療関連資料



船員の健康確保のために —通信を活用した健康確保の取組ハンドブック—

はじめに

本ハンドブックは、動画「船員の健康確保のために」の資料編として、動画の各章で紹介している関連資料や関係法令等、2022年に実施した船員に対する健康管理等に関するアンケート調査の結果を掲載しております。動画をご覧いただきつつ、必要により本資料をご参照いただくことで、産業医の船内巡視と面接指導、通信による船員の健康状態のモニタリング、海陸間のオンライン診療についてのご知見が深まることを目的としています。動画とともに、このハンドブックをご活用いただければ幸いです。

ハンドブック目次

各章は動画の各章に対応しています。

1. 関連法令等

- 船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 42 号。令和 5 年 4 月 1 日施行）…………… 4
- 船員の健康確保について…………… 42
- 第 12 次船員災害防止基本計画…………… 94
- 令和 5 年度船員災害防止実施計画…………… 94

2. 動画第 1 章「WEB による産業医の船内巡視と船員に対する面接指導」関連

- 産業医による船内巡視等の実施－手順書－
（第 3 章「web を利用した船内巡視の方法」及び巻末資料）部分…………… 95
- 船員向け産業医選任・活用マニュアル ～船員の健康確保に向けて～…………… 119
- 「船員向け産業医になられる方のために」…………… 149
- 厚生労働省「情報通信機器を用いた面接指導の実施について」
（平成 27 年 9 月 15 日付け基発 0915 第 5 号）…………… 149
- 厚生労働省「医師による長時間労働面接指導実施マニュアル」…………… 150

3. 動画第 2 章「海陸間の通信による船員の健康状態のモニタリング」関連

- 船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために船舶所有者が講ずべき措置について…………… 151
- 司厨員が乗船しない内航船の船内供食ガイドライン…………… 162
- 全国健康保険協会 船員の健康づくり宣言支援メニュー…………… 173

4. 動画第 3 章「海陸間のオンライン診療」関連

- オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年 3 月（令和 5 年 3 月一部改訂））…………… 174
- 無線医療助言事業…………… 174
- 無線医療助言通信ハンドブック…………… 174

5. 参考資料

- 船員に対する健康管理等に関するアンケート調査結果
（2022 年 8 月～9 月 一般財団法人海技振興センター実施）…………… 175

1. 関連法令等

- 船員法施行規則等の一部を改正する省令

(令和 4 年国土交通省令第 42 号。令和 5 年 4 月 1 日施行)

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001585349.pdf>

○国土交通省令第四十二号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十条第四項、第八十一条第一項（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第八十三条第二項、第一百一十一条、第一百七十七条の三第二項並びに第一百十九条の二並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十六第四項の規定に基づき、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(健康証明書)

第五十五条 法第八十三条第一項の健康証明書は、第五十七条に掲げる医師(以下「指定医師」という。)が、次に掲げる検査(指定医師以外の医師によるものを含む。)の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならぬ。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならぬ。

一 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)
二 業務歴の調査

三 自覚症状及び他覚所見の有無の検査

四 身長、体重及び腹囲の検査

五 BMI(次の算式により算出した値をいう。)の検査

$$BMI = \frac{\text{体重}(Kg)}{\text{身長}(m)^2}$$

六 運動機能、視力、色覚(船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。)、聴力及び握力の検査

七 ABO式及びRh式の血液型検査

八 血色素量及び赤血球数の検査

九 血糖検査

十 血中脂質検査(低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、血清トリグリセライド(中性脂肪)及び高比重リポ蛋白

コレステロール(HDLコレステロール)の量の検査)

十一 肝機能検査(血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナ

ミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピリビクトランスアミナ

ーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスアミナーゼ(γ

(健康証明書)

第五十五条 法第八十三条の健康証明書は、第五十七条に掲げる医師(以下「指定医師」という。)が、次に掲げる検査(指定医師以外の医師によるものを含む。)の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならぬ。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならぬ。

一 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査

二 運動機能、視力、色覚(船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。)、聴力及び握力の検査

三 身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査

四 胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査(当該判定時前六月以内に船員労働安全衛生規則第三十二条第二項による検査において受けた場合を除く。)

五 及びかくたん検査

六 検便(虫卵の有無の検査に限る。)及び検尿

七 年 年齢三十五年以上の船員にあつては、次に掲げる検査

イ 検便(ヘモグロビンの有無の検査に限る。)

ロ 血糖検査

ハ 心電図検査

ニ 血中脂質検査(低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステ

ロール)、血清トリグリセライド(中性脂肪)及び高比重リポ

蛋白コレステロール(HDLコレステロール)の量の検査)

ホ 肝機能検査(血清グルタミンオキサロアセチクトランスア

ミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピリビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスアミナーゼ(γ

アミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスアミナーゼ(γ

アミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスアミナーゼ(γ

アミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスアミナーゼ(γ

アミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスアミナーゼ(γ

一 G T P) の検査)

十二 検便(虫卵及びヘモグロビンの有無の検査に限る。)及び検尿

十三 血圧の検査

十四 心電図検査

十五 胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査(当該判定時前六月以内に船員労働安全

衛生規則第三十二条第二項による検査において受けた場合を除く。)

及びかくたん検査

十六 肺活量の検査

十七 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床

医学的検査

十八 国際航海に従事する船舶に乗り組む船員にあつては、次に掲げる検査

イ 腹部の画像検査

ロ 血液中の尿酸の量の検査

ハ B 型肝炎に係る抗体検査

② 前項の検査のうち、身長検査(年齢二十年未満の者に係るものを除く。)、腹囲の検査、第五号の検査(年齢三十五年以上の者に係るものを除く。)、第七号の検査、第八号から第十一号までの検査(年齢三十五年以上の者に係るものを除く。)、検便(虫卵の有無の検査

にあつては調理作業に従事する者に係るものを除き、ヘモグロビンの有無の検査にあつては年齢三十五年以上の者に係るものを除く。)、

第十四号の検査(年齢三十五年以上の者に係るものを除く。)、かくたん検査及び第十八号の検査については、指定医師においてその必要

がないと認めるものは、受けなくてもよい。

第十一号表(第七十七条の六の二、第七十七条の六の三関係)

一〇三十四 (略)

三十五 墜落制止用器具

ミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランススベプチダーゼ(γ-GTP)の検査)

② 前項の検査のうち、身長検査(年齢二十五年未満の者に係るものを除く。)、かくたん検査及び同項第五号の検便(調理作業に従事する者に係るものを除く。))については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよい。

第十一号表(第七十七条の六の二、第七十七条の六の三関係)

一〇三十四 (略)

三十五 安全ベルト

三十六〜四十四 (略)

三十六〜四十四 (略)

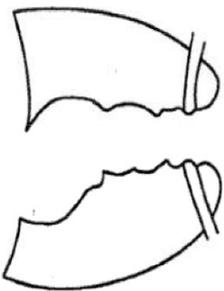
第十六号書式第十四表及び第十五表を次のように改める。

(十四)

健康証明書 Medical Certificate		This certificate is issued under the provision of regulation I/9 of STCW convention, 1978, as amended.	
既往歴 Medical history		喫煙の有無 Smoking	有 Yes 無 No
		身長 Height	cm
服薬状況 Medication status		体重 Weight	kg
		腹囲 Abdominal circumference	cm
		BMI	
業務歴 Work history		Body Mass Index	
自覚症状 Subjective symptoms		他覚所見 Objective Findings	
運動機能 Physical ability		色覚 Color vision (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)	(検査日 有効期限)
裸眼視力 (矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	右 Right	()	
	左 Left	()	
握力 Grip	両 Combined	()	
	右 Right 左 Left		
		聴力 Unaided hearing (補聴器により補われた聴力) (Aided hearing)	右 Right 左 Left
		血液型 Blood type	

(十五)

血糖 Blood glucose	血糖値 Blood glucose level	食事後 after meals 時間 hour	貧血 anemia	赤血球数 RBC	
	ヘモグロビンA1c HbA1c			血色素量 Hb	
血中脂質検査 Blood lipid exam.	LDLコレステロール LDL cholesterol	血圧 Blood pressure	心電図検査 Electrocardiogram exam.	撮影年月日 Date of photographing	フィルム番号 Film No.
	中性脂肪 Triglyceride				
	HDLコレステロール HDL cholesterol				
	GOT Glutamic oxaloacetic transaminase				
肝機能検査 Hepatic function exam.	GPT Glutamic pyruvic transaminase	胸部 X線検査 Chest X-ray exam.	かくだん検査 Sputum exam.	肺活量 Breathing capacity	cc
	γ-GTP γ-glutamyl transpeptidase				
	虫卵 Parasite egg				
	ヘモグロビン Hemoglobin				
検便 Stool exam.					
検尿 Urinalysis exam.	蛋白 Albumin				
	糖 Sugar				



第十六号書式中第十七表を第十八表とし、第十六表を第十七表とし、第十五表の次に次の一表を加える。

(十六)

腹部画像検査 Abdominal imaging exam.	尿酸値 Uric acid level	
	B型肝炎抗体検査 Hepatitis B antibody exam.	
医師の指示及び就業上の注意事項(見張り業務の適・不適、就業上の制約等) Instruction (Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor		
備考 Remarks		
判定 Diagnosis	判定年月日 Date of diagnosis	有効期限 Expiry date (1 year from diagnosis)
船員の署名 Signature of holder of this certificate		
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital		

第十六号書式記載心得中「第十四表及び第十五表」を「第十四表、第十五表及び第十六表」に、「第十六表（履歴関係）及び第十七表」を「第十七表（履歴関係）及び第十八表」に改め、同書式 How to enter Table 14 and Table 15 (Medical Certificate) の項中「Table 14 and Table 15」を「Table 14, Table 15 and Table 16」に改め、同書式 How to enter Table 16 (The particulars for certificate of competency etc.) and Table 17 (The particulars for certificate of competency etc.) and Table 18」を「Table 16 and 17」に改め、同書式 How to enter Table 17 and 18」に改める。

第二十号書式記載心得 6 八中「安全ベルト」を「墜落制止用器具」に改める。

（船員労働安全衛生規則の一部改正）

第二条 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(船内安全衛生委員会)

第一条の三 (略)

2 船内安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。

一 〇三 (略)

四 船員法(昭和二十二年法律第百号)以下「法」という。)(第八十二

条に規定する医師、法第八十二条の二第一項に規定する衛生管理

者(以下「衛生管理者」という。)(又は衛生担当者

五・六 (略)

3 〇5 (略)

(安全担当者の資格)

第三条 (略)

2 前項の規定によるほか、引火性液体類(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第二条第一号に掲げる引火性液体類をいう。)(又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質(以下「引火性液体類等」という。)(を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

一 (略)

二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下この号において「条約」という。)(の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱に関する業務の管理に関する資格証明書(次項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。)(を受有しており、かつ、法、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)及び船舶安全法(昭和八年法律第十一号)並びにこれらに基づ

(船内安全衛生委員会)

第一条の三 (略)

2 船内安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。

一 〇三 (略)

四 医師、衛生管理者又は衛生担当者

五・六 (略)

3 〇5 (略)

(安全担当者の資格)

第三条 (略)

2 前項の規定によるほか、引火性液体類(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第二条第一号に掲げる引火性液体類をいう。)(又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質(以下「引火性液体類等」という。)(を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

一 (略)

二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下この号において「条約」という。)(の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱に関する業務の管理に関する資格証明書(次項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。)(を受有しており、かつ、船員法(昭和二十二年法律第百号)以下「法」という。)(、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)及び船

く命令についての講習の課程を修了した者であること。

3 (略)

(産業医の選任)

第十條の二 船舶所有者(常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者に限る。以下この条から第十條の八までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするもの(以下「船員の健康管理等」という。)を行わせるため、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十三條第二項に規定する要件を備えた医師のうちから産業医を選任しなければならない。

一 施行規則第五十五條の規定による検査(以下第三十一條の二から第三十二條までにおいて「健康検査」という。)の結果に基づく船員の健康を保持するための措置に関すること。

二 第三十二條の二第一項の規定による面接指導及び当該面接指導に準ずる措置の実施並びにこれらの結果に基づく船員の健康を保持するための措置に関すること。

三 第三十二條の八第一項の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに第三十二條の十二第一項の規定による面接指導の実施及びその結果に基づく船員の健康を保持するための措置に関すること。

四 作業環境の維持管理に関すること。

五 作業の管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、船員の健康管理に関すること。

七 健康教育、健康相談その他船員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

八 衛生教育に関すること。

九 船員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 前項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行わな

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)並びにこれらに基づく命令についての講習の課程を修了した者であること。

3 (略)

(新設)

なければならない。

一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 次に掲げる者以外の者のうちから選任すること。

イ 船舶所有者が法人の場合にあつては当該法人の代表者

ロ 船舶所有者が個人である場合にあつては当該個人

ハ 船員を使用して船舶所有者が行う事業の実施を統括管理する者

3 船舶所有者は、産業医を選任したときは、遅滞なく、第一号様式による報告書を、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（以下「

所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

4 船舶所有者は、第二項の規定により産業医を選任することができないやむを得ない事由がある場合であつて、所轄地方運輸局長の許可を受けたときは、同項の規定によらないことができる。

5 船舶所有者は、産業医を選任したとき、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号。以下「船災防法」という。）第十一条第一項に規定する安全衛生委員会又は同法第十二条第一項に規定する団体安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）に報告しなければならない。

（産業医の業務に関する事項の周知）

第十条の三 産業医を選任した船舶所有者は、次に掲げる事項を船員に周知させなければならない。

一 産業医の業務の具体的な内容

二 産業医に対する健康相談の申出の方法

三 産業医による船員の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 常時船内の見やすい場所に掲示され、又は備え置かれていること

（新設）

- 二 書面を船員に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、船内に船員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(産業医に対する情報の提供)

第十條の四 産業医を選任した船舶所有者は、産業医に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

- 一 第三十一條の五、第三十二條の五又は第三十二條の十五第一項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

- 二 第三十二條の二第一項第一号の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた船員の氏名及び当該船員に係る当該超えた時間に関する情報

- 三 前二号に掲げるもののほか、船員の業務に関する情報であつて産業医が船員の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

前項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 前項第一号に掲げる情報 第三十一條の四第一項、第三十二條の四又は第三十二條の十四の規定による医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること。

- 二 前項第二号に掲げる情報 第三十二條の二第二項の規定により同条第一項第一号の超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること。

- 三 前項第三号に掲げる情報 産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。

(産業医に対する権限付与等)

(新設)

第十條の五 船舶所有者は、産業医に対し、船員の健康管理等をなし得る権限を与えなければならない。

2 前項の権限には、次条第一項に規定する勧告及び第十條の七第一項の規定による勧告、指導又は助言のほか船員の健康管理等に係る次に掲げる事項に関する権限が含まれるものとする。

一 船舶所有者又は船災防法第十條第一項に規定する総括安全衛生担当者（以下単に「総括安全衛生担当者」という。）若しくは船長に對して意見を述べること。

二 船員の健康管理等を実施するために必要な情報を船員から収集すること。

三 船員の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、船員に對して必要な措置をとるべきことを指示すること。

（産業医による勧告等）

第十條の六 産業医は、船員の健康を確保するため必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、船員の健康管理等について必要な勧告をすることができ、この場合において、船舶所有者は、当該勧告を尊重しなければならない。

2 産業医は、前項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、船舶所有者の意見を求めるものとする。

3 船舶所有者は、第一項の勧告を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を安全衛生委員会等に報告しなければならない。

一 当該勧告の内容

二 当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

4 船舶所有者は、第一項の勧告を受けたときは、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 当該勧告の内容

二 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

（新設）

（新設）

- 5 船舶所有者は、産業医が第一項の規定による報告をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしてはならない。

第十條の七 産業医は、前条第一項の規定による報告のほか、船員の健康管理等について、総括安全衛生担当者若しくは船長に対して報告し、又は安全担当者、法第八十二条に規定する医師、衛生管理者、衛生担当者若しくは法第六十七条の二第一項に規定する労務管理責任者その他船員の労務の管理を行う者のうち船舶所有者の行う船員の健康管理等に係る業務を管理する者に対して指導し、若しくは助言することができる。

- 2 船舶所有者は、産業医が前項の規定による報告、指導又は助言をしたことを理由として産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしてはならない。

(産業医の巡視等)

第十條の八 船舶所有者は、産業医に対し、次の各号に掲げる方法により、当該各号に掲げる頻度で船内の作業環境及び衛生状態を把握させ、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、船員の健康障害を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。

- 一 次のイ又はロに掲げる方法 少なくとも毎年一回

イ 産業医による船内の巡視

ロ イに進ずるものとして国土交通大臣が認める方法

- 二 船舶所有者による安全担当者、法第八十二条に規定する医師、衛生管理者又は衛生担当者が行つた船内の巡視の結果の提供 少なくとも毎月一回

- 2 船舶所有者は、前項各号に掲げる方法により把握された船内の作業環境及び衛生状態に関する情報並びに同項の措置の内容について、船員に周知するものとする。

(新設)

(新設)

(第十条の二第一項の船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務)
第十条の九 第十条の二第一項の船舶所有者以外の船舶所有者は、次に掲げるいずれかの者に船員の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

一 船員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師

二 船員の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師

2 第十条の三及び第十条の四の規定は、前項各号に規定する者に船員の健康管理等の全部又は一部を行わせる船舶所有者について準用する。この場合において、第十条の三第一項中「周知させなければ」とあるのは「周知させるよう努めなければ」と、第十条の四第一項中「提供しなければ」とあるのは「提供するように努めなければ」と読み替えるものとする。

(船員からの健康相談への対応)

第十条の十 船舶所有者は、産業医又は前条第一項各号に規定する者による船員の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医又は同項各号に規定する者が船員からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(安全衛生に関する教育及び訓練)

第十一条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、船員に教育を施さなければならない。

一・二 (略)

三 保護具、命綱、墜落制止用器具及び作業用救命衣の使用方法

四・五 (略)

2 (略)

(記録の作成及び備置き)

(新設)

(新設)

(安全衛生に関する教育及び訓練)
第十一条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、船員に教育を施さなければならない。

一・二 (略)

三 保護具、命綱、安全ベルト及び作業用救命衣の使用方法

四・五 (略)

2 (略)

(記録の作成及び備置き)

第十三条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、その都度記録を作成し、これを主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に、その写し（第一号に掲げる事項に係るものを除く。）を船内に、それぞれ三年間備え置かなければならない。

一・二（略）

三 安全担当者、消火作業指揮者、法第八十二条に規定する医師、衛生管理者又は衛生担当者から改善の申出があつた事項

四〇七（略）

（規定の作成）

第十四条 船舶所有者は、所轄地方運輸局長が、火災その他の災害又は負傷若しくは疾病を防止するため特に必要があると認めて安全管理、火災予防及び消火作業又は衛生管理に必要な規定の作成を命じた場合は、これを作成しなければならない。

（船員の遵守事項）

第十六条（略）

2（略）

3 船員は、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十七条第一項、第六十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する作業において墜落制止用器具又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該墜落制止用器具又は作業用救命衣を使用しなければならない。

（健康検査に係る書面等の提出等）

第三十一条の二 船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けた

ときは、当該船員に当該健康検査についての医師の診断の結果が記載された書面又は当該書面の写し（以下この条から第三十一条の四までにおいて単に「書面等」という。）を提出させなければならない。

2 書面等の作成に要する費用は、船舶所有者の負担とする。

第十三条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、その都度記録を作成し、これを主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に、その写し（第一号に掲げる事項に係るものを除く。）を船内に、それぞれ三年間備え置かなければならない。

一・二（略）

三 安全担当者、消火作業指揮者、医師、衛生管理者又は衛生担当者から改善の申出があつた事項

四〇七（略）

（規定の作成）

第十四条 船舶所有者は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が、火災その他の災害又は負傷若しくは疾病を防止するため特に必要があると認めて安全管理、火災予防及び消火作業又は衛生管理に必要な規定の作成を命じた場合は、これを作成しなければならない。

（船員の遵守事項）

第十六条（略）

2（略）

3 船員は、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十七条第一項、第六十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する作業において命綱、安全ベルト又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用しなければならない。

（新設）

(書面等の保存)

第三十一条の三 船舶所有者は、書面等を五年間保存しなければならない。

(新設)

(健康検査結果についての医師からの意見聴取)

第三十一条の四 船舶所有者は、健康検査の結果（当該健康検査の項目に異常の所見があると診断された船員に係るものに限る。）に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該船員が書面等を船舶所有者に提出した日から三月以内に医師の意見を聴かなければならない。

(新設)

2 船舶所有者は、前項の規定により聴取した医師の意見について記録を作成し、書面等と併せて保存しなければならない。

3 船舶所有者は、医師から第一項の意見聴取を行う上で必要となる船員の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(健康検査実施後の措置)

第三十一条の五 船舶所有者は、前条第一項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業する場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮その他の措置を講ずるほか、船内の作業環境測定の実施、設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

(新設)

(保健指導等)

第三十一条の六 船舶所有者は、健康検査の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める船員に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

(新設)

2 船員は、健康検査の結果及び前項の規定による保健指導を利用して

、その健康の保持に努めるものとする。

(特殊な作業に従事する船員に対する健康検査)

第三十二条 船舶所有者は、次の各号に掲げる船員については、当該各号に定める事項について、健康検査の際及びその六月後に、法第八十三條の国土交通大臣の指定する医師（以下「指定医師」という。）により検査を受けさせなければならない。ただし、検査を受けさせるべき時期に当該船員の乗り組んでいる船舶が航海中である場合は、当該航海の終了後遅滞なく受けさせればよい。

一・二 (略)

三 専ら潜水作業に従事している者 施行規則第五十五条第一項第四号、第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる検査（指定医師が必要でないと認められたものを除く。）

2 船舶所有者は、前項第一号の船員について雇入契約が終了する場合は、雇入契約を解除する場合であつて当該雇入契約の終了又は解除のとき（以下この項において「下船の時」という。）より前六月以内に同号の検査を受けていないときは、当該船員に同号の検査を受けさせなければならない。ただし、胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査については、下船の時より前六月以内に当該船員が健康検査を受けている場合は、これを省略するものとする。

3 (略)

4 船舶所有者は、第六十四条の騒音の激しい作業を行う船員については、健康検査の際に、千ヘルツ及び四千ヘルツの音その他医師が適当と認める周波数の音に係る聴力の検査を受けさせるよう努めるとともに、その検査の結果を踏まえ、船員の健康を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 第一項、第二項及び前項の検査に要する費用は、雇用中の船員について、船舶所有者の負担とする。

(特殊な作業に従事する船員に対する健康検査)

第三十二条 船舶所有者は、次の各号に掲げる船員については、当該各号に定める事項について、施行規則第五十五条の規定による検査の際及びその六月後に、法第八十三條の国土交通大臣の指定する医師（以下「指定医師」という。）により検査を受けさせなければならない。ただし、検査を受けさせるべき時期に当該船員の乗り組んでいる船舶が航海中である場合は、当該航海の終了後遅滞なく受けさせればよい。

一・二 (略)

三 専ら潜水作業に従事している者 施行規則第五十五条第一項第一号から第四号までに掲げる検査（指定医師が必要でないと認められたものを除く。）

2 船舶所有者は、前項第一号の船員について雇入契約が終了する場合は、雇入契約を解除する場合であつて当該雇入契約の終了又は解除のとき（以下この項において「下船の時」という。）より前六月以内に同号の検査を受けていないときは、当該船員に同号の検査を受けさせなければならない。ただし、胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査については、下船の時より前六月以内に当該船員が施行規則第五十五条の規定による検査の際に受けている場合は、これを省略するものとする。

3 (新設)

4 第一項及び第二項の検査に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

(長時間にわたる労働に関する面接指導の実施)

第三十二条の二 船舶所有者(常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者に限る。以下この条から第三十二条の六までにおいて同じ。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する船員から第四項の申出があつたときは、遅滞なく、当該船員に対し、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと)をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

一 一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり八十時間を超える者であること。

二 疲労の蓄積が認められる者であること。

三 次項の期前一月以内に医師による面接指導を受けた船員その他これに類する船員であつて、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者でないこと。

2 前項第一号の超えた時間の算定は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

3 船舶所有者は、第一項第一号の超えた時間の算定を行つたときは、速やかに、同号の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた船員に対し、当該船員に係る当該超えた時間に関する情報を通知しなければならない。

4 第一項各号の要件に該当する船員は、第二項の期日後、遅滞なく、第一項の面接指導を受けることを申し出なければならない。ただし、船舶所有者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師による第一項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を船舶所有者に提出したときは、この限りでない。

5 前項ただし書の書面は、当該船員の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 実施年月日

二 当該船員の氏名

(新設)

- 三 面接指導を行った医師の氏名
- 四 当該船員の疲労の蓄積の状況
- 五 前号に掲げるもののほか、当該船員の心身の状況
- 六 船舶所有者は、医師が、第四項の申出を行った船員に対して第一項の面接指導を行うに当たり、当該医師に次に掲げる事項の確認を行わなければならない。
 - 一 当該船員の勤務の状況
 - 二 当該船員の疲労の蓄積の状況
 - 三 前号に掲げるもののほか、当該船員の心身の状況
- 七 産業医は、第一項の要件に該当する船員に対して、第四項の申出を行うよう勧奨することができる。

(長時間にわたる労働に関する面接指導結果の記録の作成等)

第三十二条の三 船舶所有者は、前条第一項の規定による面接指導（同条第四項ただし書の場合において当該船員が受けたものを含む。次項及び次条において単に「面接指導」という。）の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、船員の受けた面接指導について、次に掲げる事項及び次条の規定による医師の意見を記載したものでなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 当該船員の氏名
- 三 面接指導を行った医師の氏名
- 四 当該船員の疲労の蓄積の状況
- 五 前号に掲げるもののほか、当該船員の心身の状況

(長時間にわたる労働に関する面接指導結果についての医師からの意見聴取)

第三十二条の四 船舶所有者は、面接指導の結果に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた

(新設)

(新設)

後（同条第四項ただし書の場合にあつては、当該船員が同項ただし書の書面を船舶所有者に提出した後）、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。

（長時間にわたる労働に関する面接指導実施後の措置）

第三十二条の五 船舶所有者は、前条の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業する場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮その他の適切な措置を講じなければならない。

（第三十二条の二第一項の規定により面接指導を行う船員以外の船員に対する面接指導等）

第三十二条の六 船舶所有者は、第三十二条の二第一項の規定により面接指導を行う船員以外の船員であつて健康への配慮が必要なものとして船舶所有者が定めた基準に該当するものについては、同項の面接指導の実施又は同項の面接指導に準ずる措置（以下「面接指導等」という。）を講ずるように努めなければならない。

（第三十二条の二第一項の船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務）

第三十二条の七 船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者を除く。）は、第三十二条の二第一項の要件又は前条の基準に該当する船員について、面接指導等の措置を講ずるように努めなければならない。

（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施）

第三十二条の八 船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者に限る。以下この条から第三十二条の十五までにおいて同じ。）は、常時使用する船員に対し、一年に一回、次に掲げる事項について、労働安全衛生法第六十六条の十第一項に規定する医師等（次条から

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第三十二条の十二までにおいて単に「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この条から第三十二条の十二まで及び第三十二条の十六において単に「検査」という。）を行わなければならない。

- 一 船内における当該船員の心理的な負担の原因に関する項目
 - 二 当該船員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
 - 三 船内における他の船員による当該船員への支援に関する項目
- 2 検査を受ける船員について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

（検査結果の通知等）

第三十二条の九 船舶所有者は、前条第一項の規定により行う検査を受けた船員に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた船員の同意を得ないで、当該検査の結果を船舶所有者に提供してはならない。

2 前項の規定による船員の同意の取得は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によらなければならない。

（検査結果の記録の作成等）

第三十二条の十 船舶所有者は、前条第一項の規定による船員の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該船員の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 船舶所有者は、前項に規定する場合を除き、検査を行った医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要

（新設）

（新設）

な措置を講じなければならない。

(検査結果の集団ごとの分析等)

第三十二条の十一 船舶所有者は、第三十二条の八第一項の規定による検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該検査を受けた船員が乗り組む船舶その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 船舶所有者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の船員の実情を考慮して、当該集団の船員の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(心理的な負担に関する面接指導の実施)

第三十二条の十二 船舶所有者は、第三十二条の九第一項の規定による通知を受けた船員のうち、検査の結果、次に掲げる要件のいずれにも該当するものが面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした船員に対し、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。この場合において、船舶所有者は、船員が当該申出をしたことを理由として、当該船員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

一 心理的な負担の程度が高い者であること。

二 医師による面接指導を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めた者であること。

2 前項の規定による申出(次項及び第四項において「申出」という。)は、前項の要件に該当する船員が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。

3 検査を行った医師等は、第一項の要件に該当する船員に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

4 船舶所有者は、医師が、申出を行った船員に対し第一項の規定による面接指導を行うに当たり、当該医師に第三十二条の八第一項に掲げ

(新設)

(新設)

る事項及び次に掲げる事項の確認を行わせなければならない。

- 一 当該船員の勤務の状況
- 二 当該船員の心理的な負担の状況
- 三 前号に掲げるもののほか、当該船員の心身の状況

(心理的な負担に関する面接指導結果の記録の作成等)

第三十二条の十三 船舶所有者は、前条第一項の規定による面接指導の結果に基づき、前条第四項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しておかなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 当該船員の氏名
- 三 面接指導を行った医師の氏名
- 四 次条の規定による医師の意見

(心理的な負担に関する面接指導結果についての医師からの意見聴取)

第三十二条の十四 船舶所有者は、第三十二条の十二第一項の規定による面接指導の結果に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。

(心理的な負担に関する面接指導実施後の措置)

第三十二条の十五 船舶所有者は、前条の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業の場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮その他の適切な措置を講じなければならない。

(第三十二条の八第一項の船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務)

(新設)

(新設)

(新設)

第三十二条の十六 船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者を除く。）は、常時使用する船員について、検査及び医師による面接指導を行うように努めなければならない。

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第三十二条の十七 船舶所有者は、この省令の規定による措置の実施に關し、船員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、船員の健康の確保に必要な範囲内で船員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 船舶所有者は、船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（高所作業）

第五十一条 船舶所有者は、床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所における作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽及び墜落制止器具を使用させること。

二 五 （略）

2 船舶所有者は、船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、前項の作業を行わせてはならない。

（舷外作業）

第五十二条 船舶所有者は、船体外板の塗装、さび落とし等舷外に身体の重心を移して行う作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に墜落制止用器具又は作業用救命衣を使用させること。

（新設）

（新設）

（高所作業）

第五十一条 船舶所有者は、床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所における作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽及び命綱又は安全ベルトを使用させること。

二 五 （略）

2 船舶所有者は、船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、前項の作業を行なわせてはならない。

（げん外作業）

第五十二条 船舶所有者は、船体外板の塗装、さび落とし等げん外に身体を重心を移して行う作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。

二・三 (略)

四 作業場所の付近におけるビルジ、汚水、汚物等の舷外排出及び投棄を禁止すること。

五・六 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の作業を行う場合に、準用する。

(漁ろう作業)

第五十七条 船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に墜落制止用器具又は作業用救命衣を使用させること。

三〜八

九 ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣の裾等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

十・十一 (略)

2 (略)

(船倉内作業)

第六十六条 船舶所有者は、船倉内で作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、滑り止めの付いた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 (略)

三 床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所において作業を行わせる場合は、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずること。ただし、作業に従事する者に墜落制止用器具を使用させる場合は、この限りでない。

四 (略)

二・三 (略)

四 作業場所の付近におけるビルジ、汚水、汚物等の舷外排出及び投棄を禁止すること。

五・六 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

(漁ろう作業)

第五十七条 船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。

三〜八

九 ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣の裾等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

十・十一 (略)

2 (略)

(船倉内作業)

第六十六条 船舶所有者は、船倉内で作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、すべり止めの付いた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 (略)

三 床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所において作業を行わせる場合は、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずること。ただし、作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させる場合は、この限りでない。

四 (略)

2 第五十一条の規定は、前項の作業を行わせる場合には、適用しない。

(着氷除去作業)

第六十八条 船舶所有者は、船舶の着氷の除去作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、滑り止めの付いた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 作業に従事する者に墜落制止用器具を使用させること。

三 (略)

2 第五十一条第二項の規定は、前項の作業を行う場合に、準用する。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八十四条 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 第五十一条の規定は、前項の作業を行なわせる場合には、適用しない。

(着氷除去作業)

第六十八条 船舶所有者は、船舶の着氷の除去作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させること。

三 (略)

2 第五十一条第二項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八十四条 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

2 (略)

産業医選任報告書		年 月 日
地方運輸局長 運輸監理部長		
船船所有者の氏名 又は名称及び住所		
主たる船員の労務 管理の事務を行う 事務所の所在地	常時使用する 船員の数	人
産 氏 氏（フリガナ）	生 年 月 日	
業 運 任 年 月 日	新 任 又 は 交 代 の	新 任 ・ 交 代
業 産 業 医 の 医 籍 番 号 等	種 別	一 医 籍 番 号
参 考 事 項		

備考

- 1 「新任又は交代の別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 交代の場合には、「参考事項」の欄に前任者の氏名及び解任又は死亡の年月日を記入すること。
- 3 「産業医の医籍番号」の種別は、別表に掲げる種別の区分に応じて該当番号を記入すること。

別表

種別	番号	種別	番号
労働者の健康増進等を行うのに必要 な医学に関する知識についての研修 であつて厚生労働大臣の指定する者 (法人に限る。)が行うものを修了し た者	1	大学において労働衛生に関する科目を 担当する教授、准教授又は講師の職に あり又はあつた者	4
産業医の養成等を行うことを目的と する医学の専門の課程を設置してい る産業医科大学その他の大学であつ て厚生労働大臣が指定するものとな り、かつ、その大学が行う実習を履修し たもの	2	労働安全衛生規則第14条第2項第5 号に規定する者 平成9年10月1日以前に厚生労働大 臣が定める研修の受講を開始し、これ を修了した者	5
労働衛生コンサルタントで試験区分 が保健衛生である者	3	上のいづれにも該当しないが、平成1 0年9月30日以前に厚生労働大臣として の経験年数が3年以上である者	6
			7

(船員職業安定法施行規則の一部改正)

第三条 船員職業安定法施行規則(昭和二十三年運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(法第八十九条に関する事項)
第四十二条 (略)

2 法第八十九条第三項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)第十条の二第一項第一号から第三号まで、第七号及び第八号(同令第十条第一項第一号に係るものに限る。)、第十条の四第一項第一号及び第二号、第十一号第一項第一号、第十三条第一号(同令第十一条第一項第一号に係るものに限る。)並びに第三十一条の二から第三十二条の十六までの事項

二 (略)

3 法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、船員労働安全衛生規則第十条の二から第十条の七まで(同令第十条の二第一項第四号、第五号、第八号(同令第十一条第一項第一号に係るものを除く。))及び第九号を除く。)、第十条の九、第十条の十、第十一号第一項第一号、第十三条第一号(同令第十一条第一項第一号に係るものに限る。)及び第三十一条の二から第三十二条の十七までの事項並びに前項第二号に掲げる事項とする。

4
5
6 (略)

(法第八十九条に関する事項)
第四十二条 (略)

2 法第八十九条第三項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)第十条第一項第一号、第十三条第一号(同令第十一条第一項第一号に係るものに限る。)及び第三十二条の事項

二 (略)

3 法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、前項各号に掲げるものとする。

4
5
6 (略)

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正)

第四条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(船外への転落に備えた措置) 第三百三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合(漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。)に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。</p> <p>一 次に掲げる要件を満たす位置に乗船している場合 イ 周囲に高さ七十五センチメートル以上の柵欄その他の船外への転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 適切な墜落制止器具を装着させることその他第二項に規定する措置に相当すると国土交通大臣が認める措置が講じられている者</p> <p>五 七 (略)</p>	<p>(船外への転落に備えた措置) 第三百三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合(漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。)に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。</p> <p>一 次に掲げる要件を満たす位置に乗船している場合 イ 周囲に高さ七十五センチメートル以上のさく柵その他の船外への転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 適切な命綱又は安全ベルトを装着させることその他第二項に規定する措置に相当すると国土交通大臣が認める措置が講じられている者</p> <p>五 七 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

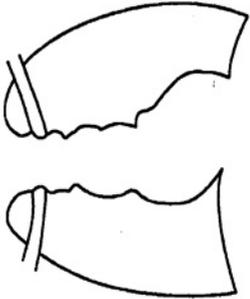
(経過措置)

第二条 この省令による改正前の船員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十五条に基づく健康証明書は、その有効期間内に限り、この省令の施行後も、なおその効力を有するものとする。

第三条 令和五年三月三十一日までに交付又は再交付された船員手帳は、改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第十六号書式にかかわらず、なおこれを使用することができる。この場合においては、新規則第十六号書式第十四表から第十六表までに記載すべき事項は、旧規則第十六号書式第十四表及び第十五表を適宜補正してこれに記載するものとする。

(十四)

健康証明書 Medical Certificate		This certificate is issued under the provision of regulation I/9 of STCW convention, 1978, as amended.	
既往歴 Medical history		喫煙の有無 Smoking	有 Yes 無 No
服薬状況 Medication status		身長 Height	cm
業務歴 Work history		体重 Weight	kg
		腹囲 Abdominal circumference	cm
		BMI Body Mass Index	
自覚症状 Subjective symptoms		他覚所見 Objective Findings	
運動機能 Physical ability		色覚 Color vision	(検査日 () (有効期限 () (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)
裸眼視力 (矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	右 Right () 左 Left () 両 Combined ()	聴力 Unaided hearing (補聴器により補われた聴力) (Aided hearing)	右 Right () 左 Left ()
握力 Grip	右 Right 左 Left	血液型 Blood type	

血糖 Blood glucose	血糖値 Blood glucose level	食事後 after meals	時間 hour	貧血 anemia	赤血球数 RBC	
	ヘモグロビンA1c HbA1c				血色素量 Hb	
血中脂質検査 Blood lipid exam.	LDLコレステロール LDL cholesterol			血圧 Blood pressure	/	
	中性脂肪 Triglyceride			心電図検査 Electrocardiogram exam.		
	HDLコレステロール HDL cholesterol			撮影年月日 Date of photographing		
肝機能検査 Hepatic function exam.	GOT Glutamic oxaloacetic transaminase			胸部 X 線 検査 Chest X-ray exam.	フィルム番号 Film No.	
	GPT Glutamic pyruvic transaminase					
	γ-GTP γ-glutamyl transpeptidase					
	虫卵 Parasite egg					
検便 Stool exam.	ヘモグロビン Hemoglobin			かくたん検査 Sputum exam.		
	蛋白 Albumin			肺活量 Breathing capacity		CC
検尿 Urinalysis exam.	糖 Sugar					

(十六)

腹部画像検査 Abdominal imaging exam.		尿酸値 Uric acid level B型肝交抗体検査 Hepatitis B antibody exam.	
医師の指示及び就業上の注意事項(見張り業務の適・不適、就業上の制約等) Instruction (Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor			
備考 Remarks			
判定 Diagnosis			判定年月日 Date of diagnosis
船員の署名 Signature of holder of this certificate		有効期限 Expiry date (1 year from diagnosis)	
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital			

第一号様式（第十条の二関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

産業医選任報告書

年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

船舶所有者の氏名
又は名称及び住所

主たる船員の労務 管理の事務を行う 事務所の所在地			常時使用する 船員の数	人
産 業 医	(フリガナ) 氏名		生年月日	
	選任年月日		新任又は交代 の別	新任・交代
	産業医の医 籍番号等	種別 — 医籍番号		
参 考 事 項				

備考

- 1 「新任又は交代の別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 交代の場合には、「参考事項」の欄に前任者の氏名及び解任又は死亡の年月日を記入すること。
- 3 「産業医の医籍番号」の種別は、別表に掲げる種別の区分に応じて該当番号を記入すること。

別表

種 別	番号	種 別	番号
労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者	1	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり又はあつた者	4
産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置して、いする産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修した者	2	労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者 平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者	5 6
労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者	3	上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者	7

- 船員の健康確保について

船員の健康確保について



国土交通省 海事局 船員政策課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

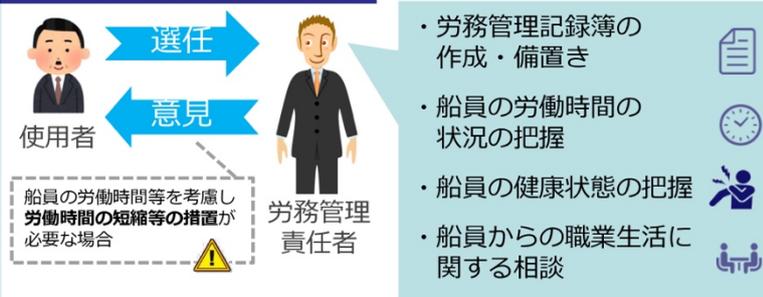
「船員の働き方改革」の全体像

- ✓ 令和4年4月から、船舶所有者が船員の労働時間の状況を把握し、適切な措置を講じる仕組みを構築
- ✓ 令和5年4月から、船員の働き方改革第2弾として、労働時間規制の範囲の見直しや船員の健康確保に関する新たな制度が施行

法改正事項

船員の労務管理の適正化

【R4.4.1 施行】



労働時間規制の範囲の見直し

【R5.4.1 施行】

当直の引継ぎや操練を労働時間規制の対象に



船員の健康確保

○全ての船舶所有者 【R5.4.1 施行】

健康検査結果に基づく健康管理

○常時50人以上船員を使用する船舶所有者

- ・産業医による健康管理等
- ・長時間労働者への面接指導
- ・ストレスチェック



多様な働き方の推進等

【随時実施】

各種ガイドラインやモデル就業規則の作成 等

1. なぜ今、船員の健康確保なのか？

2. 何が変わる？（船員労働安全衛生規則等の改正）

3. その他船員の健康確保の取組、支援ツール

職場内でこういったことはありませんか？

- ✓ 船員の突発的な病気等による急な下船や、病状の悪化による長期休業
- ✓ 採用し、育成した船員の人間関係を理由とした退職

⇒ **船舶の配乗計画や船舶の運航に支障も！！**



船員の健康状態をどの程度把握できていますか？

- ✓ 船員の健康状態（持病・服薬状況、通院状況等）をしっかりと把握した上で、船員の配乗管理等ができていますか？
- ✓ 船員のメンタルヘルスの状態を把握できていますか？

労働時間



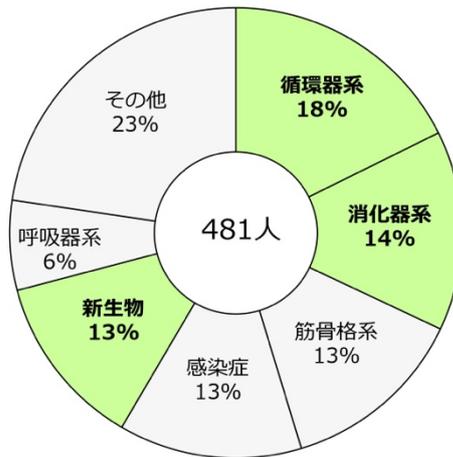
人間関係



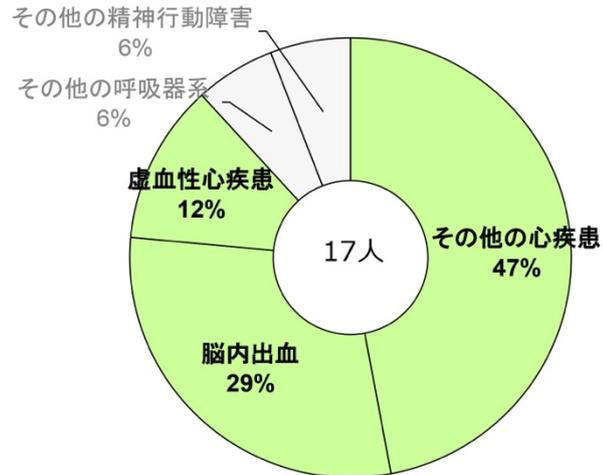
船員の健康の現状①（船員の疾病状況）

- ✓ 船員の疾病のうち、約半数が生活習慣病。
- ✓ 船員の疾病による死亡者の約9割が生活習慣病に関連する疾患によるもの。

船員の疾病の種類別発生状況



船員の疾病による死亡原因

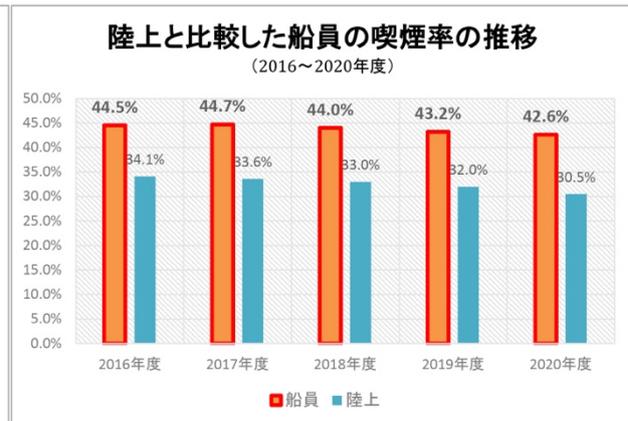
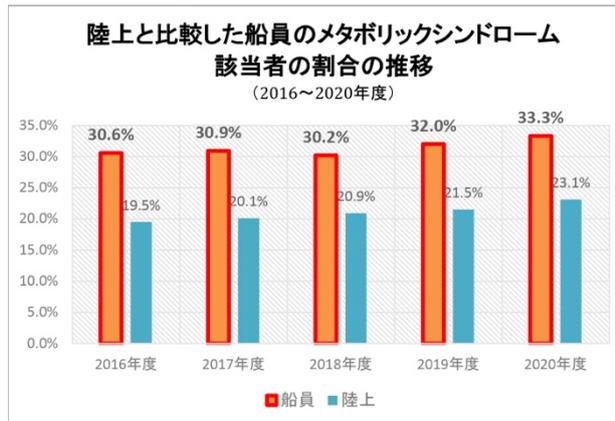


出典：令和2年度船員災害疾病発生状況報告

船員の健康の現状②（メタボリックシンドローム、喫煙の状況） 国土交通省

- ✓ 船員は、陸上労働者と比べ、メタボリックシンドロームの割合が 10%以上高い。
- ✓ 船員は、陸上労働者と比べ、喫煙者の割合が 10%以上高い。

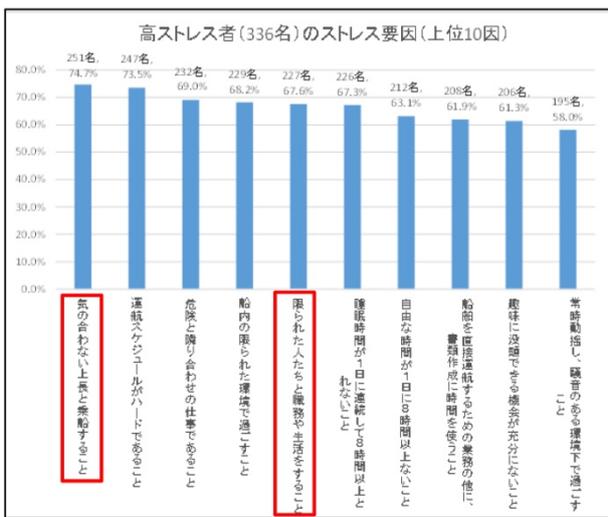
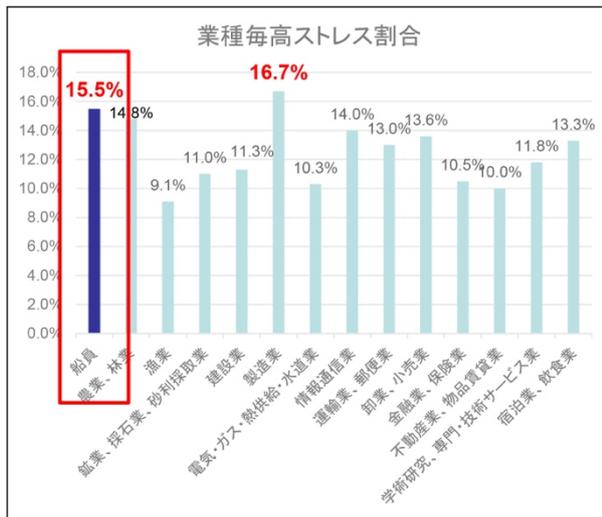
※ いずれも船員保険の加入者（船員）、健康保険の加入者（陸上労働者）との比較



出典：全国健康保険協会船員保険部資料

船員の健康の現状③（高ストレス者の状況）

- ✓ 船員における高ストレス者の割合は、陸上の労働者と合わせた中でも、製造業に次いで高い値。
- ✓ 船員の中では、「人間関係」を高ストレスの要因としている者の割合が高い。

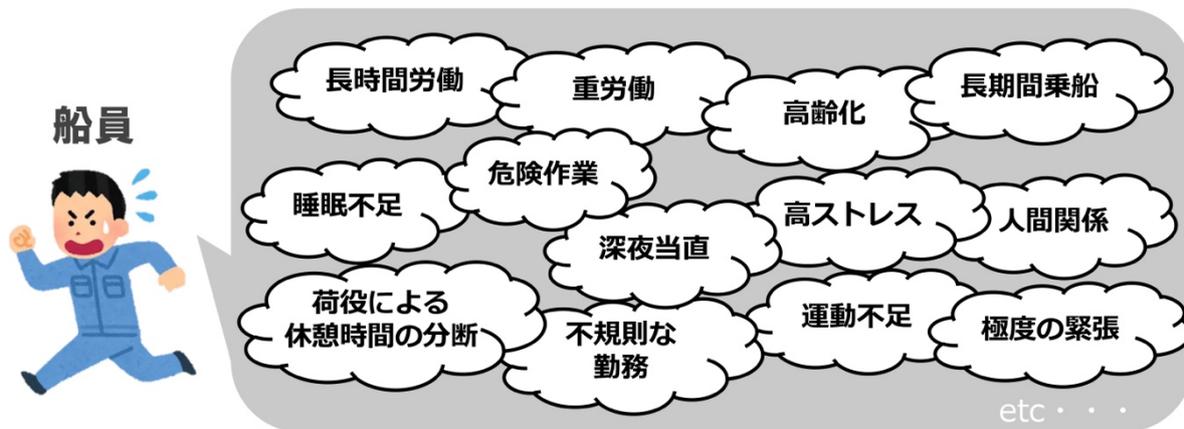


出典：船員のメンタルヘルスアンケート調査結果報告書(2019年7月)：(一財)海技振興センター)

なぜ船員の健康確保必要なのか

✓ 船員に対する労働負荷の要因は様々

⇒ 船員の健康状態に大きく影響してくることも…



➡ 意欲ある人材が船員として健康に長く働き続けるには一層の船員の健康管理が必要

1. なぜ今、船員の健康確保なのか？

2. 何が変わる？（船員労働安全衛生規則等の改正）

- (1) 船員向け産業医制度
- (2) 健康検査結果に基づく健康管理
- (3) 過重労働対策
- (4) メンタルヘルス対策
- (5) その他

3. その他船員の健康確保の取組、支援ツール

船員の健康確保に関する課題

- ✓ 職住一体の生活により、人間関係の問題が陸上より深刻になりやすく、また、生活習慣病等の健康リスクが高い状況。
- ✓ 船員の健康管理については、健康証明を通じた船員個人による健康管理が中心で、船社全体で健康管理をサポートする仕組みとなっていない。
- ✓ 船内の衛生保持等については衛生管理者等が担っているが、メンタルヘルスや長時間労働者への対応等については、十分な専門的知見を有していない。

船員が抱える健康リスクの軽減を図るため、
陸上労働者に関する制度・取組みを参考にしつつ、

**医学的な見地を踏まえ船員の心身の健康確保を
図るための制度を新たに構築**（⇒次頁参照）

船員が健康で長く働き続けられる職場づくりを実現！！

船員の健康確保を図るため、新たに4つの制度を導入

① 船員向け産業医制度

- 船内巡視による作業環境・衛生状態の把握（→健康障害の防止措置）
- 健康検査結果に基づく指導
- 長時間労働者への面接指導
- 高ストレス者への面接指導



等

② 健康検査結果に基づく健康管理

- 健康検査に係る診断結果の提出
- 診断結果等の保存
- 健康検査結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）



等

③ 過重労働対策

- 長時間労働の船員に対する医師による面接指導
- 面接指導の結果の記録
- 面接指導結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）



等

④ メンタルヘルス対策

- ストレスチェック検査の実施
- 検査結果の記録
- 検査結果の分析等
- 高ストレス者への面接指導
- 事後措置（※）



等

※ 就業場所の変更、乗船期間の短縮 等



✓ 上記①、③、④は、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に対し義務付け（上記船舶所有者以外は努力義務）

✓ 上記②、④は、船員のうち、「常時使用する船員」が当該措置の対象

令和5年（2023年）4月1日より開始！！

「常時50人以上の船員を使用する」について

- ✓ 産業医の選任義務等の対象となる「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」の取扱いは次のとおり。

「船員」とは…（船員の定義）

- 「常時50人以上の船員」の「船員」とは、いわゆる常用雇用の船員のみが該当するのではなく、例えば、臨時雇い（期間雇用等）の船員であるか否かを問わず、季節的事業において使用される船員についても、当該「船員」に該当します。
- 派遣船員については、派遣先である船舶所有者と、派遣元事業主である船舶所有者の双方において、当該「船員」の数に含めることになります。

「常時～使用する」とは…

- 「常時50人以上の船員を使用」とは、常態として、使用している船員の数が50人以上であることをいうものですが、例えば、怪我や病気等により急な船員の下船があった場合に、当該船員を予備船員として雇用を維持しつつ、代替要員の補充のために採用をした場合の船員の増員については、常態として使用されていた船員に加えて、その船員の下船期間に限り代替的に増員したものであるため、「常時～使用する」には該当しません。
(⇒ 上記のケースの「船員」の数のカウントとしては、下船した船員の人数を下船後も引き続き含める一方で、補充した船員の数を含めないことになります。)
- 上記「船員の定義」のとおり、臨時雇いの船員や派遣船員も、「常時50人以上の船員」の「船員」の定義には含まれますが、上記のような代替的な増員に該当する場合には、「常時～使用する」には該当しないことになります。
- 他方で、増員であっても、体制強化等のために定常的な増員をするような場合は、当該増員した船員は、「常時～使用する」に該当することになります。

「常時使用する船員」について

- ✓ 「健康検査結果に基づく健康管理」及び「メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施等）」の対象となる「**常時使用する船員**」とは次のとおり。

「常時使用する船員」とは・・・

- 「常時使用する船員」とは、次のいずれかに該当する船員のことを指します。
 - ✓ **期間の定めのない**契約により使用される船員
 - ✓ 期間の定めのある契約により使用される者であって、**1年以上使用されることが予定されている船員**
 - ✓ 期間の定めのある契約により使用される者であって、契約の更新（当該期間の延長）により**1年以上使用されている船員**
- 上記の「期間」には、雇入契約の期間だけでなく、下船時の雇用契約の期間（予備船員としての期間等）も含まれますので、ご注意ください。



「常時使用する船員」の定義は、上記の通りであり、産業医の選任等の義務が課される「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」の「船員」とは異なりますので、ご注意ください。

(1) 船員向け産業医制度

船員向け産業医制度(概要)

対象 ➡ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者(左記以外の船舶所有者は努力義務)

- ✓ 船員の健康管理を行うためには、船員を使用する船舶所有者が、継続的に、医学的な立場からのサポートを受けることができる体制の構築が必要。
- ✓ このため、陸上の制度も参考に、船員向けの産業医制度を導入することとし、船舶所有者に対し、産業医の選任を義務付け、当該産業医が船員の健康管理等(※)のサポートを実施。

※ 面接指導やストレスチェックの実施、それらの結果に基づく船員の健康を保持するための措置等で医学に関する専門的知識を必要とするもの

<船舶所有者による主な対応事項>

①産業医の選任

(選任後、運輸局に報告書を提出)

②産業医の業務に関する船員への周知

③産業医に対する情報提供(※)

※ 長時間労働を行った船員の情報(氏名、超過労働時間数)等

④産業医に対する勧告・助言等の権限の付与

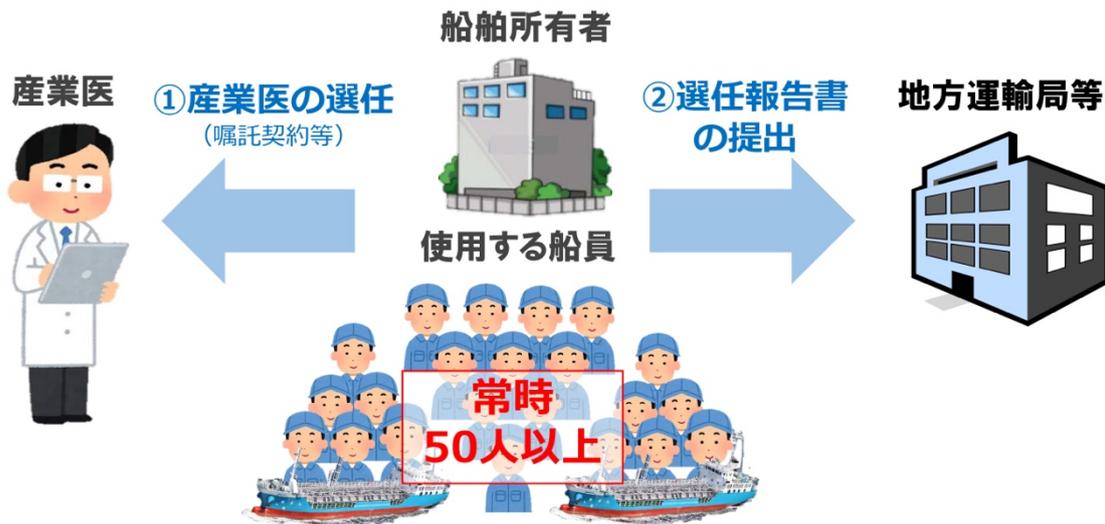
⑤産業医の船内巡視(年1回)

(上記巡視のほか、衛生管理者等による船内巡視の結果を産業医に提供(月1回))



- ✓ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者は、産業医を選任すべき事由が発生した日から14日以内に産業医を選任
- ✓ 選任後は、遅滞なく、地方運輸局等へ報告書を提出

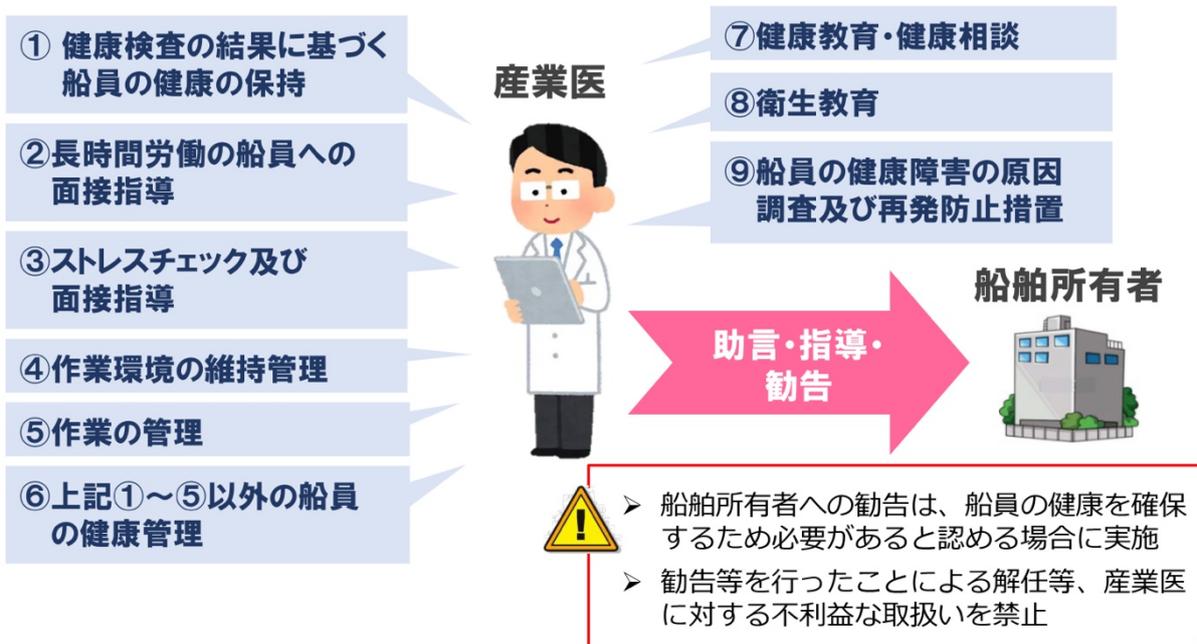
※産業医の要件は、陸上の産業医の要件と同様



産業医の役割と権限

- ✓ 産業医は、次の①～⑨の船員の健康管理等を実施。
- ✓ 船舶所有者への勧告や衛生管理者等^(※)への助言・指導等を行うことができる。

※衛生管理者のほか、衛生担当者、労務管理責任者等



産業医による船内巡視等の実施

船舶所有者は、産業医が船内の作業環境及び衛生状態を把握するために次の措置を実施

- ① 少なくとも月1回、衛生管理者又は衛生担当者等による巡視結果を産業医へ提供
- ② 少なくとも年1回、産業医による船内巡視

⇒ 産業医は、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、船員の健康障害を防止するため必要な措置を実施

① 衛生管理者又は衛生担当者等による船内巡視（少なくとも月1回）



② 産業医による船内巡視（少なくとも年1回）



産業医活動と安全衛生委員会の連携

- ✓ 安全衛生委員会は、船員の危険や健康障害を防止するための対策等について調査審議することを目的とし、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に設置が義務付け。
- ✓ その設置の目的から、産業医の活動についても、**安全衛生委員会と連携**していくことが重要。
- ✓ 船舶所有者は、安全衛生委員会に対し、次の報告が必要

- 産業医の選任、辞任・解任時 ⇒ その旨、その理由
- 産業医から勧告を受けたとき ⇒ 勧告の内容、講じようとする措置





Q1-1 産業医はどこで探せばよいの？

A. 例えば、次のような産業医サービスの提供又は産業医の紹介を行っている機関等がありますので、各機関にご相談ください。

- 地域の医師会（産業医の職業紹介を実施）
- 産業保健サービスを提供している会社
- 産業医の職業紹介を行っている会社

また、近隣の医療機関や健診を依頼している機関でも、産業医サービスを提供している場合がありますので、各機関にご確認ください。



Q1-2 船員向け産業医は常勤でなければならないの？ また、複数人を選任してもよいの？

A. 常勤である必要はありません。勤務形態（訪問回数、時間等）については、個別に産業医にご相談ください。

また、複数人を選任することも可能です。この場合、地方運輸局への産業医の選任の報告は、産業医ごとに必要となりますので、ご注意ください。



Q1-3 年1回以上の産業医による船内巡視は、使用する船員が乗り組む全ての船舶で行う必要があるの？

A. 毎年全ての船舶で実施することが望ましいですが、船舶を多数所有する場合には、1年間で全ての船舶で実施することが困難な場合もあるため、その場合には、産業医の意向等も十分に踏まえ、その年に実施する船舶（1隻以上）を選定し、船内巡視を行うことも可能です。

ただし、その場合には、5年程度を上限とする期間で実施計画を立て、当該期間内に、WEB等も活用しながら、原則として全ての船舶について産業医による船内の巡視を行うようにしてください。

また、月1回の衛生管理者等による船内巡視の結果も考慮し、船内の作業方法や衛生状態に問題が生じている船舶がある場合には、上記の計画にかかわらず、当該船舶への船内巡視の優先的な実施に努めてください。



- その年に産業医の船内巡視を行わない船舶については、毎月1回の衛生管理者等による巡視結果の提供の際に、産業医がより的確に作業環境や衛生状態を把握することができるよう、船内の動画、写真等も活用して詳細な情報を提供することが望ましいです。
- また、産業医による船内巡視の結果については、作業方法や衛生状態に問題が生じていた場合の改善結果等も含め、他の対象船舶にも横展開をし、船内巡視を実施しなかった船舶においては、衛生管理者等が同様な問題が生じていないかのチェックや改善等を行うことが望ましいです。



Q1-4 産業医の船内巡視は、WEB会議システムを利用して、遠隔で実施してもよいの？



A. WEB会議システムによる遠隔での実施も可能です。

具体的な方法としては、船舶側より、原則、リアルタイムで船内の様子を映像や音声で配信させ、産業医と船内の船員（衛生管理者等）が相互での受け答えもしながら、船内の状態や作業の様子等を確認し、産業医が船内の作業環境及び衛生状態の把握を行っていただくこととなります。



Q1-5 不定期船なのでスケジュール調整が大変だけどどうすればよいの？

A. 船員の場合は、陸上制度（原則月1回実施）とは異なり、年1回の実施としており、WEBによる遠隔での実施も可能ですので、産業医と船舶所有者（会社）側で、スケジュール調整を入念に行い、停泊中や仮バースの機会等を捉えて実施していただくようお願いします。



Q1-6 当社船舶の中には、海外を拠点に運航していて、現地の通信環境も整っていないため、WEBでの実施も難しい船舶があるけど、どうすればよいの？

A. WEBでも実施できない「やむを得ない事情」(*)がある場合には巡視を受ける船舶側において、産業医の指示も踏まえ、

- ① 船内の状態や作業の様子等を動画で撮影・保存
- ② 船内の照度、室温、湿度又は騒音の状態等について、適宜計器等を用いて計測
- ③ 船舶に乗り組む船員からの船内作業環境の改善要望等の有無とその内容の確認

等をさせ、それら動画や結果等を産業医にメールや記憶媒体（USBメモリ等）で送付させた上で、産業医が、それらの内容をもとに、船内の衛生管理者又は衛生担当者等とWEBやメール等でやり取り（質疑応答等）をしながら、船内の状態や作業の様子等を確認し、船内の作業環境及び衛生状態の把握を行う方法でもよいこととします。

※「やむを得ない事情」とは、例えば、①日本に寄港する機会がなく、通信環境の状態によりWEBにより行うことができない場合や、②船舶の故障や天候の急変等による突如の航海スケジュールの変更により、予定していた産業医の訪船やWEBでの巡視の実施ができなくなり、その後もそれらの方法での実施について調整がつかなかった場合が考えられます。

(2)健康検査結果に基づく健康管理

健康検査結果に基づく健康管理(概要)

対象 ➡ 全ての船舶所有者



他の3つの取組と対象が異なるため注意！！

- ✓ 船員の健康を管理し、健康リスクとなっている生活習慣病を予防するためには、継続的に健康状態を把握し、適切な事後措置や保健指導につなげることが必要
- ✓ このため、陸上労働者の健康診断の仕組みを参考に、船員(※)の健康検査の結果を活用し、船舶所有者が船員の健康状態を継続的に把握する仕組みを構築

※下記①～④は「常時使用する船員(P12参照)」が対象

<船舶所有者による主な対応事項>

①健康検査の医師による
診断結果の提出

②船舶所有者での
診断結果の保存(5年間)

③健康検査結果に基づく
医師からの意見聴取^(※)

④健康検査実施後の
事後措置

(例：就業場所変更、乗船期間短縮等)

⑤医師・保健師による
保健指導(努力義務)



※健康検査の項目に異常の所見があると診断された船員に係るものに限る

健康検査の項目の見直し等

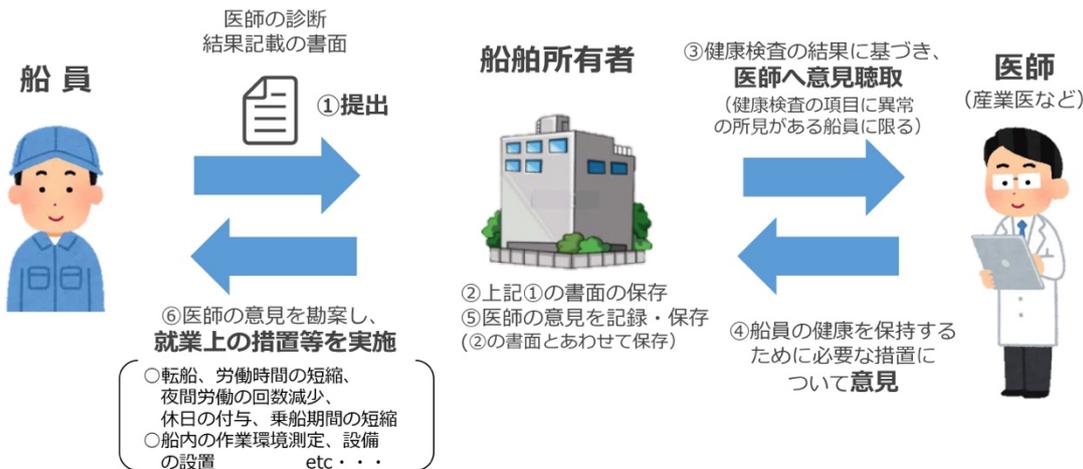
- ✓ 船員の健康管理の観点から、陸上の健康診断での検査項目を参考に、貧血検査の追加等検査項目を見直し
- ✓ 聴力について、騒音の激しい作業を行う船員に対するオーディオメータによる検査の推奨(受診は努力義務)

健康検査結果に基づく船員の健康保持のための措置

- ✓ 船舶所有者は、健康検査の結果において異常の所見があると診断された船員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見聴取を実施。*

※ 意見聴取は、船員が医師の診断結果を記載した書面を提出した日から3月以内に行う。
船舶所有者は、医師から、意見聴取を行う上で必要となる船員の業務に関する情報を求められたときは、速やかに提供する。

- ✓ 船舶所有者は、医師の意見を勘案し、船員に対し、必要な就業上の措置等（労働時間の短縮、乗船期間の短縮等）を講じる。



医師の診断結果を記載した書面の例

✓ 健康検査を受けた船員が、健康証明書への記入に加えて交付を受ける、当該健康検査の診断結果を記載した書面の例は次の通り。

診断結果を記載した書面例①

○ 国土交通省のウェブページで公開している「健康検査診断結果(様式例)」に診断結果を記載の上、船員手帳(第十六表)の次頁の自由記載欄に貼付し、船員に交付(船員手帳へ貼付せずに、印刷したものを交付することも可)

健康検査診断結果			
氏名：海事 太郎		医療機関名：	
生年月日：19XX年1月1日（〇歳）		判定医：	
性別：男性		判定日：20XX年1月1日	
検査項目	診断結果	検査項目	診断結果
腹圍		肝機能検査	
BMI		GOT	
視力		GPT	
色覚		γ-GTP	
聴力		心電図	
血色赤量及び赤血球数の検査		血圧	
検便（虫卵）		胸部X線及びかたん検査	
検便（ヘモグロビン）		肺活量	
検尿		感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器	
血糖検査		官の臨床医学的検査	
血中脂質検査		腹部画像検査	
LDLコレステロール		血液中の尿酸の量の検査	
中性脂肪		B型肝炎に係る抗体検査	
HDLコレステロール			
所見			

診断結果を記載した書面例②

○ 各医療機関で普段使用している健康診断結果票やそれに類似する様式に診断結果を記載の上、船員に交付

健康診断結果報告書																
事業所コード	事業所名称		所在地		関係組合		個人ID									
支社コード	支店コード		支店名称		支店所在地		支店関係組合									
保険証記号	715*		氏名		生年月日	性別	年齢	血液型	0 +							
保険証番号	所属		社員番号													
項目	今回	前回	前々回	前々々回	3日前	4日前	項目	今回	前回	前々回	前々々回	3日前	4日前			
交際コース	2021年1月13日	2020年1月17日	2019年5月28日	2018年9月21日	2017年10月6日		身長	167.3	167.8	168.0	168.5	168.5	6.6	6.7	6.8	6.9
コース	生活習慣病健診(確保・外航) [S3001]	手帳健診日[S4001]	生活習慣病健診(確保・外航) [S3001]	生活習慣病健診(確保・外航) [S3001]	生活習慣病健診(確保・外航) [S3001]		体重	64.9	65.6	66.3	66.8	66.2	74.7			
健康診断							BMI	23.2	23.3	23.5	23.5	23.3	A/G比			
医師の診断判定	食道悪化	②	腸胃異常症	③	腸胃異常症	③	腸胃異常症	③	腸胃異常症	③	腸胃異常症	③	腸胃異常症	③	腸胃異常症	③
	腸胃異常症	②					腸胃異常症	②	腸胃異常症	②	腸胃異常症	②	腸胃異常症	②	腸胃異常症	②
							腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症	
							腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症	
							腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症	
							腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症	
							腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症	
							腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症	
							腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症	
							腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症		腸胃異常症	
項目	今回	前回	前々回	前々々回	3日前	4日前	項目	今回	前回	前々回	前々々回	3日前	4日前			
身体計測	身長	167.3	167.8	168.0	168.5	168.5	総蛋白	6.6				6.7	6.8	6.9		
	体重	64.9	65.6	66.3	66.8	66.2	AST(GOT)									
臨床検査	BMI	23.2	23.3	23.5	23.5	23.3	ALT(GPT)	16	13	11	18	17				
	腹圍	80.7	83.9	82.6	82.5	83.0	γ-GTP	22	20	16	23	25				
臨床検査	検便	右	0.90	0.90	0.80	1.20	T-TT									
	検尿	左	0.90	1.20	1.20	1.50	Z-TT									
臨床検査	検尿	右					AST(GOT)		20	16	23	25				
	検尿	左					ALT(GPT)	16	13	11	18	17				
臨床検査	LDLコレステロール	右					γ-GTP	22	24	26	57	49				
	LDLコレステロール	左					ALP	59	214	206	251					
臨床検査	中性脂肪	右					LDH	224	193	209	231					
	HDLコレステロール	左					CHD									
臨床検査	中性脂肪	軽度高	軽度高	軽度高	軽度高	異常なし	LAP									
	HDLコレステロール	軽度高	軽度高	軽度高	軽度高	異常なし	CPE									
臨床検査	中性脂肪	軽度高	軽度高	軽度高	軽度高	異常なし	判定	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし				
	HDLコレステロール	軽度高	軽度高	軽度高	軽度高	異常なし	判定	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし				

健康検査の検査項目の追加

健康検査の項目の見直し (船員法施行規則の改正により措置)

- ✓ 船員の健康管理の観点から、健康検査について、次の検査項目を追加。

既往歴の調査 (※1) (服薬歴・喫煙習慣状況含む)	業務歴の調査	自覚症状・他覚所見の有無の検査	BMIの検査
血液型の検査 (※1) (AOB式及びRh式)	貧血の検査 (血色素量・赤血球数)	国際航海に従事する船員(※2)に対する検査 腹部画像検査 血中尿酸量検査 B型肝炎抗体検査 (※3)	

- ※1 現行では検査項目として明示されていないが、健康証明書の様式には記載欄が設けられているもの。
- ※2 「国際航海に従事する船員」とは、6か月以上の期間にわたり国際航海を行い、その間本邦に寄港しない船舶に乗り組む予定のある船員をいう。
- ※3 「腹部画像検査」は、胃部エックス線検査（胃部内視鏡検査でも可）及び腹部超音波検査により行う。

 **健康検査の合格判定基準（健康検査合格標準表）については、従来通りで変更ありません。**

騒音の激しい作業を行う船員に対する聴力検査

- ✓ 船員の健康管理の観点から、騒音の激しい作業（機関の運転作業等）を行う船員に対し、健康検査の際に、オーディオメータによる検査(※)の受診を推奨（努力義務）。

※1000ヘルツ及び4000ヘルツ等の周波数の音による聴力の検査

 **オーディオメータによる検査は、健康検査の合否判定に直接関係するものではないため、当該検査で問題があったとしても、聴力の検査は、従来の5メートルの距離での話言語の検査により「異常なし」と判定されれば、合格となります。**



見直し後の健康検査の検査項目一覧

注) 下記表中「★」を付した項目が今回の見直しにより追加・明示された検査項目
 下記表中「○」必ず受けなければならないもの、「省略可」指定医師がその必要がないと認める場合に省略できるもの

追加	検査事項	20歳未満の者	20歳以上35歳未満の者	35歳以上の者	備考
★	①既往症の調査、業務歴の調査	○	○	○	
★	②自覚症状及び他覚所見の有無	○	○	○	
	③身長	○	省略可	省略可	初めて船員になった者は、初回省略不可
	④体重	○	○	○	
	⑤腹囲	省略可	省略可	省略可	※1参照
★	⑥BMI	省略可	省略可	○	
	⑦運動機能、視力、色覚(※2)、握力	○	○	○	
	⑧聴力	○	○	○	
★	⑨AOS式及びRh式の血液型検査	省略可	省略可	省略可	問診等で確認できる場合は省略可
★	⑩血色素量及び赤血球数の検査	省略可	省略可	○	
	⑪血糖検査	省略可	省略可	○	
	⑫血中脂質検査	省略可	省略可	○	
	⑬肝機能検査	省略可	省略可	○	
	⑭検便(虫卵の有無)	省略可	省略可	省略可	調理作業に従事する者は省略不可
	⑮検便(ヘモグロビンの有無)	省略可	省略可	○	
	⑯検尿	○	○	○	
	⑰血圧	○	○	○	
	⑱心電図	省略可	省略可	○	
	⑲胸部エックス線	○	○	○	
	⑳かくたん検査	省略可	省略可	省略可	
	㉑肺活量	○	○	○	
	㉒感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査	○	○	○	
以下は、国際航海に従事する船員のみが対象の検査					
★	㉓腹部画像検査	省略可	省略可	省略可	6月以上の期間にわたる国際航海に従事しその間本邦に寄港しない者が対象
★	㉔血液中の尿酸の量の検査	省略可	省略可	省略可	
★	㉕B型肝炎に係る抗体検査	省略可	省略可	省略可	

※1 「腹囲」の検査は、年齢にかかわらず、次に該当する者も省略可
 ①35歳未満の者、②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、③BMIが20未満の者、④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者に限る。)

※2 「色覚」の検査の対象者は、船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。
 また、前回検査した期日から6年を経過しようとする者又は経過した者のみ検査すれば足りる。



Q2-1 健康検査で異常の所見があった船員についての意見聴取を行う医師は誰でもよいの？

A. 船員の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師から意見を聴くことが望ましいです。（産業医を選任している場合には、産業医）



Q2-2 健康証明書で合格の判定を受けた船員について、意見聴取を行った医師（産業医等）から「健康確保の観点から下船させるべき」との意見があった場合、直ちに下船させなければならないの？

A. 健康証明書の有効期間内に船員の健康状態が変化することもあり得ますので、下船させなかった場合に直ちに違法となる訳ではありませんが、**下船を最有力の選択肢とし、産業医の意見や船員の実情等も考慮した上で、健康確保のための適切な措置を講じていただくようお願いいたします。船舶所有者は、労働契約法上の安全配慮義務を負っていることにも留意が必要**です。

なお、健康証明書の有効期間にかかわらず、例えば、癌や心臓病などの疾患を発症した者で、医師により船内労働に適さないと判断された船員は、就業が禁止されていますので、ご注意ください。



Q2-3 制度改正前（令和5年3月31日以前）に受けた有効な健康証明書を所有している場合、別途、新たに追加された検査項目の検査を受ける必要はあるの？

A. 制度改正前に受けた有効な健康証明書については、改正後も有効期間内は有効であるため、別途検査を受ける必要はありません。



Q2-4 制度改正前（令和5年3月31日以前）に交付された船員手帳について、有効期間内でも、改正後に新たな様式の船員手帳の交付を受ける必要はあるの？

A. 制度改正前の健康証明書の様式による有効な船員手帳を所有している方が健康証明を受ける場合は、指定医師が、船員手帳に新たな健康証明書の様式（用紙）を貼り付け、記入等を行うこととなりますので、新たな様式の船員手帳への書換えは不要です。

(3) 過重労働対策

過重労働対策(概要)

対象 ➡ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者(左記以外の船舶所有者は努力義務)

- ✓ 船員は、長期間連続乗船等が一般的であるため、長時間労働になりやすい。長時間労働は、脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となる。
- ✓ 陸上労働者と同様、船舶所有者に対し、長時間労働を行い、かつ、疲労の蓄積が認められる船員に対する医師による面接指導の実施を義務付け。

<船舶所有者による主な対応事項>

①労働時間の算定、
該当船員への通知

②面接指導の実施
(船舶所有者が、船員からの申出を受け、医師に実施を依頼)

③面接指導の結果に基づく
医師からの意見聴取

④面接指導結果の
記録・保存(5年間)^(※)

※上記③の医師からの意見を含む

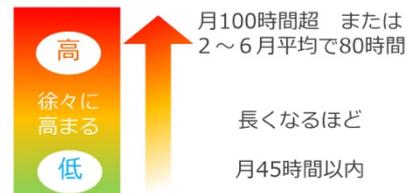
⑤面接指導後の
事後措置
(例：就業場所変更、乗船期間短縮等)



長時間労働の健康障害リスクとの関連について

- ✓ 長時間労働は、仕事による負荷を大きくするだけでなく、睡眠・休養の機会を減少させるので、疲労蓄積の重要な原因のひとつと考えられています。
- ✓ 医学的知見を踏まえると、長時間労働と脳・心臓疾患の発症などの関連性は右の図のようになりますのでご参考にしてください。

健康障害のリスク



✓ 長時間労働に係る面接指導は、次のいずれにも該当する船員に対し実施^(※)

- ① 1週当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1月当たり80時間を超える者
- ② 疲労の蓄積が認められる者（疲労の蓄積の有無は船員自身が判断し申出）

※ 労働時間の算定期日前1月以内に医師による面接指導を受けた船員等で、新たな面接指導の必要がないと医師が認めた者を除く

上記①の計算式

1月の労働時間の合計 - (計算期間1か月の暦日数 / 7日) × 40時間 > 80時間

1月の 暦日数	1月あたりの総労働時間が 次の時間を超えると上記①に該当	左記時間の計算式
28日	240時間	① 28日 / 7日 × 40時間 = 160時間 ② 160時間 + 80時間 = 240時間
30日	251時間	① 30日 / 7日 × 40時間 ≒ 171.43時間 ② 171.43時間 + 80時間 ≒ 251.43時間
31日	257時間	① 31日 / 7日 × 40時間 ≒ 177.14時間 ② 177.14時間 + 80時間 ≒ 257.14時間



上記計算のための労働時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない

注) 上記の時間数は、あくまで、面接指導の対象となりうる者であるかを判断するための基準であり、船員法上の労働時間の上限(労働時間を上記時間以下の時間としなければならないもの)ではありません。

まずは船員の労働環境改善を！

船員は、長期間乗船により、1月の労働時間が長時間となる傾向が高いため、例えば、月数回仮バースを行う等の工夫を行い、船員の労働時間縮減に努めてください。

長時間労働の船員に対する面接指導の実施等の流れ

面接指導の申出

長時間労働
に該当する船員



疲労の蓄積を
感じる…（※）
面接指導を
受けよう…

※疲労の蓄積の有無を
船員自身が判断し申出

②長時間労働に該当する者
に対し通知

①労働時間を算定
（算定は、毎月1回以上、
一定の期日を定めて実施）



船舶所有者



③面接指導の受診を申出
（遅滞なく（概ね1月以内）（※））

※上記①の期日後であれば、②の通知前でも申出することができる

面接指導の実施

船員
医師
（産業医等）



④面接指導の実施
（申出後遅滞なく（概ね1月以内））

⑤医師からの意見聴取

船舶所有者



⑥面接指導結果の記録・保存
（⑤の意見聴取結果も含む）

⑦医師の意見を勘案し、
就業上の措置等を実施

転船、労働時間の短縮、
夜間労働の回数減少、
休日の付与、乗船期間の短縮
etc・・・

船員



労務管理責任者と産業医の連携

- ✓ 船員の過重労働防止に向けては、船員の労働時間を把握・管理する「労務管理責任者」の役割も重要です。
- ✓ 労務管理責任者は、産業医と連携し、職場環境改善等を行うことにより、船員の“働き方改革”がより効果的になります。

労務管理責任者



産業医



連携





Q3-1 面接指導は、長時間労働に該当する船員全員に対して実施する必要があるの？

A. 面接指導は、1月当たりの労働時間が長時間労働に該当し、かつ、疲労の蓄積が認められる船員に対する実施が義務付けられています。(※)

なお、疲労の蓄積の有無の判断は、船員自身が行い、申出をする仕組みとしていますので、船員から申出があった場合には、面接指導を実施しなければなりません。

※ 疲労の蓄積の有無にかかわらず面接指導を実施することを妨げるものではありません。





Q3-2 船員が乗船中に面接指導の申出があった場合には、面接指導は下船後（休暇中等）に受けさせればよいの？

A. 面接指導は、船員からの申出があった日から概ね1月以内に実施するよう努めてください。

なお、船員が乗船中の場合もありますが、面接指導はWEB会議システム等を用いて遠隔で実施することも可能です。

また、WEB環境が整わない等のやむを得ない理由により、1月以内にWEBによる実施もできない場合には、下船後速やかに実施するようにしてください。この場合、申出のあった船員の乗船中の健康確保を図るため、可能な限り、当該船員に、乗船中に電話やメール等により面接指導を担当する医師による保健指導を受けさせてください。



(4)メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策(概要)

対象 ➡ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者(左記以外の船舶所有者は努力義務)

- ✓ 船員における高ストレス者の割合は15.5%と、陸上の業種と合わせても、「製造業」に次いで高く、「運輸業、郵便業」よりも高い値。
- ✓ このため、陸上労働者と同様、船舶所有者に対し、1年に1回の医師・保健師等による、船員^(※)に対する心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施を義務付け。

※「常時使用する船員(P12参照)」が対象

<船舶所有者による主な対応事項>

① ストレスチェックの実施

② 受検者への検査結果の通知 (実施者→船員※)



※ 船舶所有者が検査結果の提供を受けるには、受検者である船員の同意が必要

③ 検査結果の集団分析 (努力義務)

→ 船舶所有者は、結果を勘案し、心理的負担軽減の措置を実施

⇒ 上記①～③は、船舶所有者がストレスチェック実施者(医師や保健師等)に依頼して実施

④ 上記②の検査結果^(※)の記録・保存 (5年間)

※ 受検者の同意を得て実施者から提供を受けたものに限る。

⑤ 高ストレス者への面接指導の実施

(船舶所有者が、船員からの申出を受け、医師に実施を依頼)

⑥ 面接指導の結果に基づく医師からの意見聴取

⑦ 上記⑤の面接指導の結果の記録・保存 (5年間。⑥の医師の意見を含む)

⑧ 面接指導後の事後措置

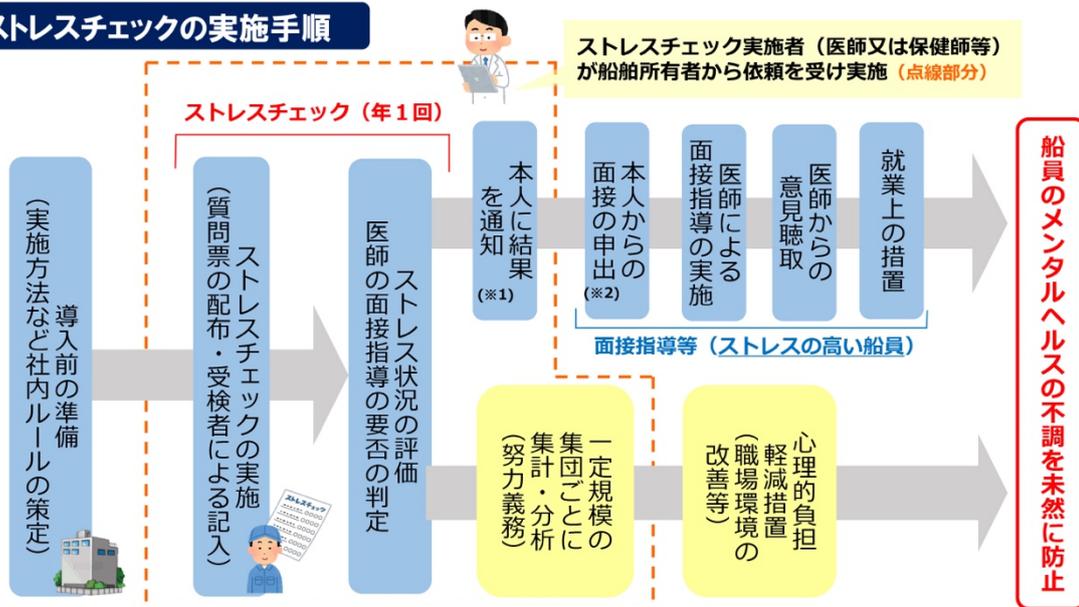
(例: 就業場所変更、乗船期間短縮等)



ストレスチェックの実施等の主な流れ

✓ ストレスチェック実施からその後の就業上の措置等までの主要な流れは次のとおり。

ストレスチェックの実施手順



※1 船舶所有者は、受検者本人（船員）の同意なく、実施者からストレスチェック結果の提供を受けてはならない。

※2 申出をした船員に対し、当該申出を理由に不利益な取扱いをしてはならない。

ストレスチェックの実施(イメージ)

ストレスチェック イメージ

1. 乗船中のあなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

ちがう
ややちがう
まあそうだ
まあそうだ
そつた

①非常にたくさんの仕事をしなければならない。… 1 2 3 4
 ②時間内に仕事が処理しきれない。…………… 1 2 3 4
 ③一生懸命働かなければならない。…………… 1 2 3 4

2. 乗船中の最近の1カ月のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

①活気がわいてくる…………… 1 2 3 4
 ②元気がいっぱいだ…………… 1 2 3 4
 ③生き生きする…………… 1 2 3 4

3. 乗船中のあなたの周りの方々についてうかがいます最もあてはまるものに○をつけてください。

ちがう
ややちがう
まあそうだ
まあそうだ
そつた

次の人はどのくらい気軽に話ができますか？

① 上司…………… 1 2 3 4
 ② 職場の同僚。…………… 1 2 3 4
 ③ 配偶者・家族・友人等…………… 1 2 3 4

2. 乗船中の満足度についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

①仕事に満足だ…………… 1 2 3 4
 ②家庭生活に満足だ…………… 1 2 3 4
 ……
 ……

ストレスチェックの結果 イメージ

ストレスの原因と
考えられる因子

ストレスによって起こる
心身の反応

項目	評価点
ストレスの要因に関する項目	○点
心身のストレス反応に関する項目	○点
周囲のサポートに関する項目	○点
合計	○点

セルフケアのためのアドバイス

……………

……………

……………

面接指導の要否について

……………



Q4-1 ストレスチェックで使用する調査票（チェックシート）は、何を使えばよいの？

A. 例えば、（一財）海技振興センターが作成した「**船員版職場環境改善チェックシート**」や厚生労働省が作成した「**職業性ストレスチェック調査票**」があります。

特に前者は、船員向けに作成されており、より船員の実情を反映したストレスチェックができるものと考えます。

○船員版職場環境改善チェックシート（海技振興センターホームページ）

URL: <http://www.maritime-forum.jp/et/pdf/mental/index.html>

○職業性ストレスチェック調査票（厚生労働省ホームページ）

URL: <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>



Q4-2 医師の面接指導は、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された船員全員に対して実施しなければならないの？

A. 医師の面接指導は、高ストレスと判定された船員全員ではなく、当該船員のうち、面接指導を希望する旨の申出をした者に対して実施する必要があります。



Q4-3 ストレスチェックの結果に基づく一定規模の
集団ごとの分析とは、どの程度の規模やどのような
まとまりで実施すればよいの？

A. 集団分析は、一般的に10人以上の単位で実施することが推奨されています（10人未満でも実施は可^(※)）。このため、例えば、1隻の船舶でストレスチェックを受けた船員数が10人未満であった場合には、同社内の他の船舶の船員のストレスチェックの結果と合わせて集団分析をするなど、10人以上の単位で分析を実施することをお勧めします。

なお、その場合、運航体制や労働環境等が類似の船舶（船員）同士の集団で分析を行うことで、より実情が反映された分析を行うことができると考えます。

※ 10人未満の集団の場合、個人を特定されるおそれもあることから、例えば、あらかじめ分析対象となる船員の同意を得て分析を実施するなど、工夫をしていただく必要があります。

(5)その他

船員の心身の状態に関する情報の取扱い

- ✓ 船員の健康確保に関する新たな制度の導入により、船員の心身の状態に関する情報の取扱いがより一層重要に。 ➡ **情報の取扱いに関する規定を新設**

- 船舶所有者は、**船員の心身の状態に関する情報を収集・保管・使用**するに当たっては、**船員の健康の確保に必要な範囲内で**情報を収集し、当該**収集の目的の範囲内で**情報を保管し、使用しなければならない。
- ただし、本人の同意がある場合その他**正当な事由がある場合は**、この限りではない。

「その他正当な事由がある場合」とは・・・

- ✓ 法令に基づく場合
- ✓ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難
- ✓ 公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難
- ✓ 国の機関・地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある

- また、船舶所有者は、**船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置**を講じなければならない。

「情報を適正に管理するために必要な措置」とは・・・

- ✓ 情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置
- ✓ 情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止のための措置（不正アクセスの防止措置等）
- ✓ 保管の必要がなくなった情報の適切な消去等 等



船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために船舶所有者が講ずべき具体的措置については、以下の通達において示していますので、ご参照ください。

「船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために船舶所有者が講ずべき措置について」

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001594700.pdf>

派遣船員に対する措置等

- ✓ 新たな船員の健康確保対策について、派遣中の船員に対しては、下記表の「○」を付した派遣元事業主又は派遣先が必要な措置等を講じなければならない。

(船員職業安定法施行規則の改正により措置)

必要な措置等		派遣元	派遣先
船員向け産業医制度	① 健康検査の結果に基づく船員の健康の保持関係	○	—
	② 長時間労働の船員への面接指導等関係	○	—
	③ ストレスチェック及び面接指導等関係	○	—
	④ 作業環境の維持管理関係	—	○
	⑤ 作業の管理関係	—	○
	⑥ 上記①～⑤以外の船員の健康管理関係	○	○
	⑦ 健康教育・健康管理関係	○	—
	⑧ 衛生教育関係	○ ^(※1)	○ ^(※2)
	⑨ 船員の健康障害の原因調査・再発防止措置関係	—	○
	産業医による船内巡視(年1回)、衛生管理者等による巡視結果の報告(月1回)		—
健康検査結果に基づく健康管理(船員からの医師の診断書の提出等)		○	—
過重労働対策(長時間労働の船員への面接指導の実施等)		○	—
メンタルヘルス対策(ストレスチェック及び面接指導の実施等)		○	—

※1 船員労働安全衛生規則第11条第1項第1号(船内の安全及び衛生に関する基礎的事項)に関するものに限る。

※2 船員労働安全衛生規則第11条第1項各号の教育のうち、第1号以外(船内の危険・有害な作業の作業方法等)に関するものに限る。



上記の各対策における医師の面接指導後の事後措置(就業場所変更、乗船期間短縮等)等の実施に当たっては、派遣先の理解・協力が不可欠です。派遣元と派遣先で連携しながら、必要な措置を講じてください。



Q5-1 派遣元は産業医の選任義務（※）が課されているけど、派遣先には課されていない場合、例えば、産業医の船内巡視については、派遣船員が乗り組む船舶に対して、派遣先で産業医を選任して船内巡視を実施しなければならないの？

※「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に義務が課される

A. 上記のような場合、派遣先が「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当しなければ、派遣先に産業医の選任義務は課されないことから、産業医の船内巡視の実施義務も生じません。

他方、派遣元には産業医の選任義務が課されていない一方、派遣先に課せられている場合は、派遣先において、派遣船員も対象に、船内巡視やその後の必要に応じた措置等（※）を行うこととなります。

※例えば、派遣船員に対して健康障害を及ぼすような状態がある場合には、必要に応じた措置を実施する等

1. なぜ今、船員の健康確保なのか？
2. 何が変わる？（船員労働安全衛生規則等の改正）
3. **その他船員の健康確保の取組、支援ツール**

- ✓ 船員向けの産業医は、船員労働の特殊性や船内環境等も考慮し、健康管理等に関する助言・指導等を行う必要があることから、船舶所有者及び産業医向けに各種支援ツールを作成・提供

- 船員向け産業医が船員労働の特殊性や船内環境等を学ぶための視聴覚教材 **「船員向け産業医になれる方のために」**

(一般財団法人 海技振興センターが作成)

URL: http://www.youtube.com/playlist?list=PLYjqAWy-G5uk5AbAzV48jOsKG_amAWDH4

※ 国土交通省の特設ウェブページにも掲載

- 船員向け産業医や衛生管理者 (or衛生担当者等) が船内巡視を行う際の巡視ポイント等をまとめた **「船員向け産業医船内巡視手順書」**

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

- 船舶所有者が産業医を円滑に選任・活用するための **「船員向け産業医選任・活用マニュアル」**

URL: <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001590421.pdf>



「産業医による船内巡視等の実施手順書」について

- ✓ 令和5年4月からの船員向け産業医制度の開始に当たり、産業医による船内巡視が適切かつ円滑に実施されるよう、船内巡視の進め方の一例や巡視時のチェックポイント・留意点等を示した「産業医による船内巡視等の実施手順書」を作成し、国土交通省ウェブページにおいて公表

手順書の概要

① 船員向け産業医制度の概要

② 訪船での船内巡視の方法

- ・ 訪船して船内巡視を行う場合のフロー（例）
- ・ 実施船舶の選定
- ・ 巡視の準備
- ・ 巡視の実施（チェックポイント・留意点等）
 - 機関室（機関制御室、主機、発電機等）
 - 船橋（ブリッジ、操舵室）
 - 甲板（救命設備、荷役設備等）等
- ・ 巡視実施後の打合せ

③ Webを利用した船内巡視の方法

- ・ Webを利用してリアルタイムで船内巡視を行う場合のフロー（例）
- ・ 動画撮影のポイント 等

④ 船員に対する面接指導の方法

⑤ その他

- ・ 船内巡視のチェックシート（例）
- ・ 船内巡視の報告書（例）



産業医による船内巡視等の実施

- 手順書 -

訪船する際の船内巡視の実施

主機、発電機、スラスタ一室、舵機室、船室

Webを利用した船内巡視の実施

実用的に利用できるよう機関室等巡視場所別のチェックポイント等も掲載

産業保健に関する相談窓口

【全船舶所有者向け】

○ **産業保健総合支援センター（各都道府県に1カ所）**

- －産業保健スタッフに対する専門的研修の実施・専門的相談への対応
- －メンタルヘルス対策普及促進のための個別訪問支援

【使用船員50人未満の船舶所有者向け】

○ **地域産業保健センター（各都道府県に数カ所から十数カ所）**

- －長時間労働者・高ストレス者の面接指導、健康診断結果の医師からの意見聴取
- －個別訪問による産業保健指導の実施

全国健康保険協会船員保険部

- **産業医による健康相談**など、船員の健康管理を支援するメニューを提供

✓ 国土交通省HPに「船員の健康確保について」特設ページを開設

船員の健康確保について



以下のコンテンツを掲載

制度改正の概要

説明資料
Q & A

お役立ちツール

関係様式

お問い合わせ

- ・ 船員向け産業医選任・活用マニュアル
- ・ 船員向け産業医になられるための動画・参考資料
- ・ 船員向け産業医船内巡視手順書 等

船員の健康確保について 

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

- 第 12 次船員災害防止基本計画
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001594991.pdf>

- 令和 5 年度船員災害防止実施計画
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001595141.pdf>

2. 動画第1章「WEBによる産業医の船内巡視と船員に対する面接指導」関連

- 産業医による船内巡視等の実施－手順書－
(第3章「Webを利用した船内巡視の方法」及び巻末資料) 部分
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001585426.pdf>

第3章

Webを利用した船内巡視の方法

- ✓ Webを利用した場合の船内巡視の実施方法
- ✓ Webを利用してリアルタイムで船内巡視を行う場合のフロー(例)
- ✓ フロー中の各実施事項の説明
- ✓ リアルタイムでWebによる船内巡視ができない場合は？
- ✓ 先に動画撮影し、産業医が動画を確認する場合のフロー(例)

Webを利用した船内巡視の実施

▷ Webを利用した船内巡視の実施方法

① Webを利用してリアルタイムで船内巡視を行う方法



- 巡視対象の船舶の停泊中等において、船舶と陸上間において、Web会議システムを利用し、遠隔での船内巡視を実施する方法です。
- 船側より、(原則)リアルタイムで船内の様子を映像や音声で配信し、産業医と船内の状態や作業の様子等を確認し、産業医が船内の作業環境及び衛生状態の把握を行います。

TOPICS:01

試行的船内巡視時の通信機器について

- 試行的船内巡視では、下記方法にてWebを利用したリアルタイムの船内巡視を実施しました。

船側で使用した機器類

- ・ スマートフォン(Apple社 iPhoneSE 第三世代)
- ・ ポケットWi-Fi(docomo社 HW01L LTE/4G 受信14Mbps/送信5.7Mbps※)
※ベストエフォート値

実施方法

- ・ 事前にMicrosoft社のTeamsを通じて会議URLを発行し、船側、産業医と共有した
- ・ ポケットWi-Fiから、船側のスマートフォンをネット環境に接続した
- ・ 船側のスマートフォンを三脚を用いて視野を合わせた
- ・ URLからWeb会議に参加し、事前ミーティング及び船内巡視を実施した

結果

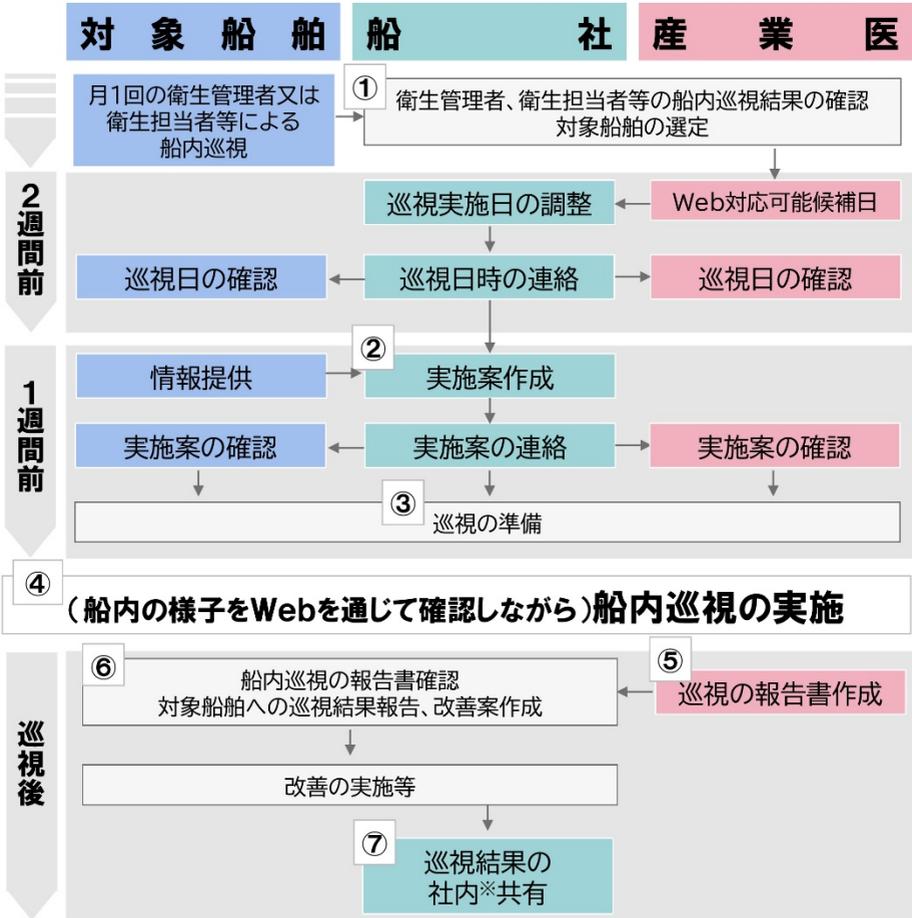
- ・ 機関部等、一部通信環境が途絶えた場所もあったが、おおむね船内巡視は実施可能であった。
- ・ 通信機器及び会議システムへの参加方法については、事前に船側の担当者に丁寧に伝えた方がよい。



Webを利用した船内巡視の実施

▷ Webを利用してリアルタイムで船内巡視を行う場合のフロー(例)

- ・ 訪船する場合と、フロー自体に大きな違いはありませんが、産業医が移動せずに巡視が実施できるため、巡視候補日の調整は行いやすくなります。
- ・ なお、下記フローチャートは(例)となります。各事項の実施時期については、関係者間で適宜調整します。



※ (社内の)安全衛生委員会や他の船舶等
 なお、⑦による他の船舶への共有の結果、当該他の船舶においても同様な状況が生じている場合には、必要な改善措置等を実施しましょう。

Webを利用した船内巡視の実施

▶ フロー中の各実施事項の説明

① 対象船舶の選定

- ✓ 「訪船して船内巡視を行う場合のフロー」と変わりません。

② 実施案の準備

- ✓ 「訪船して船内巡視を行う場合のフロー」と変わりません。

③ 巡視の準備

- ✓ 「訪船して船内巡視を行う場合のフロー」と変わりません。産業医は訪船しないので、巡視時のヘルメット等の用意は不要です。
- ✓ Web用の機材(PC、タブレット、イヤホン等)の準備、可能であれば事前の接続テストを実施しておくことが望ましいです。

④ Webによる船内巡視の実施

対象船舶

船社

産業医

- ✓ 当日の巡視の流れ等は、基本的に訪船の場合と同じです。船内の各巡視場所の巡視については、船内の衛生管理者又は衛生担当者等の案内のもと、産業医と当該衛生管理者等で相互の受け応え等をしながらか、船内の作業環境及び衛生状態の確認等を行います。
- ✓ なお、Webで船内巡視を行う場合、電波が届かない場所(例えば、エンジンルーム等)があるときは、船舶側で、あらかじめその場所の様子を動画で撮影してもらい、その内容も踏まえて当日の巡視を行うことにより、効果的な巡視が行えます。
- ✓ また、P.13のとおり、電波が届く場所も含め、船員の実際の作業の様子を撮影しておいてもらうことで、船員の作業の状況を把握することが可能となります。

Webを利用した船内巡視の実施

▶ 船内を撮影する際のポイント

▶ Webによる船内巡視の際に船内の様子を映す場合や事前に船内の様子等を動画で撮影(録画)する場合には、次の4ステップを心がけましょう

ステップ1

巡視箇所の名称を言いましょう

(説明例)

「巡視場所の〇〇に着きました」

-注意するポイント-

Web会議システムを通じ、撮影しながら巡視をしていると、巡視ルートを辿ることに集中してしまいがちです。その結果、「今どこを撮影しているのか」が産業医に伝わらず、迷子になりがちです。巡視場所に着くたびに、巡視場所を音声で伝えることで、迷子を防ぎましょう。

ステップ2

はじめに全体を撮影しましょう

(説明例)

「〇〇の中心に立って、見渡すと、こんな感じです」

-注意するポイント-

撮影者は巡視場所の全体を見渡せませんが、産業医はカメラ越しでしか巡視場所を確認できません。そこで、巡視場所に着いたら、まずはゆっくりと全体を映し、巡視箇所の全体像を産業医に伝えましょう。

ステップ3

作業内容を説明しましょう

(説明例)

「この巡視場所では、主に△△の人が、□□の作業をするために、××くらいの頻度で立ち入ります」

-注意するポイント-

停船中の場合、作業者がおらず、産業医に作業内容が伝わらない場合があります。「作業者」「作業内容」「頻度」の3点を踏まえ、作業内容を産業医に伝えましょう。

ステップ4

環境を説明しましょう

(説明例)

「温度は☆☆℃くらい、騒音は◇◇くらいで、隣の人と会話できるくらいです」

-注意するポイント-

照度計、温湿度計、騒音計等があれば数値を伝えます。もしこれらの計測機器がない場合は、「汗ばむ」「壁に結露がある」「隣の人と10m離れると会話が難しくなる」などの主観的な情報を伝えるとよいでしょう。

- ✓ もし用意できるのであれば、撮影用の機器に広角レンズを使用することで、より視野角の広い撮影(録画)をすることが可能になります。

Webを利用した船内巡視の実施

Webを利用したリアルタイム巡視時、動画撮影時の恰好

- ✓ Webを利用してリアルタイムに船内巡視を行う際は、通信機器で巡視箇所を撮りながら船内巡視を実施します。
- ✓ 巡視箇所の動画撮影をする際も同様の恰好となりますが、イヤホンは不要です。



⑤巡視の報告書作成、⑥報告書の確認

⑦船内改善/他船共有

- ✓ 「訪船して船内巡視を行う場合のフロー」と変わりません。

Point!!

▶ 船内巡視を効果的に行うための工夫

- ✓ Webによる船内巡視の場合には、航行中の船舶において実施する場合もあるため、その場合には、船舶側と調整し、作業に支障が生じない範囲で、実際の船員の作業の様子もその場で確認できるようにするとよいでしょう。
- ✓ なお、その場で確認できない場合には、訪船の場合(P.13)と同様に、船員が実際に作業をしている様子を別途撮影してもらい、それにより作業の状況を確認すると良いでしょう。

訪船する際の船内巡視の実施

船舶所有者が行う準備

- ✓ 産業医が訪船し船内巡視をする際に、訪船する船舶の船員がしっかりと対応できるよう、船舶側と十分な連絡調整等※を行います。

※例えば、事前に巡視の目的及び実施案について説明をしておく、当日の訪船者のスケジュールの連絡、当日の対象船舶の作業予定を調整しておく等

産業医が行う準備

- ✓ 船舶所有者が作成した実施案をもとに、船内巡視のチェックシートなどの準備をします。※巻末資料に、チェックシートの例を掲載しています。
- ✓ 巡視時の恰好は、陸上の工場などの職場訪問時と同様となります。参考として下記に訪船時の巡視の恰好等を示します。

巡視時の恰好等

メモ用具

巡視中、気が付いた点等を記載するため、メモ用具を用意します。

- ・ボールペン
- ・画板
- ・クリップ(紙が飛ばないように)

カメラ

巡視中、気になる箇所等があれば撮影し記録します。撮影する際には、プライバシー等に配慮しましょう。

かばん

船内での移動時は、できるかぎり両手を開けるため、巡視時の用具をしまうかばんがあると便利です。また、各種計測機器(騒音計、温湿度計など)を収納します。

ヘルメットの着用

船内巡視時、頭部を保護するためにヘルメットを着用します。

長袖/長ズボンの着用

肌の露出を避けるために、長袖、長ズボンの動きやすい恰好にします。

ボイスレコーダー

巡視時の会話内容を記録するため、ボイスレコーダー等を使用すると良いでしょう。

安全靴

船内の機関部等を巡視するため、安全靴を着用します。また、危険物運搬船では、スパーク発生防止のため、静電安全靴を着用します。

- ✓ 船内は危険箇所が多数あるため、船員の指示に従い、1人で行動しないように留めます。また、巡視中に産業医に生じた損害(怪我等)の補償についても契約で取り決めるなど明確にしておきましょう。
- ✓ 巡視する船舶によっては、電子機器の使用制限や服装等の注意点があることから、事前に船舶所有者へ相談しましょう。
- ✓ 撮影・録音する場合には、船舶所有者等に撮影・録音しても良いか、確認しましょう。

Point!!

▶ 船内巡視を効果的に行うための工夫

- ✓ 訪船による巡視は、基本的には停泊している船舶で行うことになるため、船員の実際の作業状況を見ることが難しい場所(部署等)もあります。
- ✓ このため、可能であれば、船舶側において、船員が実際に作業をしている様子を別途撮影してもらい、それにより作業の状況を確認すると良いでしょう。

Webを利用した船内巡視の実施

▷ Webによるリアルタイムでの船内巡視ができない場合は？

▶ Webでも実施できないような「やむを得ない事情」がある場合には、次の方法での実施が可能です。

- 巡視を受ける船舶側において、産業医の指示を踏まえ、
 - ① 船内の状態や作業の様子等を動画で撮影・保存
 - ② 照度、温湿度、騒音の状態等について計測
 - ③ 乗組員からの船内作業環境の改善要望等の有無、内容の確認等をさせ、それら動画や結果等を産業医にメールや記憶媒体で送付。
- その上で、産業医が、それらの内容をもとに、船内の衛生管理者又は衛生担当者等とWebやメール等でやり取り(質疑応答等)をしながら、船内の状態や作業の様子等を確認し、船内の作業環境及び衛生状態の把握を行う。
- 動画に加え、画像により補足等することは可能。通信環境によるメールの送信容量制限等により動画の送付に時間を要する場合には、まずはメールで画像等を送付してもらい、船内の衛生管理者又は衛生担当者等とメール等でやり取り(質疑応答等)をしながら、船内の状態や作業の様子等を確認し、後日、動画での確認を行う方法も可。



▷ 「やむを得ない事情」とは？

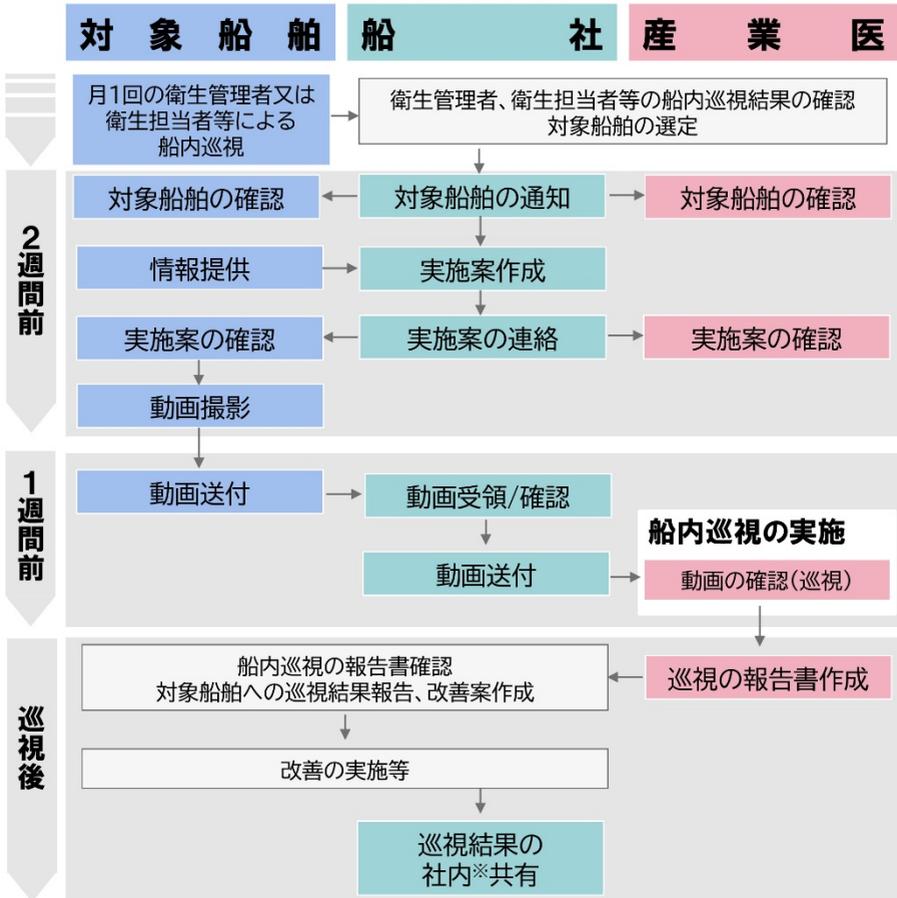
「やむを得ない事情」とは、例えば、

- ① 日本に寄港する機会がなく、通信環境の状態によりWEBにより行うことができない場合
- ② 船舶の故障や天候の急変等による突然の航海スケジュールの変更（荷主やオペレーター等の都合による変更は除く。）により、予定していた産業医の訪船やWEBでの巡視の実施ができなくなり、その後もそれらの方法での実施について調整が考えられます。

Webを利用した船内巡視の実施

▶ 先に動画撮影し、産業医が動画を確認する場合のフロー(例)

- 対象船舶内で「動画撮影」を行う時間、「動画送付」するタイミング(寄港中等)をしっかりと考慮した計画を立てる必要があります。
- 可能であれば、Web会議システム等を利用し、船員と実施後の打合せが実施できれば、より効果的な船内巡視になります。
- なお、下記フローチャートは(例)となります。実施時期については、関係者間で適宜調整します。
- 各実施事項の説明については、前述を参考してください。

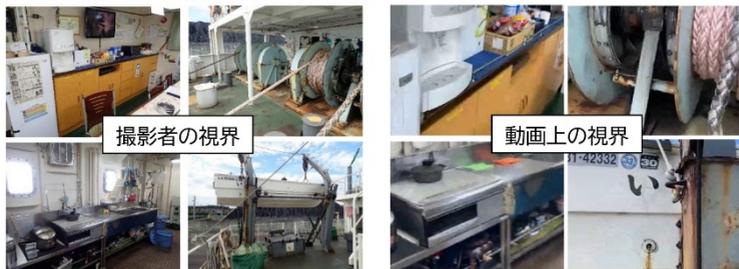


※ (社内の)安全衛生委員会や他の船舶等
 なお、他の船舶への共有の結果、当該他の船舶においても同様な状況が生じている場合には、必要な改善措置等を実施しましょう。

巡視時の撮影の4ステップ策定の経緯

- 本手順書を作成するにあたり、「産業医の船内巡視等に係る手順書作成のための作業委員会」では、計6隻を対象に試行的に船内巡視を実施してきました。
- 3隻は実際に訪船して船内巡視を実施しましたが、のこり3隻のうち、2隻はWebによるリアルタイム船内巡視、残り1隻は動画送付による方法で実施しました。
- Webによるリアルタイム船内巡視を実施したところ、下記2点の課題が浮かび上がりました。

課題①撮影者の視界と動画上の視界は大きな差があった



- ✓ 撮影者には対象物以外の様子を含め見えているが、動画上では、その対象物の一部のみが映るのみであり、視聴者(産業医)には、巡視場所の全体像が掴みづらい。

課題②「巡視先を”映像”で産業医に見せる」という意識が先走ってしまい、各巡視場所での説明が不足していた場面があった



- ✓ ただ映していくだけではなく、「今どこにいて」、「そこはどんな場所で」、「何を映そうとしているのか」を船員が説明する必要がある。

「上記2つの課題を解決するためには、撮影の方法についても手順化したほうが良い」との結論に至り、撮影の4ステップを策定いたしました。

- 手順書第4章より

第4章

船員に対する面接指導の実施

- ✓ 面接指導とは
- ✓ 面接指導の対象者は？
- ✓ 面接指導実施の流れは？
- ✓ 面接指導時に用意するものは何ですか？
- ✓ 船内巡視と面接指導は必ずセットで行う必要がありますか？

船員に対する面接指導の実施

※ 船員の健康確保に関する新たな制度の面接指導は、長時間労働の船員に対する面接指導やストレスチェックによる高ストレス者に対する面接指導がありますが、ここでは、前者の長時間労働の船員に対する面接指導を例として説明をします。

▶ 面接指導とは

- ✓ 産業医が船員と一対一で行う面談です。
- ✓ 職場の巡視による確認だけでなく、船員の健康状態を把握し、船員が心身ともに健康的に働けるようにサポートします。

▶ 長時間労働に係る面接指導の対象者は？

- ・ 長時間労働に係る面接指導は、次のいずれにも該当する船員※に対し実施します。
 - ① 1週当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1月あたり80時間以上を超える者
 - ② 疲労の蓄積が認められる者(疲労の蓄積の有無は船員自身が判断し申出)

※ 労働時間の算定期日前1月以内に医師による面接指導を受けた船員等で、新たな面接指導の必要がないと医師が認めた者を除く。

注)上記①の労働時間に係る基準は、あくまで、面接指導の対象となりうる者であるかを判断するための基準であり、船員法上の労働時間の上限(労働時間を上記時間以下の時間としなければならないもの)ではありませんのでご注意ください。

▶ 面接指導実施の流れは？

面接指導の申出

長時間労働に該当する船員

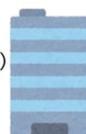


疲労の蓄積を感じる※面接指導を受けよう。

※疲労の蓄積の有無を船員自身が判断し申出。

②長時間労働者に該当する者に対し通知

船舶所有者



①労働時間を算定(算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて実施)

③面接指導の受診を申出

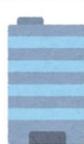
面接指導の実施

船員 医師(産業医)



④面接指導の実施

船舶所有者



⑦医師の意見を勘案し、就業上の措置等を実施

船員



⑤医師からの意見聴取

⑥面接指導結果の記録・保存

船員に対する面接指導の実施

▶ 面接指導時に用意するものは何ですか？

- ✓ 事前問診票と、面接の場所用意しましょう。
 - 面接当日、船員のプライバシーが確保される環境を用意しましょう。
 - 面接後は面接指導記録(結果)を作成しましょう。
- ※巻末資料に、事前問診表の例、労働者の疲労蓄積度チェックリストの例、面接指導記録(結果)の例をそれぞれ収載しています。

The image shows a pre-interview questionnaire form. It includes fields for '船員氏名' (Crew Member Name), '所属船名' (Ship Name), and '所属会社' (Company Name). There are also sections for '面接指導の目的' (Purpose of Interview Guidance) and '面接指導の場所' (Location of Interview Guidance). The form is designed to collect information about the crew member and the context of the interview.

事前問診票



面接時のイメージ

▶ 船内巡視と面接指導は必ずセットで行う必要がありますか？

- ✓ 面接指導は、例えば、長時間労働の船員に対する面接指導は、月単位で、対象者がいた場合に実施するものですので、船内巡視と併せて必ず行わなければならないものではありません。
- ✓ ただし、対象船舶と産業医の日程調整の手間を考慮すると、巡視時期のタイミングで、面接指導の対象者がいる場合には、同日に実施するほうが、効率的であると考えられます。

巻末資料

1. 船内巡視の実施案(例)
2. 船内巡視のチェックシート(例)
3. 船内巡視の報告書(例)
4. 面接指導の事前問診票(例)
5. 労働者の疲労蓄積度チェックリスト(例)
6. 面接指導の面接記録結果(例)

1. 船内巡視の実施案(例)

▶ 実施案は、下記5つの内容で作成します。

① 訪問日時

- ・ 巡視を実施する日時を記載します。
- ・ 乗組員によっては、他の業務との兼ね合いで、巡視対応可能な時間が限られている場合があります。事前に確認しましょう。

② 訪問場所

- ・ 対象船舶が停泊している場所を記載します。
- ・ 港によっては交通手段に乏しい場合があります。産業医との待合せ等を含め、近隣の駅等からのアクセス手段も確認しましょう。
- ・ 外航船を訪船する場合、事前に手続きが必要な場合がありますので、事前に船舶所有者に確認しましょう。

③ 訪船に必要な書類

- ・ 停泊している岸壁によって、事前に書類(訪船日時、訪船者名などのリストの事前提出など)が必要な場合があります。
- ・ また、感染症対策等で必要な書類がないか確認します。

④ 乗組員(職員及び部員)の人員配置

- ・ 対象船舶の乗組員の人員配置を整理します。

職員 (計9名)	船長	1	機関長	1		
	一等航海士	1	一等機関士	1	事務長・員	1
	二等航海士	1	二等機関士	1		
	三等航海士	1	三等機関士	1		
		4		4		1
部員 (計15名)	甲板長	1	操機長	1	司厨長	1
	甲板手・員	5	操機手・員	1	司厨手・員 (調理担当以外)	4
					司厨手・員 (調理担当)	2
		6		2		7
合計	職員9名 + 部員15名 → 計24名					

人員配置図例

対象船舶の乗組員のうち、職員及び部員が、それぞれ何名乗船しているかを整理する。

⑤ 巡視箇所及びルートの方策

- ・ 巡視箇所及びルートを策定します。限られた時間の中で効率的に巡視するために、ルートを策定しましょう。
- ・ 船舶のレイアウトを記された一般配置図(General Arrangement)や、各種救命器具装置の配置が記された救命設備配置図、消火器、消防設備が記載された火災制御図などを参考にルートを策定しましょう。

2. 船内巡視のチェックシート(例)

船員向け産業医による試行的船内巡視実施記録

記録者

1. 基本情報			
実施日時	年 月 日()	時 分～ 時 分	
実施場所			
実施方法			
船名	業種	船種	
総トン数	乗組員数		
産業医名			
船舶側立合者			
2. 巡視前ミーティング			
✓	書類名		
	船員の健康証明書		
	ねずみ族剔除証明書・ねずみ族剔除免除証明書		
	水質検査結果書		
	船内記録簿		
	船内安全衛生委員会議事録		
	船内衛生担当者記録簿		
	船内安全担当者記録簿(甲板部、機関部)		
<p>※上記書類については、作成、保管しているかをチェックします。また、巡視時に産業医が確認する可能性もあります。(すぐに用意できない場合には、その旨遠慮なくお申し付けください)</p> <p><事前ミーティングでの所見></p>			

2. 船内巡視のチェックシート(例)

3. 船内巡視	
1	巡視時刻
	※所見記述
チェックするポイント	
2	巡視時刻
	※所見記述
チェックするポイント	
3	巡視時刻
	※所見記述
チェックするポイント	
4	巡視時刻
	※所見記述
チェックするポイント	

2. 船内巡視のチェックシート(例)

船員向け産業医による試行的船内巡視実施記録

記録者 _____

1. 基本情報				
実施日時	年	月	日()	時 分～ 時 分
実施場所				
実施方法				
船名		業種		船種
総トン数		乗組員数		
産業医名				
船舶側立合者				
2. 巡視前ミーティング				
✓	書類名			
	船員の健康証明書			
	ねずみ族駆除証明書・ねずみ族駆除免除証明書			
	水質検査結果書			
	船内記録簿			
	船内安全衛生委員会議事録			
	船内衛生担当者記録簿			
	船内安全担当者記録簿(甲板部、機関部)			
<p>※上記書類については、作成、保管しているかをチェックします。また、巡視時に産業医が確認する可能性もあります。(すぐに用意できない場合には、その旨適慮なくお申し付けください)</p> <p><事前ミーティングでの所見></p>				

3. 船内巡視の報告書(例)

産業医職場巡視記録			
巡視日時	2022 年 ○○月 △△日(日) 10時 00分 ~ 11時 00分		
事業場名	○○社 □□タンカー	産業医氏名	印
巡視職場名		その他	
事業場側対応者 (職名、氏名)	衛生管理者 ○× ○夫 様 ○山 △男 様		
指導事項・コメント	写真		
1. 夏季の甲板上(屋外)作業や機関部での作業は直射日光や配管内の高温の重油が熱源となっており、熱中症のリスクが高いと考えます。ただし、熱中症計(写真 1)を設置してモニタリングしたり、こまめな休憩、水分・塩分補給を実施したりするなど、十分な熱中症対策が取られていました。			写真 1
2. 機関部での旋盤、溶接作業は発じんするため、防じんマスクと保護メガネが設置されていましたが、まとめて保管箱に入れてあり、個人ごとの保管が為されていないようでした(写真 2)。衛生状態を考慮すると、個人ごとの保管庫を設けるか、使用毎に消毒することが望ましいです。保護員の保管や使用ルールについて改善を検討願います。			写真 2
3. 甲板上の配管同士の通路(写真 3)や機関部の階段では頭上が狭い箇所が見受けられました。頭部打撲防止のため、そのような箇所には「頭上注意」の注意喚起表示をしてはいかがでしょうか。			写真 3
指摘事項への対応(事業者記入欄)	(記入者: ○× ○夫)		
1. 確認ありがとうございます。今後も十分な熱中症対策をしてまいります。			
2. ご指摘ありがとうございます。防じんマスク及び保護メガネを収納している保管箱周辺に消毒液及び使い捨てのふきんを用意し、使用毎に消毒するよう船内各部署に通知いたします。			
3. ご指摘ありがとうございます。本ご指摘については、本船内で改めて通知するとともに、本社と相談の上、頭部打撲防止のため注意喚起表示等の掲示が可能か、検討いたします。			

4.面接指導の事前問診票(例)

長時間労働者に対する医師の面接指導 事前問診票

<本人記入>

本票は長時間労働者に対する医師の面接指導を実施するにあたり、面接する医師が勤務状況を把握し、よりよい面接指導を行うためのものです。

必ず面接指導前に記入の上、(事前提出・面接指導時に持参)してください。記入が難しい場合は空欄での回答も可能です。

面談指導日(予定日)	年 月 日
------------	-------

氏名	職員番号
所属部署	業務内容
船名	船種

記入日(年 月 日)

勤務状況	
<航海中>	<p>交替制勤務をしていますか？ (はい いいえ)</p> <p>勤務時間は何時から何時までですか？ (時から 時)</p> <p>※複数の勤務時間帯がある場合 上記に加え(時から 時)</p> <p>前月、平均して日に何時間勤務していましたか？ (平均 時間)</p> <p>現在は平均して日に何時間勤務していますか？ (平均 時間)</p> <p>航海中に担当する主な業務内容について記載してください。</p>
<出入港時>	{ 出入港時に担当する主な業務内容について記載してください。 }
<停泊時>	{ 停泊時に担当する主な業務内容について記載してください。 }
<全般>	<p>停泊時、1日あたり平均何時間勤務していますか？ (平均 時間)</p> <p>仕事による負担を感じますか？ (はい いいえ)</p> <p>自分で仕事を調整できますか？ (はい いいえ)</p> <p>職場内での支援はありますか？ (はい いいえ)</p> <p>仕事に関して気になること・考慮してほしいことなどがあれば記載してください。</p>
体調	<p>仕事による体調の変化はありますか？ (はい いいえ)</p> <p>1日あたり何回休憩をとっていますか？ (回)</p> <p>1日あたり合計何時間の睡眠時間をとっていますか？ (時間)</p> <p>1日あたり連続で何時間の睡眠時間をとっていますか？ (時間)</p> <p>寝つきが悪い、日中の眠気など、睡眠に関して問題がありますか？ (はい いいえ)</p> <p>治療中の病気はありますか？ (はい いいえ)</p>
仕事以外の状況	<p>仕事以外で時間を取られることはありますか？ (はい いいえ)</p> <p>仕事以外で強いストレスを感じることはありますか？ (はい いいえ)</p>
その他	面接指導において、相談したいことがあれば記載して下さい。

この回答内容は面接指導を実施する医師以外が見ることはありません。

5.労働者の疲労蓄積度チェックリスト(例)

働く人のための疲労蓄積度自己診断チェックリスト(厚生労働省)

最近1か月の自覚症状について		あてはまるものに○をつけましょう。		
		0点	1点	3点
1	イライラする	ほとんどない	時々ある	よくある
2	不安だ	ほとんどない	時々ある	よくある
3	落ち着かない	ほとんどない	時々ある	よくある
4	ゆううつだ	ほとんどない	時々ある	よくある
5	よく眠れない	ほとんどない	時々ある	よくある
6	体の調子が悪い	ほとんどない	時々ある	よくある
7	物事に集中できない	ほとんどない	時々ある	よくある
8	することに間違いが多い	ほとんどない	時々ある	よくある
9	仕事中、強い眠気におそわれる	ほとんどない	時々ある	よくある
10	やる気が出ない	ほとんどない	時々ある	よくある
11	へどへどだ(運動後を除く)	ほとんどない	時々ある	よくある
12	朝、起きたとき、ぐったりとした疲れを感じる	ほとんどない	時々ある	よくある
13	以前とくらべて疲れやすい	ほとんどない	時々ある	よくある
		点	点	点

<自覚症状の評価> I:0-4点、II:5-10点

III:11-20点、IV:21点以上

合計()点

→評価(I・II・III・IV)

最近1か月の勤務の状況について		0点	1点	3点
1	1か月間の時間外労働(時間外・休日労働時間を含む)	ないまたは 適当	多い	非常に多い
2	不規則な勤務(予定の変更、突然の仕事)	少ない	多い	-
3	出張に伴う負担(頻度、拘束時間、時差など)	ないまたは 小さい	大きい	-
4	深夜勤務(深夜時間帯:午後10時-午前5時の一部または全部を含む勤務)に伴う負担	ないまたは 小さい	大きい	非常に 大きい
5	休憩・仮眠の時間及び施設	適切である	不適切である	-
6	仕事についての精神的負担	小さい	大きい	非常に 大きい
7	仕事についての身体的負担(肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担)	小さい	大きい	非常に 大きい
		点	点	点

<勤務状況の評価> A:0点、B:1-2点

C:3-5点、D:6点以上

合計()点

→評価(A・B・C・D)

総合判定「仕事の負担度点数表」

		勤務の状況			
		A	B	C	D
自覚 症状	I	0点	0点	2点	4点
	II	0点	1点	3点	5点
	III	0点	2点	4点	6点
	IV	1点	3点	5点	7点

あなたの仕事による負担度は()点

<判定>

0-1点:仕事による負担度が低いと考えられる

2-3点:仕事による負担度がやや高いと考えられる

4-5点:仕事による負担度が高いと考えられる

6-7点:仕事による負担度が非常に高いと考えられる

6.面接指導の面接記録結果(例)

長時間労働面接記録用紙

<産業保健職のみ閲覧可>

面接実施日: 2022年 9 月 9 日

氏名	〇〇 △△	年齢	37	部署	甲板部
業務内容	見張り, 操船, 荷役管理			役職	

勤務状況	勤務形態	<input type="checkbox"/> 常昼勤務		<input checked="" type="checkbox"/> 交代勤務		<input type="checkbox"/> その他()	
	時間外休日労働時間	月度	時間	月度	時間	月度	時間
	勤怠状況	1日に10時間前後					

業務過重性	長時間労働の発生理由	引継ぎ時にチェックしなければいけない項目が多い。 甲板設備の操作, 点検に専内の知識が必要で, 代りがない。
	今後の見通し	人員が増えること, 改善を期待したい。
	仕事の負担	質的: 精神的緊張, 担当している甲板設備も使用しない時は少しホッとする。 量的: 身体的負荷はとこまでではない
	仕事の裁量度	あり
	職場の支援度	あり
	その他	現場での朝型が必要であり, 臨機応変な対応を求められる。 外国人もいるがコミュニケーションはできる。

心身及び生活の状況	既往歴	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 脂質異常症 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 慢性腎臓病 <input type="checkbox"/> 脳心血管疾患		
	現病歴		<input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> その他() 治療内容()		
	理学所見	血圧	/ mmHg	体重	kg(変化:)
	自覚症状	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 頭痛・頭重感 <input type="checkbox"/> めまい <input type="checkbox"/> しびれ <input type="checkbox"/> 動悸 <input type="checkbox"/> 息切れ <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> その他()		
	BSID 評価	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> B1 憂鬱感・気分の沈み <input type="checkbox"/> B2 興味・喜びの消失 <input type="checkbox"/> B3 睡眠障害 <input type="checkbox"/> B4 無価値観・罪悪感 <input type="checkbox"/> B5 集中・決断困難		
	食欲	<input type="checkbox"/> 減少 <input checked="" type="checkbox"/> 不変 <input type="checkbox"/> 増加			
	睡眠	平均睡眠時間	7 時間 00 分	睡眠障害	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 有(入眠困難・中途覚醒・早朝覚醒)
	嗜好	喫煙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : 本/日		
		飲酒	週 0 日(内容・量:) 寝酒(<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)		
	余暇の過ごし方	読書, DVD の鑑賞			
同居人等	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()				
仕事以外のストレス要因	インターネット環境がないため, 手に入る情報が限定的。 人関係が船内に限られるため, 常に精神的に気を遣う。				

自由記載欄	特になし。
-------	-------

参考文献

- 運輸安全委員会ダイジェスト(第3号)(運輸安全委員会、2012年)
- 改定写真で見る職場巡視のポイント(労働調査会、2019年)
- 暮らしと産業をささえるいろいろな船(株式会社商船三井、2021年)
- 騒音・振動ガイドライン(第3版)(日本海事協会、2020年)

試行的船内巡視協力医師

- 神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院 石井 泰介 先生
- 学校法人 産業医科大学 永野 千景 先生
- 医療法人社団 政松会 塩澤 正之 先生

協力

- 旭タンカー株式会社
- 株式会社イコース
- エム・オー・エル・エルエヌジー輸送株式会社
- 九州商船株式会社
- 商船三井フェリー株式会社
- 大栄水産株式会社

- LNG船「ENERGY ADVANCE」の乗組員の皆様
- ばら積み貨物船「かしい」の乗組員の皆様
- タンカー「旭蓬丸」の乗組員の皆様
- フェリー「さんふらわあ ぱーる」の乗組員の皆様
- 漁船「第八十二大栄丸」の乗組員の皆様
- 旅客船「ベガさす2」の乗組員の皆様

(五十音順)

- 船員向け産業医選任・活用マニュアル
～船員の健康確保に向けて～

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001590421.pdf>



船員向け産業医

選任・活用マニュアル

～船員の健康確保に向けて～



令和5年3月
国土交通省海事局

健康確保もスタート

船員の
働き方改革

はじめに



- 四面を海に囲まれる我が国において、国民生活・経済を支える上で、大きな役割を果たしている海運は、船舶の運航を担う船員により支えられています。
- 他方、陸上から離隔した船内において連続して乗船・勤務するといった特殊な環境下で就労する船員は、陸上労働者と比べて疾病の発生率が高く、また、運動不足・不規則な睡眠・食生活になりがちであるため、生活習慣病の割合も高く、長時間労働や人間関係の不安等による高ストレス者の割合も陸上労働者と比べ高い傾向にあります。
- 船員の健康リスクが高まると、突発的な病気等による下船や長期休業等を引き起こすおそれもあり、その結果、安定的な海上輸送の確保にも支障をきたすことになりかねません。船員の確保の観点からも、健康で長く働き続けられる職場にしていくことが必要です。
- このような状況を踏まえ、今般、船員の健康確保を図るため、船舶所有者が組織的に船員の健康管理をサポートする仕組みが設けられました。具体的には、令和5年4月1日より、①船員向け産業医制度、②健康検査結果に基づく健康管理、③過重労働対策、④メンタルヘルス対策に関する新たな制度が開始されます。
- これにより、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」においては、産業医を選任し、当該産業医のサポートを受けながら、上記②から④の対策をはじめとする船員に対する健康管理に関する取組を実施していただくことになります。
- 本マニュアルは、船員向け産業医制度の概要や選任に関する手続、社内の安全衛生管理体制における産業医の役割等についてまとめたものです。産業医による産業保健活動が適切に実施され、船員が長く健康に働き続けることができる環境が確保されることを期待します。
- なお、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者は、上記①、③、④は努力義務となりますが、本マニュアルも参考に、船員の健康確保に努めていただきますようお願いいたします。



第I章 船員の健康確保に関する新たな制度の概要

船員の健康確保の必要性 2

- 職場内でこういったことはありませんか？
- 船員の健康状態をどの程度把握できていますか？

新たに導入される4つの制度 3

- 新たに導入される4つの制度とは？
- 上記制度の義務付けの対象となる船舶所有者は？

Point

- 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」とは？
- 「常時使用する船員」とは？

第II章 船員向け産業医制度の概要

船員向け産業医とは 6

- 船員向け産業医とは？
- 船員向け産業医の職務は？
- 船員向け産業医の権限は？

産業医の選任と必要な手続き等 8

- 船員向け産業医の要件は？
- 船員向け産業医の選任のタイミングは？
- 船員向け産業医の選任時の手続きは？
- 船員向け産業医はどう探すの？

Point

- 船員向け産業医による派遣船員への対応

第三章

船員向け産業医の主な役割

健康検査結果に基づく健康管理 13

健康検査結果に基づく健康管理
船員向け産業医の主な役割

過重労働対策 14

長時間労働の船員に対する面接指導等
船員向け産業医の主な役割

Point

- 面接指導に係る長時間労働の基準は？

メンタルヘルス対策 16

ストレスチェック及び高ストレス者に対する面接指導等
船員向け産業医の主な役割

船員向け産業医等による船内巡視 18

安全衛生委員会との連携 19

その他船員向け産業医の活用 20

Point

- 船舶所有者による対応における主な留意点等

第四章

船員向け産業医制度関係お役立ち情報

船員の健康確保に関する特設ウェブページ 22

船員向け産業医に関する支援ツール 23

船員向け産業医になられる方のために(視聴覚教材)
産業医による船内巡視等の実施手順書

船舶所有者等への各種支援 24

全国健康保険協会(船員保険部)による支援
産業保健に関する相談窓口

船員の健康確保に関する問い合わせ先一覧 25

第I章

船員の健康確保に関する新たな制度概要

- この章では、令和5年4月1日より開始する船員の健康確保に関する新たな制度の概要について説明します。
- 本章の内容を踏まえ、船員の健康確保に関する必要な措置等を講じていただきますようお願いします。

注 船員の健康確保に関する新たな制度の詳細等については、国土交通省の特設ウェブサイト「船員の健康確保について」（22頁参照）に掲載の説明資料等をご覧ください。

船員の健康確保の必要性

❖ 職場内でこういったことはありませんか？

- ✓ 船員の突発的な病気等による急な下船や、症状の悪化による長期休業等はありませんでしたか？
- ✓ 採用し、育成した船員の人間関係を理由とした退職はありませんでしたか？

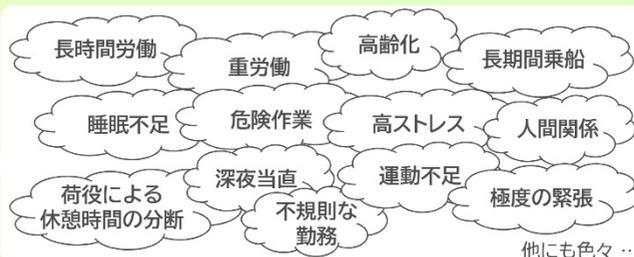
❖ 船員の健康状態をどの程度把握できていますか？

- ✓ 船員の健康状態(持病・服薬状況、通院状況等)をしっかりと把握した上で、船員の配乗管理等ができていますか？
- ✓ 船員のメンタルヘルスの状態を把握できていますか？

船員を取り巻く環境は…

- ✓ 船員の疾病のうち、約半数が生活習慣病
- ✓ 船員の疾病による死亡者の約9割が生活習慣病に関連する疾患によるもの
- ✓ 船員は、陸上労働者と比べ、メタボリックシンドロームの割合が10%以上高い
- ✓ 船員は、陸上労働者と比べ、喫煙者の割合が10%以上高い
- ✓ 船員における高ストレス者の割合は、陸上の労働者と合わせた中でも、製造業に次いで高い値
- ✓ 船員の中では、「人間関係」を高ストレスの要因としている者の割合が高い
- ✓ 船員に対する労働負荷の要因は様々 …etc.

船員



➡ **意欲ある人材が船員として健康に長く働き続けるには、一層の船員の健康管理が必要です**

新たに導入される4つの制度

◆新たに導入される4つの制度とは？

- ✓ 船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号)において、次の通り、船員の健康確保に関する新たな制度が設けられました。

① 船員向け産業医制度

- 船内巡視による作業環境・衛生状態の把握(→健康障害の防止措置)
- 健康検査結果に基づく指導
- 長時間労働者への面接指導
- 高ストレス者への面接指導 等



② 健康検査結果に基づく健康管理

- 健康検査に係る診断結果の提出(※1)
- 診断結果等の記録・保存
- 健康検査結果の医師からの意見聴取
- 事後措置(※2) 等



③ 過重労働対策

- 長時間労働の船員に対する医師による面接指導
- 面接指導の結果の記録・保存
- 面接指導結果の医師からの意見聴取
- 事後措置(※2) 等



④ メンタルヘルス対策

- ストレスチェック検査の実施(※1)
- 検査結果の記録・保存
- 検査結果の分析等
- 高ストレス者への面接指導
- 事後措置(※2) 等



※1 船員のうち「**常時使用される船員**」(次頁参照)が対象

※2 就業場所の変更、乗船期間の短縮等

◆上記制度の義務付けの対象となる船舶所有者は？

① 船員向け産業医制度

③ 過重労働対策

④ メンタルヘルス対策

「**常時50人以上の船員を使用する船舶所有者**」(次頁参照)

が実施義務の対象となります。

※ 当該船舶所有者以外は「努力義務」となりますが、船員の健康確保を図るため、実施に努めて頂きますようお願いいたします。

② 健康検査結果に基づく健康管理

「**すべての船舶所有者**」

が実施義務の対象となります。

新たに導入される4つの制度

Point!!

◇「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」とは？

◆「常時50人以上の船員」とは？

「常時50人以上の船員」の「船員」とは、いわゆる常用雇用の船員のみが該当するのではなく、例えば、臨時雇い(期間雇用等)の船員であるか否かを問わず、季節的事業において使用される船員についても、当該「船員」に該当します。

- 派遣船員については、派遣先である船舶所有者と、派遣元事業主である船舶所有者の双方において、当該「船員」の数に含めることになります。

◆「常時～使用する」とは？

「常時50人以上の船員を使用」とは、常態として、使用している船員の数が50人以上であることをいうものです。

例えば、怪我や病気等により急な船員の下船があった場合に、当該船員を予備船員として雇用を維持しつつ、代替要員の補充のために採用をした場合の船員の増員については、常態として使用されていた船員に加えて、その船員の下船期間に限り代替的に増員したものであるため、「常時～使用する」には該当しません。

⇒ 上記のケースの「船員」の数のカウントとしては、下船した船員の人数を下船後も引き続き含める一方で、補充した船員の数は含めないことになります。

- 上記「船員の定義」とおり、臨時雇いの船員や派遣船員も、「常時50人以上の船員」の「船員」の定義には含まれますが、上記のような代替的な増員に該当する場合には、「常時～使用する」には該当しないことになります。
- 他方で、増員であっても、体制強化等のために定期的な増員をするような場合は、当該増員した船員は、「常時～使用する」に該当することになります。

※ 次の「常時使用する船員」とは「船員」の範囲が異なりますのでご注意ください。

Point!!

◇「常時使用する船員」とは？

- 「常時使用する船員」とは、次のいずれかに該当する船員のことを指します。

- ① 期間の定めのない契約により使用される船員
- ② 期間の定めのある契約により使用される者であって、1年以上使用されることが予定されている船員
- ③ 期間の定めのある契約により使用される者であって、契約の更新(当該期間の延長)により1年以上使用されている船員

- 上記の「期間」には、雇入契約の期間だけでなく、下船時の雇用契約の期間(予備船員としての期間等)も含まれます。

- 季節的事業における船員(事業期間中「常態」として使用されているものに限る。)については、当該季節的事業の終了後に一旦雇用契約が満了しますが、翌年又は翌年度以降も同様に使用することが予定されている者には上記②の船員として扱います。また、翌年又は翌年度以降も同様に使用することが予定されていない者であっても、翌年又は翌年度に同様に使用された者には上記③の船員として扱います。



第Ⅱ章

船員向け産業医制度の概要

- この章では、船員向け産業医の概要、選任等に関して必要な手続き等について説明します。
- 本章の内容を踏まえ、船員向け産業医の選任手続きや選任後の必要な措置等を講じていただきますようお願いします。

船員向け産業医とは

❖ 船員向け産業医とは？

- ✓ 船員向け産業医とは、船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号)に基づき、船舶所有者による「船員」に対する健康管理について、医学的な立場から助言・指導等を行う医師です。
- ✓ 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」において、選任することが義務付け^(※)られています。
 - ※ 船員向け産業医は、「専属」である必要はありません。
上記以外の船舶所有者は努力義務となっています。

❖ 船員向け産業医の職務は？

- ✓ 船員向け産業医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを職務として行うことになります。

- ① 健康検査の結果に基づく船員の健康の保持
- ② 長時間労働の船員への面接指導の実施
- ③ ストレスチェック及び高ストレス者への面接指導
- ④ 作業環境の維持管理^(※1)
- ⑤ 作業の管理^(※2)
- ⑥ 上記①～⑤以外の船員の健康管理^(※3)
- ⑦ 健康教育・健康相談
- ⑧ 衛生教育
- ⑨ 船員の健康障害の原因調査及び再発防止措置



※1 「作業環境の維持管理」とは、有害物質、温度、湿度等に関する労働衛生関係設備の適正な維持管理、作業環境測定、その結果の評価及びその評価に基づく事後措置に関すること等をいいます。

※2 「作業の管理」とは、有害業務における作業方法の適正化、保護具の適正使用、作業時間等の適正化及び作業姿勢の改善に関すること等をいいます。

※3 「①～⑤以外の船員の健康管理」とは、次の職務が一例として想定されます。

- ・ 健康に関する計画の企画・立案に参画すること
- ・ 化学物質等の有害性の調査及びその結果に基づく措置に関すること
- ・ 疾病管理及び救急措置に関すること 等



船員向け産業医は、診療行為(疾病の診断・治療等)を行うことはありませんので、ご注意ください。

船員向け産業医とは

◆ 船員向け産業医の権限は？

- ✓ 船員向け産業医には、船員労働安全衛生規則に基づき、船員の健康管理等をなし得る権限を与えなければならないこととされています。
- ✓ なお、上記の権限には、次の権限が含まれます。

- 船員の健康確保が必要と認める場合に、船員の健康管理等について、**船舶所有者に対して必要な勧告**をすることができること。



◆ 産業医は上記勧告をしようとするときは、あらかじめ勧告の内容について船舶所有者の意見を求めなければなりません。

◆ 船舶所有者は、上記勧告を受けたときは、それを尊重しなければなりません。

◆ 船舶所有者は、上記勧告を受けたときは、遅滞なく、勧告の内容や講じようとする措置の内容等を安全衛生委員会に報告しなければなりません。

◆ 船舶所有者は、勧告の内容や講じた措置の内容等について、記録をし、それを3年間保存しなければなりません。

◆ 船舶所有者は、上記勧告をしたことを理由に、産業医に対し、解任等の不利益な取扱いをしてはいけません。

- 船員の健康管理等について、**次に掲げる者に対して勧告、指導又は助言**を行うことができること。

・ 総括安全衛生担当者又は船長 → **勧告**

・ 安全担当者、船舶に乗り組む医師、衛生管理者、衛生担当者、

労務管理責任者、その他船員の健康管理を行う者 → **指導・助言**



◆ 船舶所有者は、上記勧告、指導又は助言をしたことを理由に、産業医に対し、解任等の不利益な取扱いをしてはいけません。

- 船員の健康管理等について、**総括安全衛生担当者又は船長**に対して意見を述べること。
- 船員の健康管理等を実施するために**必要な情報を船員から収集**すること。
- 船員の健康確保のため緊急の必要がある場合において、**船員に対して必要な措置をとるべきことを指示**すること。

産業医の選任と必要な手続き等

❖ 船員向け産業医の要件は？

- ✓ 船員向け産業医の要件は、陸上制度の産業医と同じで、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について、次のいずれかの要件を備えた医師となっています。

- 厚生労働大臣の指定する者(日本医師会、産業医科大学)が行う研修を修了した者
- 産業医の養成課程を設置している産業医科大学その他の大学で、厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業し、その大学が行う実習を履修した者
- 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者
- 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師又はこれらの経験者

- ✓ なお、次に該当する者を船員向け産業医として選任することはできませんので、ご注意ください。

- ◆ 船員所有者が法人の場合は当該法人の代表者
- ◆ 船舶所有者が個人である場合は当該個人
- ◆ 船員を使用して船舶所有者が行う事業の実施を統括管理する者

❖ 船員向け産業医の選任のタイミングは？

- ✓ 船員向け産業医は、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に該当した日から14日以内に選任しなければなりません。
- ✓ また、選任をしていた船員向け産業医の辞職等により、船員向け産業医に欠員が生じた場合には、当該「欠員が生じた日」から14日以内に選任しなければなりません。

産業医の選任と必要な手続き等

◆ 船員向け産業医の選任時の手続きは？

《地方運輸局長への産業医選任報告書の提出》

- ✓ 船員向け産業医を選任したときは、遅滞なく、所管地方運輸局長^(※)に「産業医選任報告書」を提出しなければなりません。
 - ※ 主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を管轄する地方運輸局長（神戸運輸監理部長、沖縄総合事務局長を含む）

報告書の提出は、最寄りの運輸支局又は海事事務所を経由して行うことも可能です。
- ✓ なお、船員向け産業医を複数人選任することは可能ですが、その場合は、各産業医についてそれぞれ報告書の作成・提出が必要となりますのでご注意ください。

産業医選任報告書

第一号様式（第十条の二関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

産業医選任報告書			
地方運輸局長 運輸監理部長 殿		令和 5 年 4 月 1 日	
船舶所有者の名称 株式会社〇〇汽船 住所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇			
主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地	東京都千代田区 〇〇〇〇-〇-〇	常時使用する船員の数	100人
船名	コフク丸 〇〇〇	生年月日	昭和〇年〇月〇日
選任年月日	令和5年4月1日	新任又は交代の別	新任・交代
産業医の医師番号等	種別 1	医師番号	123456
参考事項	※ 赤字は記載例		

「産業医選任報告書」の様式は、下記URLのウェブページに掲載していますので、ダウンロードの上、ご利用ください。

【URL】
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html



《安全衛生委員会への報告》

- ✓ 船舶所有者は、船員向け産業医を選任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を安全衛生委員会に報告しなければなりません。
- ✓ 当該産業医が辞任したとき・解任されたときも報告が必要となります。

産業医の選任と必要な手続き等

❖ 船員向け産業医の選任後の手続きは？

《産業医の業務に関する事項の周知》

- ✓ 船舶所有者は、船員に対し、次の通り、産業医の業務に関する事項について周知しなければなりません。

(周知すべき事項)

- 産業医の業務の具体的な内容
- 産業医に対する健康相談の申出の方法
- 産業医による船員の心身の状態に関する情報の取扱方法

(周知の方法) ※次のいずれか

- 船内の船員の見やすい場所への常時掲示又は備置き
- 船員への書面の交付
- 内容を常時確認できる電子機器(パソコン等)の船内設置

《産業医に対する情報提供》

- ✓ 船舶所有者は、産業医に対し、次の通り、情報提供しなければなりません。

※ 下記青字⇒は情報提供のタイミング

- 健康検査の診断結果、長時間労働に係る面接指導結果、高ストレス者への面接指導結果に応じて講じた(講じる)就業上の措置の内容(措置を講じない場合はその旨・理由)
⇒ 上記措置に関する医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供
- 長時間労働の船員への面接指導に係る長時間労働の基準に該当した船員の氏名及び当該労働時間に関する情報
⇒ 上記労働時間の算定を船舶所有者が行った後、速やかに提供
- 上記のほか、船員の業務に関する情報であって、産業医が船員の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの
⇒ 産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供

産業医の選任と必要な手続き等

❖ 船員向け産業医はどう探すの？

- ✓ 次のような産業医サービスの提供又は産業医の紹介を行っている機関等がありますので、各機関にご相談ください。

- 地域の医師会(産業医の紹介を実施)
- 産業保健サービスを提供している会社
- 産業医の紹介を行っている会社

- ✓ また、近隣の医療機関や健診を依頼している機関でも、産業医サービスを提供している場合がありますので、各機関にご確認ください。

Point!!

◇ 船員向け産業医による派遣船員への対応

- ✓ 派遣中の船員に対しては、下記表の「○」を付した措置について、派遣元又は派遣先が実施していただくことになります。
- ✓ 派遣元と派遣先で連携を図りながら、適切な措置等を実施してください。

必要な措置等		派遣元	派遣先
産業医の職務	① 健康検査の結果に基づく船員の健康保持	○	—
	② 長時間労働の船員への面接指導等	○	—
	③ ストレスチェック及び面接指導等	○	—
	④ 作業環境の維持管理	—	○
	⑤ 作業の管理	—	○
	⑥ 上記①～⑤以外の船員の健康管理	○	○
	⑦ 健康教育・健康管理	○	—
	⑧ 衛生教育	○(※1)	○(※2)
	⑨ 船員の健康障害の原因調査・再発防止措置	—	○
産業医による船内巡視(年1回)、 衛生管理者等による巡視結果の報告(月1回)		—	○

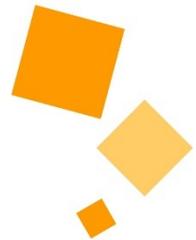
※1 船内の安全・衛生に関する基礎的事項に関するもの。

※2 船内の危険・有害な作業の作業方法等に関するもの。



第三章

船員向け産業医の主な役割



- この章では、船員向け産業医の主な役割について説明します。
- 船員の健康確保に関する新たな制度の実施のほか、船員向け産業医に求める役割は、各船社等の実情等に応じて様々かと思いますが、本章の内容を踏まえ、産業医によるサポート等を受けながら、船員健康確保や職場環境の改善に努めていただきますようお願いします。

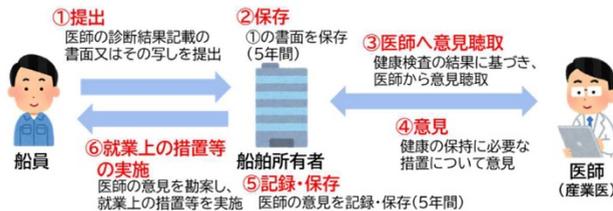
健康検査結果に基づく健康管理

❖ 健康検査結果に基づく健康管理

- ✓ 船舶所有者は、健康検査を受検した「常時使用する船員」より当該検査に係る医師による診断結果を提出させ、当該診断結果において「異常」の所見があると診断された船員について、船員の健康を保持するために必要な措置について医師の意見聴取を実施。当該医師の意見を勘案し、必要と認めるときは、就業上の措置等^(※)を実施しなければなりません。

※ 就業上の措置等とは、例えば、就業場所の変更、乗船期間短縮等のほか、船内の作業環境測定、設備の設置等

健康検査結果に基づく健康管理



- ✓ 船舶所有者は、健康検査の結果、特に健康保持に努める必要があると認める船員に対し、医師又は保健師による保健指導に努めなければなりません。

❖ 船員向け産業医の主な役割

- ✓ 船員向け産業医には、健康検査結果に基づく健康管理において、主に、次の役割を担っていただくことになります。

○ 船舶所有者からの意見聴取への対応【上記図中④関係】

⇒ 健康検査の結果に基づき、健康検査を受けた船員の健康保持のために必要な措置について、船舶所有者に意見等を提示

注) 船舶所有者は、産業医(医師)から、意見聴取を行う上で必要となる船員の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、当該情報を提供しなければなりません。

○ 船員に対する保健指導の実施【船舶所有者による努力義務】

⇒ 健康検査の結果に基づき、特に健康の保持に努める必要があると認める船員に対し、保健指導を実施

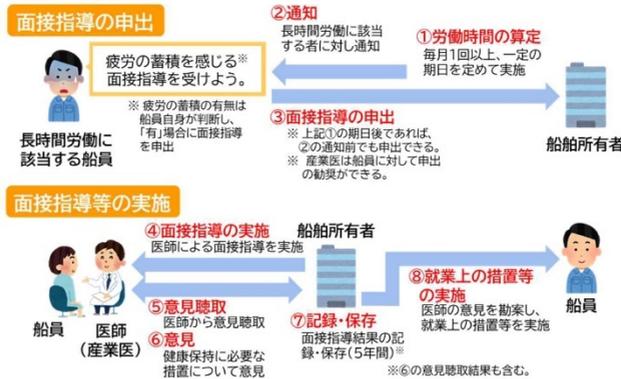
過重労働対策

❖ 長時間労働の船員に対する面接指導等

- ✓ 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」は、長時間労働^(※1)を行い、かつ、疲労の蓄積が認められる船員に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ✓ その上で、上記の面接指導の結果に基づき、船員の健康を保持するために必要な措置について医師への意見聴取を行い、当該医師の意見を勧奨し、必要と認めるときは、就業上の措置等^(※2)を実施しなければなりません。

※1 長時間労働に関する基準は次ページ参照

※2 就業上の措置とは、例えば、就業場所の変更、乗船期間短縮等



❖ 船員向け産業医の主な役割

- ✓ 船員向け産業医には、過重労働対策において、主に、次の役割を担っていただくことになります。

- **船員に対する面接指導の申出の勧奨** 【上記図中③関係】
⇒ 長時間労働に該当する船員に対し、申出を勧奨
- **申出のあった船員に対する面接指導の実施** 【上記図中④関係】
⇒ 船員の勤務状況、疲労の蓄積状況、その他心身の状況等を確認
- **船舶所有者からの意見聴取への対応** 【上記図中⑥関係】
⇒ 面接指導の結果に基づき、面接指導を受けた船員の健康保持のために必要な措置について、船舶所有者に意見等を提示

過重労働対策

Point!!

◇ 面接指導に係る長時間労働の基準は？

- ◆ 1週当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1月当たり80時間を超える者(計算式は次の通り)

計算式

1月の労働時間の合計 - (計算期間1か月の暦日数 / 7日)
× 40時間 > 80時間

1月の 暦日数	計算式	1月あたりの総労働時間が 次の時間を超えるると該当
28日	28日 / 7日 × 40時間 = 160時間 160時間 + 80時間 = 240時間	240時間
30日	30日 / 7日 × 40時間 ≒ 171.43時間 171.43時間 + 80時間 ≒ 251.43時間	251時間
31日	31日 / 7日 × 40時間 ≒ 177.14時間 177.14時間 + 80時間 ≒ 257.14時間	257時間

※ 上記計算のための労働時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければなりません。

注) 上記の労働時間に係る基準は、あくまで、面接指導の対象となりうる者であるかを判断するための基準であり、船員法上の労働時間の上限(労働時間を上記時間以下の時間としなければならないもの)ではありませんのでご注意ください。

《 船舶所有者は、まずは船員の労働環境改善を!! 》

- ◆ 船員は、長期間連続乗船等が一般的であるため、長時間労働となりやすい傾向にあります。
- ◆ 長時間労働は、脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となります。
- ◆ そこで、まずは船員の労働環境改善を考えましょう。例えば、月数回、仮バースを行う等の工夫を行い、船員の労働時間の縮減に努めましょう。

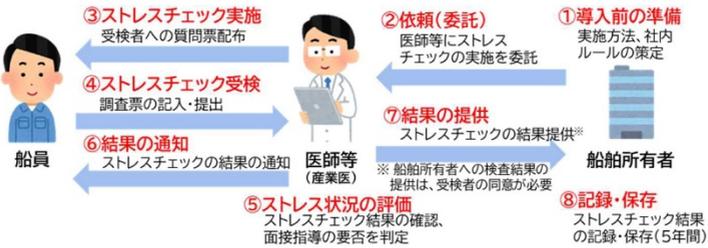
メンタルヘルス対策

❖ ストレスチェック及び高ストレス者に対する面接指導等

- ✓ 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」は、「常時使用する船員」に対し、ストレスチェックを実施し、その結果、高ストレスであった船員^(※1)からの申出に応じて、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ✓ その上で、上記の面接指導の結果に基づき、船員の健康を保持するために必要な措置について医師への意見聴取を行い、当該医師の意見を勘案し、必要と認めるときは、就業上の措置等^(※2)を実施しなければなりません。

※1 心理的な負担の程度が高い者又は面接指導を受ける必要があるとストレスチェックを行った医師等が認めた者
 ※2 就業上の措置とは、例えば、就業場所の変更、乗船期間短縮等

ストレスチェックの実施



面接指導の実施等



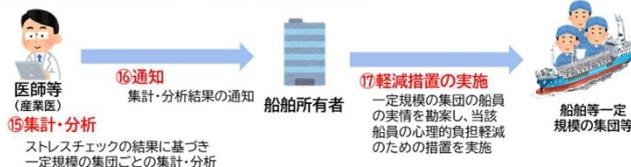
メンタルヘルス対策

- ✓ また、船舶所有者は、ストレスチェックを行った医師等^(※1)に、ストレスチェックの結果について、船員が乗り組む船舶等一定規模の集団ごとに集計・分析^(※2)させ、その結果を勘案し、必要があると認めるときは、ストレス軽減のための措置を講ずるよう努めなければなりません。

※1 医師等とは医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士若しくは公認心理師

※2 上記分析は、一般的に10人以上の単位で実施することが推奨されており、「一定規模の集団」とは、職場環境を共有し、かつ業務内容について一定のまとまりをもった船舶などの集団であり、具体的な集団の単位は、船舶所有者が、その使用する船員が就労する船舶の業務の実態に応じて判断

ストレスチェック結果の集団分析(努力義務)



❖ 船員向け産業医の主な役割

- ✓ 船員向け産業医には、メンタルヘルス対策において、主に、次の役割を担っていただくことになります。

○ ストレスチェックの実施【前頁図中③、⑤～⑦関係】

- ⇒ 船員に対し、調査票を配布し、ストレスチェックの受検を依頼
- ⇒ 調査票を回収し、各受検者のストレスの程度等を確認
- ⇒ 受検者へのストレスチェックの結果の通知
- ⇒ 船舶所有者へのストレスチェック結果の提供(受検者の同意が必要)

○ 申出のあった船員に対する面接指導の実施【前頁図中⑧関係】

- ⇒ 船員の勤務状況、心理的負担の状況、その他自身の状況等を確認

○ 船舶所有者からの意見聴取への対応【前頁図中⑩関係】

- ⇒ 面接指導の結果に基づき、面接指導を受けた船員の健康保持のために必要な措置について、船舶所有者に意見等を提示

○ 集団分析の実施【上記図中⑮、⑰関係(努力義務)】

- ⇒ ストレスチェックの結果について、船員が乗り組む船舶等一定規模の集団ごとに集計・分析し、その結果を船舶所有者に通知

船員向け産業医等による船内巡視

◆ 船員向け産業医等による船内巡視

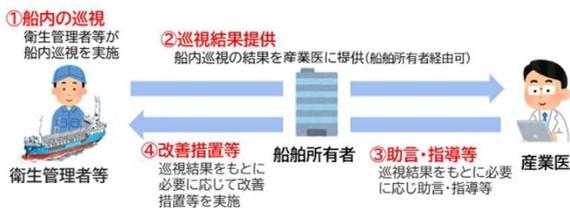
- ✓ 「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」は、次の①②の措置により、船内の作業環境及び衛生状態を船員向け産業医に把握させ、その結果、作業方法及び衛生状態に有害のおそれがあるときは、当該産業医に、船員の健康障害を防止するための措置を講じさせなければなりません。

① 衛生管理者等^(※)による巡視結果を産業医へ提供 → **少なくとも月1回実施**

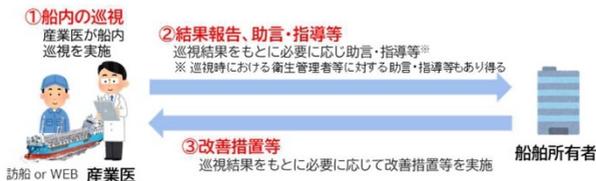
② 船員向け産業医による船内巡視 → **少なくとも年1回実施**

※ 衛生管理者のほか、衛生担当者、医師(船医)又は安全担当者等

衛生管理者等による船内巡視の実施(少なくとも月1回)



船員向け産業医による船内巡視の実施(少なくとも年1回)



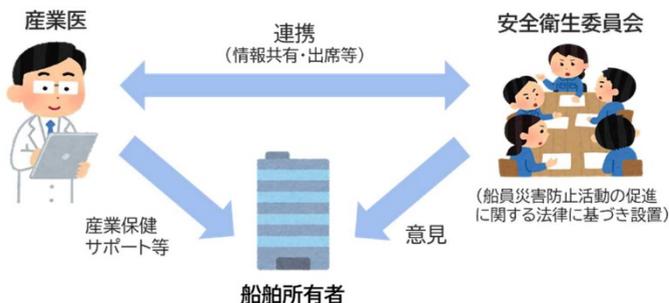
◆ 船内巡視は、船員向け産業医が船員の健康管理を行う上で、船員の職場の状況を確認してもらえる貴重な機会ですので、当該産業医の意向も踏まえ、適切に実施していただきますようお願いいたします。

◆ なお、船員向け産業医による船内巡視等における当該産業医の役割や巡視の具体的な実施方法等については、「産業医による船内巡視等の実施手順書」(23頁参照)をご覧ください。

安全衛生委員会との連携

◆ 安全衛生委員会との連携

- ✓ 安全衛生委員会は、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)第11条第1項に基づき、船舶所有者の行う船員災害防止のための措置に現場の意見を反映させることを目的に、船員の危険や健康障害の防止のための基本的対策等について、調査審議を行うため、社内に設置^(※)されるものです。
 - ※ 安全衛生委員会は、(産業医の選任と同じく)「常時使用する船員の数」が50人以上である船舶所有者に設置が義務付けられています。
- ✓ 船員の健康確保に関する取組を効果的に進めていくためには、船員向け産業医と安全衛生委員会が連携していくことが重要です。
- ✓ このため、船員向け産業医は、制度上は安全衛生委員会の委員として位置づけられてはいませんが、船員向け産業医に、安全衛生委員会への出席を依頼し、医学的な立場からの意見を述べてもらう等、調査審議に参画してもらうようにしましょう。
- ✓ 船員向け産業医の安全衛生委員会への出席を通じて、当該産業医に船員の就労実態や社内における健康上の課題等について理解を深めてもらうことで、産業保健活動の的確かつ円滑な実施にも繋がります。
- ✓ また、安全衛生委員会を通じて得られた船員向け産業医からの意見等については、適宜、各船舶(船内安全衛生委員会等)にも共有し、船内の衛生環境等の改善に繋げるようにしましょう。



◆ その他船員向け産業医の活用

◆ その他船員向け産業医の活用

- ✓ 船員向け産業医の職務には、船員の健康管理に関することのほか、健康教育・健康相談や衛生教育に関すること等があります。
- ✓ 船舶所有者においては、産業医のサポートを得て、例えば、船員のための健康相談窓口の開設や健康確保のための衛生教育の実施(熱中症対策や生活習慣病対策等)等の対策を実施するとよいでしょう。
- ✓ そのほか、病気・怪我等で休職中の者の復職に当たっての相談等にも応じてもらうとよいでしょう。

注) どこまでの対応が可能かは各産業医により異なりますので、実施に当たっては各産業医にご相談ください。

Point!!

◇ 船舶所有者による対応における主な留意点等

- ◆ 船員向け産業医から適切な意見等を得られるよう、日々のコミュニケーションを心がけるとともに、当該産業医に対し、事業(運営・労務等)の状況や使用する船員の健康確保に関する課題等について、十分な説明を行い、事業の現状や使用する船員の実態について理解を深めてもらうとよいでしょう。
- ◆ 各船員に対し、就業上の措置等を検討するに当たっては、船員向け産業医と意見交換等を行うとともに、船員本人の意向等も確認した上で、適切な措置を講じるとよいでしょう。
- ◆ 上記対策による就業上の措置等の実施結果については、船員向け産業医を交えてフォローアップ等を行い、状況を踏まえ、必要に応じて追加の措置等を講じていくとよいでしょう。
- ◆ 船員に対する安全配慮義務を果たすとともに、船員が健康で長く働き続けられる職場づくりを実現するためにも、船員向け産業医による産業保健サポートを受けながら、船員の健康確保に努めましょう。

第IV章

船員向け産業医制度関係お役立ち情報

- この章では、船員向け産業医制度に関するお役立ち情報について紹介します。
- 各情報の詳細や最新の内容等については、各頁に掲載のURL又は二次元バーコードのリンク先にアクセスいただき、ご確認ください。

船員の健康確保に関する特設ウェブページ

- ✓ 国土交通省のウェブページにおいて、「船員の健康確保について」の特設ページを開設しています。
- ✓ 船員の健康確保に関する制度の概要のほか、各種関係様式や、お役立ちツールとして、本マニュアルや「産業医による船内巡視等の実施手順書」も掲載しています。

掲載情報

制度改正の概要	説明会資料	Q & A
関係様式	お役立ちツール	問い合わせ先

ホーム > 政策・制度 > 労働 > 船員の健康確保について

船員の健康確保について

船員の健康確保について



主な施策

- 運航支援対策
- 船舶の安全・環境
- 海洋保安関連施策の総論・海洋人材育成
- 船員の現状
- 船員養成
- 船員の確保・雇用法
- 外航寄港
- 内航寄港
- 造船・船用工業
- 海技資格・免許

法令改正の概要

船員の心身の健康確保を図るため、「**船員の働き方改革の realization に向けて**」（令和2年9月船員部会取りまとめ）及び「**船員の健康確保に向けて**」（令和2年10月船員の健康確保に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、陸上における取組も参考にしつつ、

(1) 産業医の導入、(2) 健康診断のあり方、(3) 過重労働対策、(4) メンタルヘルス対策について、令和5年4月より新たな制度が開始されます。

◆省令改正
「船員法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第42号）
【施行期：令和5年4月1日】

【URL】

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html



船員の健康確保について

で検索!!



船員向け産業医に関する支援ツール

❖ 船員向け産業医になられる方のために(視聴覚教材)

- ✓ 船員向け産業医が船員労働の特殊性や船内環境等を学ぶための視聴覚教材です。(一般財団法人海技振興センター作成)

【URL】
http://www.youtube.com/playlist?list=PLYjqAWy-G5uk5AbAzV48jOsKG_amAWDH4

❖ 産業医による船内巡視等の実施手順書

- ✓ 船内巡視等が適切かつ円滑に実施されるよう、船内巡視の進め方の一例や巡視時のチェックポイント・留意点等を示した手順書です。

【手順書(PDF)】
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001585434.pdf>

船舶所有者等への各種支援

◆ 全国健康保険協会(船員保険部)による支援

- ✓ 産業医による健康相談など、船員の健康管理を支援するメニューを提供していますので、ご活用ください。

<p>産業医健康面談</p> <p>申し込みできる方 船舶所有者 (※)</p>  <p>産業医によるオンライン面談（健康相談）を利用できます。月に1回、船舶の種類地域や船舶所有者数や船種等に關する相談等に対して助言を行います。</p>	<p>出前健康講座</p> <p>申し込みできる方 船舶所有者 (※)</p>  <p>研究会に講師を派遣し、メンタルヘルスや生活習慣病に関する講座を開催します。出張費講師料、キャンセル料など、各種テーマをご相談しています。</p>	<p>船員保険卒健プロジェクト</p> <p>申し込みできる方 被保険者、被扶養者</p>  <p>医師検査アプリを使ったオンラインによる健康チェックプログラムを利用できます。診療報酬高負担に配慮し、通院不要、費用無料です。</p>
<p>船員保険電話健康相談</p> <p>相談できる方 被保険者、被扶養者</p>  <p>医師、看護師等が24時間、医療や健康についてのご相談をお受けします。ご自宅や勤務先の近くなど、緊急に必要の際は随時相談をご利用いただけます。</p>	<p>生活習慣病予防健診</p> <p>相談できる方 被保険者、被扶養者</p>  <p>35歳以上の方は、(胃・腸・大腸)健診を含む健康診断受診できます。一般健診・癌検診は無料で受けることができます。</p>	<p>特定保健指導</p> <p>相談できる方 被保険者、被扶養者</p>  <p>健診結果等からリスクを判定し、は予防を促すための保健指導等の個人ごとの働きかけやアドバイスを実施しています。</p>

※「産業医健康面談」及び「出前健康講座」は、「船員の健康づくり宣言」のアクティブコースにエントリーした船舶所有者専用の支援メニューとなります。

[URL] <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/>



◆ 産業保健に関する相談窓口

- ✓ 産業保健に関する相談窓口が下記の通り設置されていますのでご活用ください。

《全船舶所有者向け》

- 産業保健総合支援センター（各道府県に1カ所）
 - ◆ 産業保健スタッフに対する専門的研修の実施・専門的相談への対応
 - ◆ メンタルヘルス対策普及促進のための個別訪問支援

[URL] <https://www.johas.go.jp/Default.aspx?TabId=578>

《常時使用する船員が50人未満の船舶所有者向け》

- 地域産業保健センター（各道府県に数カ所から十数カ所）
 - ◆ 長時間労働者・高ストレス者の面接指導、健康診断結果の医師からの意見聴取
 - ◆ 個別訪問による産業保健指導の実施

[URL] <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/333/default.aspx>

船員の健康確保に関する問い合わせ先一覧

船員の健康確保に関する新たな制度についてご不明な点等がございましたら、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。

問い合わせ先	電 話	E-mail等
北海道運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	011-290-2772	hkt-kaigi-shikakuka@milit.go.jp
東北運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	022-791-7524	tht-seninhou-houkoku2021@gxb.mlit.go.jp
関東運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	045-211-7232	—
北陸信越運輸局海事部 船員労働環境・海技資格課	025-285-9159	hrt-kaiji-kaigishikaku@gxb.mlit.go.jp
中部運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	052-952-8027	cbt-senin-hatarakikata@gxb.mlit.go.jp
近畿運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434	kkt-senin@ki.mlit.go.jp
神戸運輸監理部海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	078-321-7053	kbm-seninrodo@gxb.mlit.go.jp
中国運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	082-228-8707	cgt-kaian-shikaku@gxb.mlit.go.jp
四国運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	087-802-6831	https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=sikoku_form.html
九州運輸局海上安全環境部 船員労働環境課	092-472-3175	qst-kaian-seninrodo@gxb.mlit.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	098-866-1838	senintoukei.a9s@ogb.cao.go.jp
国土交通省海事局船員政策課	03-5253-8647	hqt-senin@milit.go.jp

上記の各地方運輸局等(海事局船員政策課除く)においては、「船員労働の総合相談窓口」を設置し、船員の働き方改革(船員の健康確保を含む)をはじめとした様々なご相談を受け付けています。

【総合相談窓口パンフレット(PDF)】

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001488541.pdf>



**船員向け産業医
選任・活用マニュアル**
～船員の健康確保に向けて～



国土交通省海事局



20230301
Ver.1.0

○ 「船員向け産業医になられる方のために」

https://www.youtube.com/playlist?list=PLYjqAWy-G5uk5AbAzV48jOsKG_amAWDH4

○ 厚生労働省「情報機器を用いた面接指導の実施について」 (平成 27 年 9 月 15 日付け基発 0915 第 5 号)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/pdf/150918-1.pdf>

情報通信機器を用いた面接指導の実施について

出典：情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導の実施について（平成 27 年 9 月 15 日付け基発 0915 第 5 号）

(注) 以下の考え方と留意事項は、労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項の規定に基づく医師による面接指導（いわゆる長時間労働者に対する面接指導）及び同法第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導（いわゆるストレスチェック制度における面接指導）をテレビ電話等の情報通信機器を用いて遠隔で実施する場合に関するものです。

1 基本的な考え方

法第 66 条の 8 第 1 項において、面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと」とされており、医師が労働者と面接し、労働者とのやりとりやその様子（表情、しぐさ、話し方、声色等）から労働者の疲労の状況やストレスの状況その他の心身の状況を把握するとともに、把握した情報を元に必要な指導や就業上の措置に関する判断を行うものであるため、労働者の様子を把握し、円滑にやりとりを行うことができるよう、原則として直接対面によって行うことが望ましい。

一方、情報通信機器を用いて面接指導を行った場合も、労働者の心身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに法違反となるものではない。

ただし、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には、労働者の心身の状況の確認や必要な指導が適切に行われるようにするため、以下 2 に掲げる事項に留意する必要がある。

2 情報通信機器を用いた面接指導の実施に係る留意事項

(1) 面接指導を実施する医師が、以下のいずれかの場合に該当すること。なお、以下のいずれの場合においても、事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者に関する労働時間等の勤務の状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならないこと。

- ① 面接指導を実施する医師が、対象労働者が所属する事業場の産業医である場合。
- ② 面接指導を実施する医師が、契約（雇用契約を含む）により、少なくとも過去1年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している場合。
- ③ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、対象労働者が所属する事業場を巡視したことがある場合。
- ④ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、当該労働者に直接対面により指導等を実施したことがある場合。

(2) 面接指導に用いる情報通信機器が、以下の全ての要件を満たすこと。

- ① 面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定かつ円滑であること。なお、映像を伴わない電話による面接指導の実施は認められない。
- ② 情報セキュリティ（外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止）が確保されること。
- ③ 労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものでなく、容易に利用できること。

(3) 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等について、以下のいずれの要件も満たすこと。

- ① 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。
- ② 情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。

(4) 情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応したり、その事業場にいる産業保健スタッフが対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。

- 厚生労働省「医師による長時間労働面接指導実施マニュアル」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000843223.pdf>

3. 動画第 2 章

「海陸間の通信による船員の健康状態のモニタリング」関連

- 船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために船舶所有者が講ずべき措置について
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001594700.pdf>

国海員第379号
令和5年3月13日

関係団体 あて

国土交通省海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために
船舶所有者が講ずべき措置について

船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第42号）による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第32条の17第2項においては、船舶所有者は、船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないところです。

これを踏まえ、今般、船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために船舶所有者が講ずべき措置について別添のとおり定めましたので、貴会の傘下会員等への周知にご協力お願い申し上げます。

船員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために
船舶所有者が講ずべき措置について

1 趣旨・総論

船舶所有者が、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。）に基づき実施する船員の健康を確保するための措置（以下「健康確保措置」という。）や任意に行う船員の健康管理等に係る業務を通じて得た船員の心身の状態に関する情報（以下「心身の状態の情報」という。）については、そのほとんどが個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、船員が雇用管理において自身にとって不利益な取扱いを受けるという不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにするとともに、船舶所有者が必要な心身の状態の情報を収集して、船員の健康確保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の状態の情報が適切に取り扱われることが必要である。

こうしたことを踏まえ、船員労安則第32条の17第2項においては、船舶所有者は、心身の状態の情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととしており、具体的には、船舶所有者が、当該船舶所有者における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程（以下「取扱規程」という。）を策定することにより、心身の状態の情報の適正な取扱いを明確化しておくことが必要である。

その上で、取扱規程については、健康確保措置に必要な心身の状態の情報の範囲が船員の業務内容等によって異なり、また、船舶所有者の状況に応じて適切に運用されることが重要であることから、本通達に示す原則を踏まえて、船舶所有者ごとに船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）第11条第1項に規定する安全衛生委員会又は同法第12条第1項に規定する団体安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）等を活用して労使関与の下で、その内容を検討して定め、その運用を図る必要がある。

本通達は、心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、船舶所有者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたものである。

なお、本通達に示す内容は、船舶所有者における心身の状態の情報の取扱いに関する原則である。このため、船舶所有者は、当該船舶所有者の状況に応じて、心身の状態の情報が適切に取り扱われるようその趣旨を踏まえつつ、本通達に示す内容とは異なる取扱いを行うことも可能である。しかしながら、その場合は、船員に、当該船舶所有者における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明した上で行う必要がある。

2 心身の状態の情報の取扱いに関する原則

(1) 心身の状態の情報を取り扱う目的

船舶所有者が心身の状態の情報を取り扱う目的は、船員の健康確保措置の実施や船

船舶所有者が負う民事上の安全配慮義務の履行であり、そのために必要な心身の状態の情報を適正に収集し、活用する必要がある。

一方、船員の個人情報保護を保護する観点から、現行制度においては、船舶所有者が心身の状態の情報を取り扱えるのは、船員法関係法令及びその他の法令に基づく場合や本人が同意している場合のほか、船員の生命、身体保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等とされているので、上記の目的に即して、適正に取り扱われる必要がある。

(2) 取扱規程を定める目的

心身の状態の情報が、船員の健康確保措置の実施や船舶所有者が負う民事上の安全配慮義務の履行の目的の範囲内で適正に使用され、船舶所有者による船員の健康確保措置が十全に行われるよう、船舶所有者は、当該船舶所有者における取扱規程を定め、労使で共有することが必要である。

(3) 取扱規程に定めるべき事項

取扱規程に定めるべき事項は、具体的には以下のものが考えられる。

- ① 心身の状態の情報を取り扱う目的及び取扱方法
- ② 心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲
- ③ 心身の状態の情報を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法
- ④ 心身の状態の情報の適正管理の方法
- ⑤ 心身の状態の情報の開示、訂正等（追加及び削除を含む。以下同じ。）及び使用停止等（消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。）の方法
- ⑥ 心身の状態の情報の第三者提供の方法
- ⑦ 事業承継、組織変更に伴う心身の状態の情報の引継ぎに関する事項
- ⑧ 心身の状態の情報の取扱いに関する苦情の処理
- ⑨ 取扱規程の船員への周知の方法

なお、②については、心身の状態の情報を取り扱う目的や取り扱う体制等の状況に応じて、部署（例：人事担当部署、産業保健業務担当部署）や職種（例：人事権を持つ者、産業保健業務従事者、船長、人事部門の事務担当者）ごとに、その権限及び取り扱う心身の状態の情報の範囲等を定めることが適切である。

(4) 取扱規程の策定の方法

船舶所有者は、取扱規程の策定に当たっては、安全衛生委員会等を活用して労使関与の下で検討し、策定したものを船員と共有することが必要である。

この共有の方法については、就業規則その他の社内規程等により定め、当該文書を常時船舶内の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける、イントラネットに掲載を行う等の方法により周知することが考えられる。

なお、安全衛生委員会を設置する義務がない常時50人未満の船員を使用する船舶所有者（以下「小規模船舶所有者」という。）においては、必要に応じて、船員災害防止活動の促進に関する法律第13条に定める船員の意見を聴く機会を活用する等により、船員の意見を聴いた上で取扱規程を策定し、船員と共有することとする。

(5) 心身の状態の情報の適正な取扱いのための体制の整備

心身の状態の情報の取扱いに当たっては、情報を適切に管理するための組織面、技術面での措置を講ずることが必要である。

別表の右欄に掲げる心身の状態の情報の取扱いの原則のうち、特に心身の状態の情報の加工に係るものについては、主に、医療職種を配置している船舶所有者での実施を想定しているものである。

(6) 心身の状態の情報の収集に際しての本人同意の取得

別表の①及び②に分類される、船員法関係法令において船員本人の同意を得なくても収集することのできる心身の状態の情報であっても、取り扱う目的及び取扱方法等について、船員に周知した上で収集することが必要である。また、別表の②に分類される心身の状態の情報を船舶所有者等が収集する際には、取り扱う目的及び取扱方法等について船員の十分な理解を得ることが望ましく、取扱規程に定めた上で、例えば、健康検査についての医師の診断の結果が記載された書面等の提出を受ける際に、船員に説明することが考えられる。さらに、別表の③に分類される心身の状態の情報を船舶所有者等が収集する際には、個人情報の保護に関する法律第20条第2項に基づき、船員本人の同意を得なければならない。

(7) 取扱規程の運用

船舶所有者は、取扱規程について、心身の状態の情報を取り扱う者等の関係者に教育し、その運用が適切に行われるようにするとともに、適宜、その運用状況を確認し、取扱規程の見直し等の措置を行うことが必要である。

取扱規程の運用が適切に行われていないことが明らかになった場合は、船舶所有者は船員にその旨を説明するとともに、再発防止に取り組むことが必要である。

(8) 船員に対する不利益な取扱いの防止

船舶所有者は、心身の状態の情報の取扱いに船員が同意しないことを理由として、又は、船員の健康確保措置及び民事上の安全配慮義務の履行に必要な範囲を超えて、当該船員に対して不利益な取扱いを行うことはあってはならない。

以下に掲げる不利益な取扱いを行うことは、一般的に合理的なものとはいえないので、船舶所有者は、原則としてこれを行ってはならない。なお、不利益な取扱いの理由が以下に掲げるもの以外のものであったとしても、実質的に以下に掲げるものに該当する場合には、当該不利益な取扱いについても、行ってはならない。

- ① 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、例えば、健康検査後に医師の意見を聴取する等の船員労安則上求められる適切な手順に従わないなど、不利益な取扱いを行うこと。
- ② 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、当該措置の内容・程度が聴取した医師の意見と著しく異なる等、医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの又は船員の実情が考慮されていないもの等の船員労安則上求められる要件を満たさない内容の不利益な取扱いを行うこと。
- ③ 心身の状態の情報の取扱いに船員が同意しないことや心身の状態の情報の内容を理由として、以下の措置を行うこと。

(a) 解雇すること

(b) 雇入契約を解除すること（船員法第40条第5号に該当する場合を除く。）

- (c) 期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと
 - (d) 退職勧奨を行うこと
 - (e) 不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換又は職位（役職）の変更を命ずること
 - (f) その他労働契約法等の労働関係法令に違反する措置を講ずること
- (9) 心身の状態の情報の取扱いの原則（情報の性質による分類）

心身の状態の情報の取扱いを担当する者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲等の、船舶所有者における取扱いの原則について、船員法関係法令及び心身の状態の情報の取扱いに関する規定がある関係法令の整理を踏まえて分類すると、別表のとおりとなる。

(10) 小規模船舶所有者における取扱い

小規模船舶所有者においては、産業保健業務従事者の配置が不十分である等、

(9)の原則に基づいた十分な措置を講ずるための体制を整備することが困難な場合も想定されるが、その場合でも、船舶所有者の体制に応じて合理的な措置を講ずることが必要である。

この場合、船舶所有者ごとに心身の状態の情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲で取扱規程を定めるとともに、特に、別表の②に該当する心身の状態の情報の取扱いについては、船員の労務に関し当該船舶所有者の行う業務を統括管理する者に取り扱わせる方法や、取扱規程に基づき適切に取り扱うことを条件に、取り扱う心身の状態の情報を制限せずに船舶所有者自らが直接取り扱う方法等が考えられる。

3 心身の状態の情報の適正管理

(1) 心身の状態の情報の適正管理のための規程

心身の状態の情報の適正管理のために船舶所有者が講ずべき措置としては以下のものが挙げられる。これらの措置は個人情報の保護に関する法律において規定されているものであり、船舶所有者ごとの実情を考慮して、適切に運用する必要がある。

- ① 心身の状態の情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置
- ② 心身の状態の情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止のための措置（心身の状態の情報の取扱いに係る組織的体制の整備、正当な権限を有しない者からのアクセス防止のための措置等）
- ③ 保管の必要がなくなった心身の状態の情報の適切な消去等

このため、心身の状態の情報の適正管理に係る措置については、これらの事項を踏まえ、船舶所有者ごとに取扱規程に定める必要がある。

なお、特に心身の状態の情報の適正管理については、船舶所有者ごとの体制、整備等を個別に勘案し、その運用の一部又は全部を本社において一括して行うことも考えられる。

(2) 心身の状態の情報の開示等

船員が有する、本人に関する心身の状態の情報の開示や必要な訂正等、使用停止等を船舶所有者に請求する権利についても、ほとんどの心身の状態の情報が、機密性

が高い情報であることに鑑みて適切に対応する必要がある。

(3) 小規模船舶所有者における留意事項

小規模船舶所有者においては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）の「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」も参照しつつ、取り扱う心身の状態の情報の数量及び心身の状態の情報を取り扱う船員数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法とすることが適当である。

4 定義

本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 心身の状態の情報

船舶所有者が取り扱う心身の状態の情報は、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第55条の規定による健康検査等の健康確保措置や任意に行う船員の健康管理等に係る業務を通じて得た情報であり、このうち個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものについては、厚生労働省の「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」（平成29年5月29日付け基発0529第3号）の「健康情報」と同義である。

なお、その分類は別表の左欄に、その例示は同表の中欄にそれぞれ掲げるとおりである。

(2) 心身の状態の情報の取扱い

心身の状態の情報に係る収集から保管、使用（第三者提供を含む。）、消去までの一連の措置をいう。なお、本通達における「使用」は、個人情報の保護に関する法律における「利用」に該当する。

(3) 心身の状態の情報の適正管理

心身の状態の情報の「保管」のうち、船舶所有者等が取り扱う心身の状態の情報の適正な管理に当たって船舶所有者が講ずる措置をいう。

(4) 心身の状態の情報の加工

心身の状態の情報の他者への提供に当たり、提供する情報の内容を健康検査の結果等の記録自体ではなく、所見の有無や検査結果を踏まえた就業上の措置に係る医師の意見に置き換えるなど、心身の状態の情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換することをいう。

(5) 船舶所有者等

船員法（昭和22年法律第100号）に定める船舶所有者に加え、船舶所有者が行う船員の健康確保措置の実施や船舶所有者が負う民事上の安全配慮義務の履行のために、心身の状態の情報を取り扱う人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者、産業保健業務従事者及び管理監督者等を含む。

なお、2（3）②における「心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲」とは、これらの者ごとの権限等を指す。

(6) 医療職種

医師、保健師等、法律において、業務上知り得た人の秘密について守秘義務規定が設けられている職種をいう。

(7) 産業保健業務従事者

医療職種や総括安全衛生担当者その他の船員の健康管理に関する業務に従事する者をいう。

別表

心身の状態の情報の分類	左欄の分類に該当する心身の状態の主な情報の例	心身の状態の情報の取扱いの原則
<p>① 船員法関係法令に基づき船舶所有者が直接取り扱うこととされており、船員法関係法令に定める義務を履行するために、船舶所有者が必ず取り扱わなければならない心身の情報</p>	<p>(a) 船員法施行規則第55条の規定による健康検査（以下「健康証明健康検査」という。）の受検・未受検の情報 (b) 船員労安則第31条の4第1項の規定により医師から聴取した意見 (c) 船員労安則第32条の2第4項の規定による申出の有無 (d) 船員労安則第32条の4の規定により医師から聴取した意見 (e) 船員労安則第32条の1第2項の規定による面接指導の申出の有無 (f) 船員労安則第32条の14の規定により医師から聴取した意見</p>	<p>全ての情報をその取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、船舶所有者等が取り扱う必要がある。 ただし、それらに付随する健康検査の結果等の心身の状態の情報については、②の取扱いの原則に従って取り扱う必要がある。</p>
<p>② 船員法関係法令に基づき船舶所有者が船員本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、船舶所有者ごとの取扱規程により船舶所有者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報</p>	<p>(a) 健康証明健康検査の結果 (b) 船員労安則第30条各項の就業の禁止についての医師の判断の結果 (c) 船員労安則第31条第1項の規定による医師の診断の結果 (d) 船員労安則第32条第1項及び第2項の規定による検査の結果 (e) 船員労安則第32条の2第1項の規定による面接指導の結果</p>	<p>船舶所有者等は、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、取り扱うことが適切である。そのため、船舶所有者の状況に応じて、 ・情報を取り扱う者を制限する ・情報を加工する 等、船舶所有者等の内部における適切な取扱いを定め、また、</p>

	(f) 船員労安則第32条の1第2項の規定による面接指導の結果 (g) 船員労安則第73条第9号の規定による健康検査の結果 (h) 以上の各健康検査及び診断に係る再検査の結果	当該取扱いの目的及び方法等について船員が十分に認識できるよう、丁寧な説明を行う等の当該取扱いに対する船員の納得性を高める措置を講じた上で、取扱規程を運用する必要がある。
③ 船員法関係法令において船舶所有者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ船員本人の同意を得ることが必要であり、船舶所有者ごとの取扱規程により船舶所有者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報	(a) 保健指導の結果 (b) 上記②の各健康検査及び診断に係る精密検査の結果 (c) 健康相談の結果 (d) がん検診の結果 (e) 職場復帰のための面接指導の結果 (f) 通院状況等疾病管理のための情報	個人情報の保護に関する法律に基づく適切な取扱いを確保するため、船舶所有者ごとの取扱規程に則った対応を講ずる必要がある。

※ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第27条第3項及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第2項その他の医療保険各法の規定において、全国健康保険協会等の医療保険者は、船舶所有者に対し、健康診断の結果（高確法第27条第3項の規定に基づく場合は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しに限り、また、船員保険法その他の医療保険各法の規定に基づく場合は、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他船員保険法第111条第1項等の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって医療保険者が必要と認める情報に限る。）の提供を求めることができることとされている。このため、船舶所有者は、これらの規定に基づく医療保険者の求めに応じて健康検査の結果を提供する場合は、船員本人の同意を得ずに提供することができる。

③の心身の状態の情報について、「あらかじめ船員本人の同意を得ることが必要」としているが、個人情報の保護に関する法律第20条第2項各号に該当する場合は、あらかじめ船員本人の同意は不要である。また、船員本人が自発的に船舶所有者に提出した心身の状態の情報については、「あらかじめ船員本人の同意」を得たものと解されるが、当該情報について船舶所有者等が医療機関等に直接問い合わせる場合には、別途、船員本人の同意を得る必要がある。

- 司厨員が乗船しない内航船の船内供食ガイドライン
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000031.html

「司厨員が乗船しない内航船の船内供食改善ガイドライン」
の概要

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001446270.pdf>

- 司厨員が乗船しない内航船の船内供食改善ガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001446103.pdf>

船員保険部からのお知らせ

- ①船員の健康づくり宣言（プロジェクトS）
- ②健康づくりサポート（特定保健指導）



全国健康保険協会
船員保険

船員の健康づくり宣言（プロジェクトS）

○船員の健康づくり宣言（プロジェクトS）とは

自社船員の健康づくりに取り組みたい船舶所有者様がエントリーし、船員保険部や健康づくりの専門職によるサポートを受けながら、**船員の健康づくりを効果的・効率的にすすめる取り組み**です。

船員の働き方改革に向けて、**船舶所有者による船員の健康管理の重要性**が高まってきています。

まずは、船員の健康に気を配り、簡単なことからでも始めてみませんか？



船舶所有者による船員の健康づくりの取り組みを支援

選べる2つのコースで、無理なく始められます！

まずは簡単かつ手軽に！できることからチャレンジ！！



エントリー時に、取り組みそうな項目を選択いただき、船員保険部の支援メニュー等もご利用いただきながら、できることからチャレンジしてみてください！

【シンプルコースの基本的な流れ（イメージ）】



毎年
チャレンジ！

※エントリー時に選択した項目を中心に健康づくりにチャレンジしましょう！

船員保険部より…

- ↓ 定期的に健康づくりの情報をお届けします！
- ↓ ご希望に応じて、専門職（保健師・管理栄養士）からのアドバイスをご提供します！

専門職からのアドバイスを受けて積極的にチャレンジ！！



自社船員の健康課題を専門職と共有し、どのような対策が必要か、無理なく健康づくりを進めるためにはどうするべきか、的確なアドバイスを送ります！

【アクティブコースの基本的な流れ（イメージ）】



毎年
チャレンジ！

健康づくり実践

※エントリー時に選択した項目を中心に健康づくりにチャレンジしましょう！

フォローアップ面談

※エントリーから約6か月後、及び約1年後

船員保険部より…

- ↓ 定期的に健康づくりの情報をお届けします！
- ↓ 定期面談以外でも、専門職へのご相談を承ります！

お取り組みいただきたい健康づくりの取り組み例はこちらです！

できることからひとつづつでも、スモールチェンジしてみませんか。

健診 受診

- 生活習慣病予防健診(無料)を推奨する。
- 健診100%受診を目指す。
- 船員手帳の健康証明コピーを船員保険部へ提出する。など



保健 指導

- 特定保健指導対象者へ利用を促す。
- 勤務中にICTを利用した特定保健指導を受ける機会を設ける。
- 健診当日の特定保健指導を受けられる健診機関を利用する。など



健康 教育

- 船員保険部が提供する産業医相談を利用する。
- 船員保険部が提供する出前健康講座を利用する。
- 健康情報を船内に掲示する。など



禁煙 推進

- 船員保険卒煙プロジェクトの利用を推奨する。
- 喫煙室を設けるなど、分煙対策をとる。
- 禁煙外来の補助を行う。など



食事 改善

- 調理担当者に健康レシピを配布する。
- 持込みのカップ麺を春雨スープにチェンジする。
- 甘い飲み物を選び、お茶やお水等を選択する。など



良質 睡眠

- 睡眠や疲労回復に関する情報を船内に掲示する。
- 快眠グッズを船内に配置する。など



メンタル ヘルス

- 外部講師を招いたメンタルヘルスクア講座を受講する。
- ストレスチェックを実施する。
- 船内にコミュニケーションツール(遊具等)を配置する。など



運動 体操

- 勤務中にラジオ体操やストレッチを行うよう推奨する。
- 休憩室等にトレーニング用具を配置する。
- カンタン3分体操(船員保険部HP参照)を実施する。など



船員保険部が提供する支援メニュー(無料!)は、たくさん!

産業医健康面談

申込みできる方
船舶所有者



産業医によるオンライン面談(健康相談)を利用できます。月に1回、船員の健康相談や船舶所有者の健康管理に関する相談等に対して助言を行います。

出前健康講座

申込みできる方
船舶所有者



研究会に講師を派遣し、メンタルヘルスや生活習慣病に関する講座を開催します。生活習慣病予防、メンタルヘルス等、各種テーマをご用意しています。

船員保険卒煙プロジェクト

申込みできる方
被保険者、被扶養者



医師開発アプリを使ったオンラインによる禁煙プログラムを利用できます。禁煙補助剤を用いた禁煙支援で、通院不要、費用無料です。

船員保険電話健康相談

利用できる方
被保険者、被扶養者



医師、看護師等が24時間、医療や健康やメンタルヘルスの相談をお受けします。ご自宅や勤務先の近くなどご要望に沿った医療機関情報もご案内します。

生活習慣病予防健診

利用できる方
被保険者、被扶養者



35歳以上の方はがん(胃・肺・大腸)検診を含む健診を受診できます。一般健診・巡回健診は無料で受けることができます。

特定保健指導

利用できる方
被保険者、被扶養者



健診結果等からメタボ該当もしくは予備群と判定された方に保健師等が様々な働きかけやアドバイスを無料で行います。

さらに、健康経営優良法人の認定でこんなメリットが！

健康経営優良法人認定制度とは、経済産業省や日本健康会議が主導して、優良な「健康経営®」を行う企業・団体等を顕彰する制度です。この認定を受けるには、**船員保険部が実施する「船員の健康づくり宣言（プロジェクトS）」に参加することが条件**となります。

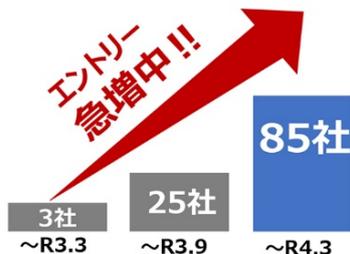
健康経営優良法人に認定されると、主に以下のようなメリットが想定されます。

- ① 企業ブランド（イメージ）の向上
- ② 優秀な船員の確保・採用につながる
- ③ 社内コミュニケーションの活性化
- ④ 船員の長期定着化・パフォーマンスの向上（生産性の向上） など

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



ぜひ、船員保険の健康宣言（プロジェクトS）にエントリーを！



お申し込みは船員保険部まで

☎ 03-6862-3060

末益（スエマス）・大橋（オオハシ）

健康づくりサポート（特定保健指導）について

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により予防効果が多く期待できる方に対するサポート

●対象者の基準

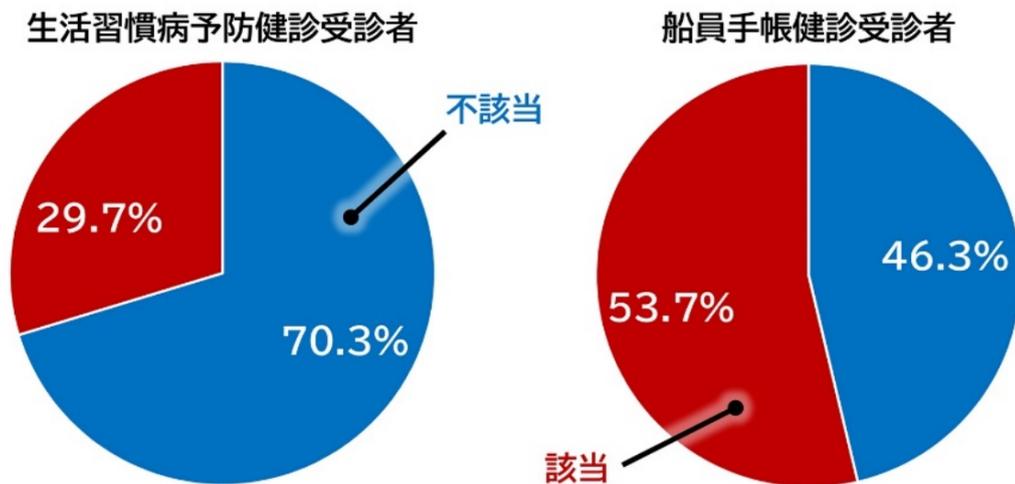
基準①	腹囲	男性85cm以上、女性90cm以上
	BMI	25以上（体重kg÷身長m×身長m）
基準②	血糖	空腹時血糖100mg/dl以上、Hba1c5.6%以上
	脂質	中性脂肪150mg/dl以上、HDLコレステロール40mgdl未満
	血圧	収縮期130mmHg以上、拡張期85mmHg以上

その他喫煙する場合はリスクとしてカウント

該当するリスクの数に応じて保健師等による食事や運動のアドバイス（積極的支援・動機付支援）

特定保健指導の該当者

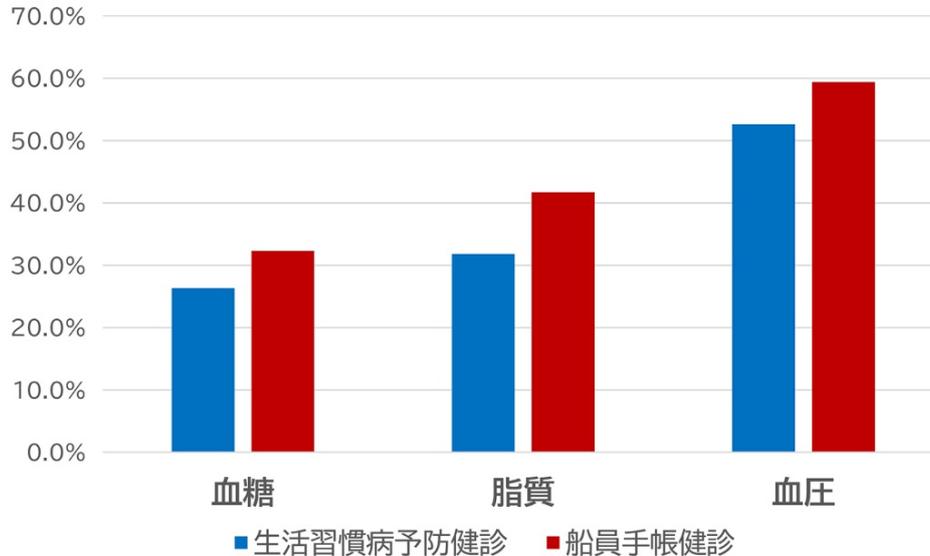
生活習慣病予防健診受診者と船員手帳健診受診者の特定保健指導該当者の割合を比較



船員保険部で健診データを保有する2021年度の被保険者の健診結果データより作成

リスクの保有状況

生活習慣病予防健診受診者と船員手帳健診受診者のリスク保有状況を比較



服薬中の場合、リスク保有者に含めず

船員保険の特定保健指導について

◎ご担当者さまへのお願い

保健指導に該当した方にあてに、船員保険からご案内（利用券）を送付しています。船員さまに案内が手元に届いた場合、申し込みを検討いただくようお願いください。

①申込方法



- ・2022年度からインターネットでの申込に対応
- ・スマートフォンでいつでも申込できる
- ・従来の申込書の郵送提出にも対応

②特定保健指導の委託先

- ・2022年度は保健指導の実施先にRIZAP社を追加
- ・オンラインでの実施となるが、通常の保健指導に加え、ジムのトレーナーのサポートが受けられる



とくに船員手帳健診を受けた方におすすめください！

- 全国健康保険協会 船員の健康づくり宣言支援メニュー
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/collabo/korabomenu/>

産業医によるオンライン健康相談(無料)のご案内

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/file/R4_sangyouiannnai_projects.pdf

船員保険卒煙プロジェクト参加者募集中！！

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g4/detaherusu/20180719_1/sotsuen/

健診のご案内

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g4/cat410/>

特定保健指導のご案内

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g4/cat432/r020311_0/

4. 動画第3章「海陸間のオンライン診療」関連

- オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月(令和5年3月一部改訂))
<https://www.mhlw.go.jp/content/000889114.pdf>
- 無線医療助言事業(全国健康保険協会 船員保険部)
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/file/09_220124.pdf
- 無線医療助言通信ハンドブック(全国健康保険協会 船員保険部)
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/file/musen_Japan1-2.pdf

5. 参考資料

- 船員に対する健康管理等に関するアンケート調査結果
(2022年8月～9月 一般財団法人海技振興センター実施) (全文)

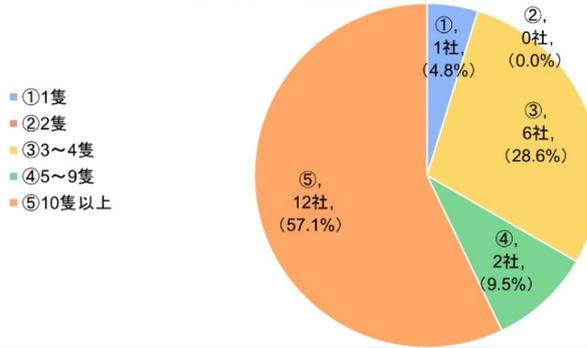
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その1)

[貨物(外航)]

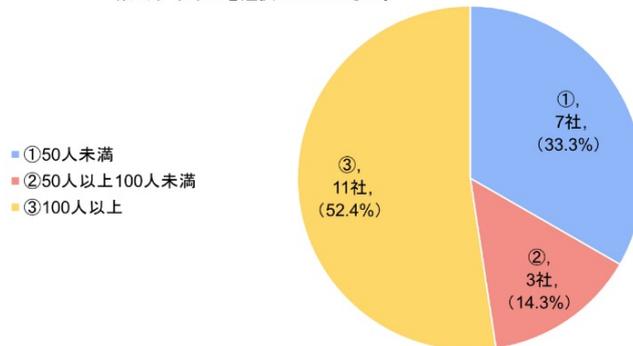
質問2. 船員を配乗・雇用管理されている船舶の隻数は何隻ですか。
該当するものを選択してください。

回答者数：21社



質問3. 2022（令和4）年7月1日現在において、配乗・雇用管理されている船員は何人ですか。
該当するものを選択してください。

回答者数：21社



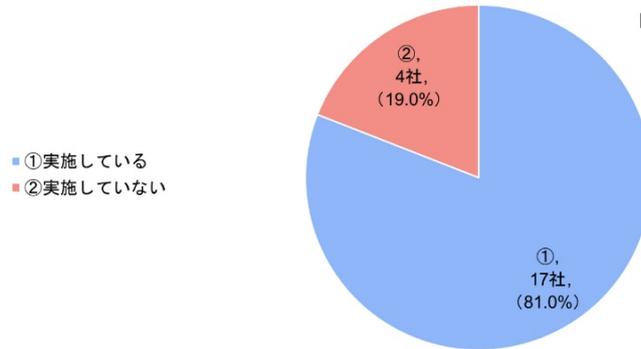
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その2）

〔貨物（外航）〕

質問4. 御社では、海陸間の通信を活用した船員の健康管理を実施していますか。
該当するものを選択して下さい。

回答者数：21社



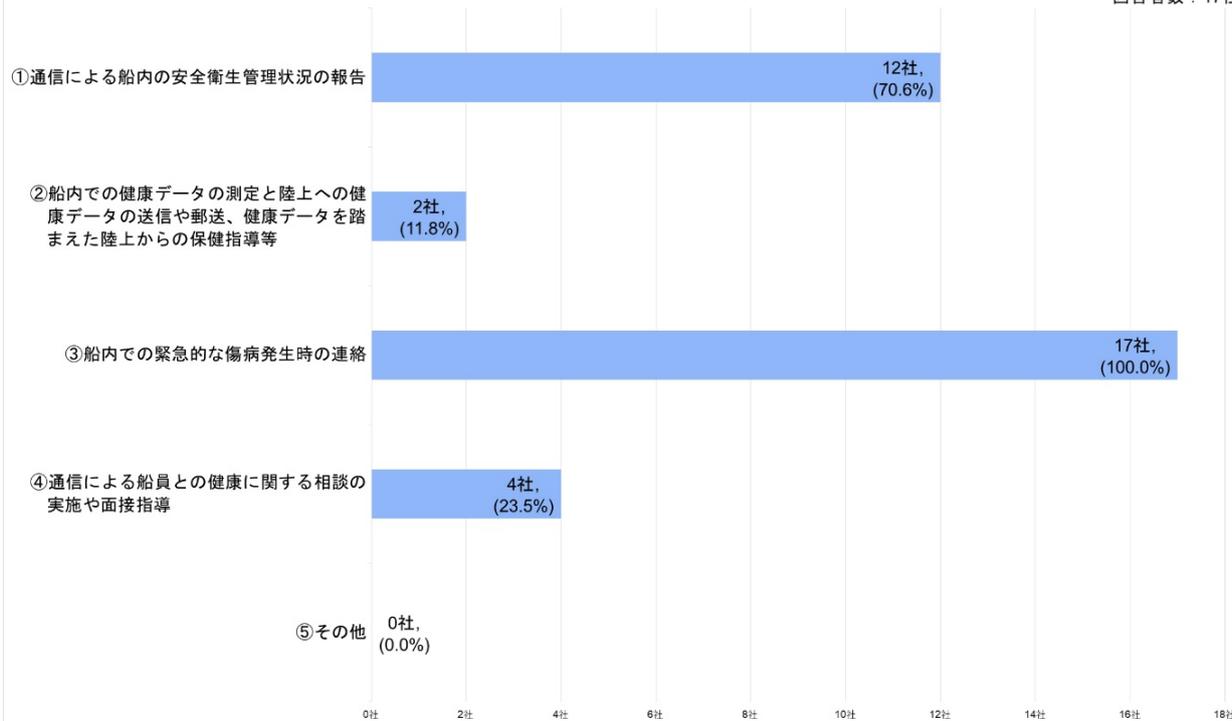
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その3)

〔貨物(外航)〕

質問5. 質問4で「実施している」と回答した方にお伺いします。御社では海陸間の通信を活用してどのような健康管理を行っていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：17社



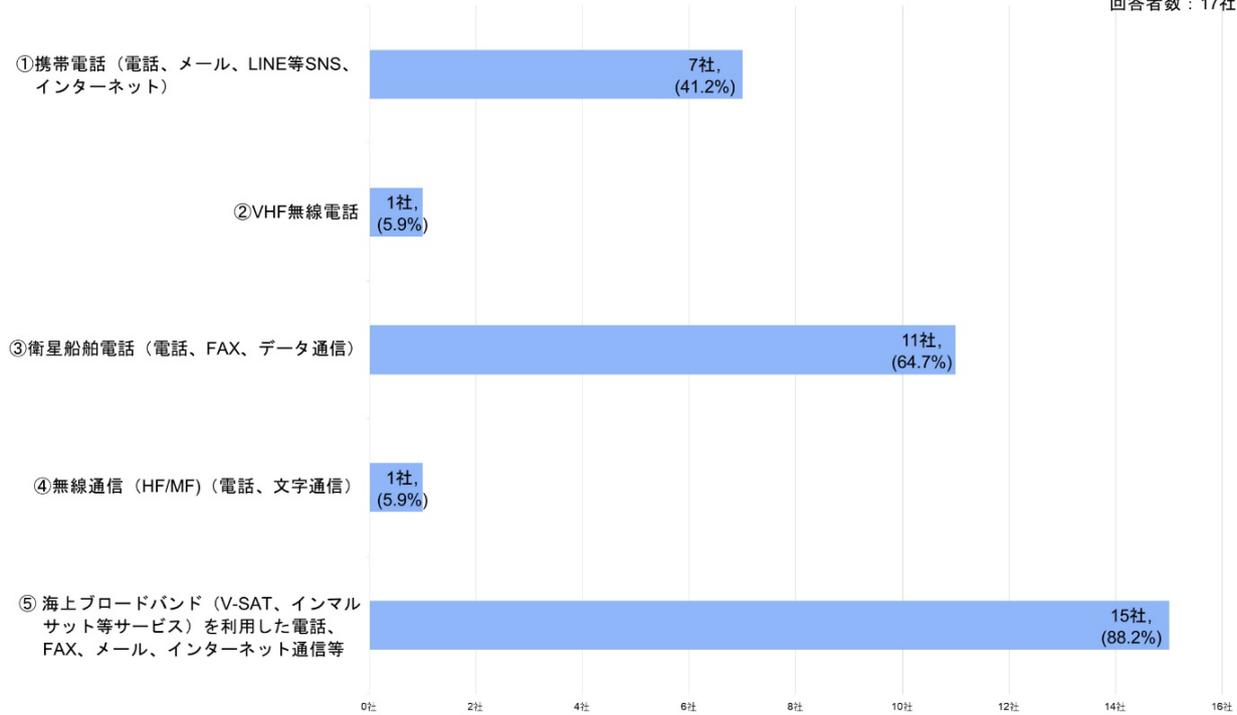
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その4)

〔貨物(外航)〕

質問 6. 質問 4 で「実施している」と回答した方にお伺いします。御社では海陸間における船員の健康管理に関連した連絡に用いる通信手段としてどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：17社

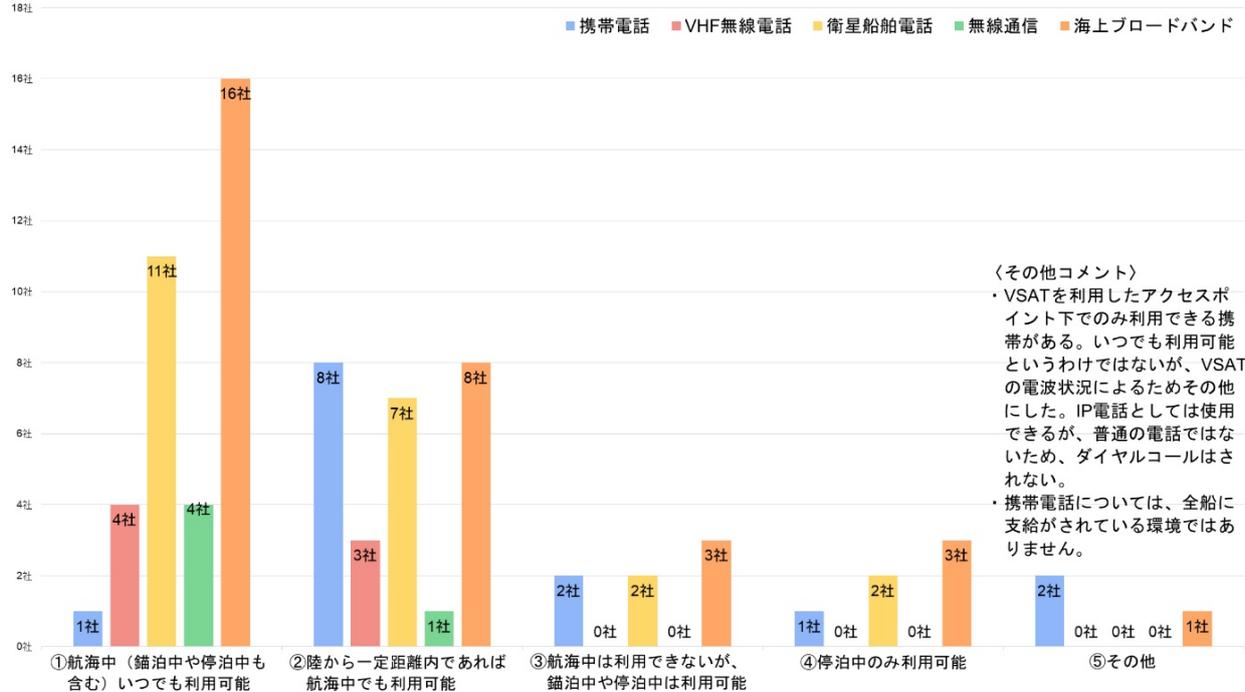


議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その5）

〔貨物（外航）〕

質問 7. 質問 6 で具体的な通信手段を選択された方にお伺いします。御社では、選択された通信手段を利用する環境が整っていますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）



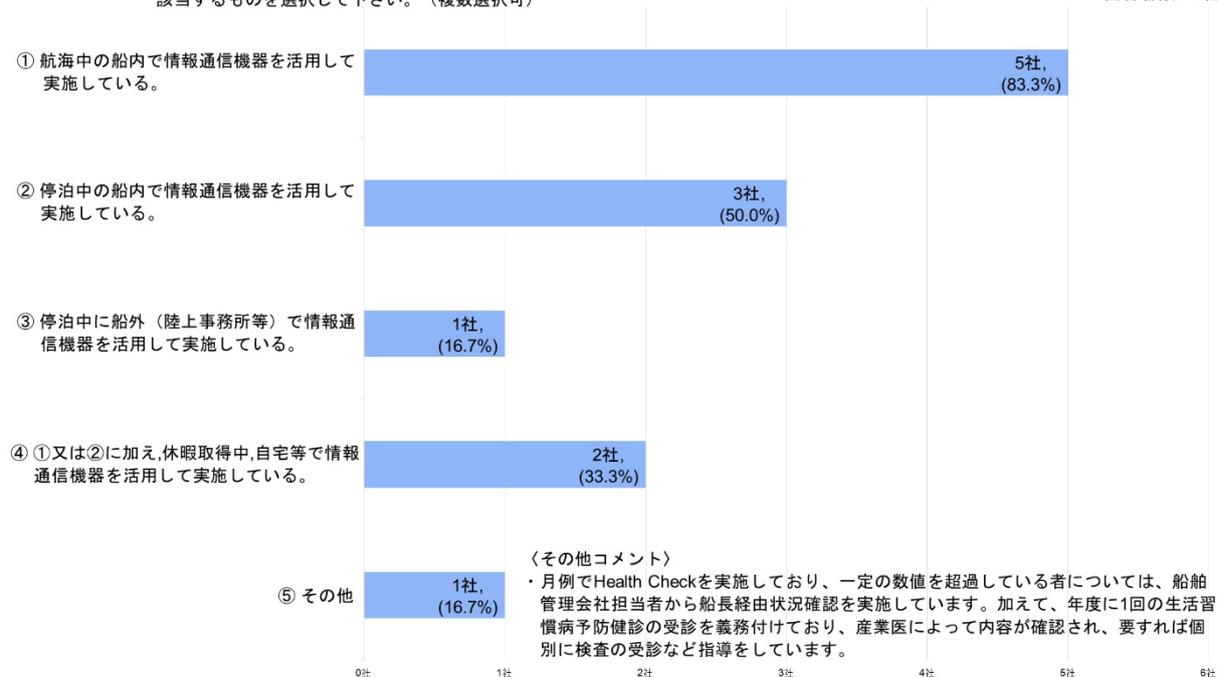
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その6）

〔貨物（外航）〕

質問8. 質問5で「②船内での健康データの測定と陸上への健康データの送信や郵送、健康データを踏まえた陸上からの保健指導等」又は「④通信による船員との健康に関する相談の実施や面接指導」を選択された方にお伺いします。御社では船員の健康確保における保健指導や面接指導についてはどのような方法で実施されていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：6社

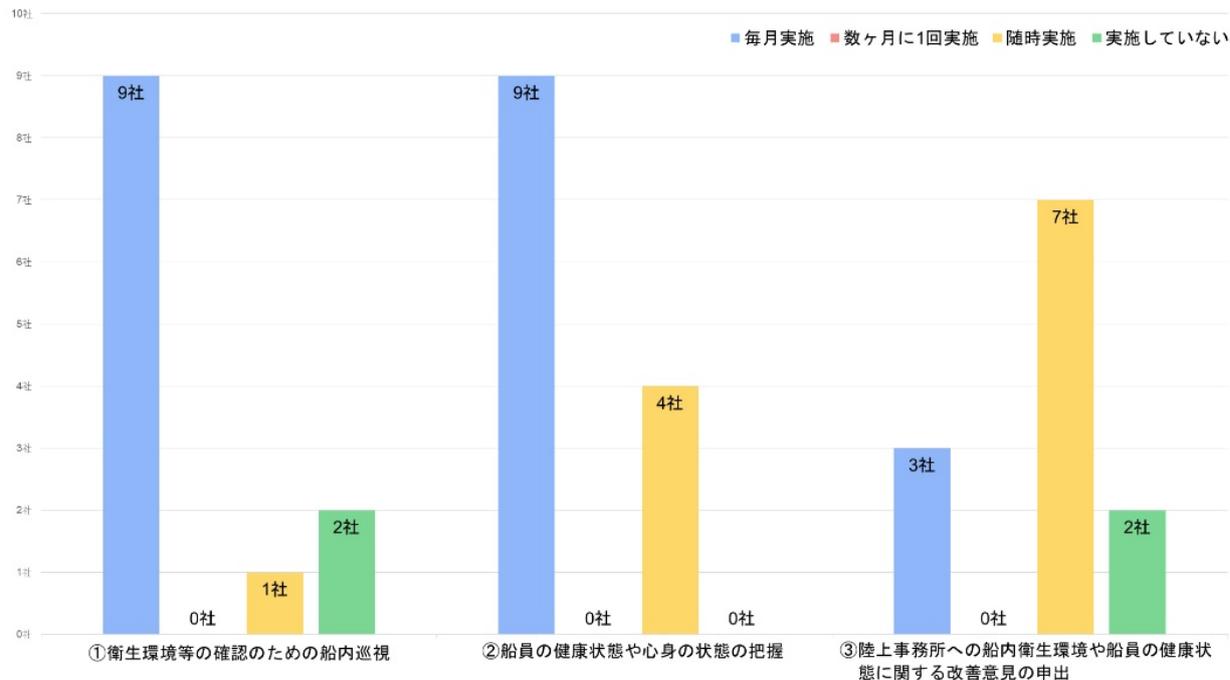


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その7）

〔貨物（外航）〕

質問9. 質問5で「①通信による船内の安全衛生管理状況の報告」を選択された方にお伺いします。御社では、衛生管理者又は衛生担当者による船内での船員の衛生管理に関する活動について、どの程度の頻度で行うようになっていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

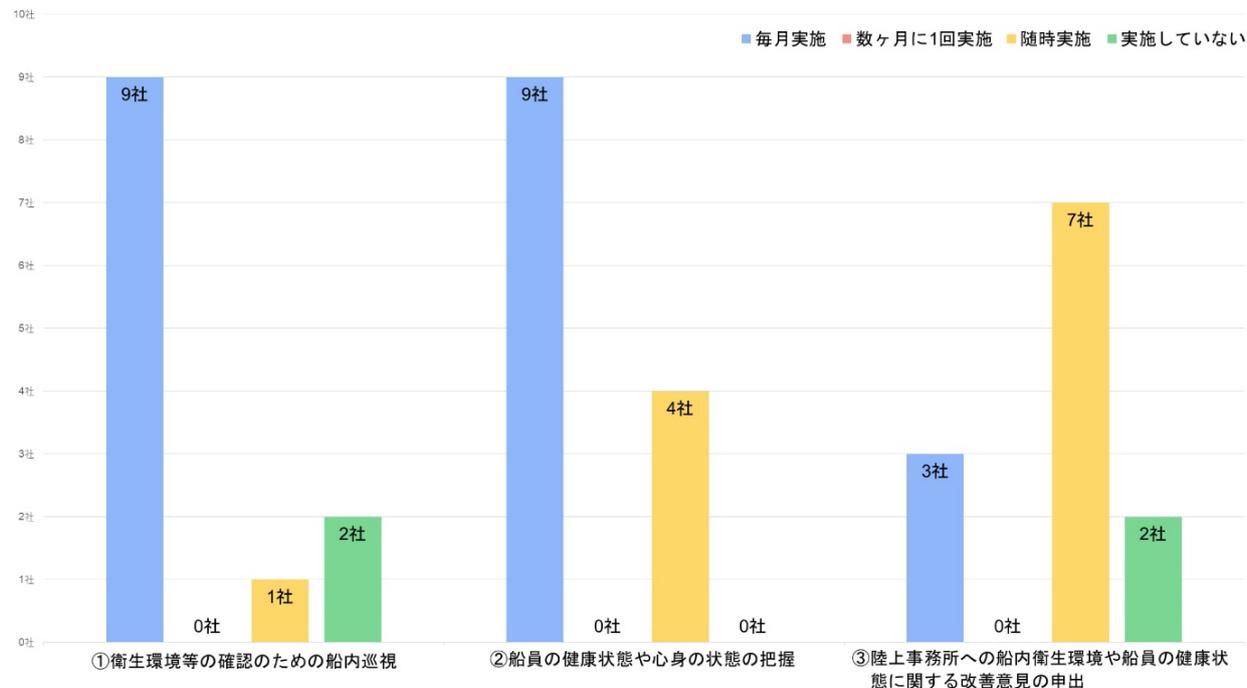


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その7）

〔貨物（外航）〕

質問9. 質問5で「①通信による船内の安全衛生管理状況の報告」を選択された方にお伺いします。御社では、衛生管理者又は衛生担当者による船内での船員の衛生管理に関する活動について、どの程度の頻度で行うようにしていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）



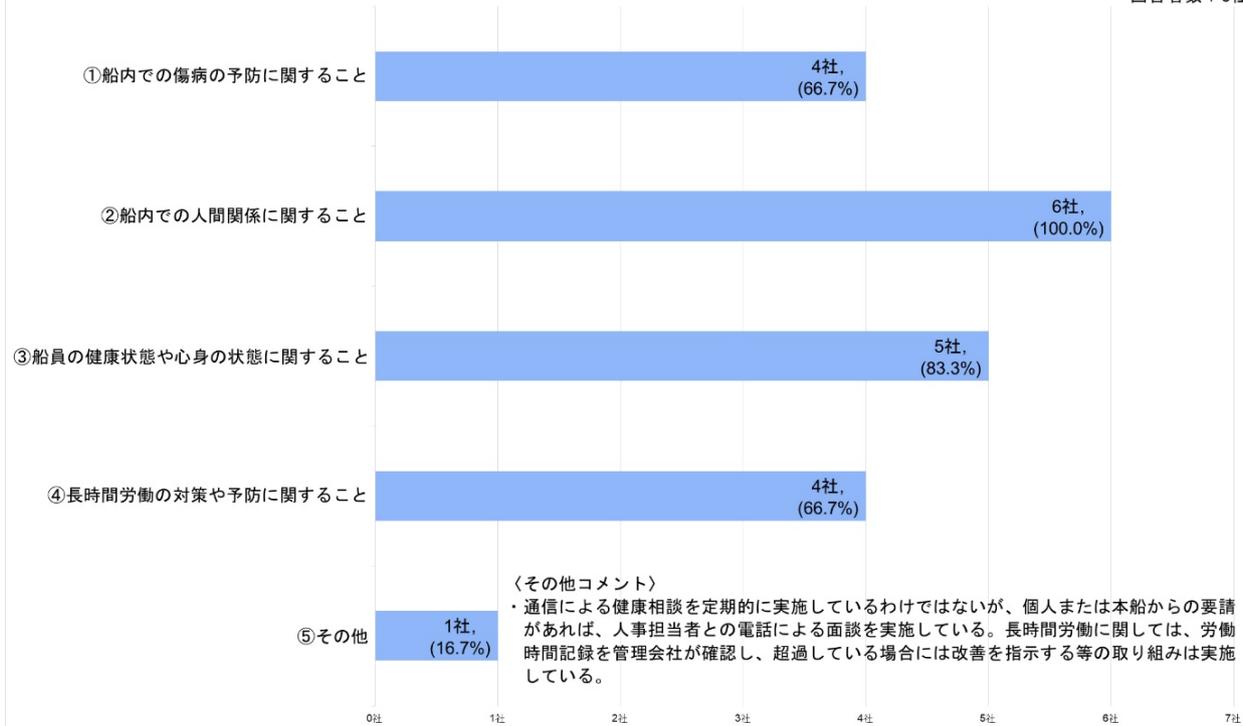
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その8)

〔貨物(外航)〕

質問10. 質問5で「④通信による船員との健康に関する相談の実施や面接指導」を選択された方にお伺いします。
御社の相談や面接指導はどのような内容ですか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：6社



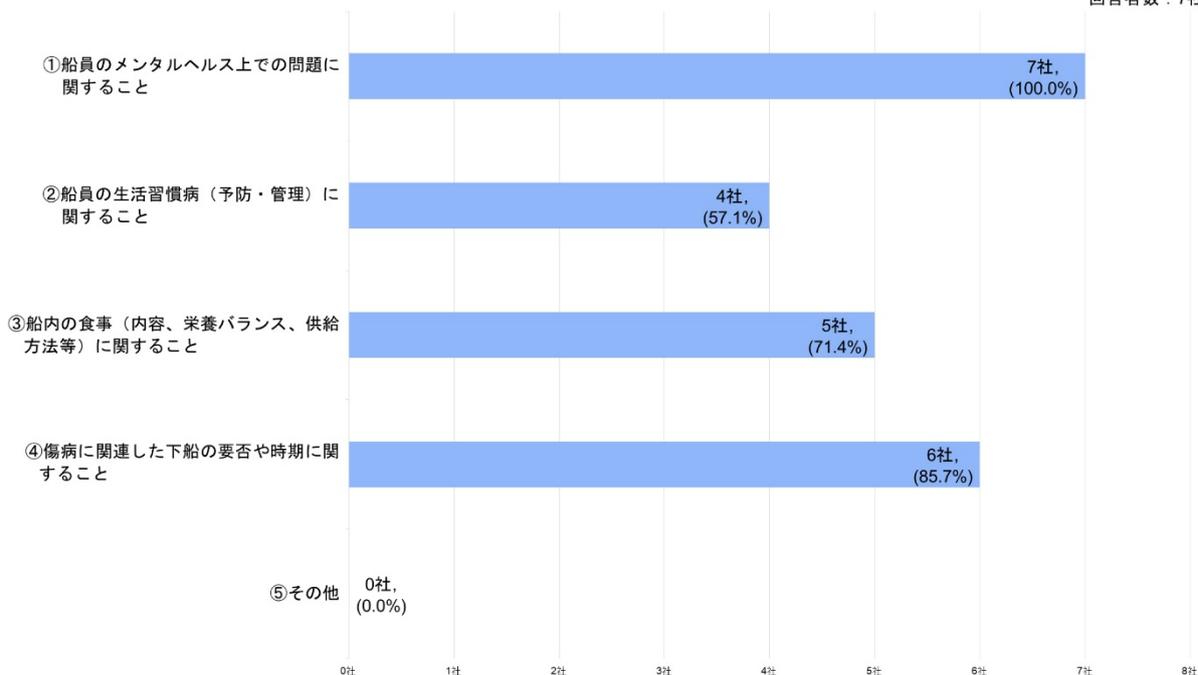
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その9)

〔貨物(外航)〕

質問11. 質問10で「③船員の健康状態や心身の状態に関すること」を選択された方へお伺いします。
御社がこれまでに受けた相談や実施した面接指導はどのような内容でしたか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：7社



議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

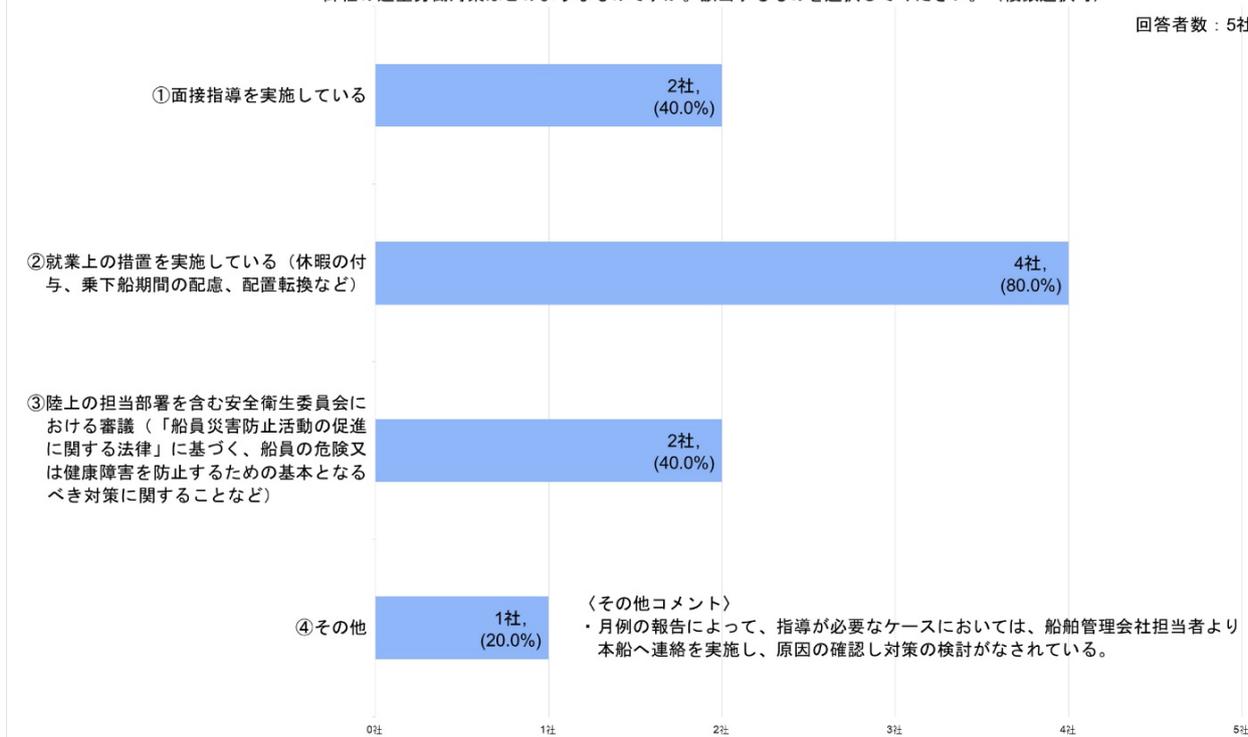
アンケート結果(その10)

〔貨物(外航)〕

質問12. 質問10で「④長時間労働の対策や予防に関すること」を選択された方へお伺いします。

御社の過重労働対策はどのようなものですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：5社

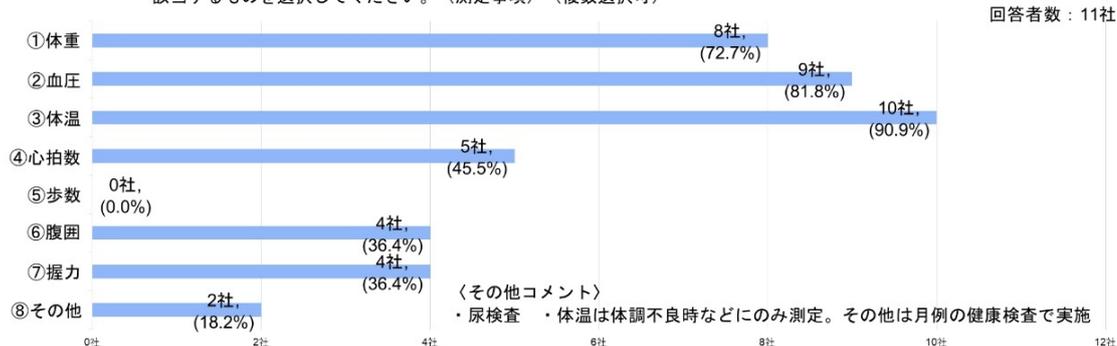


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

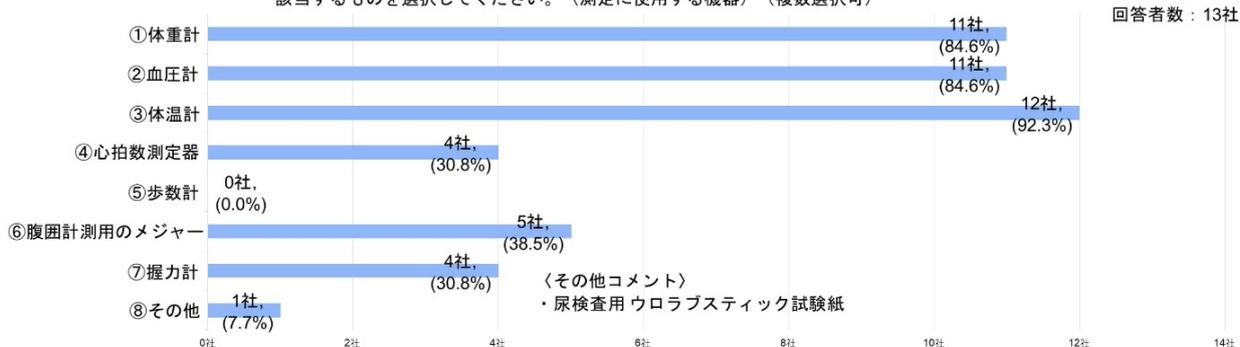
アンケート結果(その11)

〔貨物(外航)〕

質問13. 御社では船内で測定している事項や、測定に使用する機器としてどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（測定事項）（複数選択可）



質問13. 御社では船内で測定している事項や、測定に使用する機器としてどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（測定に使用する機器）（複数選択可）



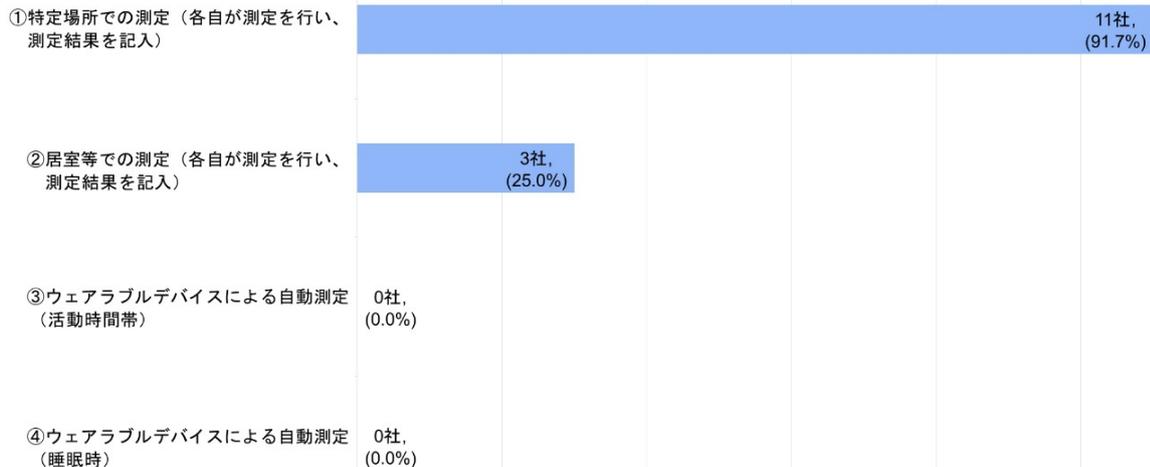
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その12）

〔貨物（外航）〕

質問14. 御社では船内での測定方法はどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：12社



〈その他コメント〉

・各船により実施方法は異なるが、概ね公共スペースへ測定機器を設置し、測定した数値は各自のアカウントからシステムにログインをしてデータを入力し、管理者以外がデータを見ることができない環境としている。

議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その13）

〔貨物（外航）〕

質問15. 質問14で「③ウェアラブルデバイスによる自動測定（活動時間帯）」を選択された方へお伺いします。
測定事項にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：0社

①脈拍数 0社

②血圧 0社

③心拍数 0社

④歩数 0社

⑤その他 0社

回答なし

0社

1社

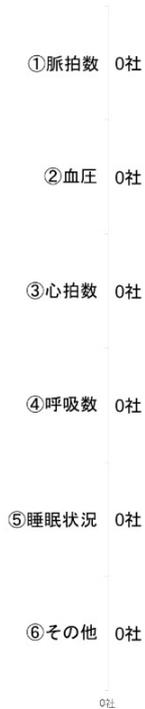
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その14)

[貨物(外航)]

質問16. 質問14で「④ウェアラブルデバイスによる自動測定（睡眠時）」を選択された方へお伺いします。
測定事項にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。

回答者数：0社



回答なし

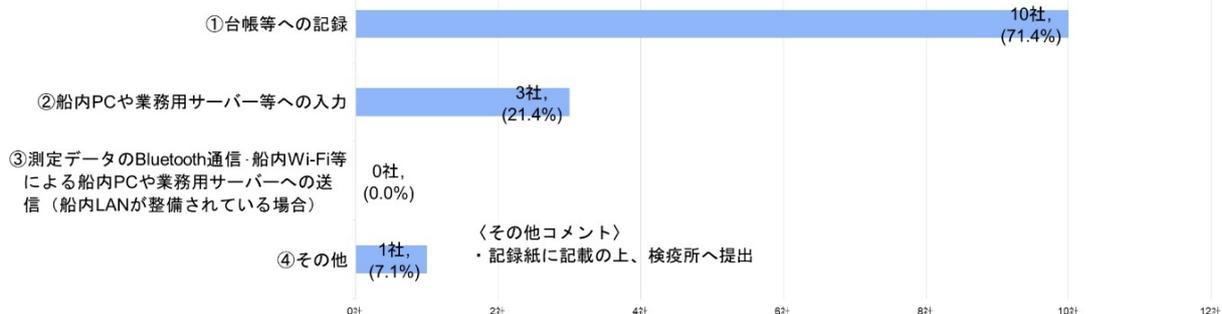
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その15）

〔貨物（外航）〕

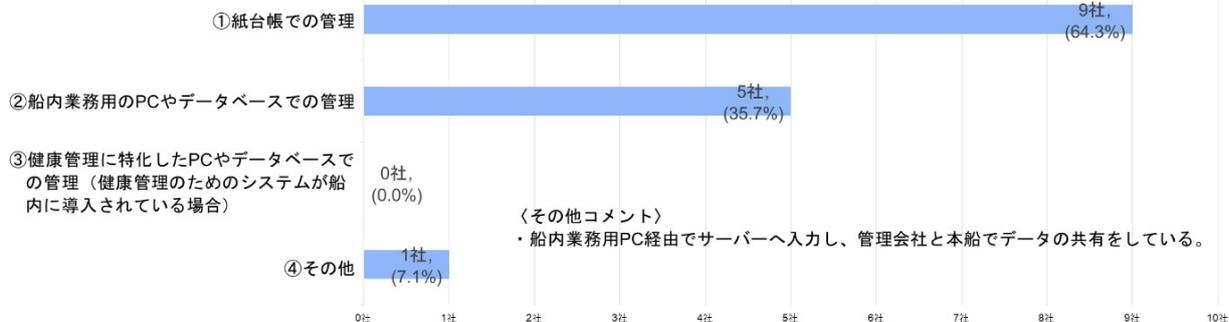
質問17. 御社では船内における測定データの記録方法とデータ管理はどのような方法で実施していますか。
該当するものを選択してください。（測定データの記録方法）（複数選択可）

回答者数：14社



質問17. 御社では船内における測定データの記録方法とデータ管理はどのような方法で実施していますか。
該当するものを選択してください。（データ管理）（複数選択可）

回答者数：14社



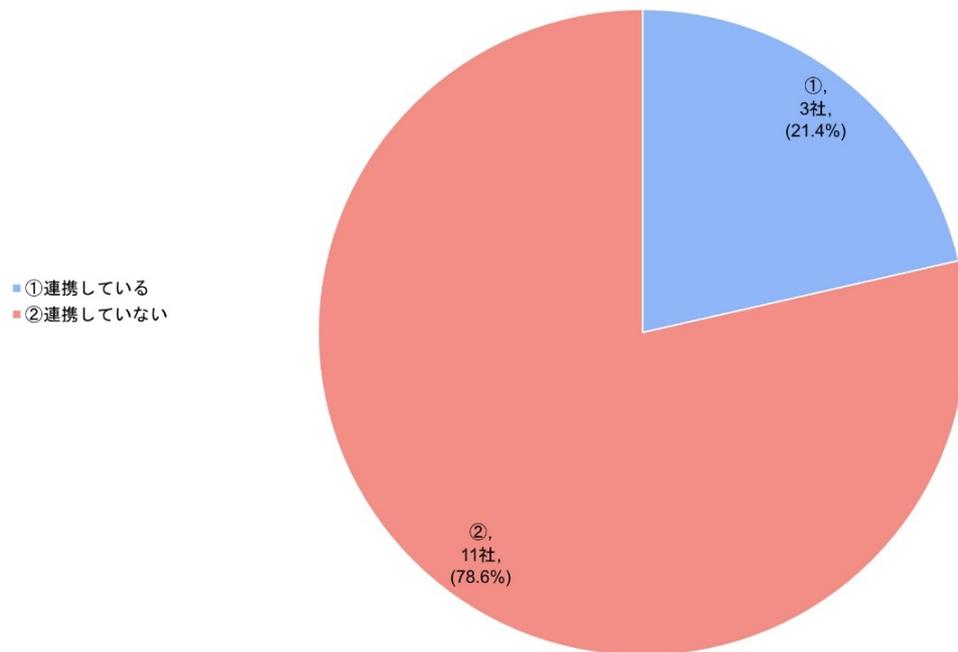
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その16）

〔貨物（外航）〕

質問18. 船内での健康データの測定に関する船員と船社間等での連携はありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：14社



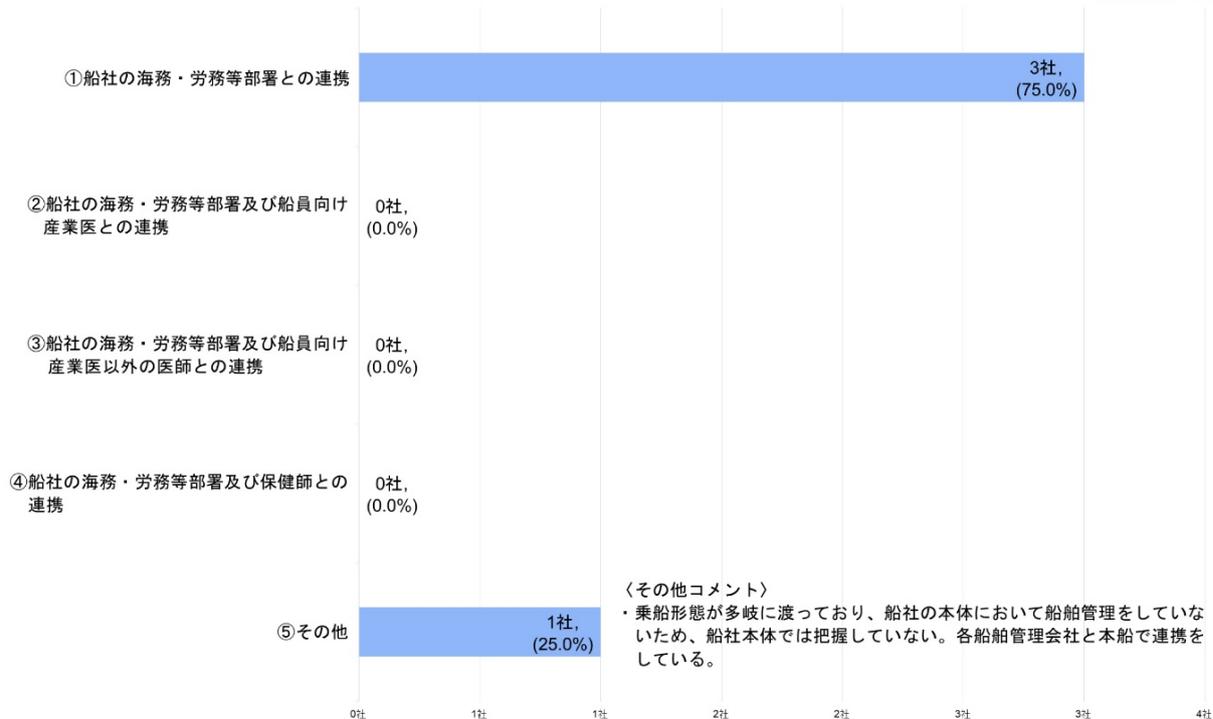
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その17）

〔貨物（外航）〕

質問19. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。船員と船社間等との連携先はどなたですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：4社

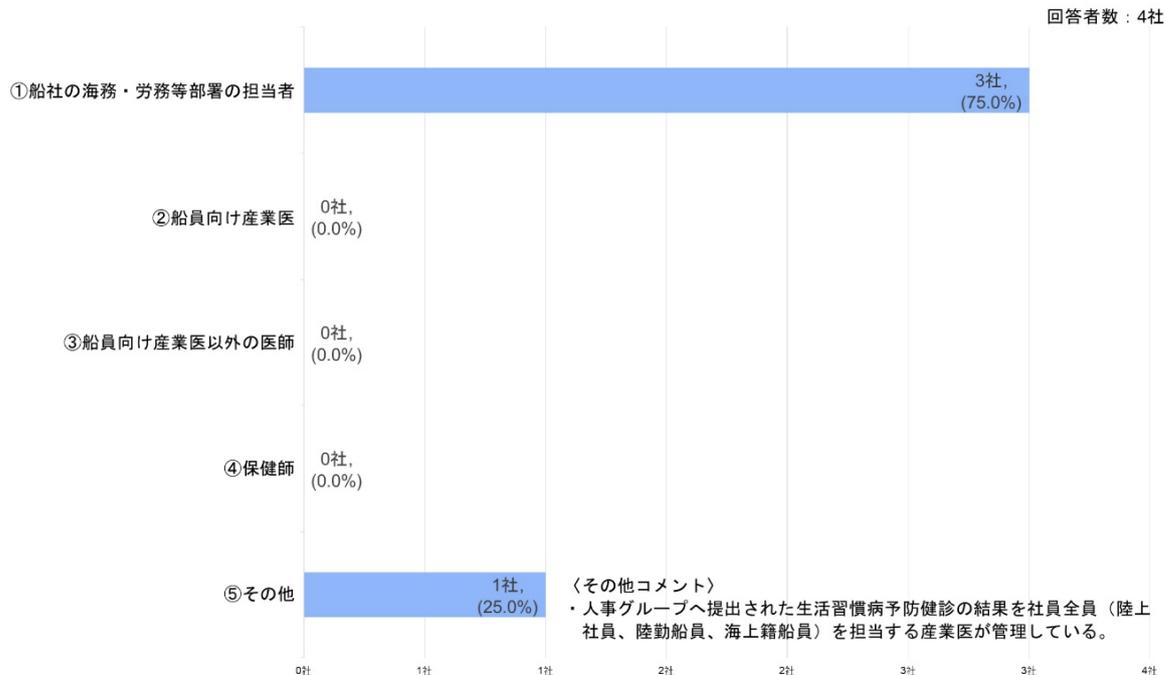


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その18）

〔貨物（外航）〕

質問20. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。2023年4月施行予定の改正法令では常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に、医師の診断結果が記載された書面又はその写しを提出させなければならないとされています。現在、健康検査に係る個人情報はどうなかが管理していますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）



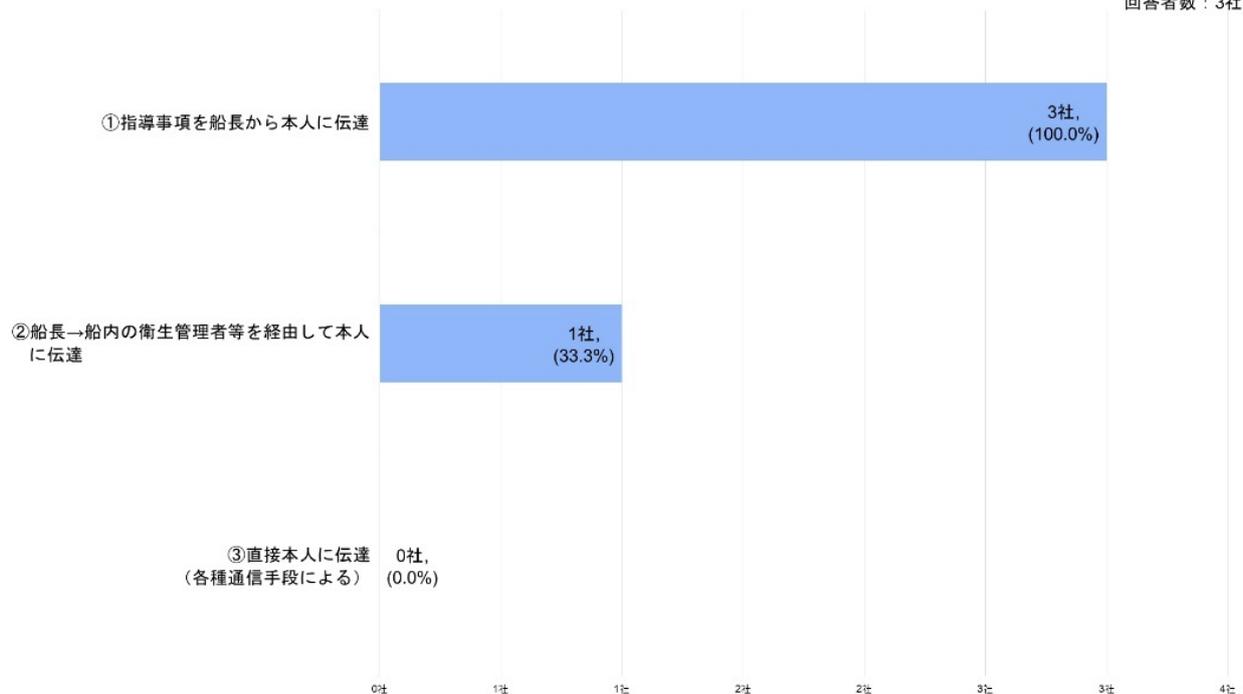
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その19）

〔貨物(外航)〕

質問21. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。御社では、質問20で選択した個人情報の管理者から本船側に連絡や健康に関する指導等を行う場合、伝達方法にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：3社



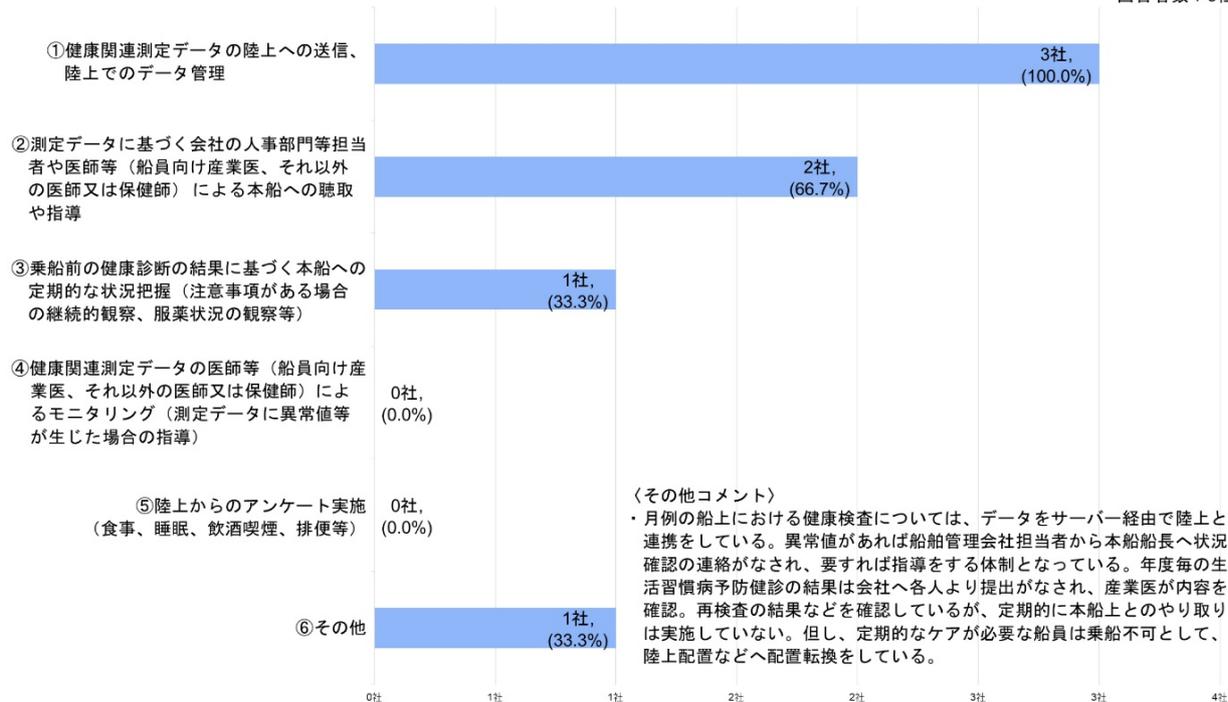
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その20）

〔貨物（外航）〕

質問22. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。御社での連携の内容や手法はどのようなものですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：3社

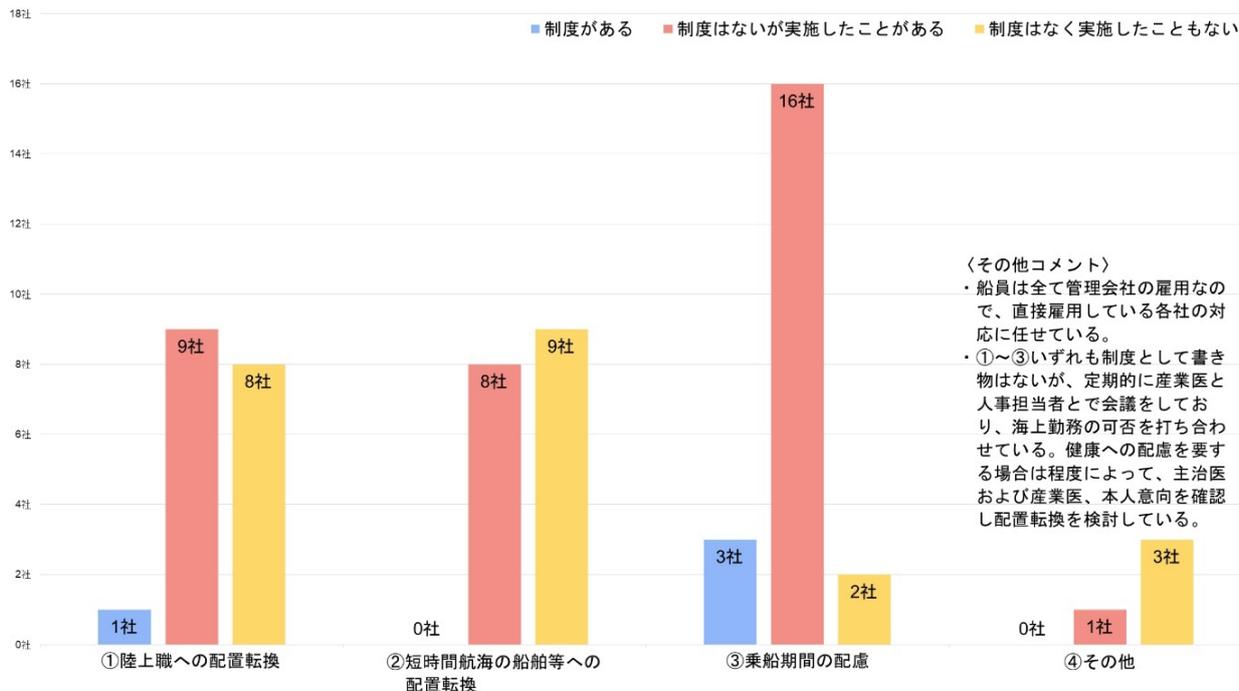


議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その21)

〔貨物(外航)〕

質問23. 御社では、負傷や疾病には至っていないが健康上の配慮を要する船員について、どのような対応をされていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

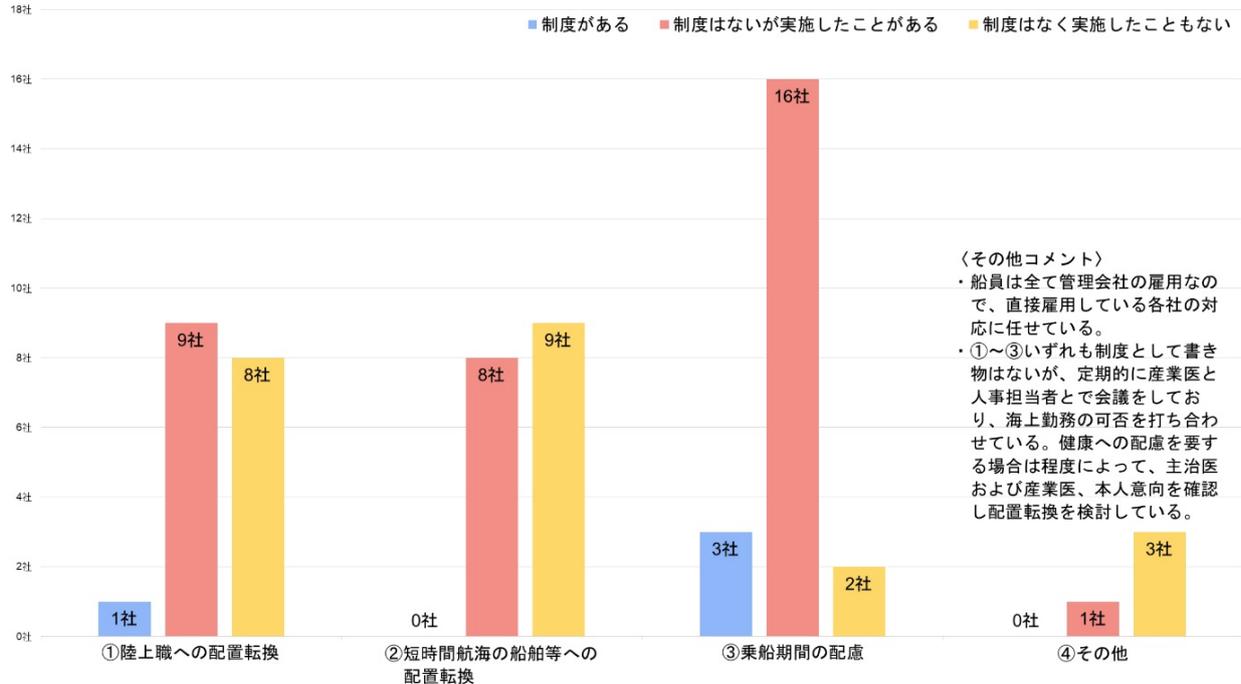


議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その21)

〔貨物(外航)〕

質問23. 御社では、負傷や疾病には至っていないが健康上の配慮を要する船員について、どのような対応をされていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）



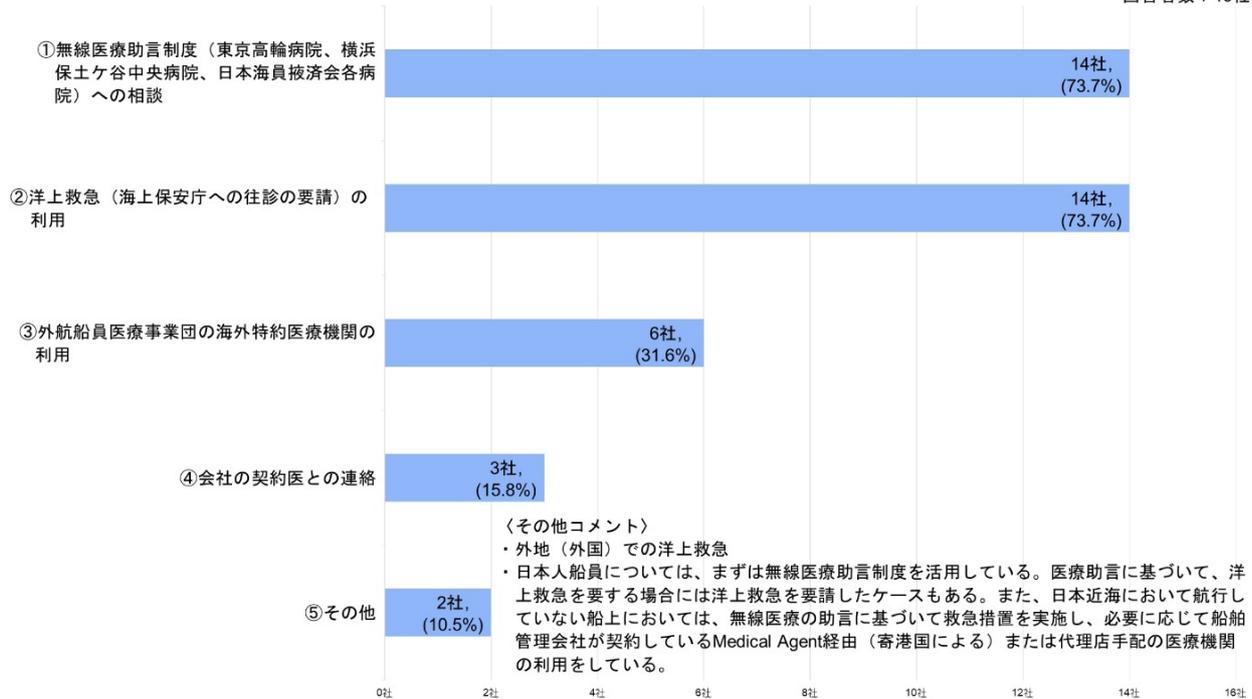
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その22）

〔貨物（外航）〕

質問24. 御社では緊急傷病の発生時の対応方法として利用した実績のあるものはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：19社



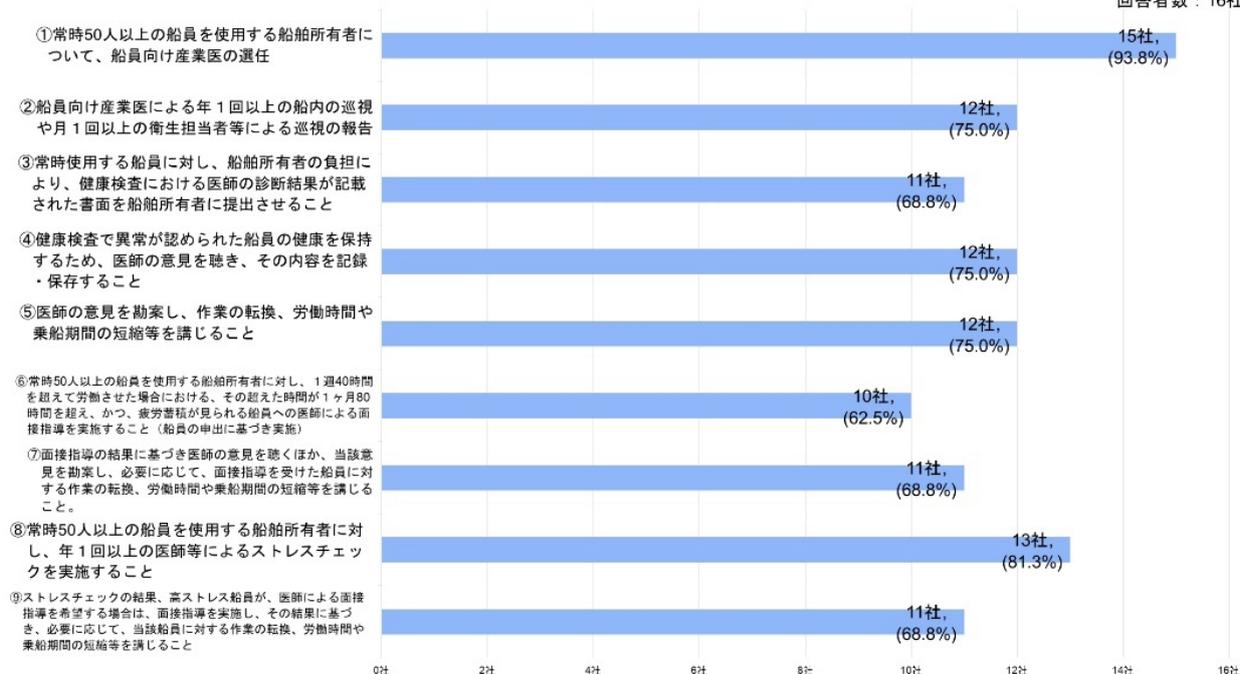
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その23）

〔貨物（外航）〕

質問25. 船員の心身の健康確保を図るため、①産業医の導入、②健康診断のあり方、③過重労働対策、④メンタルヘルス対策に関する関係法令が改正され、2023年（令和5年）4月から施行されることになっています。以下の項目はこの法令改正により船舶所有者に対する義務として新たに導入されるものです。内容についてご存知の項目を選択してください。（複数選択可）

回答者数：16社



議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その24）

〔貨物（外航）〕

質問26. 作成するモデルの内容についてのご希望や提案（コメント）

- 外国人船員用の英語の教材作成を行って欲しい
- 産業医の選任、契約について、契約可能な開業医が多くないことから時間を要すると考える
- 外国人船員に対応するものを作成して欲しい
- データ通信の整備されていない船は多数あると推測されるので、高速通信を用いない形の巡視を求めたい。加えて、弊社においては日本に寄港しない本船が増えており、時差によってはオンラインとはいえ産業医の巡視は現実的でないことが多い。状況は承知していただきたい。

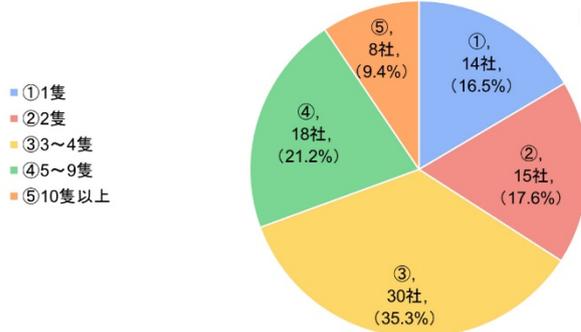
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その1)

〔貨物(内航)〕

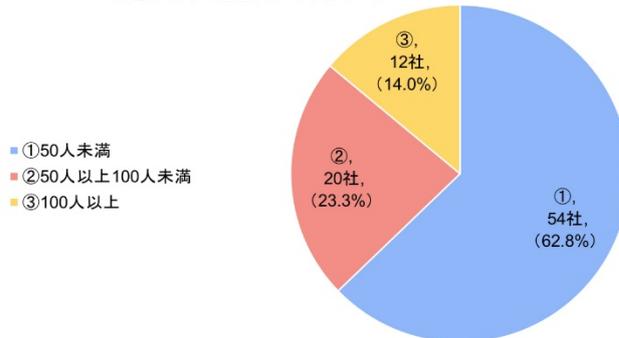
質問 2. 船員を配乗・雇用管理されている船舶の隻数は何隻ですか。
該当するものを選択してください。

回答者数：85社



質問 3. 2022（令和4）年7月1日現在において、配乗・雇用管理されている船員は何人ですか。
該当するものを選択してください。

回答者数：86社



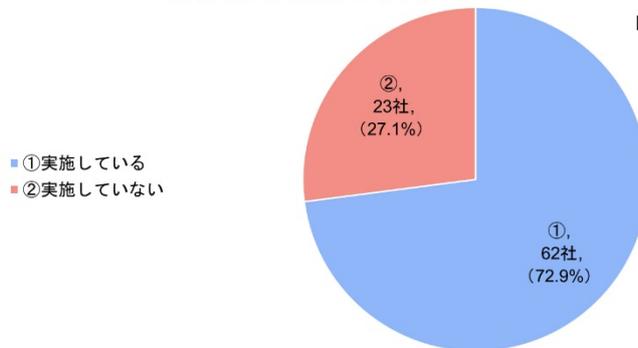
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その2）

〔貨物（内航）〕

質問4. 御社では、海陸間の通信を活用した船員の健康管理を実施していますか。
該当するものを選択して下さい。

回答者数：85社



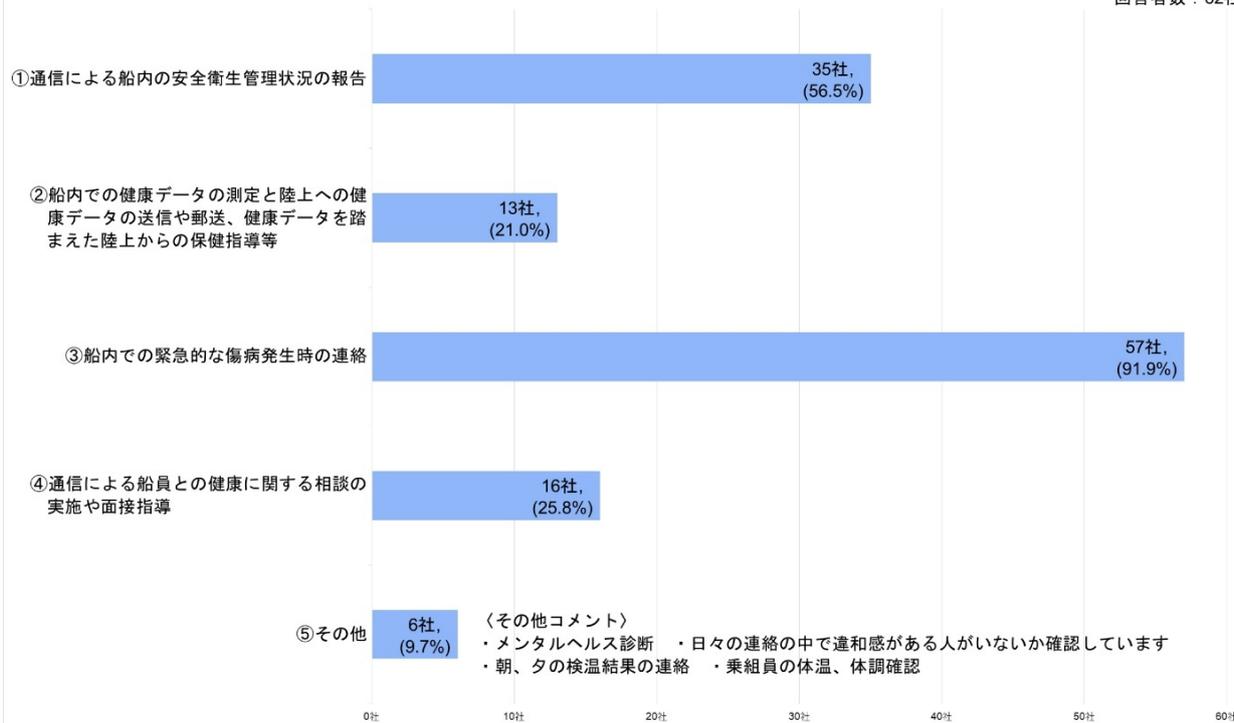
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その3)

〔貨物(内航)〕

質問 5. 質問 4 で「実施している」と回答した方にお伺いします。御社では海陸間の通信を活用してどのような健康管理を行っていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：62社



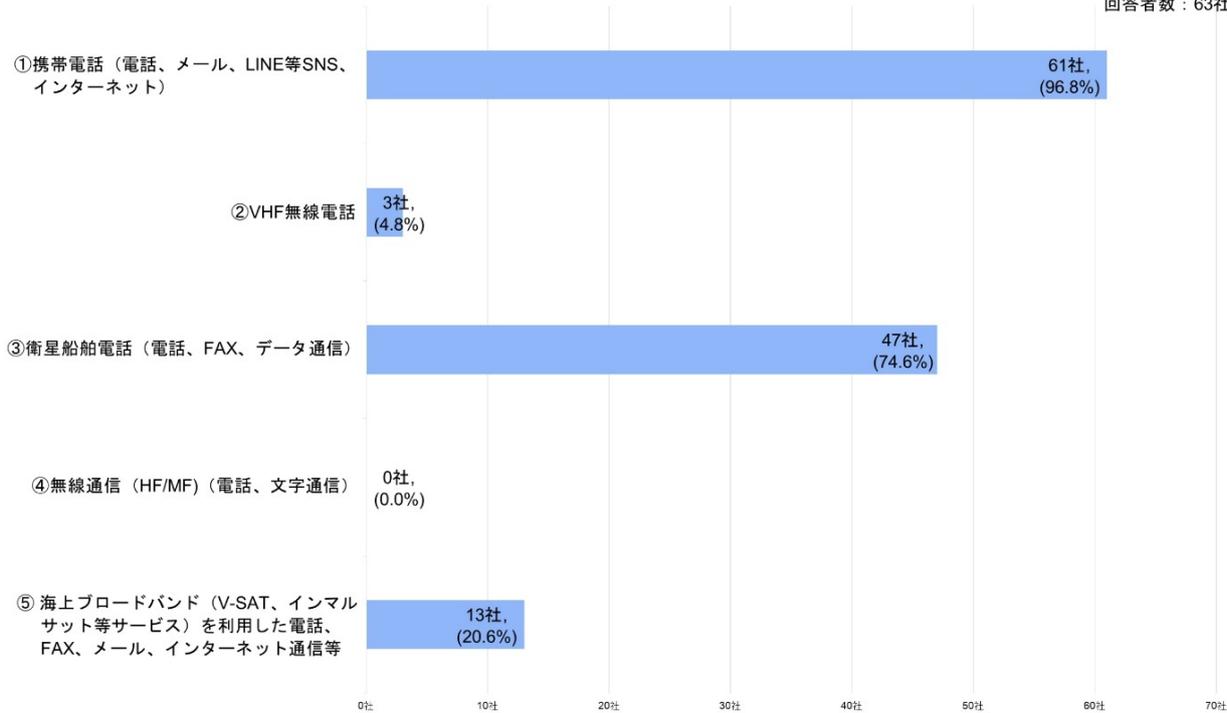
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その4）

〔貨物（内航）〕

質問6. 質問4で「実施している」と回答した方にお伺いします。御社では海陸間における船員の健康管理に関連した連絡に用いる通信手段としてどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：63社

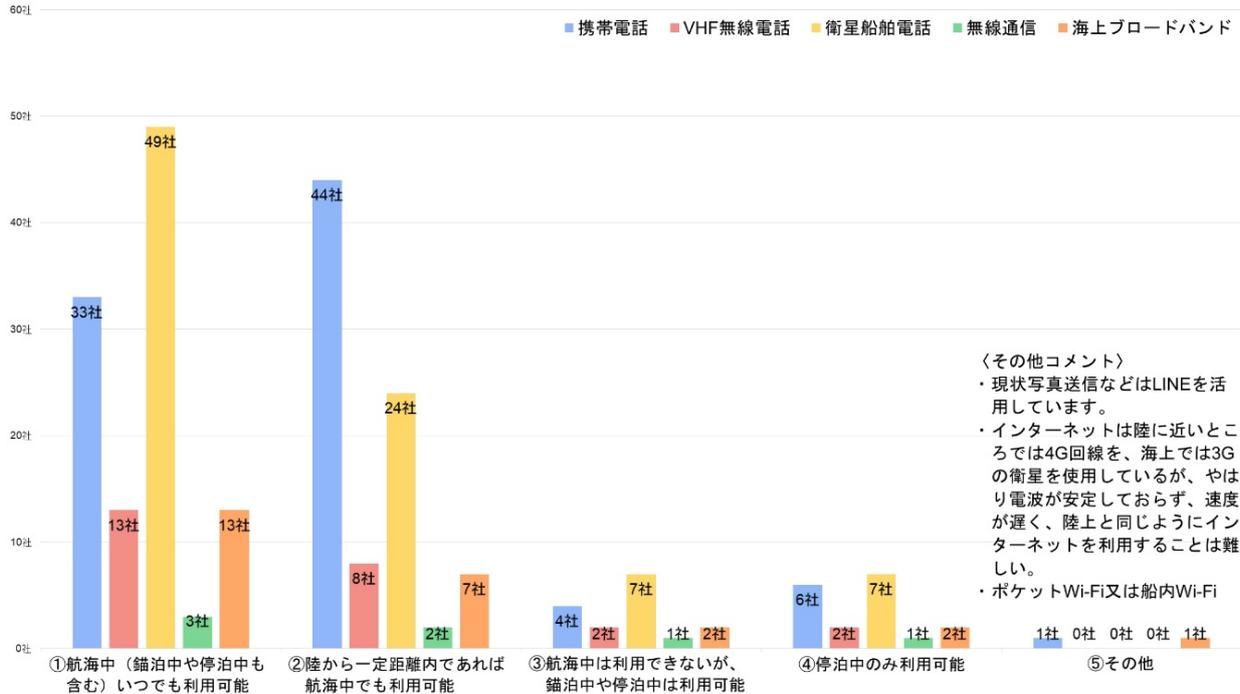


議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その5）

〔貨物（内航）〕

質問 7. 質問 6 で具体的な通信手段を選択された方にお伺いします。御社では、選択された通信手段を利用する環境が整っていますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）



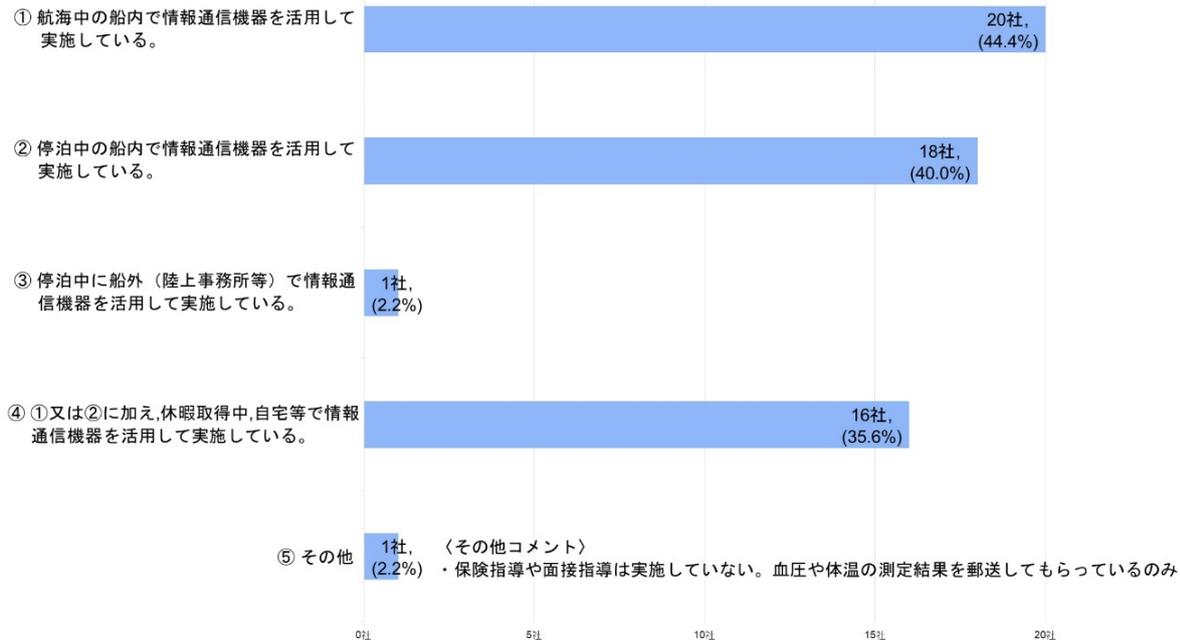
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その6）

〔貨物（内航）〕

質問8. 質問5で「②船内での健康データの測定と陸上への健康データの送信や郵送、健康データを踏まえた陸上からの保健指導等」又は「④通信による船員との健康に関する相談の実施や面接指導」を選択された方にお伺いします。御社では船員の健康確保における保健指導や面接指導についてはどのような方法で実施されていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：45社

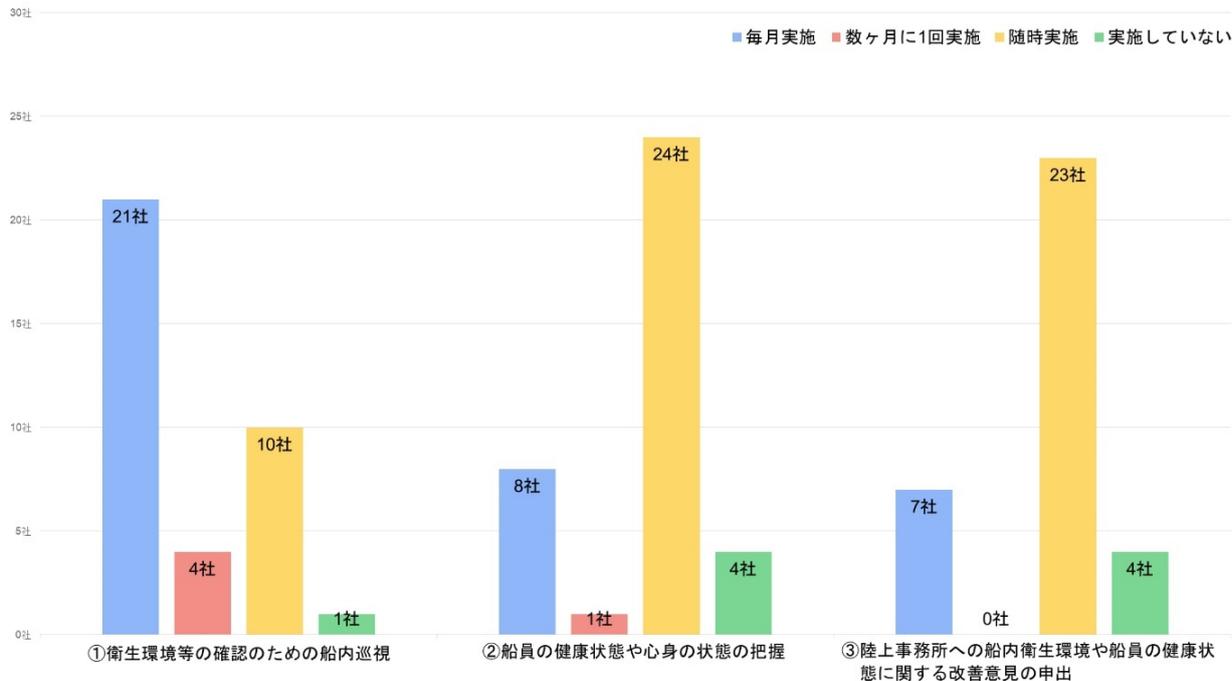


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その7)

〔貨物(内航)〕

質問9. 質問5で「①通信による船内の安全衛生管理状況の報告」を選択された方にお伺いします。御社では、衛生管理者又は衛生担当者による船内での船員の衛生管理に関する活動について、どの程度の頻度で行うようになっていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）



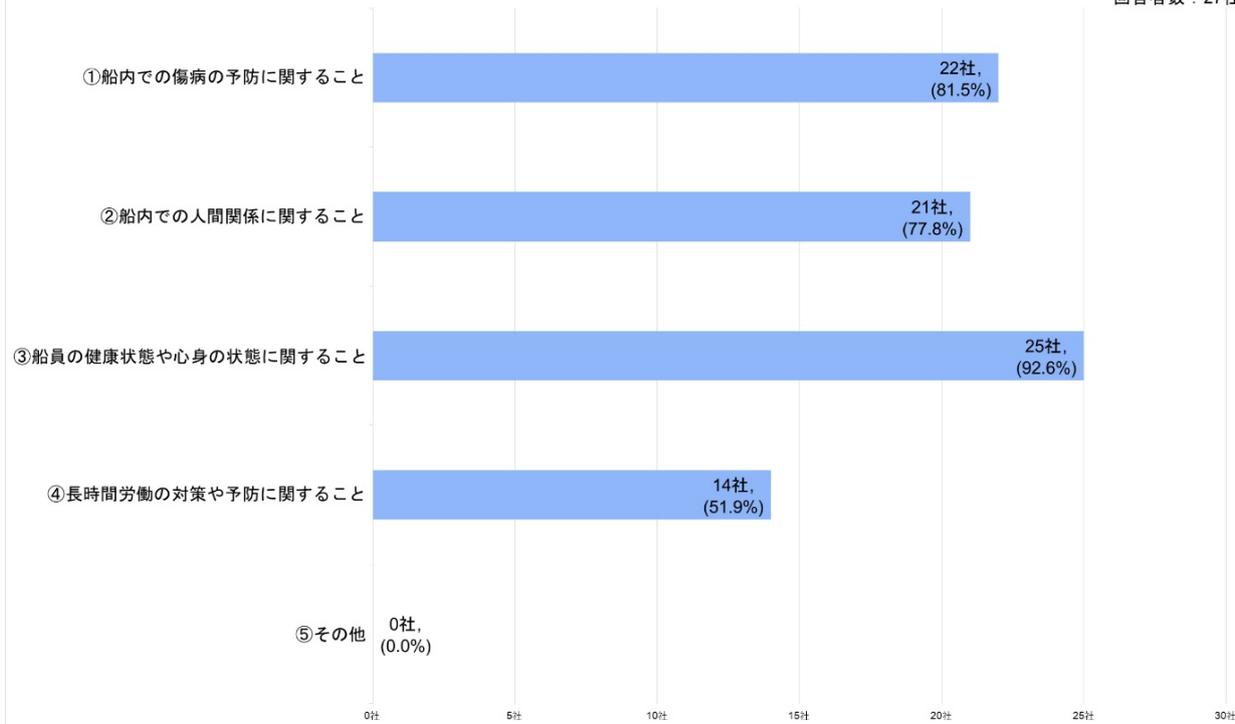
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その8）

〔貨物（内航）〕

質問10. 質問5で「④通信による船員との健康に関する相談の実施や面接指導」を選択された方にお伺いします。
御社の相談や面接指導はどのような内容ですか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：27社



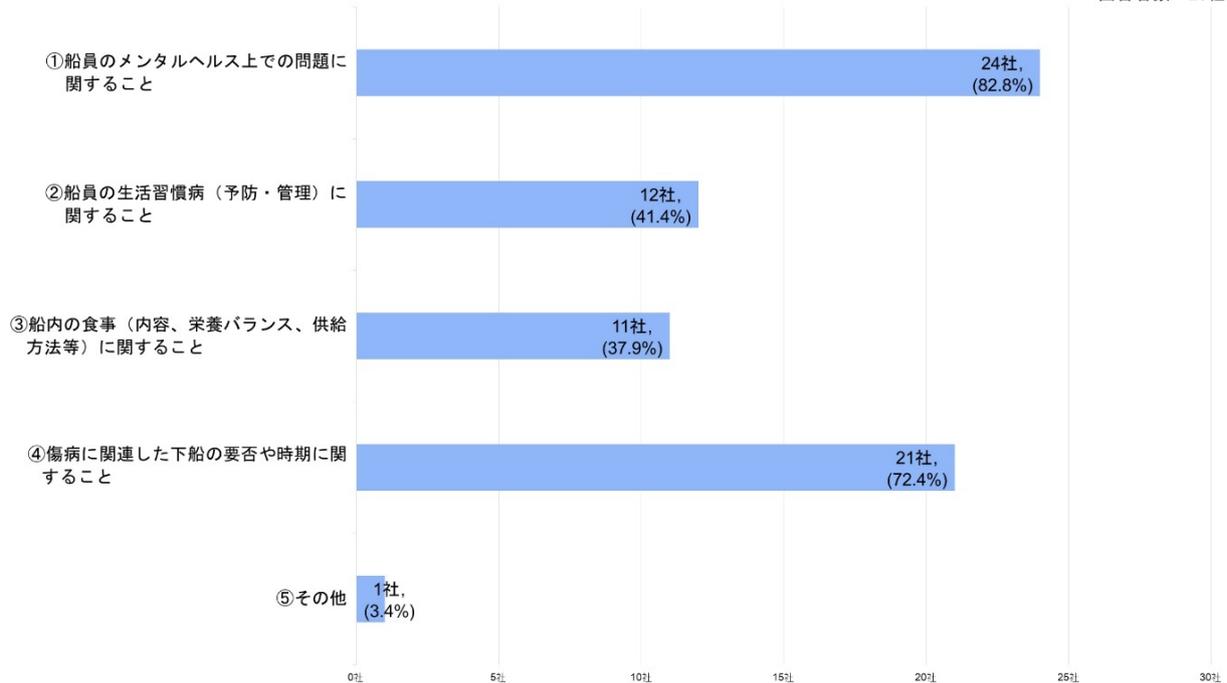
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その9）

〔貨物（内航）〕

質問11. 質問10で「③船員の健康状態や心身の状態に関すること」を選択された方へお伺いします。
御社がこれまでに受けた相談や実施した面接指導はどのような内容でしたか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：29社



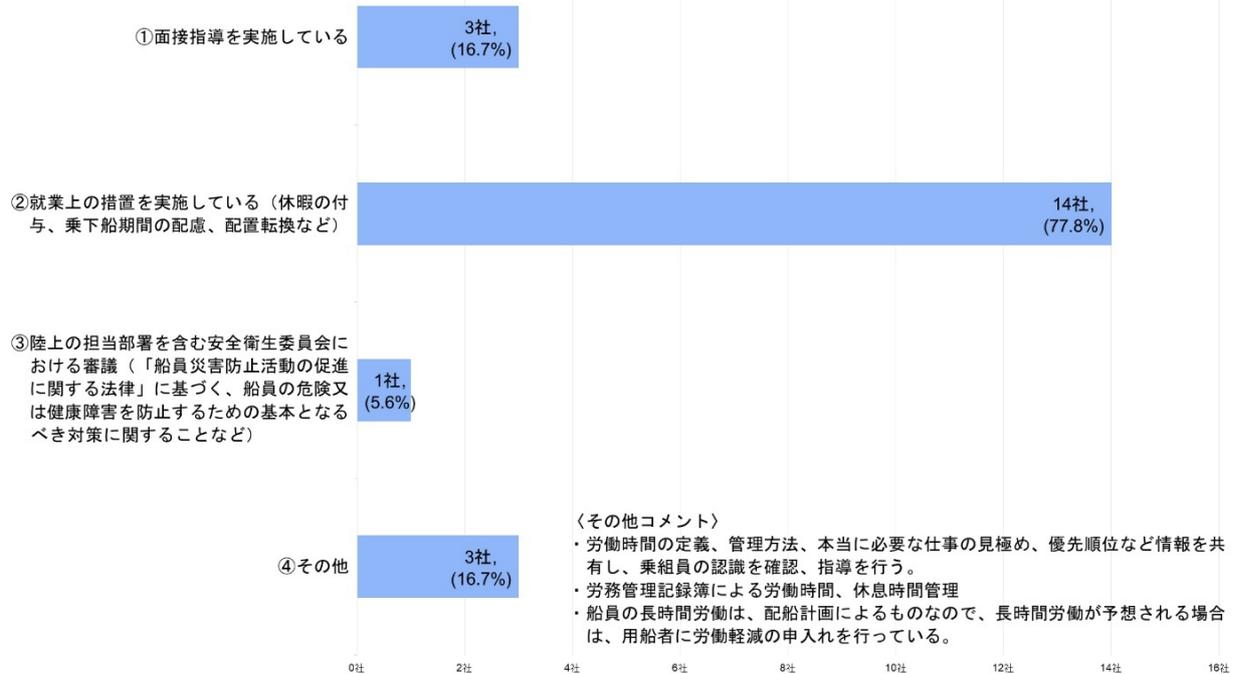
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その10)

〔貨物(内航)〕

質問12. 質問10で「④長時間労働の対策や予防に関すること」を選択された方へお伺いします。
御社の過重労働対策はどのようなものですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：18社

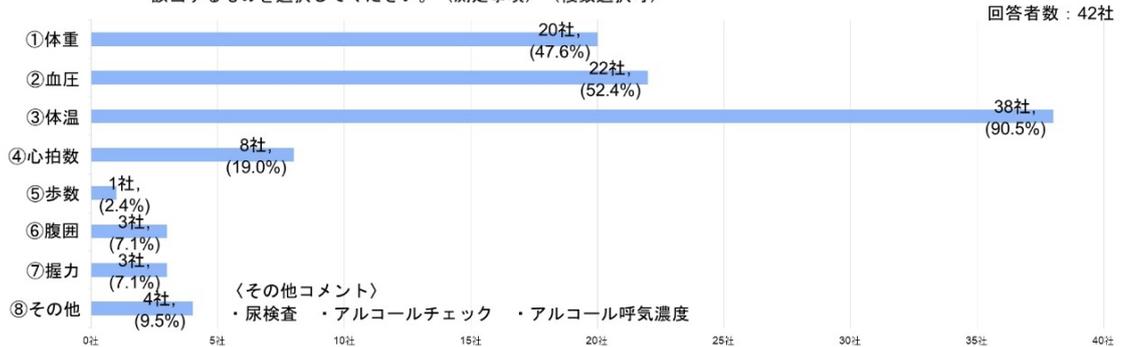


議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

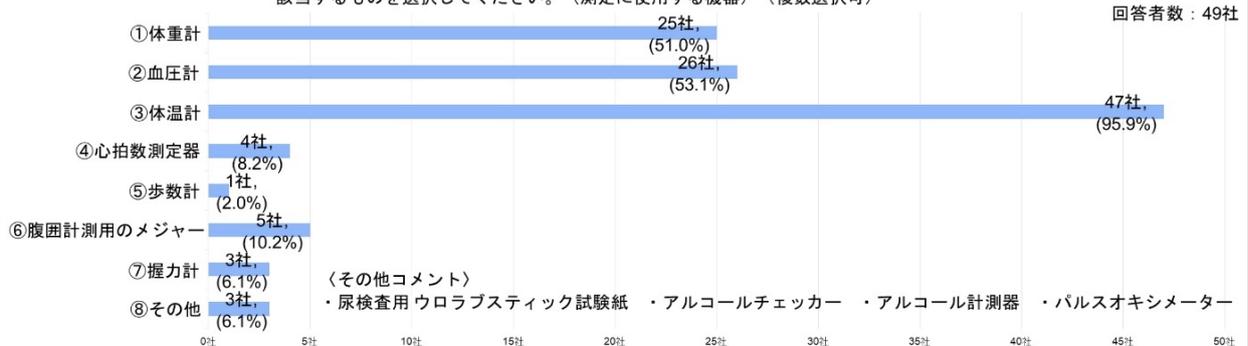
アンケート結果(その11)

〔貨物(内航)〕

質問13. 御社では船内で測定している事項や、測定に使用する機器としてどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（測定事項）（複数選択可）



質問13. 御社では船内で測定している事項や、測定に使用する機器としてどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（測定に使用する機器）（複数選択可）



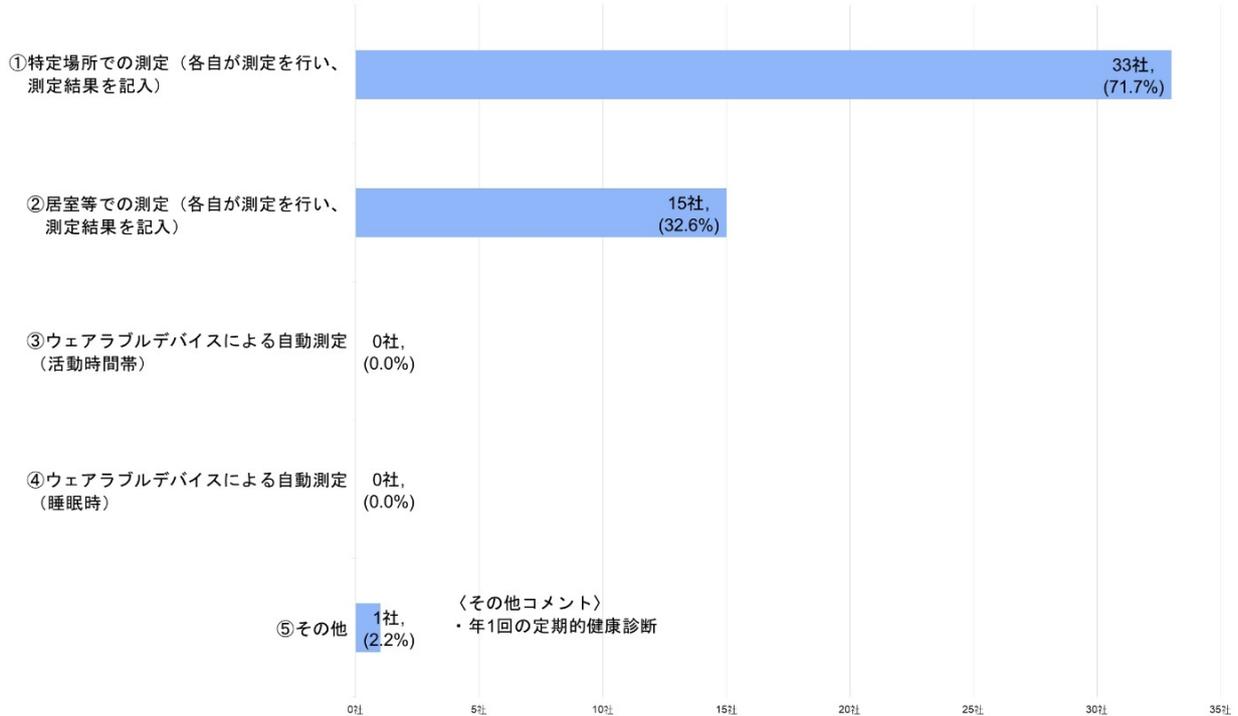
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その12）

[貨物(内航)]

質問14. 御社では船内での測定方法はどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：46社



議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その13)

〔貨物(内航)〕

質問15. 質問14で「③ウェアラブルデバイスによる自動測定（活動時間帯）」を選択された方へお伺いします。
測定事項にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：0社

①脈拍数 0社

②血圧 0社

③心拍数 0社

④歩数 0社

⑤その他 0社

回答なし

0社

1社

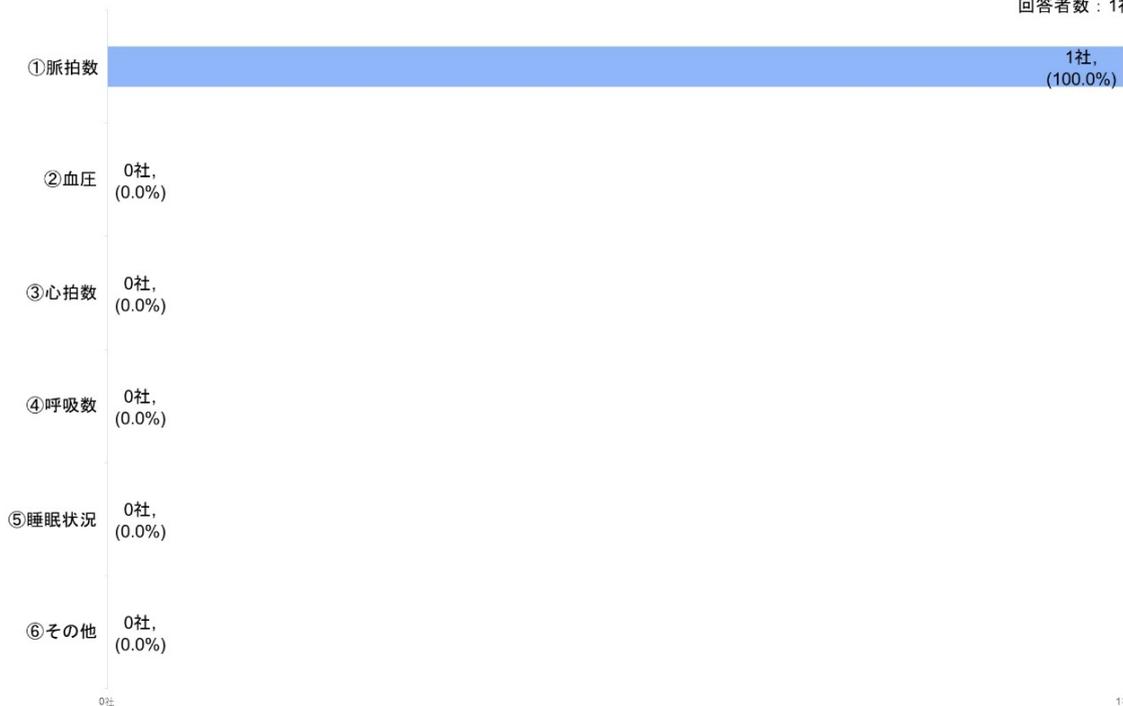
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その14）

〔貨物（内航）〕

質問16. 質問14で「④ウェアラブルデバイスによる自動測定（睡眠時）」を選択された方へお伺いします。
測定事項にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。

回答者数：1社



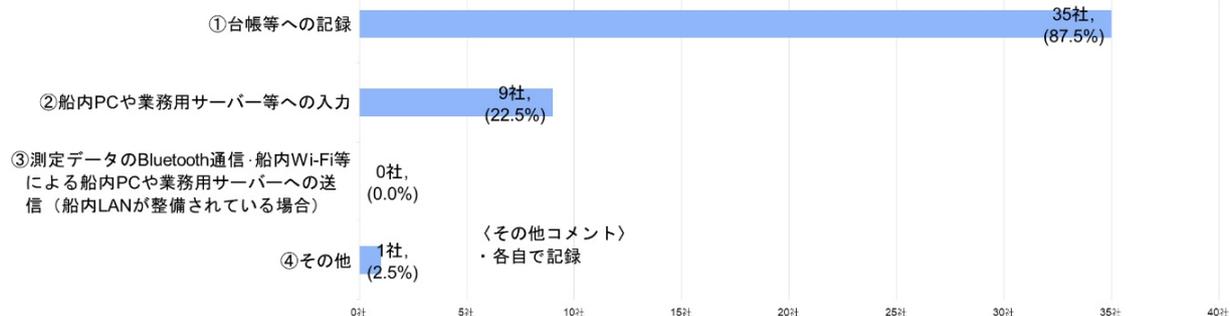
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その15）

〔貨物（内航）〕

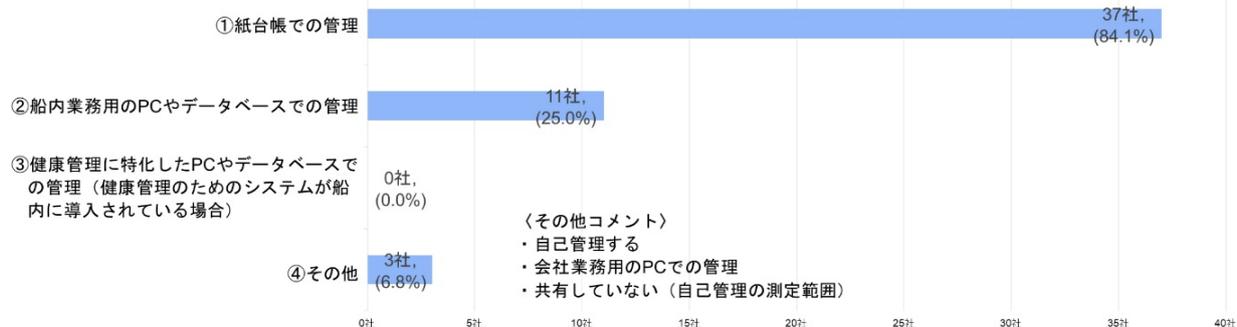
質問17. 御社では船内における測定データの記録方法とデータ管理はどのような方法で実施していますか。
該当するものを選択してください。（測定データの記録方法）（複数選択可）

回答者数：40社



質問17. 御社では船内における測定データの記録方法とデータ管理はどのような方法で実施していますか。
該当するものを選択してください。（データ管理）（複数選択可）

回答者数：44社



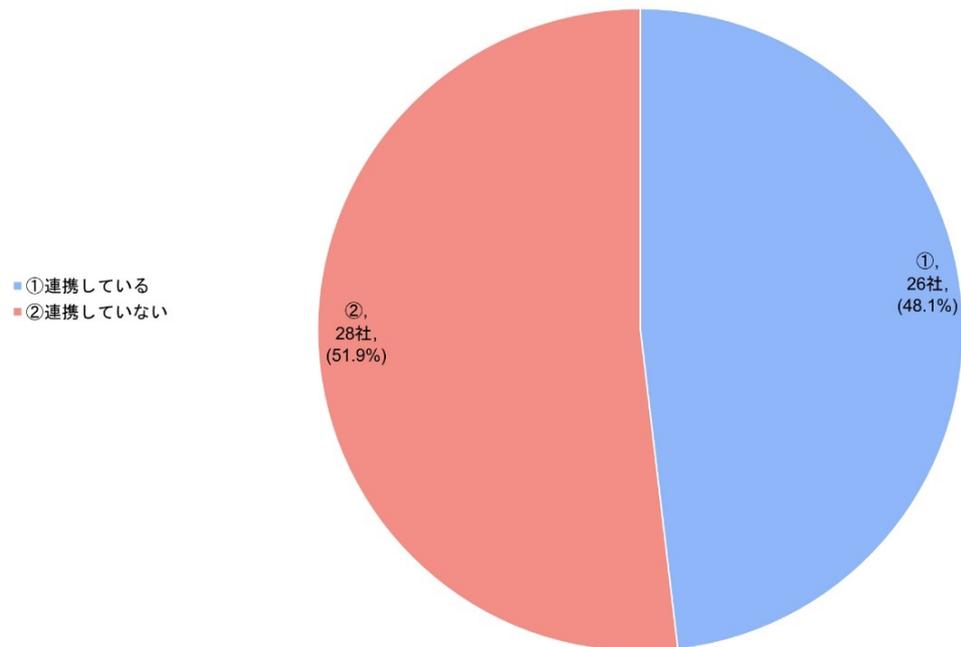
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その16）

〔貨物（内航）〕

質問18. 船内での健康データの測定に関する船員と船社間等での連携はありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：54社



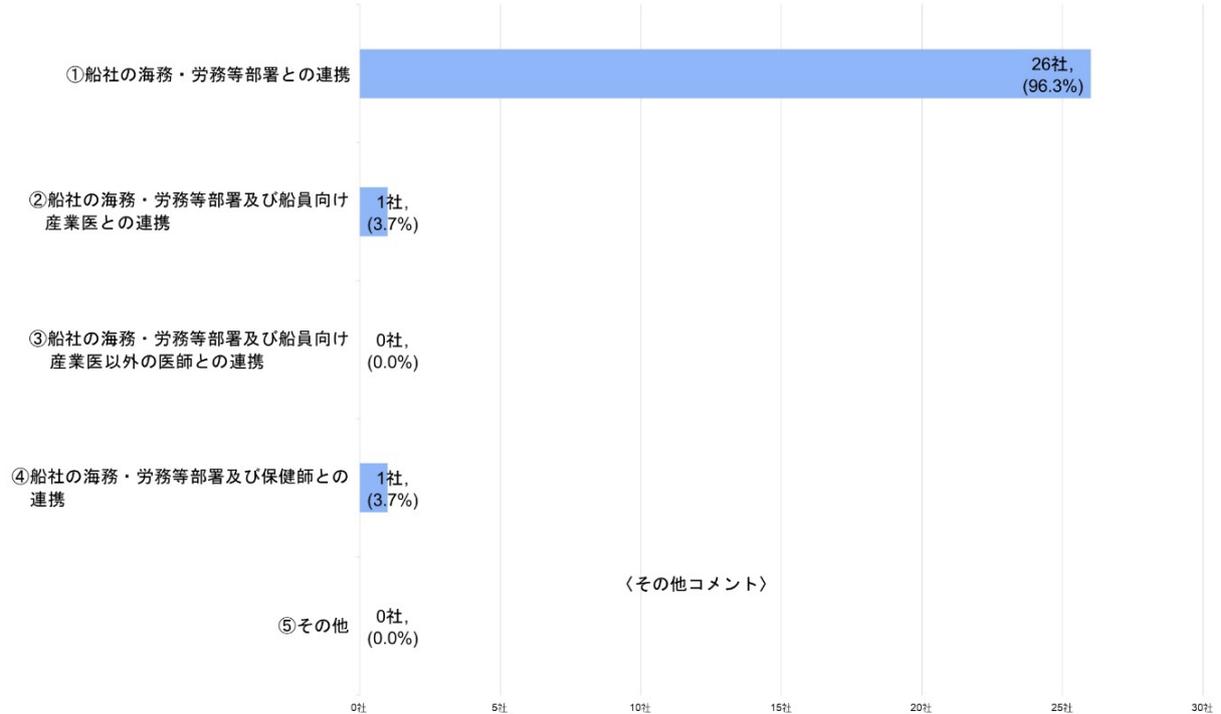
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その17）

〔貨物（内航）〕

質問19. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。船員と船社間等との連携先はどなたですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：27社



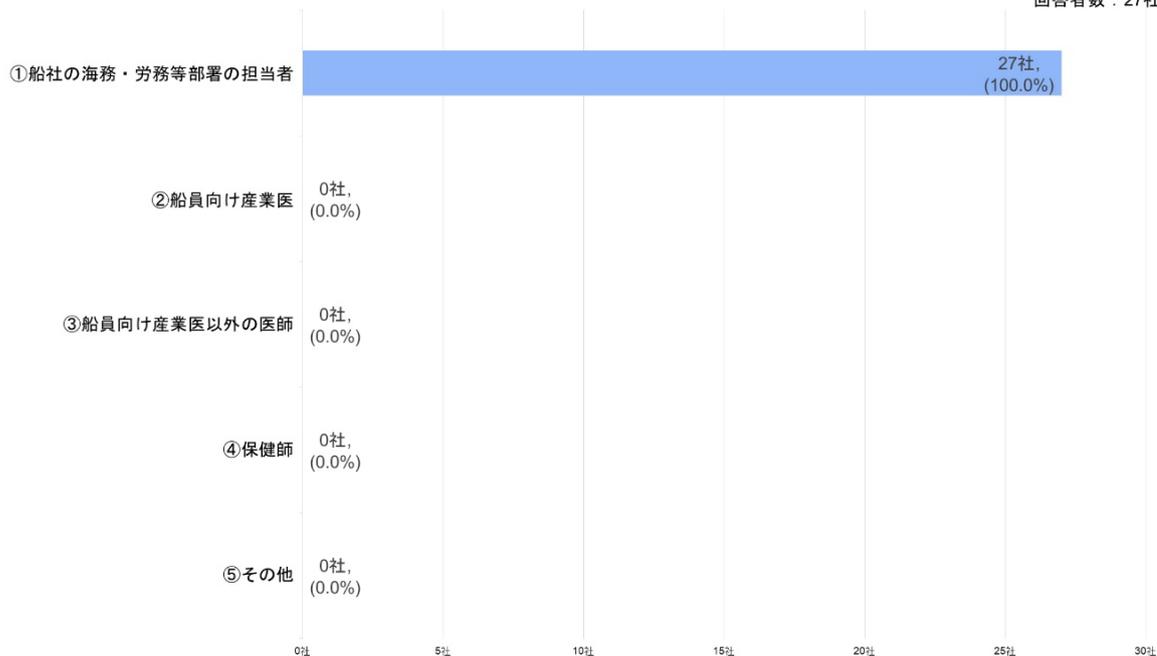
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その18）

〔貨物（内航）〕

質問20. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。2023年4月施行予定の改正法令では常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に、医師の診断結果が記載された書面又はその写しを提出させなければならないとされています。現在、健康検査に係る個人情報はどなたが管理していますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：27社



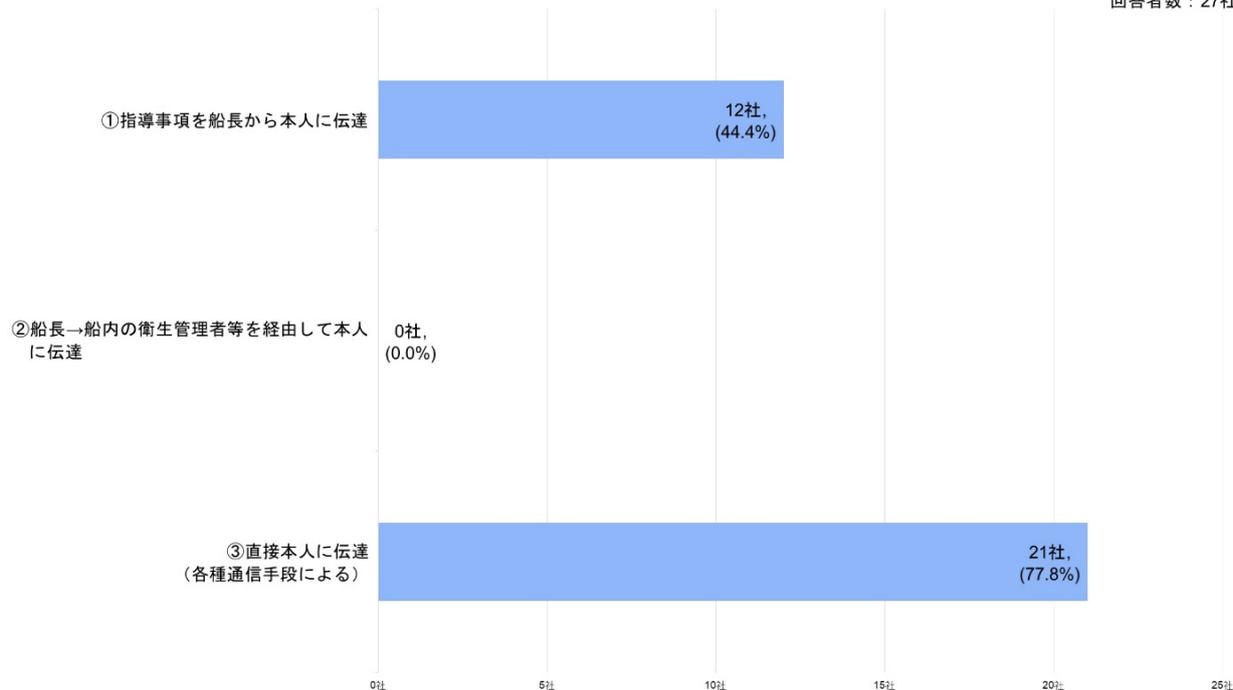
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その19）

〔貨物（内航）〕

質問21. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。御社では、質問20で選択した個人情報の管理者から本船側に連絡や健康に関する指導等を行う場合、伝達方法にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：27社



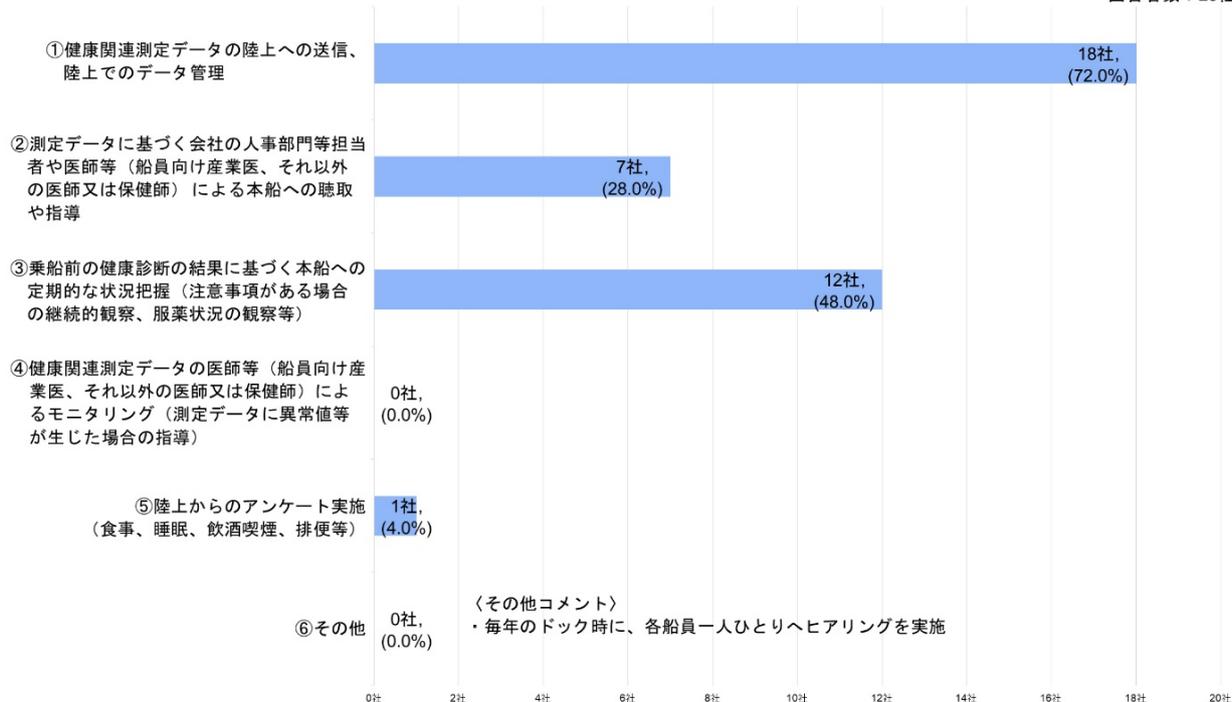
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その20）

〔貨物（内航）〕

質問22. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。御社での連携の内容や手法はどのようなものですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：25社

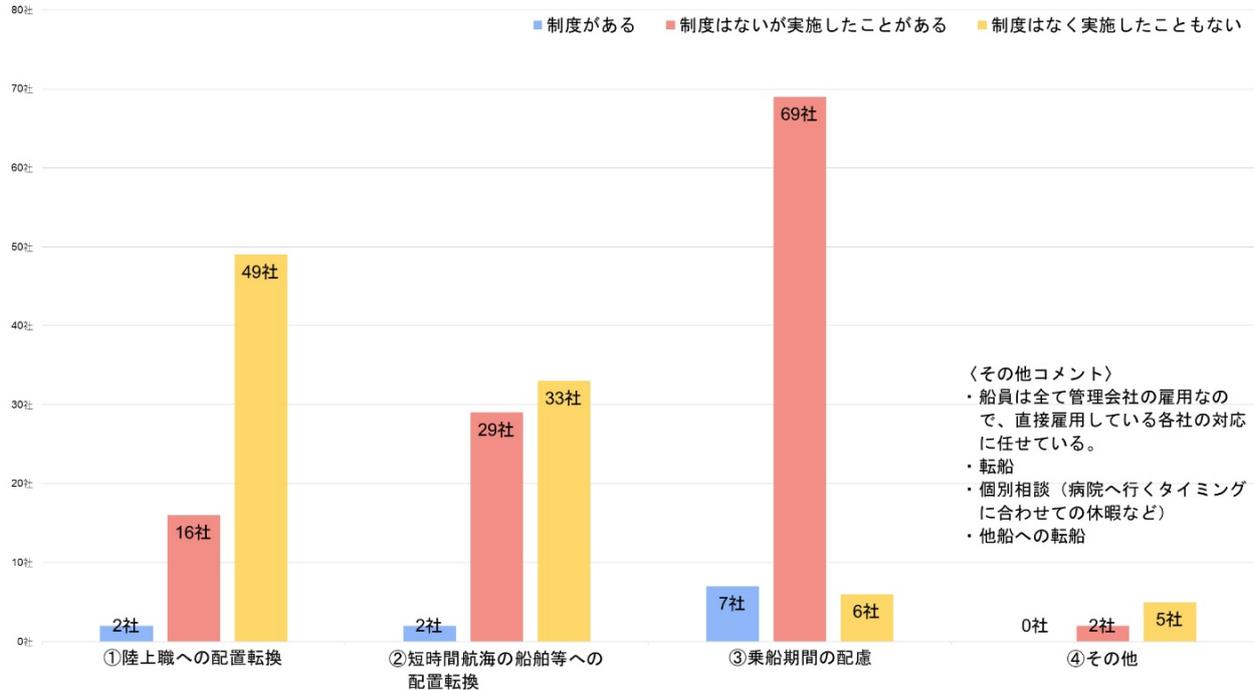


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その21）

〔貨物（内航）〕

質問23. 御社では、負傷や疾病には至っていないが健康上の配慮を要する船員について、どのような対応をされていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）



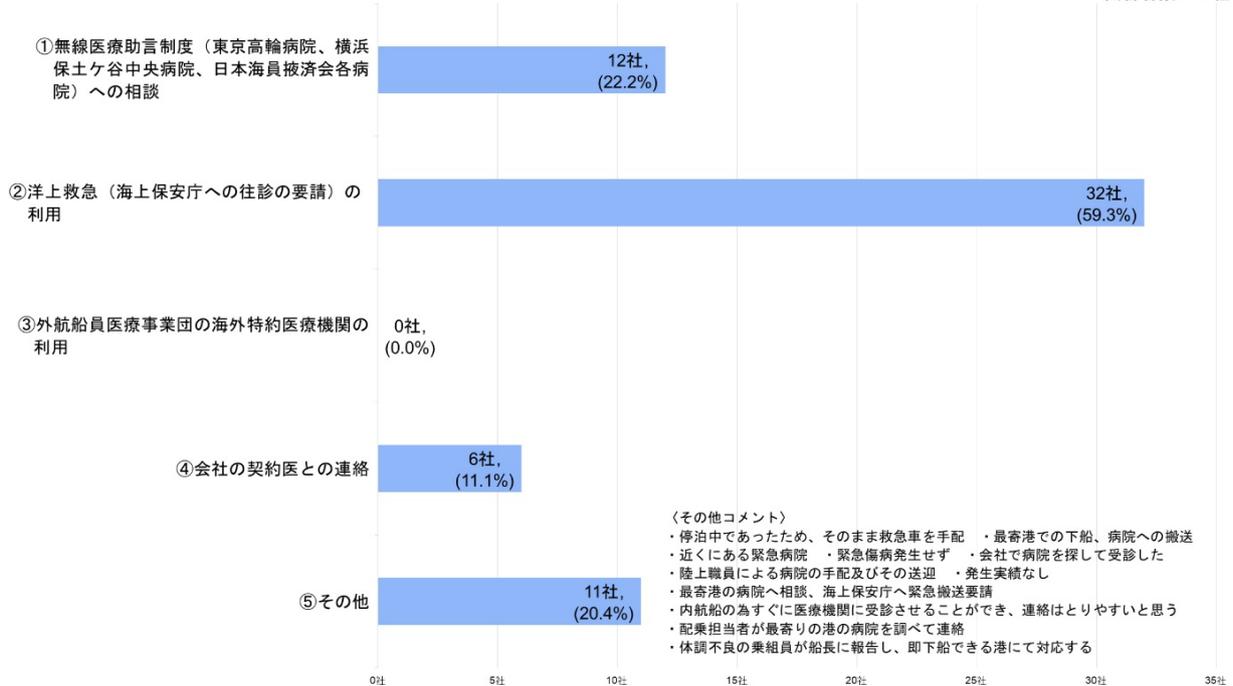
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その22）

〔貨物（内航）〕

質問24. 御社では緊急傷病の発生時の対応方法として利用した実績のあるものはどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：54社



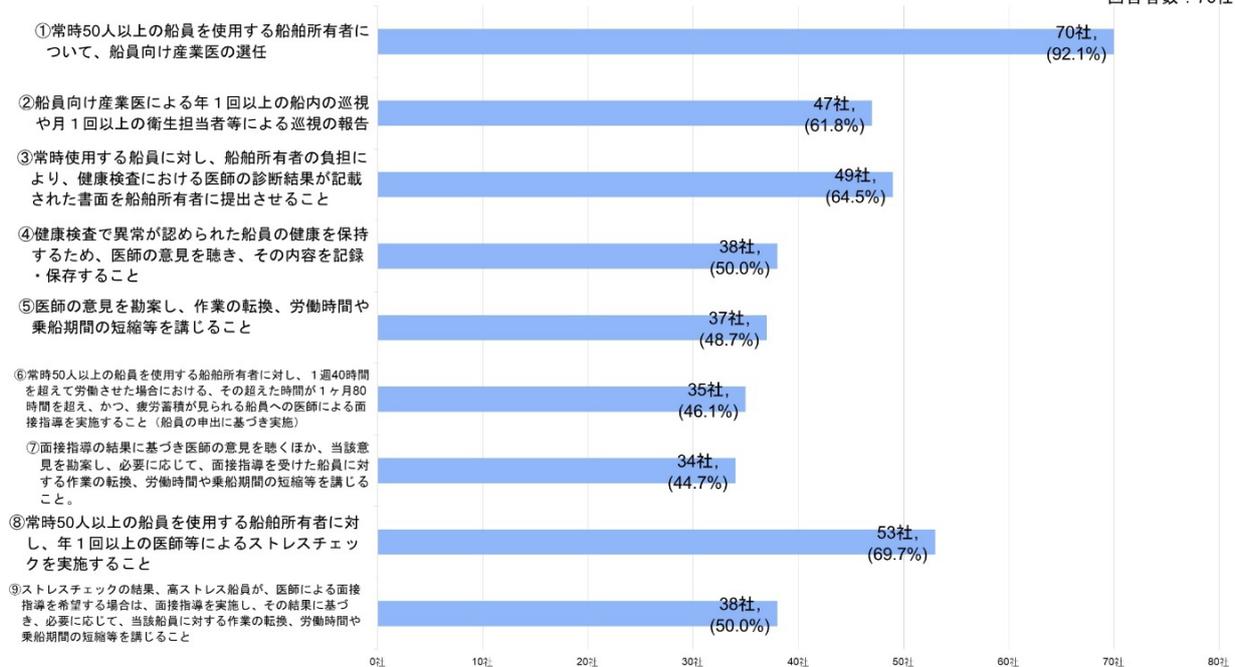
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その23)

〔貨物(内航)〕

質問25. 船員の心身の健康確保を図るため、①産業医の導入、②健康診断のあり方、③過重労働対策、④メンタルヘルス対策に関する関係法令が改正され、2023年（令和5年）4月から施行されることになっています。以下の項目はこの法令改正により船舶所有者に対する義務として新たに導入されるものです。内容についてご存知の項目を選択してください。（複数選択可）

回答者数：76社



議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その24）

〔貨物（内航）〕

質問26. 作成するモデルの内容についてのご希望や提案（コメント）（その1）

- リモートで巡視や指導を行う事により、逆に船内における船員の作業が増加してしまうことが無いモデルを作成頂けますと幸いです。
- 海上においてそのような通信が可能なのか、とても疑問ながら法律に沿うためには対応していかなばならないので希望します。
- 船員は長時間の動画はなかなか見ようとしません。項目ごとに短時間の動画を視聴できるようにしてほしい。
- 陸上と同じ条件で通信によるオンライン診療が実現できなければ意味がない
- オンライン診断は、あくまでも産業医の医師としての判断なので、船主としては判断出来ない。統一した基準の設定が必要です。
- まず長時間労働に成らないよう、オペレーターの協力その上の荷主さんの協力が無ければ、幾ら自社で頑張っても無理な所が多々あります
- 産業医の選任、契約について、契約可能な開業医が多くないことから時間を要すると思える

議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

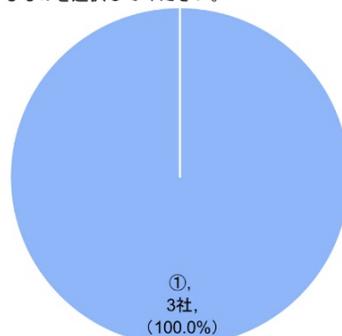
アンケート結果(その1)

【旅客(外航)】

質問2. 船員を配乗・雇用管理されている船舶の隻数は何隻ですか。
該当するものを選択してください。

回答者数：3社

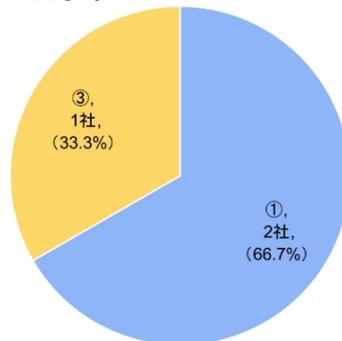
- ①1隻
- ②2隻
- ③3~4隻
- ④5~9隻
- ⑤10隻以上



質問3. 2022（令和4）年7月1日現在において、配乗・雇用管理されている船員は何人ですか。
該当するものを選択してください。

回答者数：3社

- ①50人未満
- ②50人以上100人未満
- ③100人以上



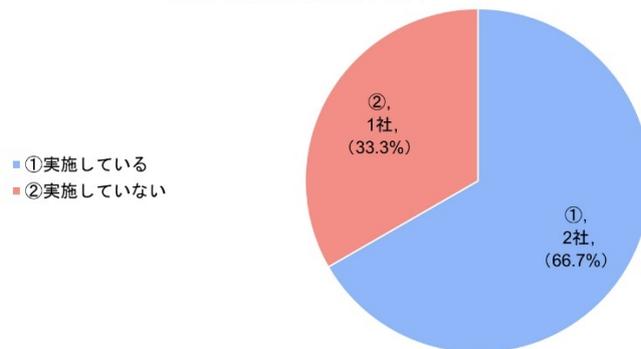
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その2）

〔旅客（外航）〕

質問 4. 御社では、海陸間の通信を活用した船員の健康管理を実施していますか。
該当するものを選択して下さい。

回答者数：3社



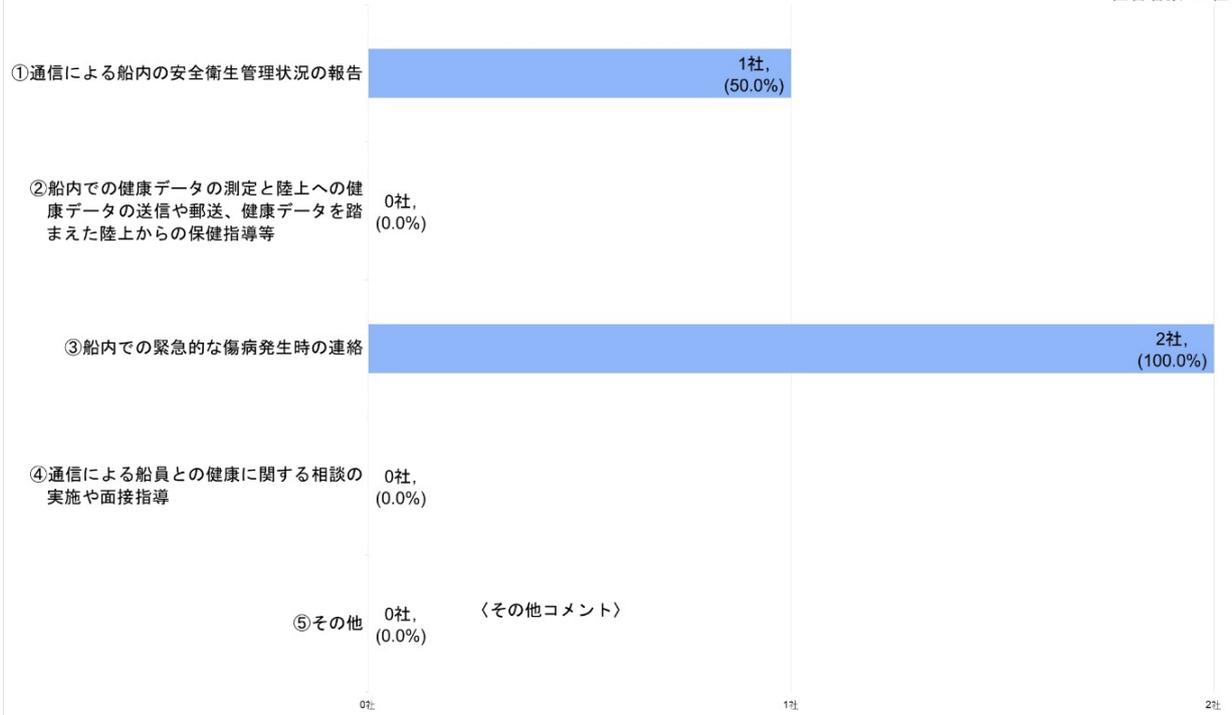
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その3）

【旅客（外航）】

質問 5. 質問 4 で「実施している」と回答した方にお伺いします。御社では海陸間の通信を活用してどのような健康管理を行っていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：2社



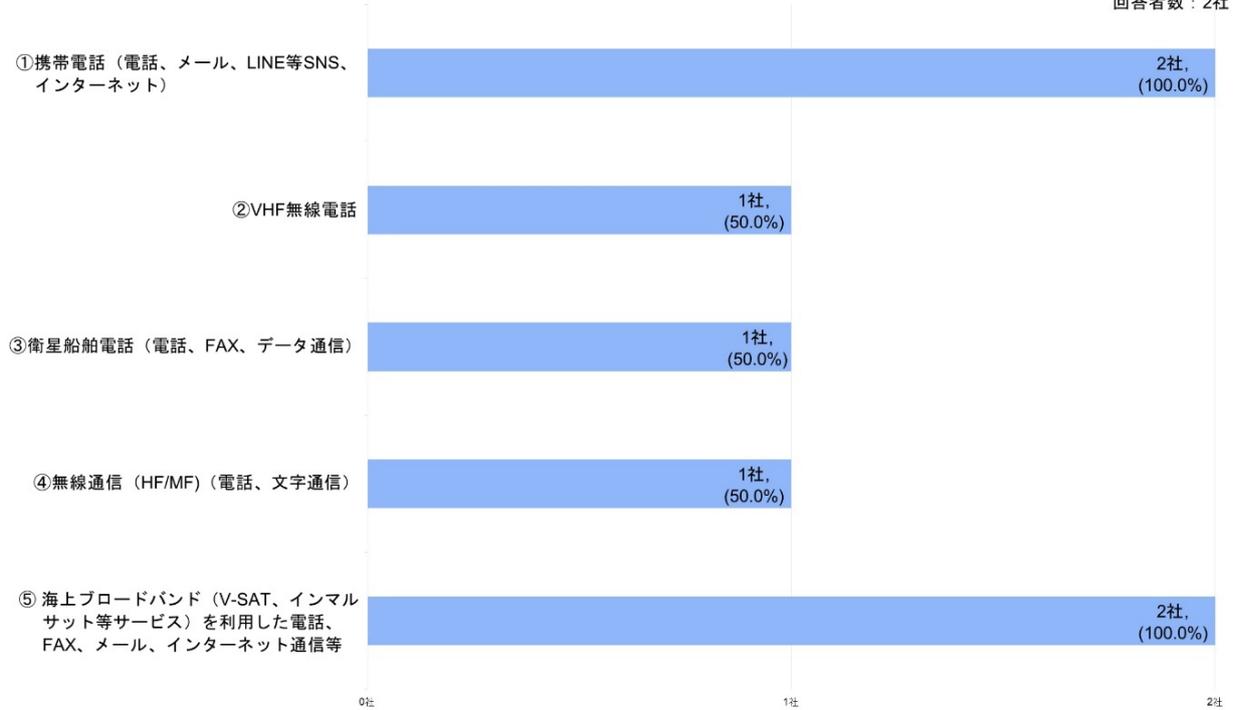
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その4）

〔旅客（外航）〕

質問6. 質問4で「実施している」と回答した方にお伺いします。御社では海陸間における船員の健康管理に関連した連絡に用いる通信手段としてどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：2社

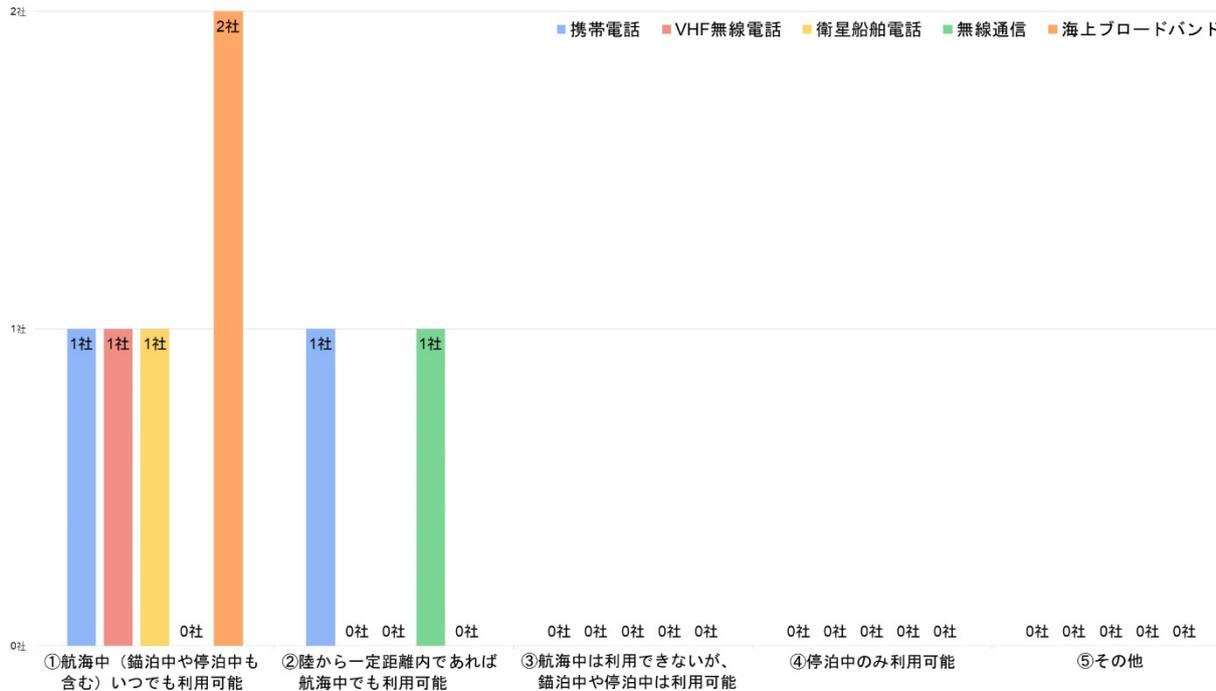


議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その5)

[旅客(外航)]

質問 7. 質問 6 で具体的な通信手段を選択された方にお伺いします。御社では、選択された通信手段を利用する環境が整っていますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）



議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その6)

〔旅客(外航)〕

質問 8. 質問 5 で「②船内での健康データの測定と陸上への健康データの送信や郵送、健康データを踏まえた陸上からの保健指導等」又は「④通信による船員との健康に関する相談の実施や面接指導」を選択された方にお伺いします。御社では船員の健康確保における保健指導や面接指導についてはどのような方法で実施されていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：0社

- ① 航海中の船内で情報通信機器を活用して実施している。 0社
- ② 停泊中の船内で情報通信機器を活用して実施している。 0社
- ③ 停泊中に船外（陸上事務所等）で情報通信機器を活用して実施している。 0社
- ④ ①又は②に加え、休暇取得中、自宅等で情報通信機器を活用して実施している。 0社
- ⑤ その他 0社

回答なし

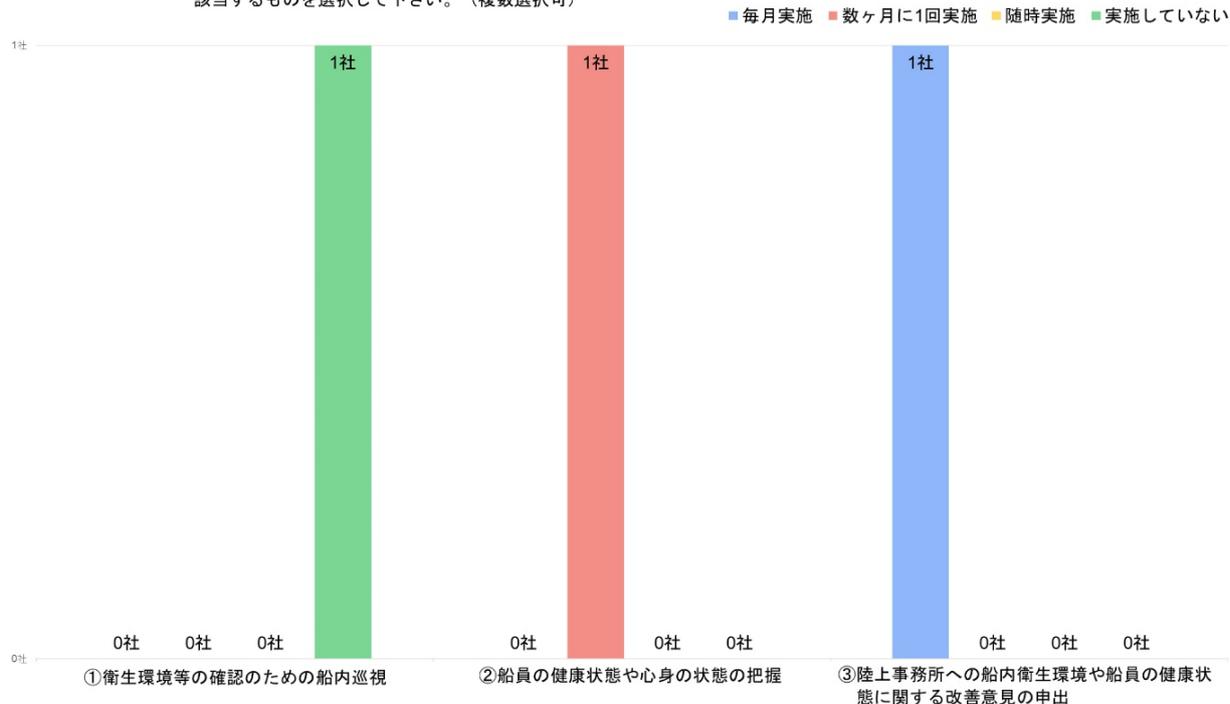
0社 0社 0社 0社 0社 1社 1社 1社 1社 1社 1社 1社

議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その7）

〔旅客（外航）〕

質問 9. 質問 5 で「①通信による船内の安全衛生管理状況の報告」を選択された方にお伺いします。御社では、衛生管理者又は衛生担当者による船内での船員の衛生管理に関する活動について、どの程度の頻度で行うようになっていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）



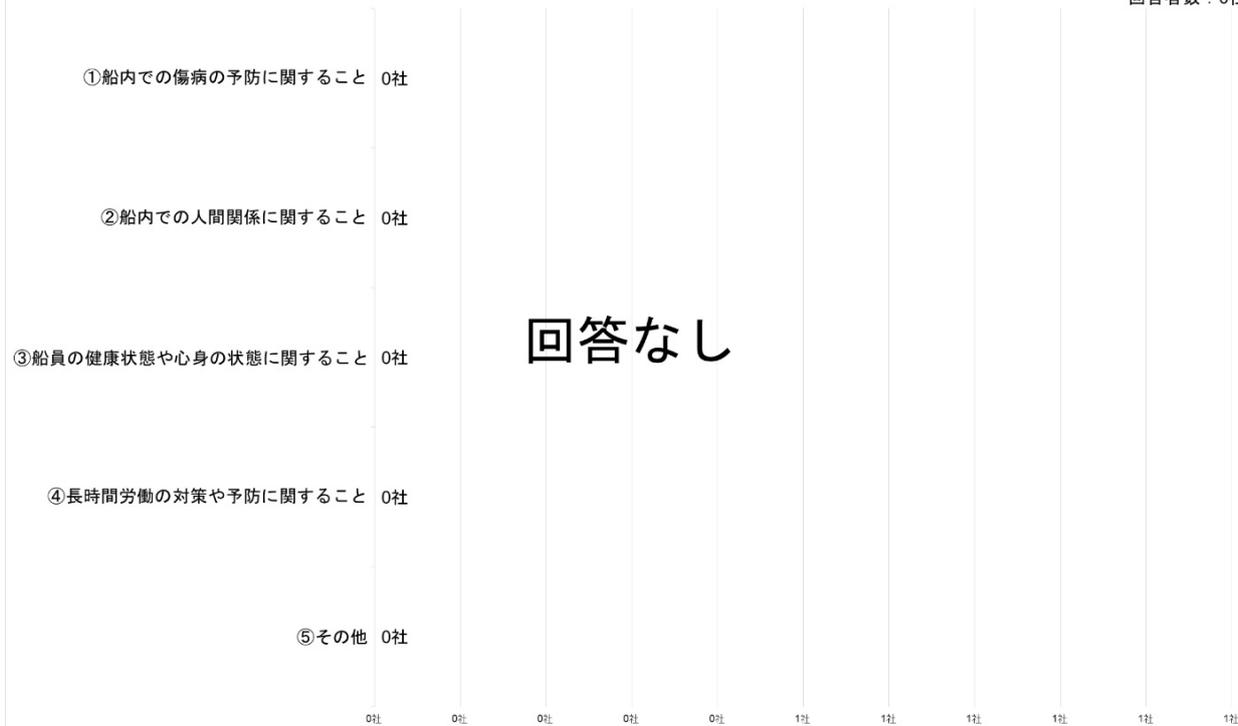
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その8）

〔旅客（外航）〕

質問10. 質問5で「④通信による船員との健康に関する相談の実施や面接指導」を選択された方にお伺いします。
御社の相談や面接指導はどのような内容ですか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：0社



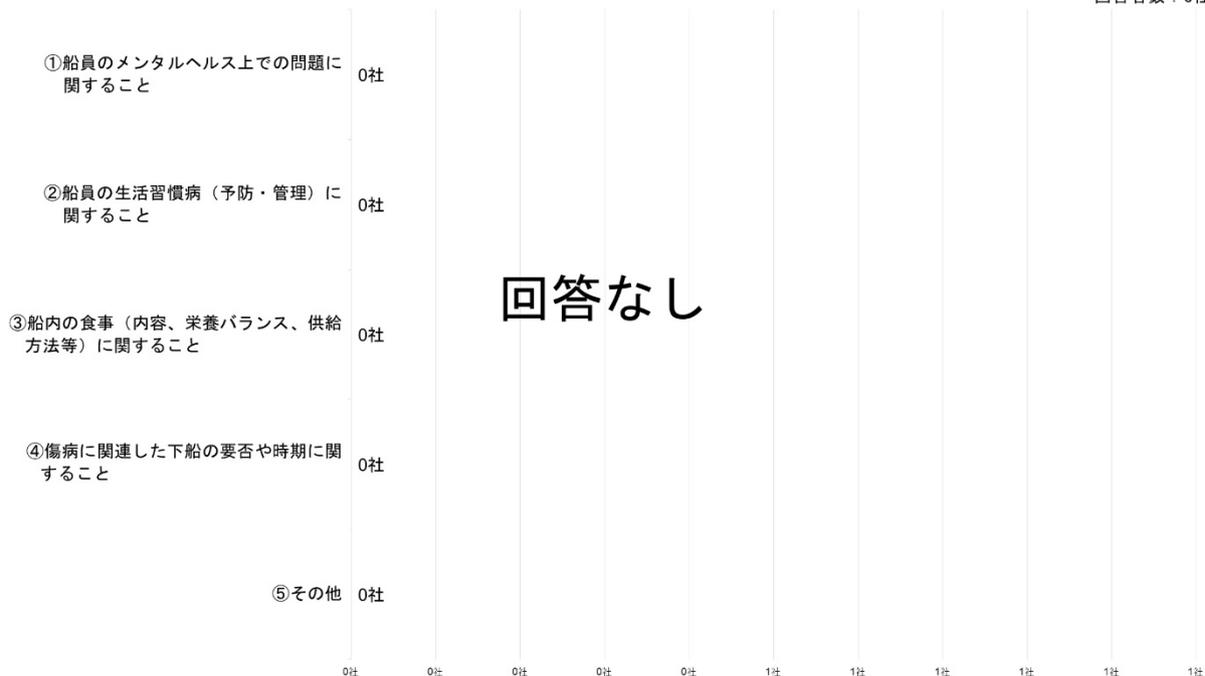
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その9)

[旅客(外航)]

質問11. 質問10で「③船員の健康状態や心身の状態に関すること」を選択された方へお伺いします。
御社がこれまでに受けた相談や実施した面接指導はどのような内容でしたか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：0社



議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その10)

〔旅客(外航)〕

質問12. 質問10で「④長時間労働の対策や予防に関すること」を選択された方へお伺いします。
御社の過重労働対策はどのようなものですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：0社

- ①面接指導を実施している 0社
- ②就業上の措置を実施している（休暇の付与、乗下船期間の配慮、配置転換など） 0社
- ③陸上の担当部署を含む安全衛生委員会における審議（「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づく、船員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関することなど） 0社
- ④その他 0社

回答なし

議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その11)

[旅客(外航)]

質問13. 御社では船内で測定している事項や、測定に使用する機器としてどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（測定事項）（複数選択可）

回答者数：1社



質問13. 御社では船内で測定している事項や、測定に使用する機器としてどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（測定に使用する機器）（複数選択可）

回答者数：1社



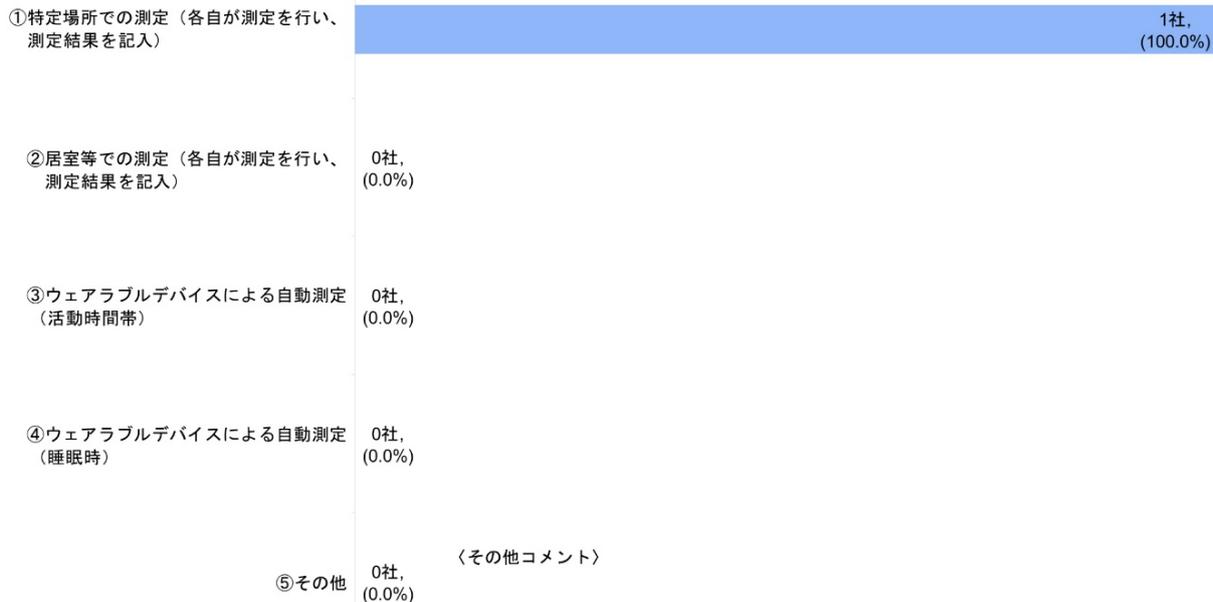
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その12）

〔旅客（外航）〕

質問14. 御社では船内での測定方法はどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：1社



議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その13)

【旅客(外航)】

質問15. 質問14で「③ウェアラブルデバイスによる自動測定（活動時間帯）」を選択された方へお伺いします。
測定事項にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：0社

①脈拍数 0社

②血圧 0社

③心拍数 0社

④歩数 0社

⑤その他 0社

回答なし

議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その14)

〔旅客(外航)〕

質問 16. 質問 14 で「④ウェアラブルデバイスによる自動測定（睡眠時）」を選択された方へお伺いします。
測定事項にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。

回答者数：0社



回答なし

1社

議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その15）

【旅客（外航）】

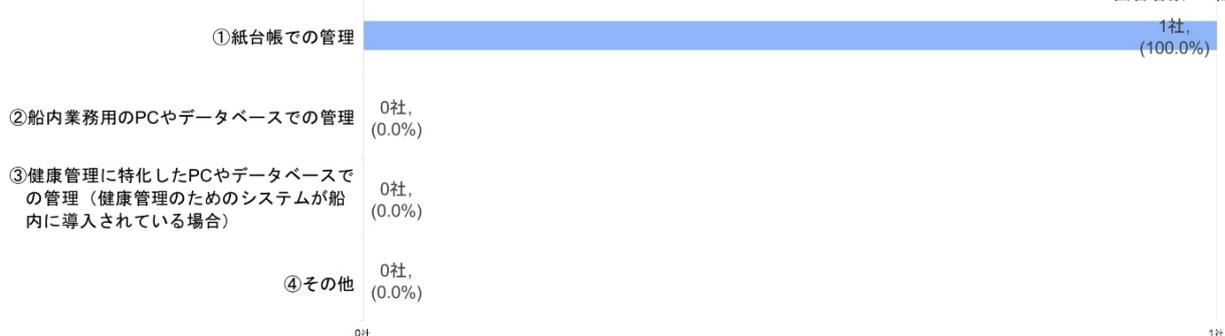
質問17. 御社では船内における測定データの記録方法とデータ管理はどのような方法で実施していますか。
該当するものを選択してください。（測定データの記録方法）（複数選択可）

回答者数：1社



質問17. 御社では船内における測定データの記録方法とデータ管理はどのような方法で実施していますか。
該当するものを選択してください。（データ管理）（複数選択可）

回答者数：1社



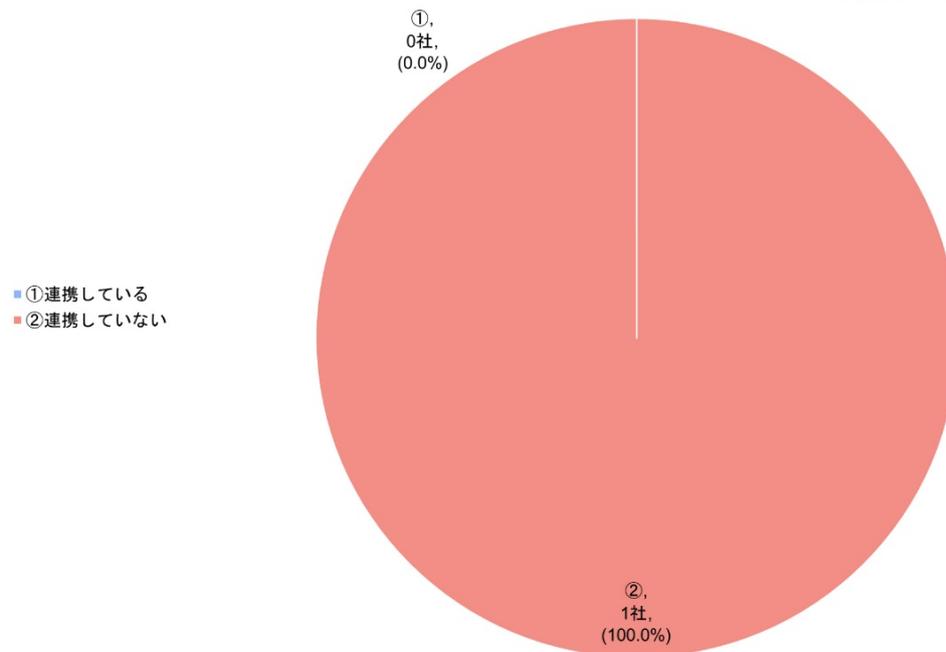
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その16）

【旅客（外航）】

質問18. 船内での健康データの測定に関する船員と船社間等での連携はありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：1社



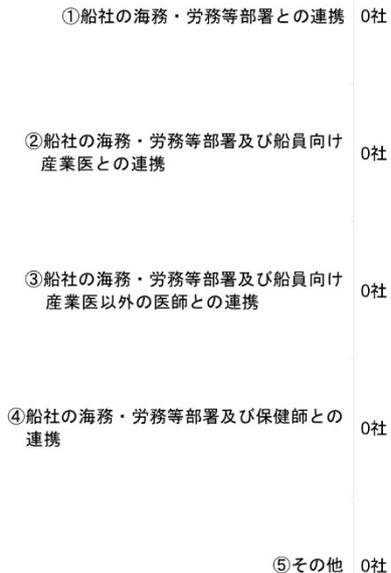
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その17）

【旅客（外航）】

質問19. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。船員と船社間等との連携先はどなたですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：0社



回答なし

議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その18)

〔旅客(外航)〕

質問20. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。2023年4月施行予定の改正法令では常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に、医師の診断結果が記載された書面又はその写しを提出させなければならないとされています。現在、健康検査に係る個人情報はどうなかが管理していますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：0社

①船社の海務・労務等部署の担当者 0社

②船員向け産業医 0社

③船員向け産業医以外の医師 0社

④保健師 0社

⑤その他 0社

回答なし

議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その19)

〔旅客(外航)〕

質問21. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。御社では、質問20で選択した個人情報の管理者から本船側に連絡や健康に関する指導等を行う場合、伝達方法にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：0社



議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その20）

〔旅客（外航）〕

質問22. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。御社での連携の内容や手法はどのようなものですか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：0社

- ①健康関連測定データの陸上への送信、
陸上でのデータ管理 0社
- ②測定データに基づく会社の人事部門等担当者や医師等（船員向け産業医、それ以外の医師又は保健師）による本船への聴取や指導 0社
- ③乗船前の健康診断の結果に基づく本船への定期的な状況把握（注意事項がある場合の継続的観察、服薬状況の観察等） 0社
- ④健康関連測定データの医師等（船員向け産業医、それ以外の医師又は保健師）によるモニタリング（測定データに異常値等が生じた場合の指導） 0社
- ⑤陸上からのアンケート実施（食事、睡眠、飲酒喫煙、排便等） 0社
- ⑥その他 0社

回答なし

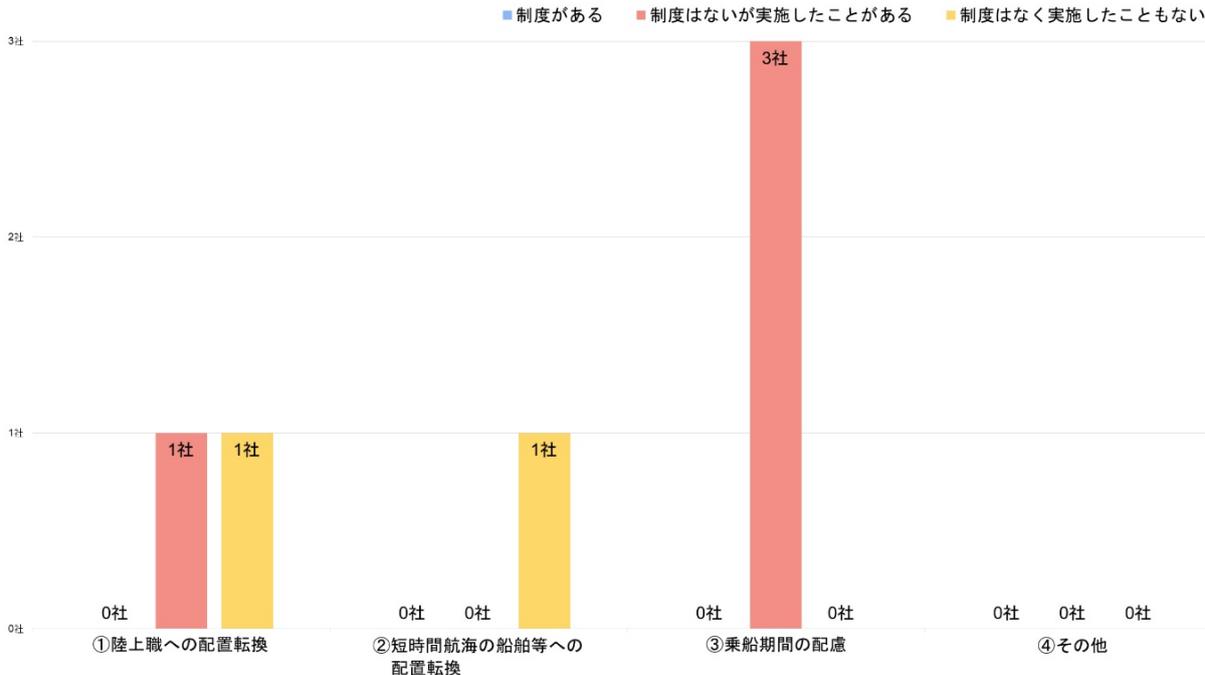
0社 0社 0社 0社 0社 1社 1社 1社 1社 1社 1社 1社

議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その21）

【旅客（外航）】

質問23. 御社では、負傷や疾病には至っていないが健康上の配慮を要する船員について、どのような対応をされていますか。
該当するものを選択して下さい。（複数選択可）



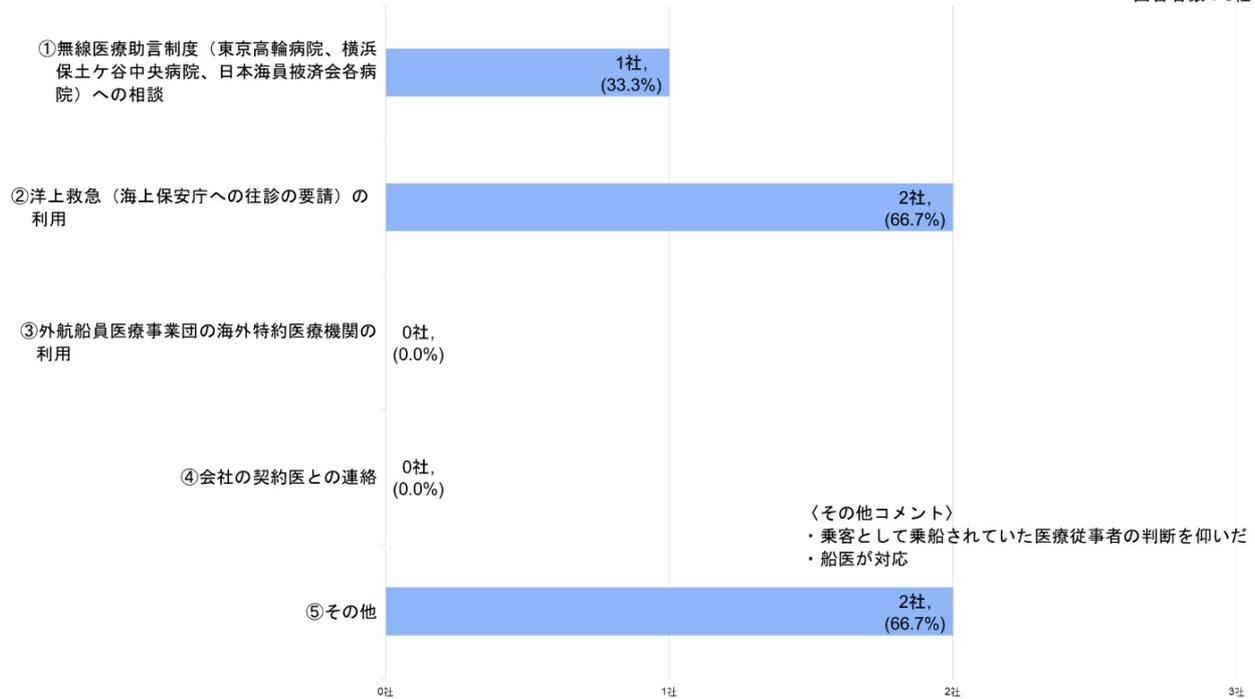
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その22）

〔旅客（外航）〕

質問24. 御社では緊急傷病の発生時の対応方法として利用した実績のあるものはどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：3社



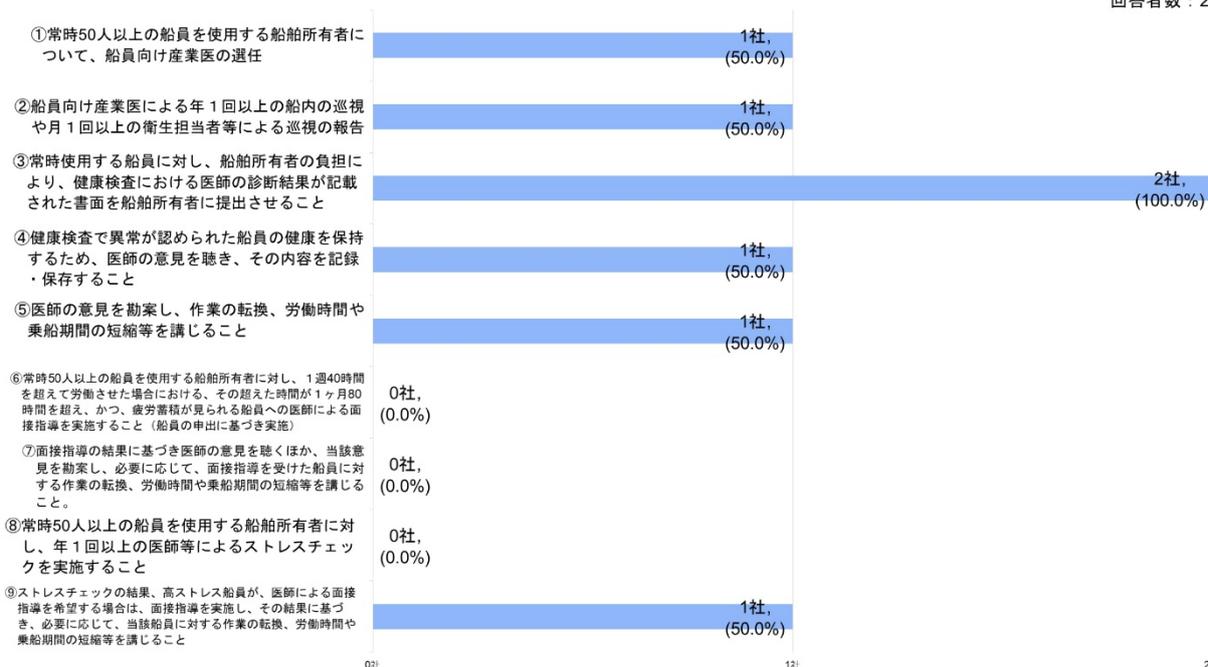
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その23）

〔旅客（外航）〕

質問25. 船員の心身の健康確保を図るため、①産業医の導入、②健康診断のあり方、③過重労働対策、④メンタルヘルス対策に関する関係法令が改正され、2023年（令和5年）4月から施行されることになっています。以下の項目はこの法令改正により船舶所有者に対する義務として新たに導入されるものです。内容についてご存知の項目を選択してください。（複数選択可）

回答者数：2社



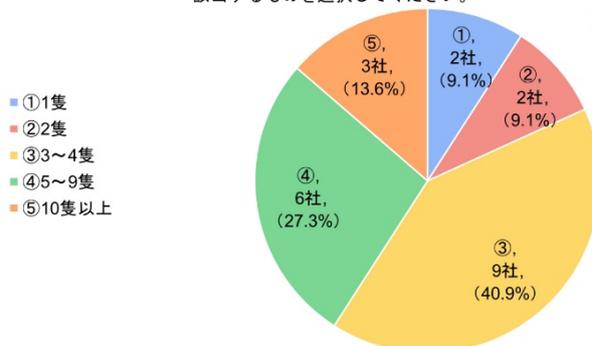
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その1)

〔旅客(内航)〕

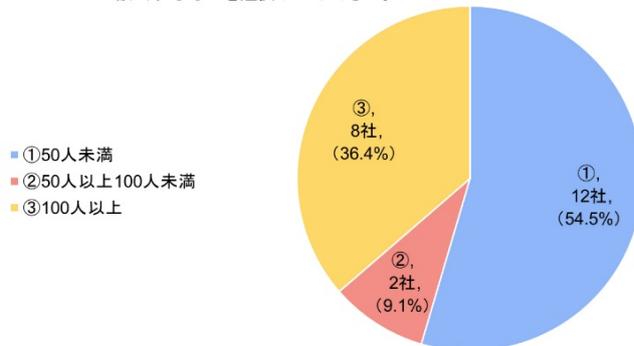
質問 2. 船員を配乗・雇用管理されている船舶の隻数は何隻ですか。
該当するものを選択してください。

回答者数：22社



質問 3. 2022（令和4）年7月1日現在において、配乗・雇用管理されている船員は何人ですか。
該当するものを選択してください。

回答者数：22社



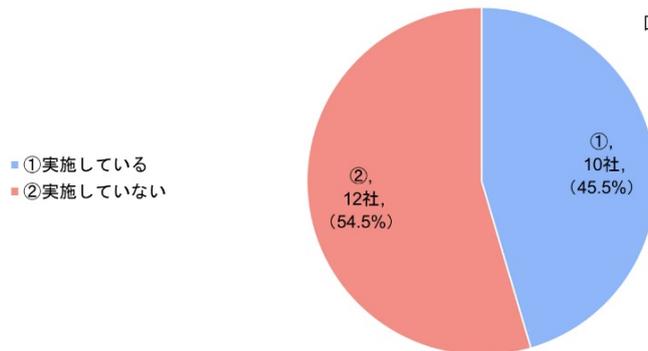
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その2）

〔旅客（内航）〕

質問 4. 御社では、海陸間の通信を活用した船員の健康管理を実施していますか。
該当するものを選択して下さい。

回答者数：22社



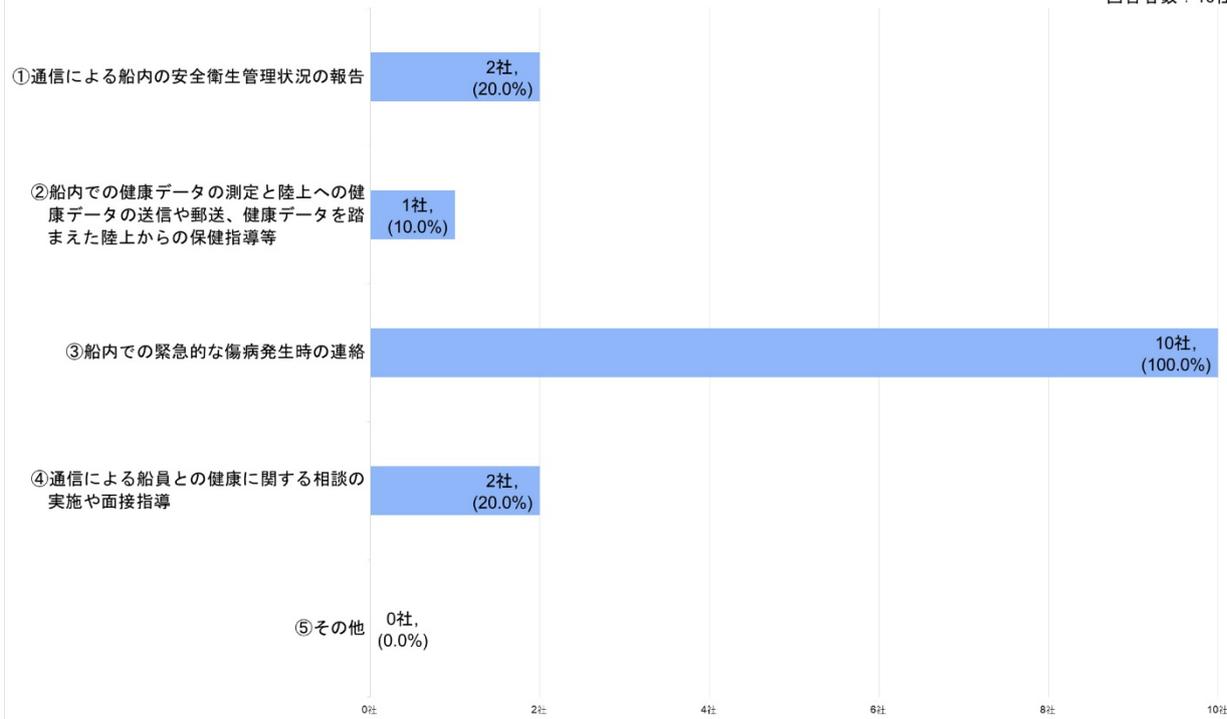
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その3）

〔旅客（内航）〕

質問5. 質問4で「実施している」と回答した方にお伺いします。御社では海陸間の通信を活用してどのような健康管理を行っていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：10社



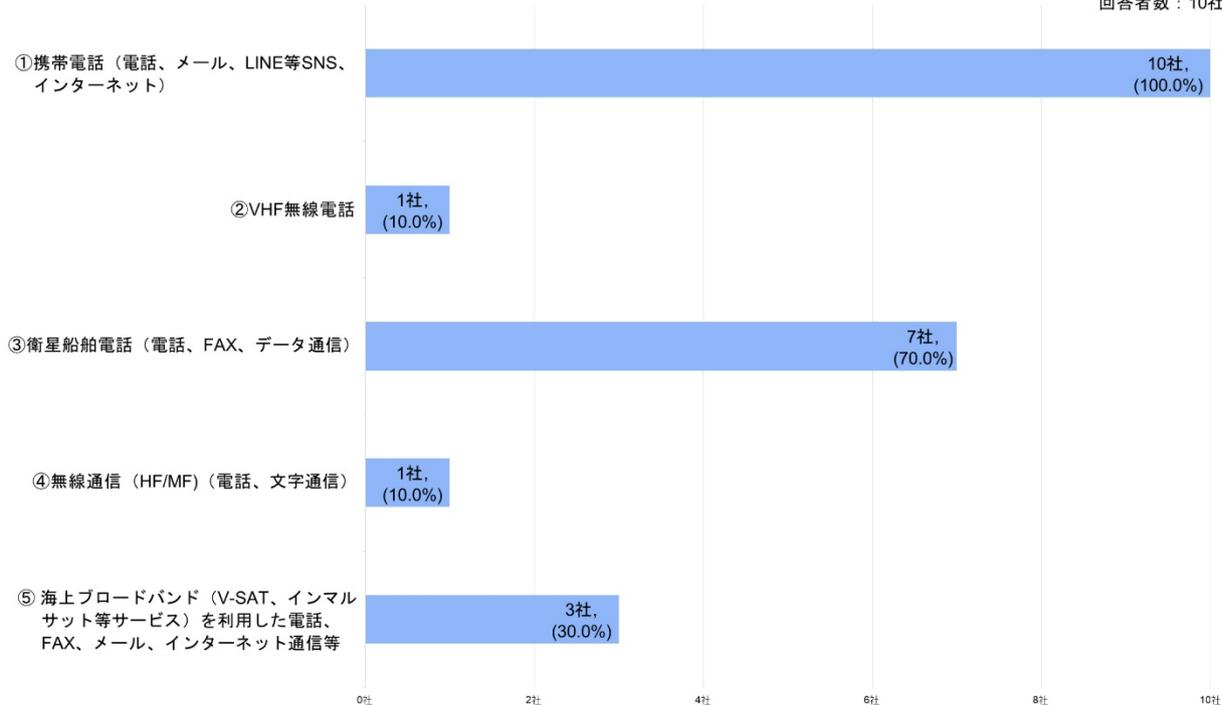
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その4）

〔旅客（内航）〕

質問6. 質問4で「実施している」と回答した方にお伺いします。御社では海陸間における船員の健康管理に関連した連絡に用いる通信手段としてどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：10社

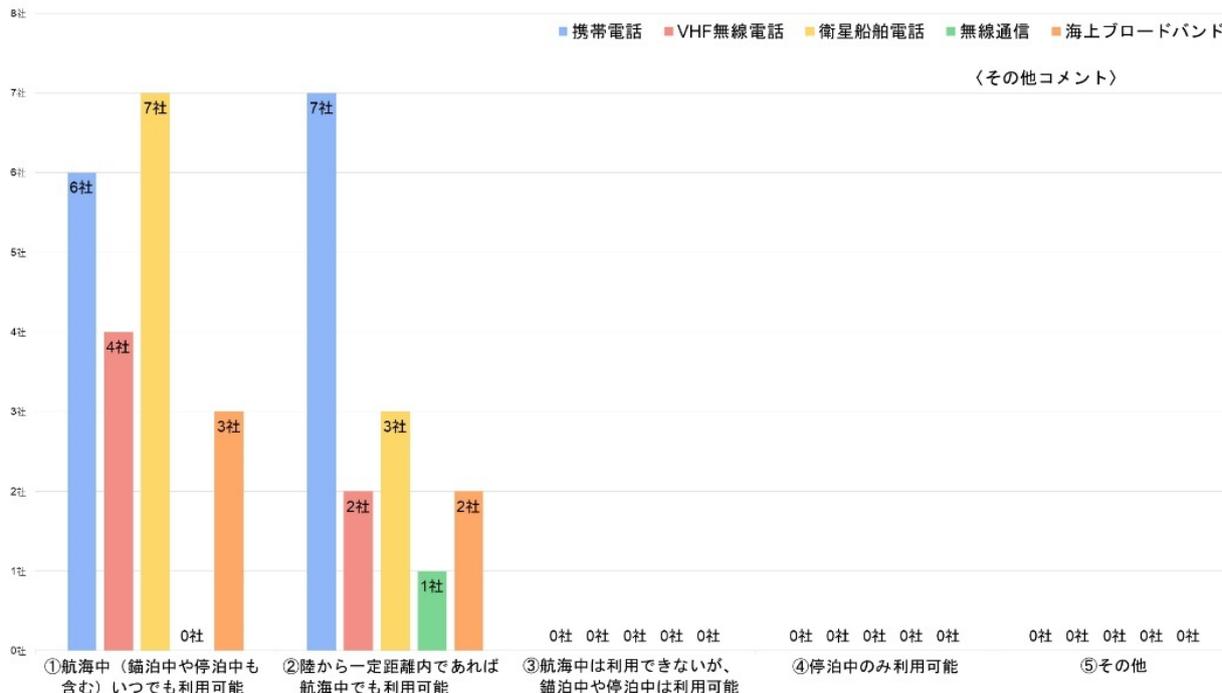


議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その5)

〔旅客(内航)〕

質問 7. 質問 6 で具体的な通信手段を選択された方にお伺いします。御社では、選択された通信手段を利用する環境が整っていますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）



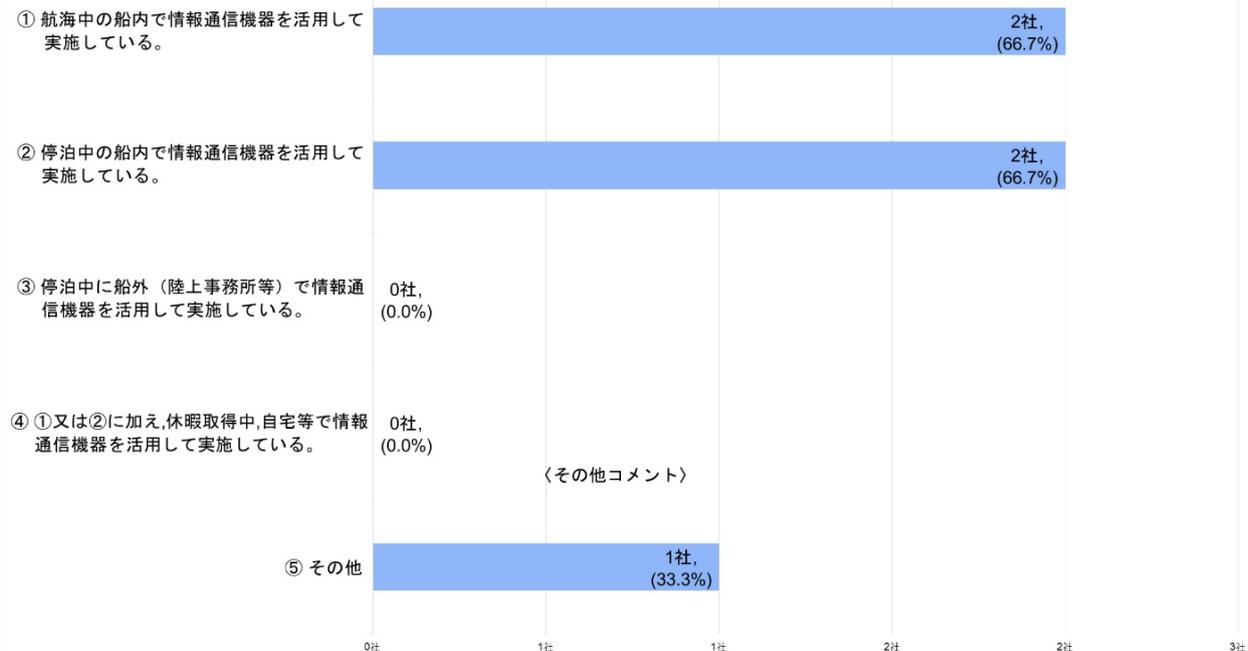
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その6）

〔旅客（内航）〕

質問8. 質問5で「②船内での健康データの測定と陸上への健康データの送信や郵送、健康データを踏まえた陸上からの保健指導等」又は「④通信による船員との健康に関する相談の実施や面接指導」を選択された方にお伺いします。御社では船員の健康確保における保健指導や面接指導についてはどのような方法で実施されていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：3社

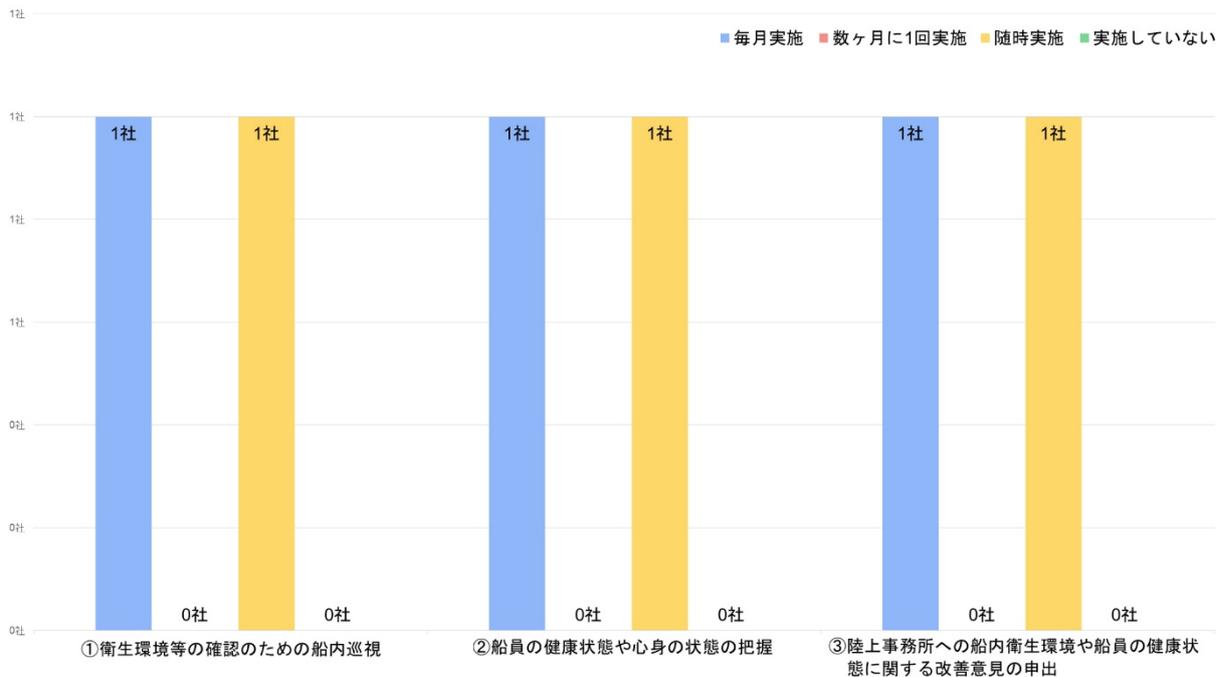


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その7）

〔旅客（内航）〕

質問9. 質問5で「①通信による船内の安全衛生管理状況の報告」を選択された方にお伺いします。御社では、衛生管理者又は衛生担当者による船内での船員の衛生管理に関する活動について、どの程度の頻度で行うようになっていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）



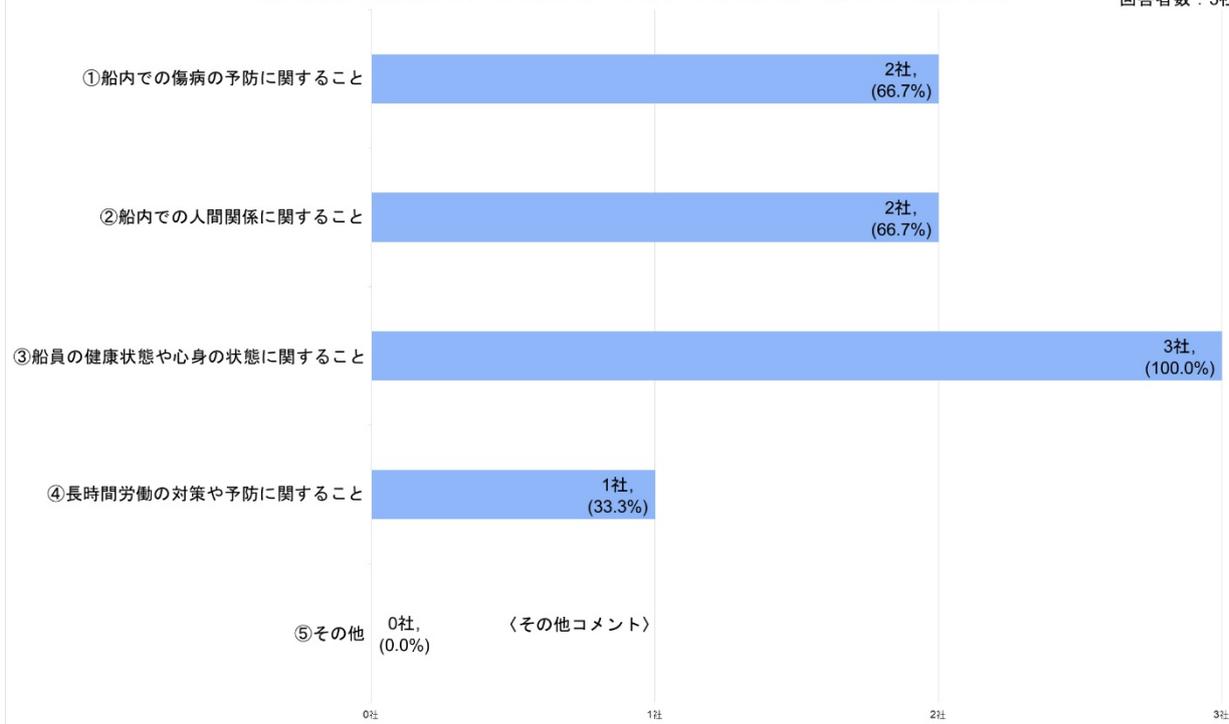
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その8）

〔旅客（内航）〕

質問10. 質問5で「④通信による船員との健康に関する相談の実施や面接指導」を選択された方にお伺いします。
御社の相談や面接指導はどのような内容ですか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：3社



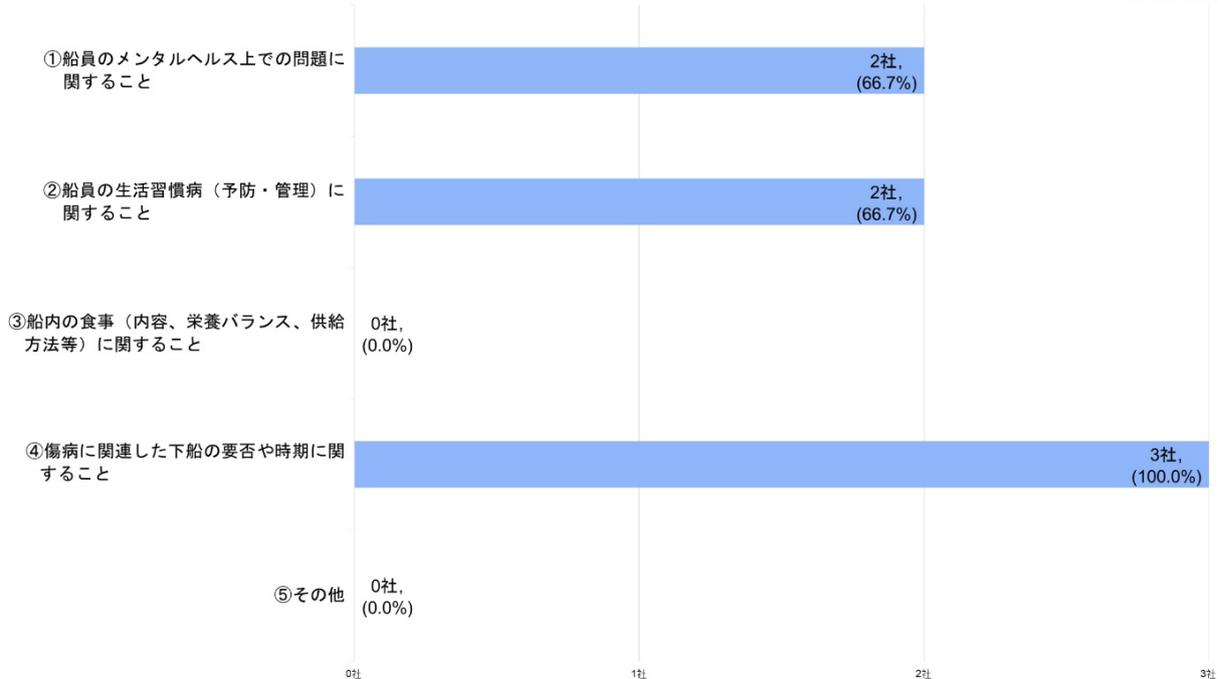
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その9）

〔旅客（内航）〕

質問11. 質問10で「③船員の健康状態や心身の状態に関すること」を選択された方へお伺いします。
御社がこれまでに受けた相談や実施した面接指導はどのような内容でしたか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：3社



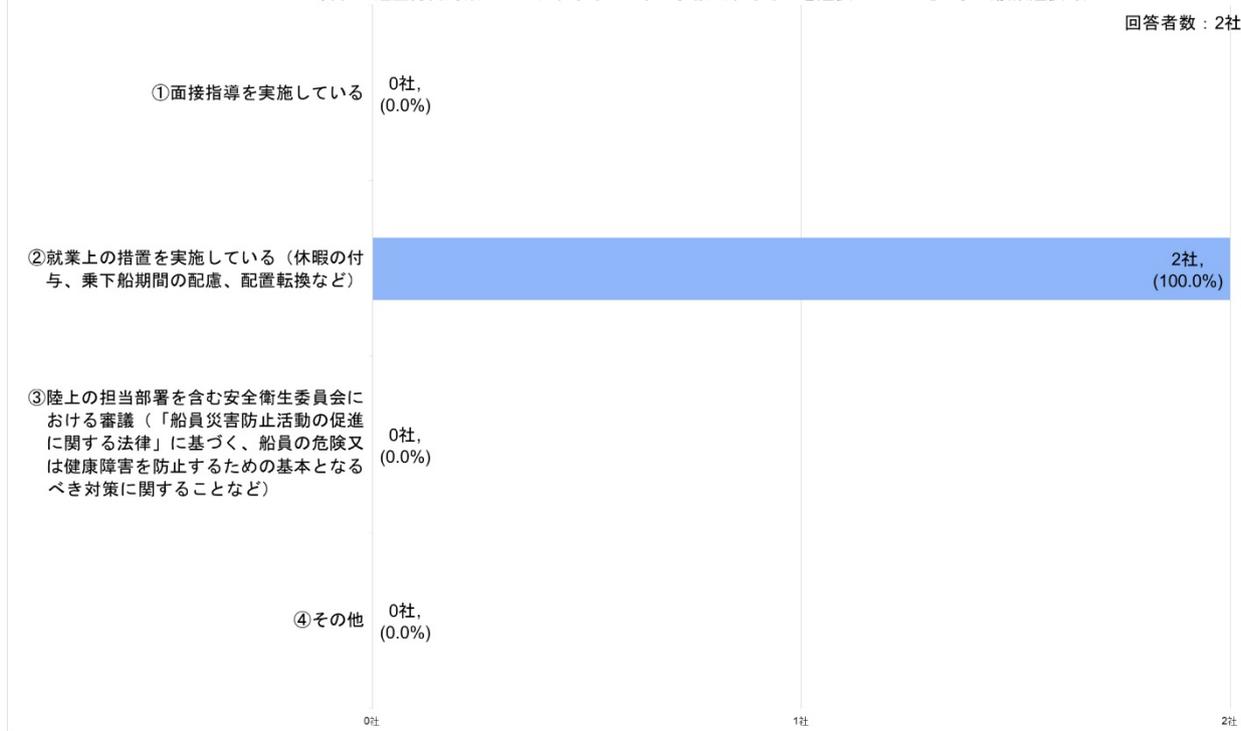
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その10)

〔旅客(内航)〕

質問12. 質問10で「④長時間労働の対策や予防に関すること」を選択された方へお伺いします。
御社の過重労働対策はどのようなものですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：2社



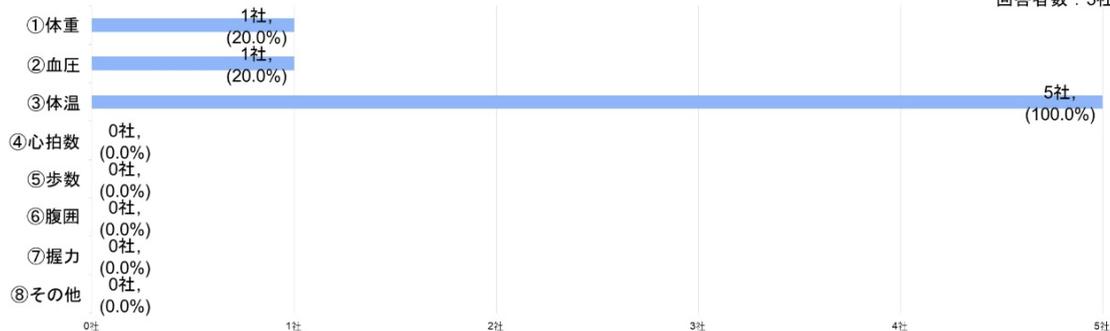
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その11)

〔旅客(内航)〕

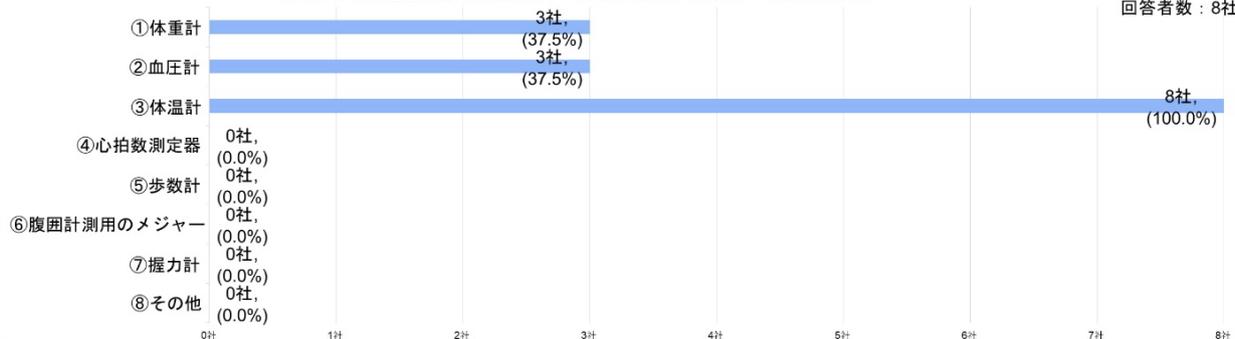
質問13. 御社では船内で測定している事項や、測定に使用する機器としてどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（測定事項）（複数選択可）

回答者数：5社



質問13. 御社では船内で測定している事項や、測定に使用する機器としてどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（測定に使用する機器）（複数選択可）

回答者数：8社



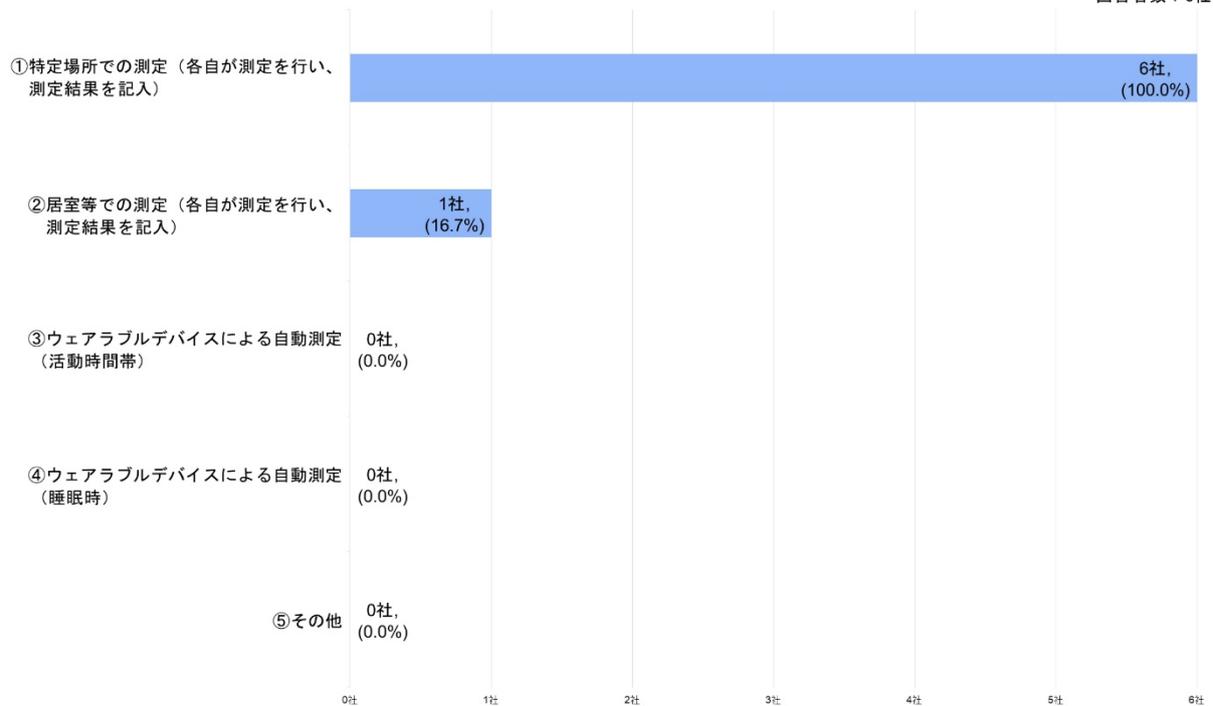
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その12）

〔旅客（内航）〕

質問14. 御社では船内での測定方法はどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：6社



議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その13）

【旅客（内航）】

質問15. 質問14で「③ウェアラブルデバイスによる自動測定（活動時間帯）」を選択された方へお伺いします。
測定事項にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：1社



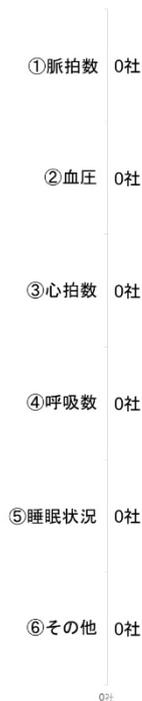
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

(3) アンケート結果(その14)

〔旅客(内航)〕

質問16. 質問14で「④ウェアラブルデバイスによる自動測定（睡眠時）」を選択された方へお伺いします。
測定事項にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。

回答者数：0社



回答なし

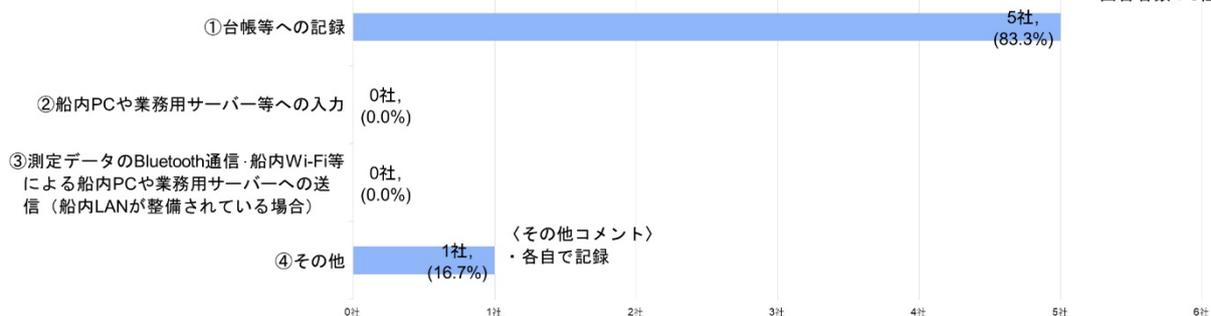
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その15）

〔旅客（内航）〕

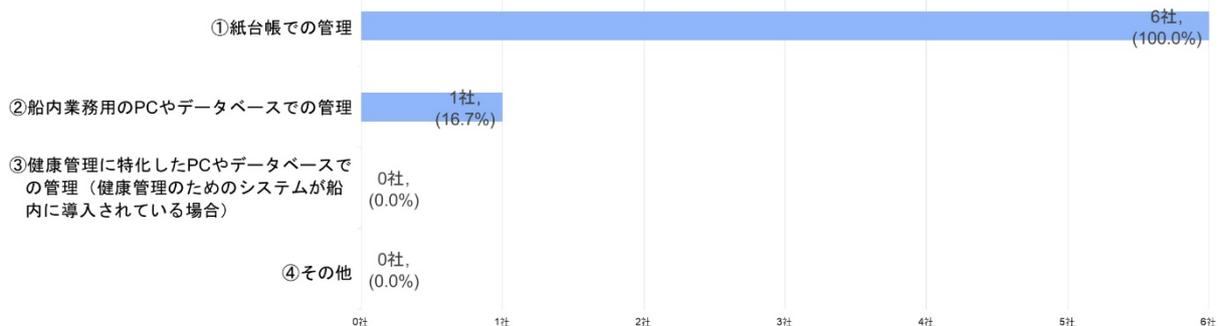
質問17. 御社では船内における測定データの記録方法とデータ管理はどのような方法で実施していますか。
該当するものを選択してください。（測定データの記録方法）（複数選択可）

回答者数：6社



質問17. 御社では船内における測定データの記録方法とデータ管理はどのような方法で実施していますか。
該当するものを選択してください。（データ管理）（複数選択可）

回答者数：70社



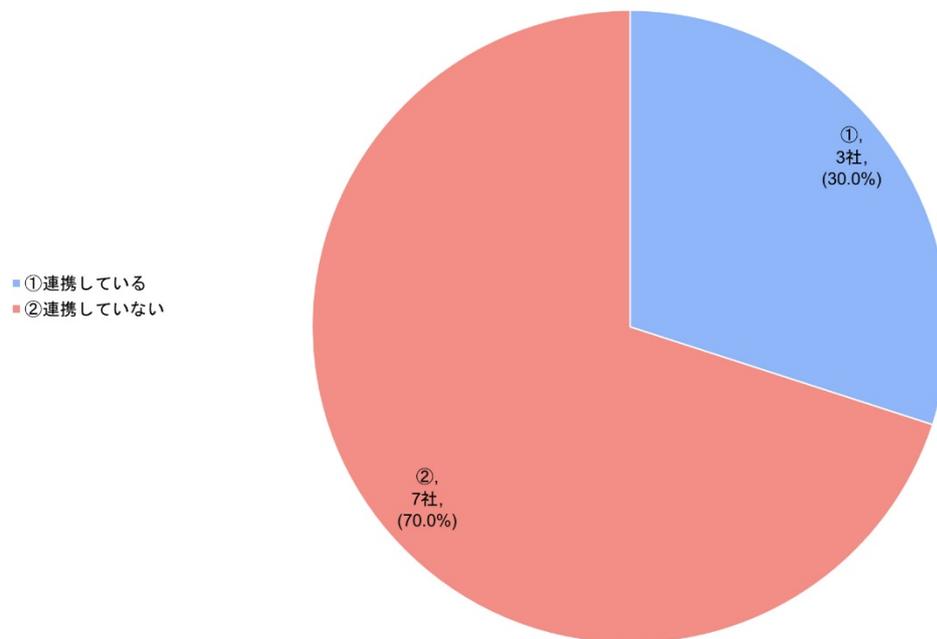
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その16）

〔旅客（内航）〕

質問18. 船内での健康データの測定に関する船員と船社間等での連携はありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：10社



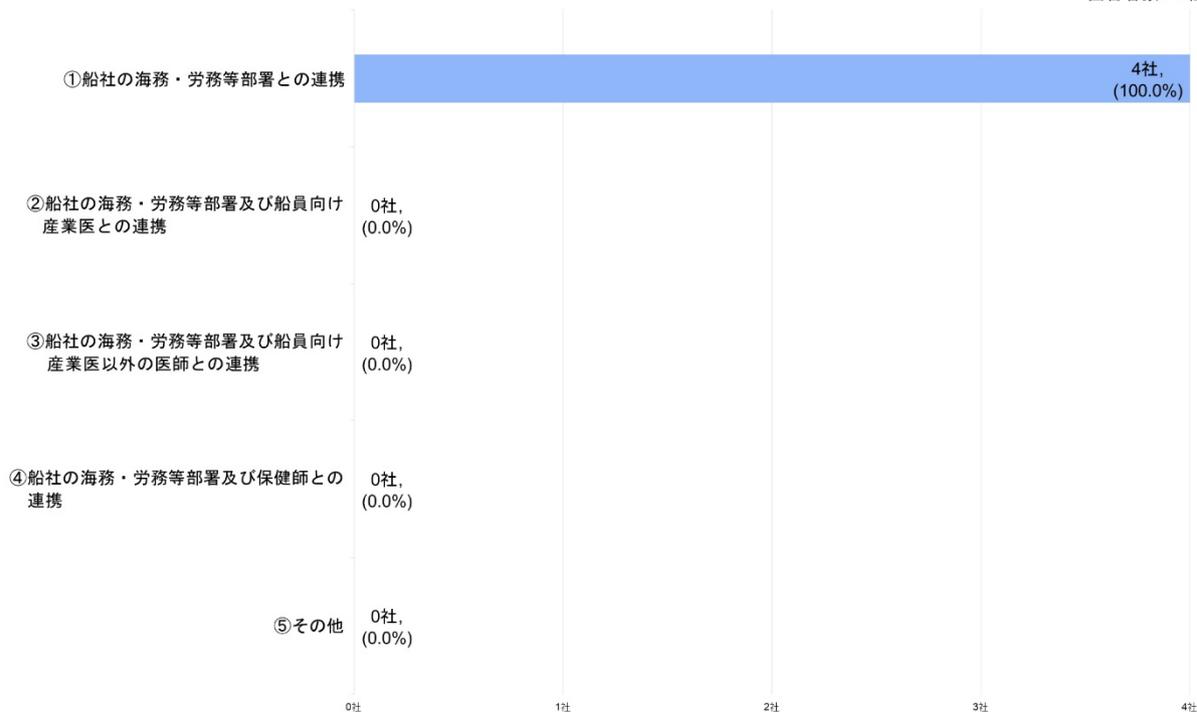
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その17）

〔旅客（内航）〕

質問19. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。船員と船仲間等との連携先はどなたですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：4社

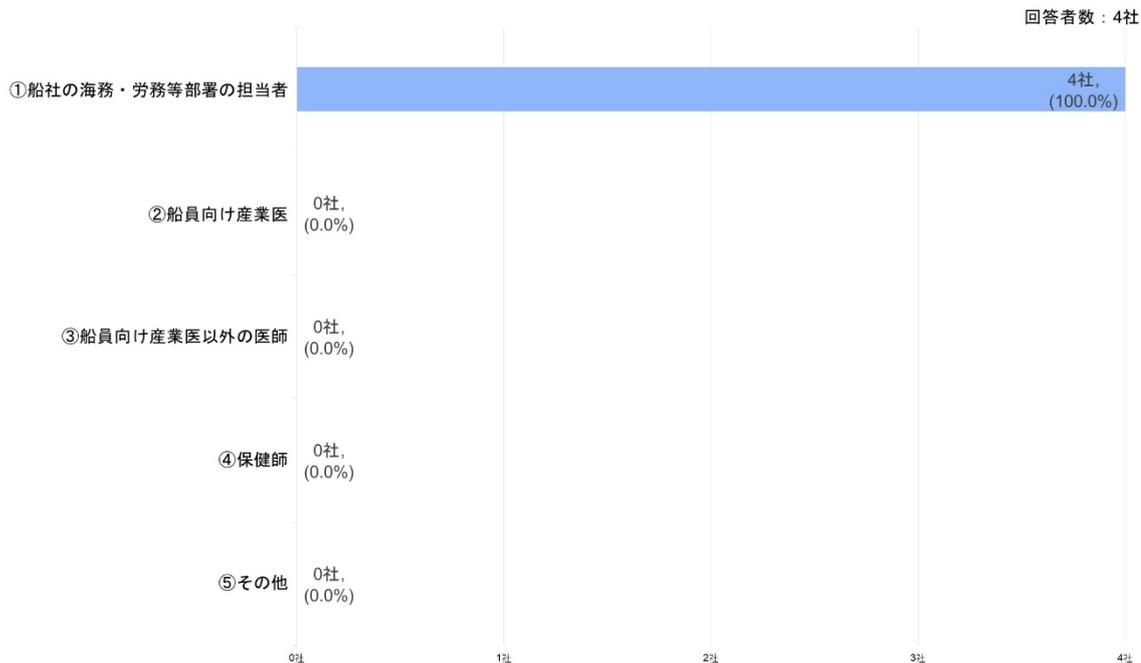


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その18）

〔旅客（内航）〕

質問20. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。2023年4月施行予定の改正法令では常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に、医師の診断結果が記載された書面又はその写しを提出させなければならないとされています。現在、健康検査に係る個人情報はどうなかが管理していますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）



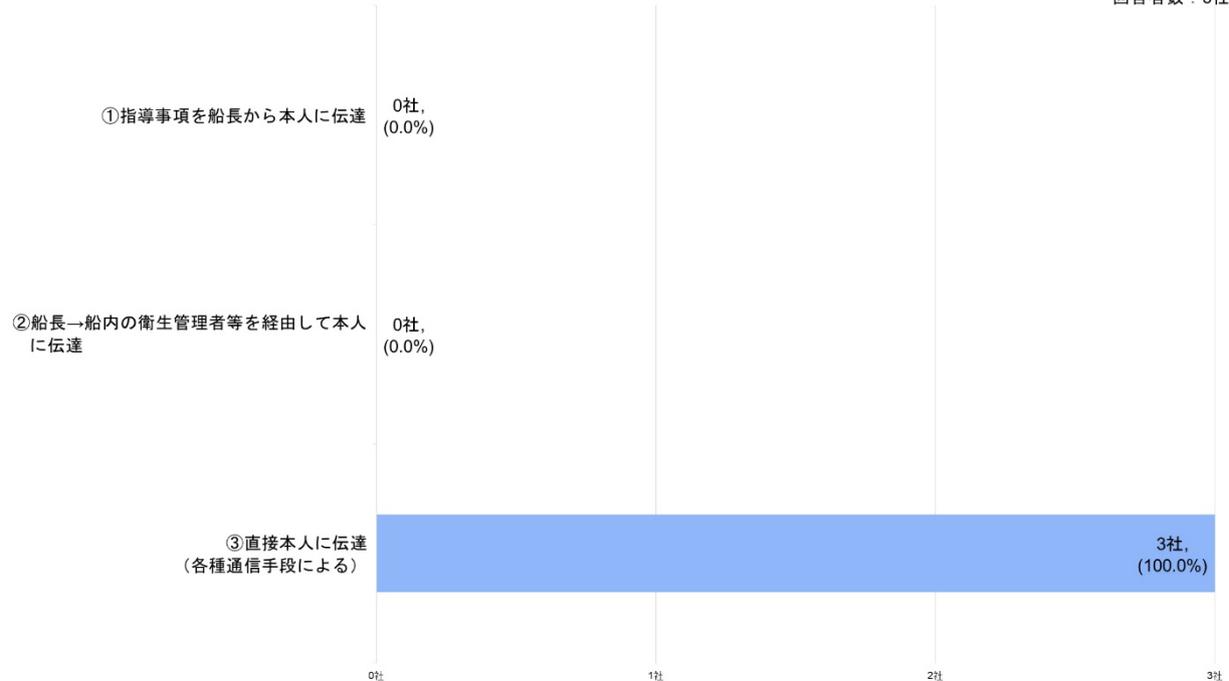
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その19）

〔旅客（内航）〕

質問21. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。御社では、質問20で選択した個人情報の管理者から本船側に連絡や健康に関する指導等を行う場合、伝達方法にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：3社



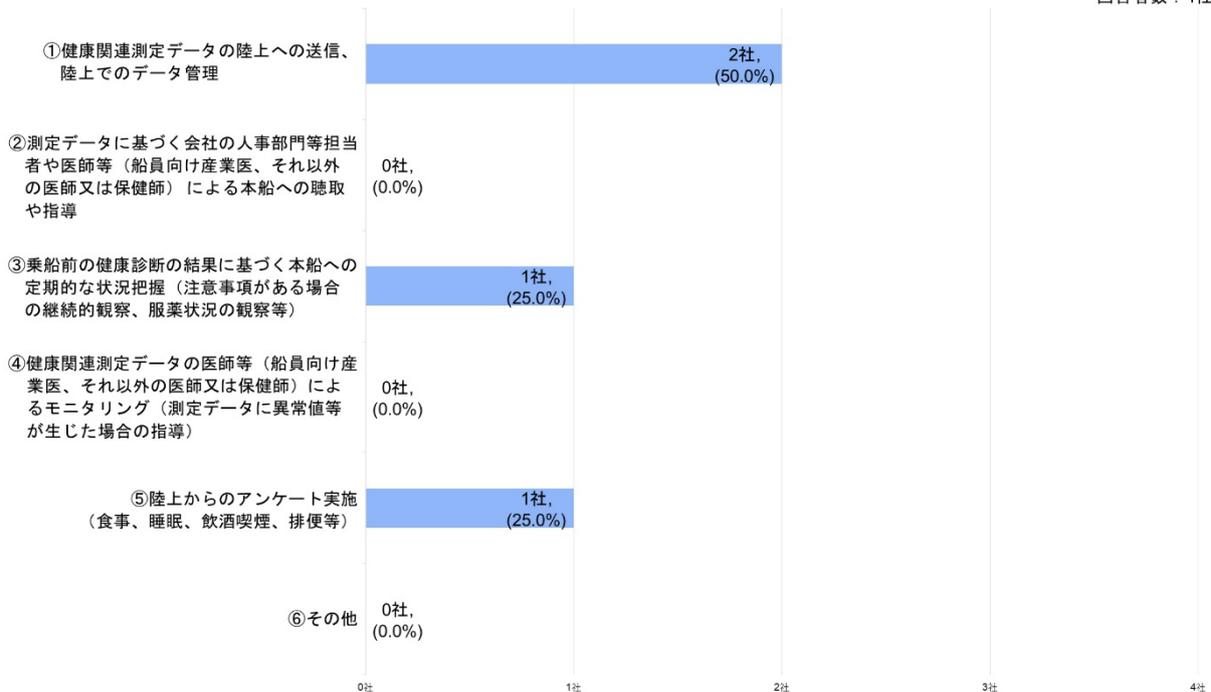
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その20）

〔旅客（内航）〕

質問22. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。御社での連携の内容や手法はどのようなものですか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：4社

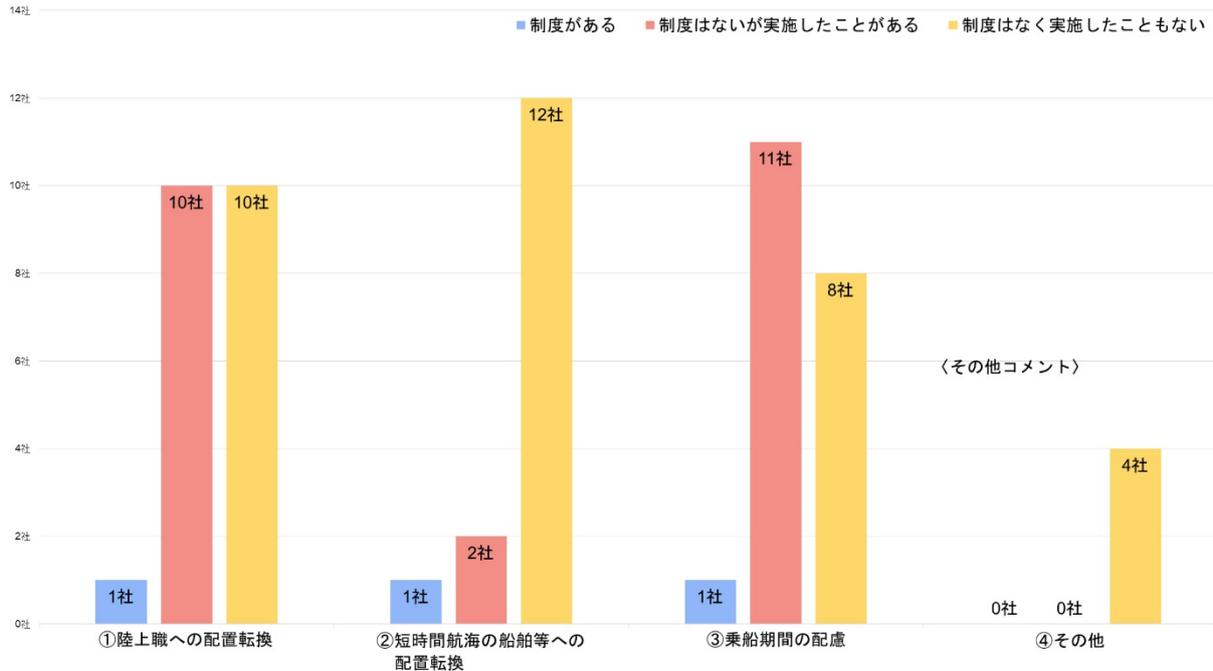


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その21）

〔旅客（内航）〕

質問23. 御社では、負傷や疾病には至っていないが健康上の配慮を要する船員について、どのような対応をされていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）



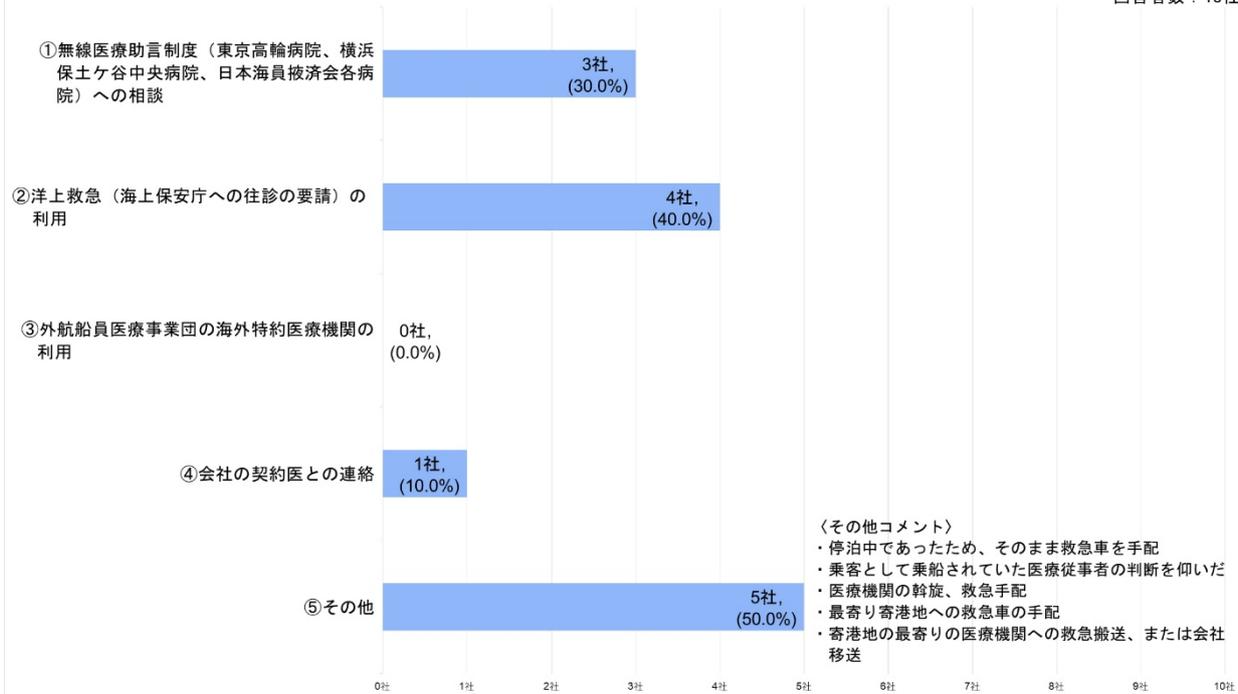
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その22)

[旅客(内航)]

質問24. 御社では緊急傷病の発生時の対応方法として利用した実績のあるものはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：10社



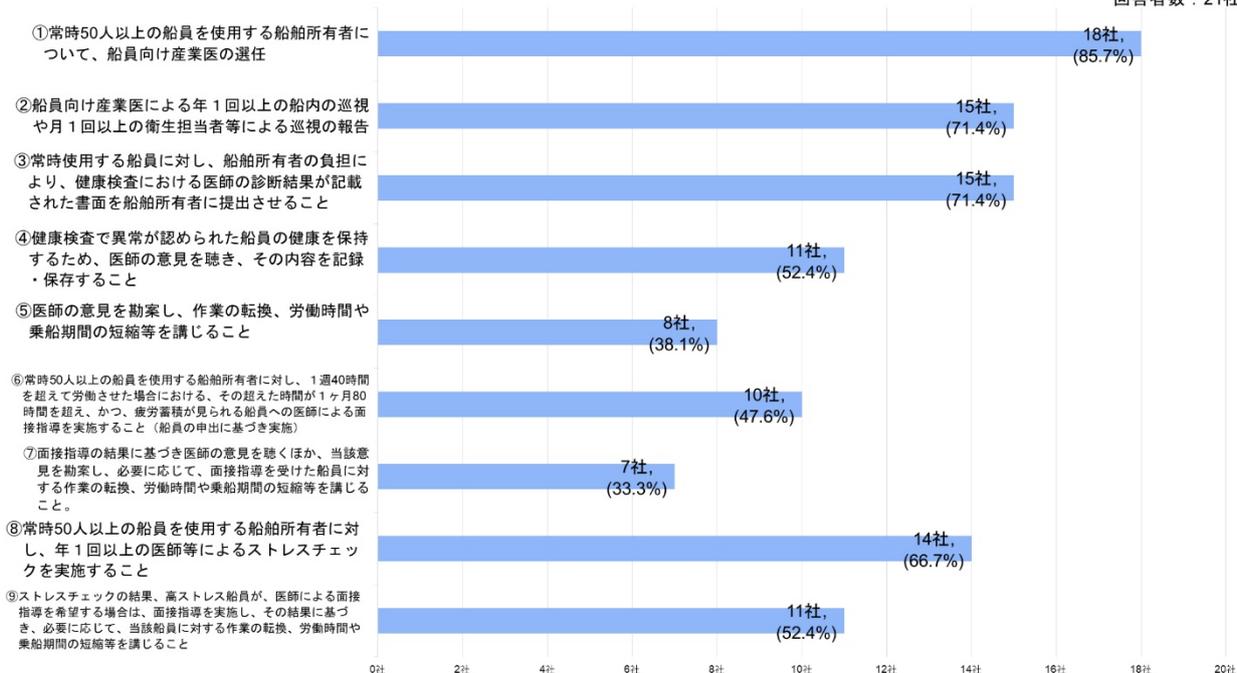
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その23）

〔旅客（内航）〕

質問25. 船員の心身の健康確保を図るため、①産業医の導入、②健康診断のあり方、③過重労働対策、④メンタルヘルス対策に関する関係法令が改正され、2023年（令和5年）4月から施行されることになっています。以下の項目はこの法令改正により船舶所有者に対する義務として新たに導入されるものです。内容についてご存知の項目を選択してください。（複数選択可）

回答者数：21社



議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

（3）アンケート結果（その24）

〔旅客（内航）〕

質問26. 作成するモデルの内容についてのご希望や提案（コメント）（その1）

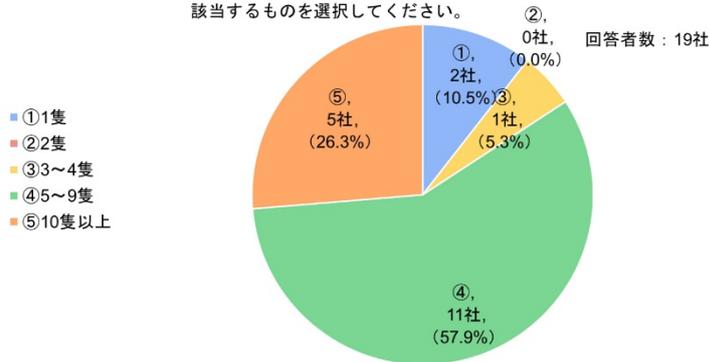
- リモートで巡視や指導を行う事により、逆に船内における船員の作業が増加してしまうことが無いモデルを作成頂けますと幸いです。
- 各社へ早めに展開していただきたい
- 長期乗船船舶と短期乗船船舶(日帰り船舶)との差別化
- 訪船が困難な産業医が、リモートによる表面的なアドバイス、または指導について、実のある対応が出来るのか不安である。弊社のような短距離航路の旅客船は、緊急時における医療機関との連携は取れている。また、個人で行きつけの医療機関を持っている。訪船が困難な産業医における期待感は薄い。

議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

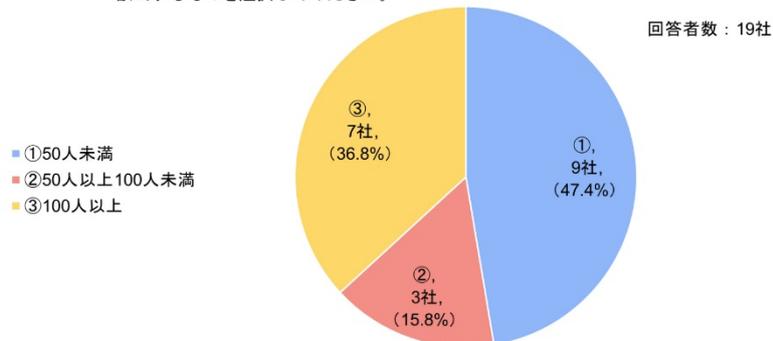
アンケート結果(その1)

[その他船種]

質問 2. 船員を配乗・雇用管理されている船舶の隻数は何隻ですか。
該当するものを選択してください。



質問 3. 2022（令和4）年7月1日現在において、配乗・雇用管理されている船員は何人ですか。
該当するものを選択してください。



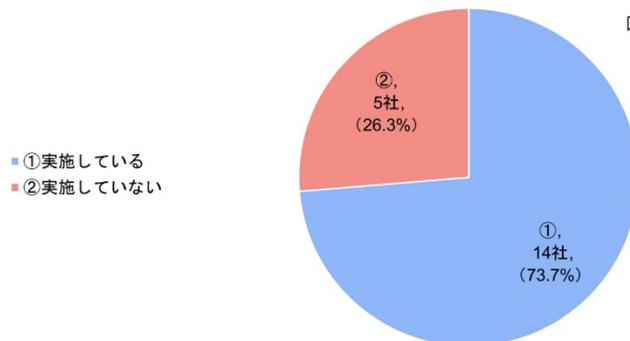
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その2）

〔その他船種〕

質問 4. 御社では、海陸間の通信を活用した船員の健康管理を実施していますか。
該当するものを選択して下さい。

回答者数：19社



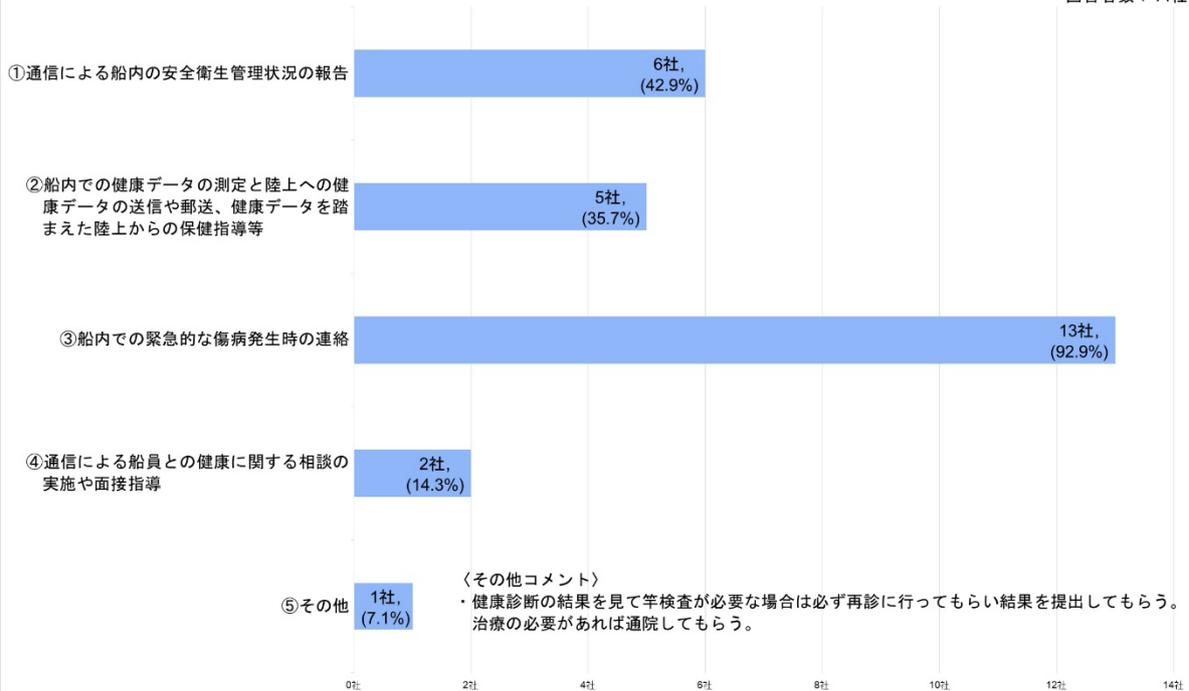
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その3)

〔その他船種〕

質問 5. 質問 4 で「実施している」と回答した方にお伺いします。御社では海陸間の通信を活用してどのような健康管理を行っていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：14社



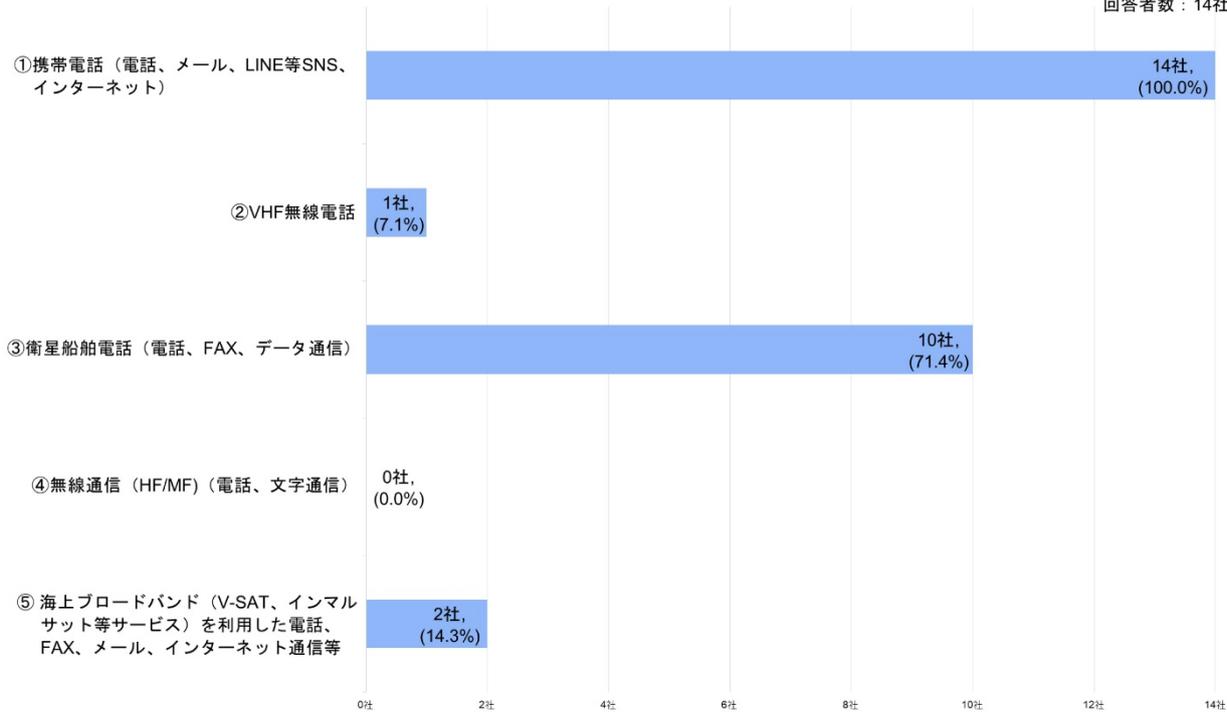
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その4)

[その他船種]

質問6. 質問4で「実施している」と回答した方にお伺いします。御社では海陸間における船員の健康管理に関連した連絡に用いる通信手段としてどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：14社

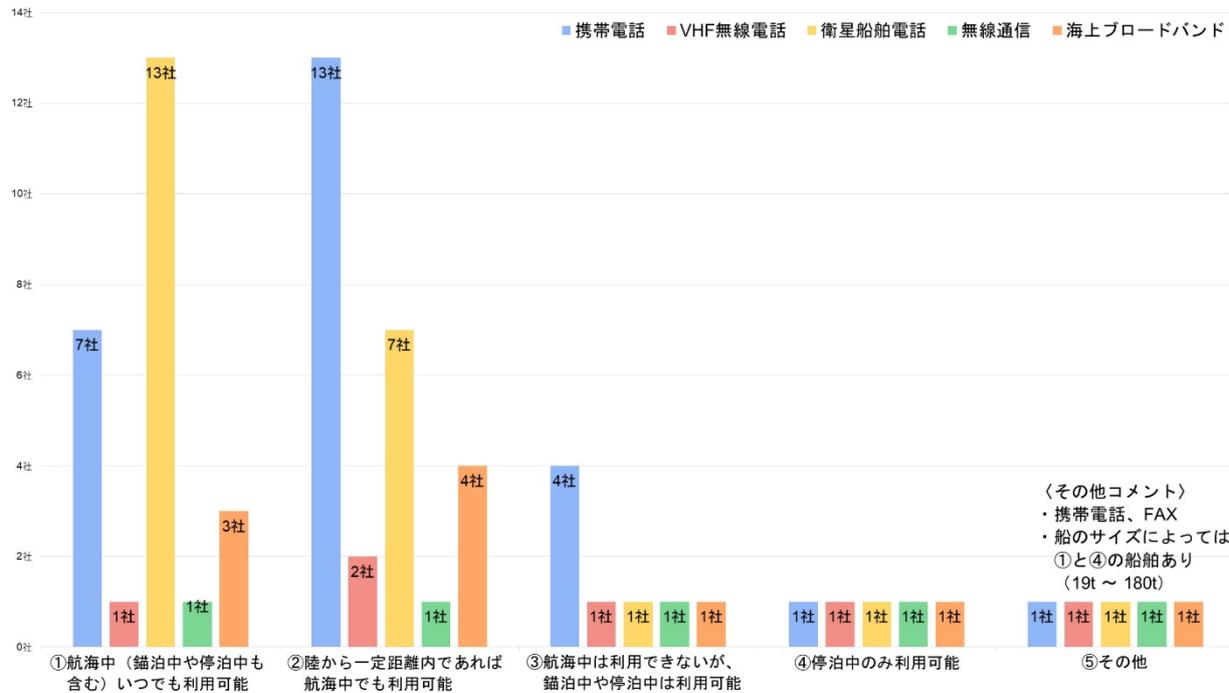


議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その5)

[その他船種]

質問 7. 質問 6 で具体的な通信手段を選択された方にお伺いします。御社では、選択された通信手段を利用する環境が整っていますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）



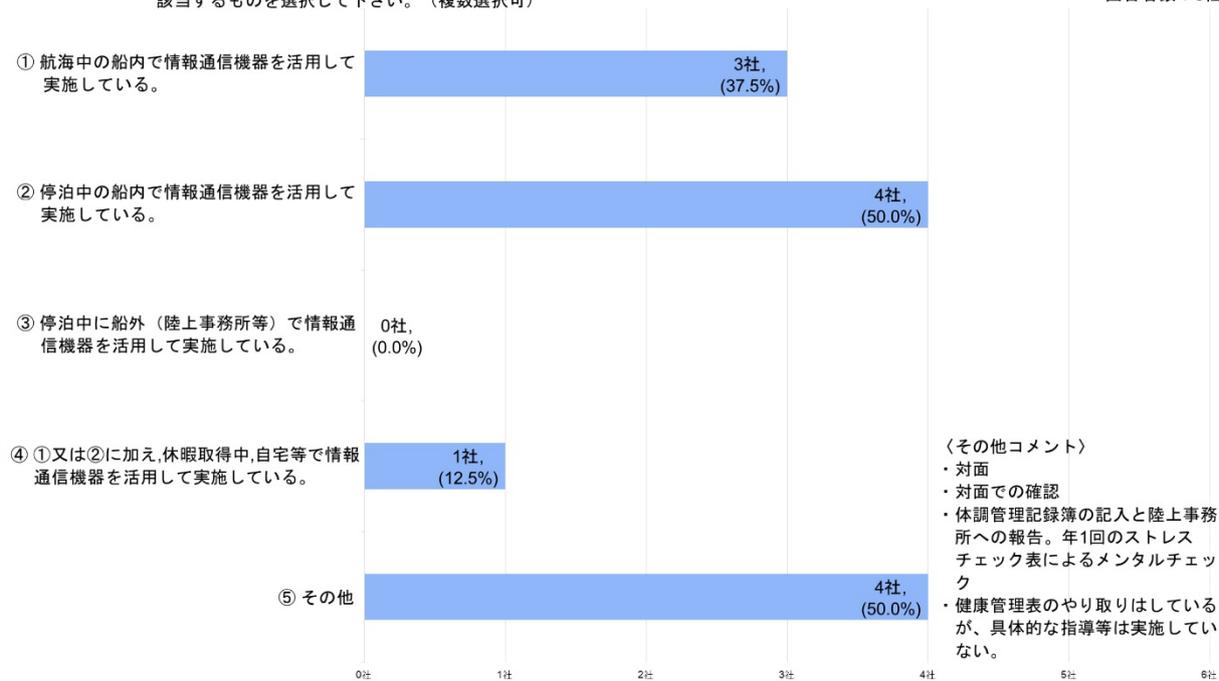
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その6）

〔その他船種〕

質問 8. 質問 5 で「②船内での健康データの測定と陸上への健康データの送信や郵送、健康データを踏まえた陸上からの保健指導等」又は「④通信による船員との健康に関する相談の実施や面接指導」を選択された方にお伺いします。御社では船員の健康確保における保健指導や面接指導についてはどのような方法で実施されていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：8社

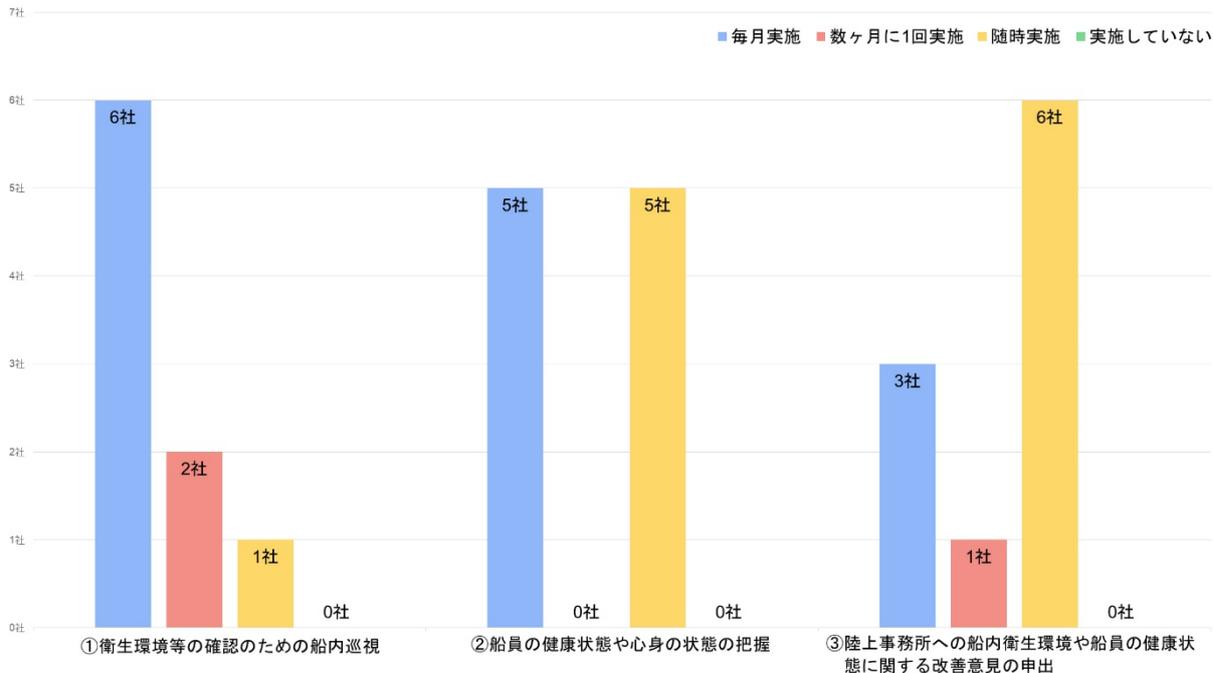


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その7）

〔その他船種〕

質問9. 質問5で「①通信による船内の安全衛生管理状況の報告」を選択された方にお伺いします。御社では、衛生管理者又は衛生担当者による船内での船員の衛生管理に関する活動について、どの程度の頻度で行うようになっていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）



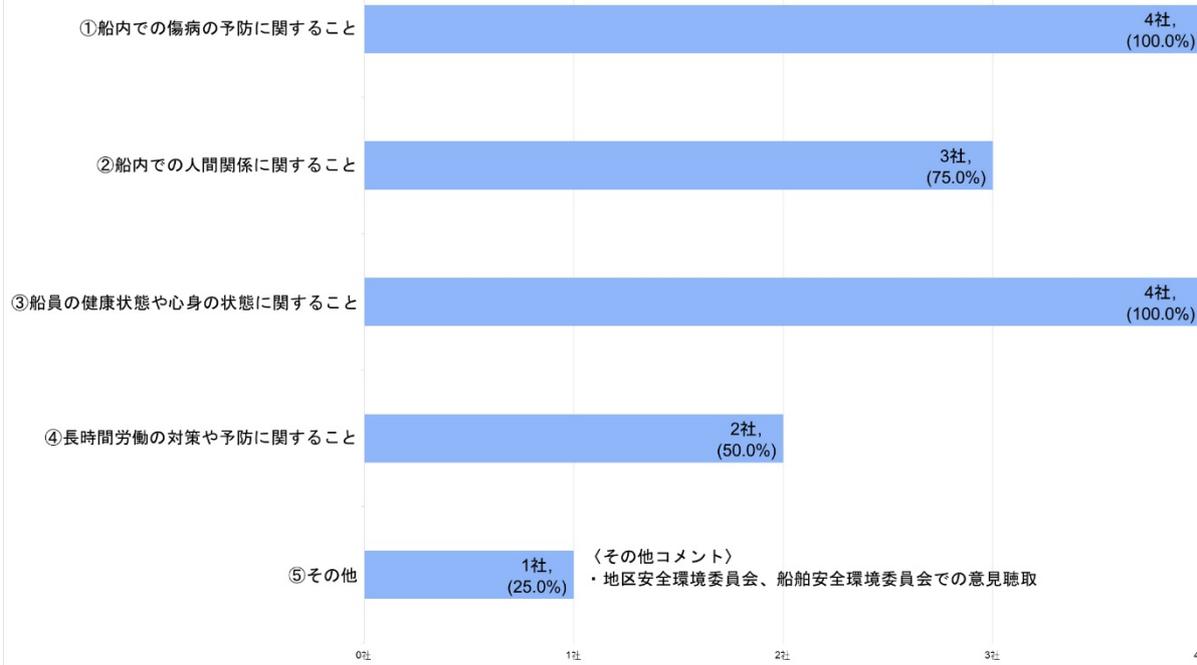
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その8）

〔その他船種〕

質問10. 質問5で「④通信による船員との健康に関する相談の実施や面接指導」を選択された方にお伺いします。
御社の相談や面接指導はどのような内容ですか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）

回答者数：4社



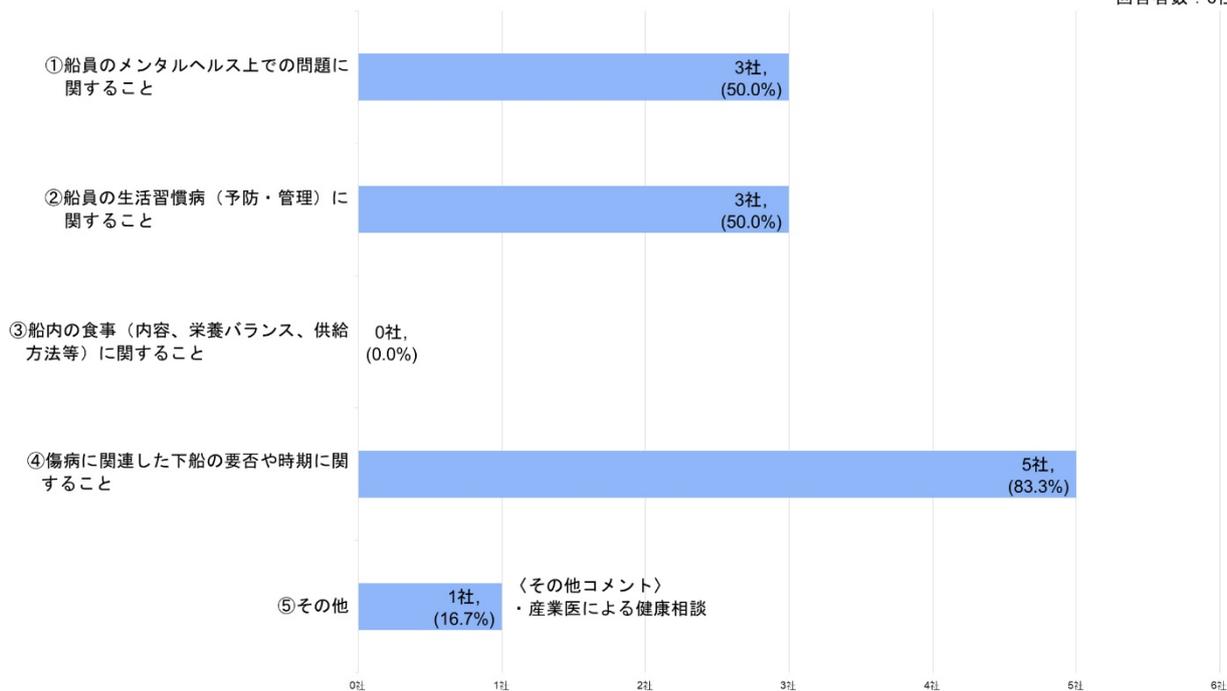
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その9)

〔その他船種〕

質問11. 質問10で「③船員の健康状態や心身の状態に関すること」を選択された方へお伺いします。
御社がこれまでに受けた相談や実施した面接指導はどのような内容でしたか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：6社



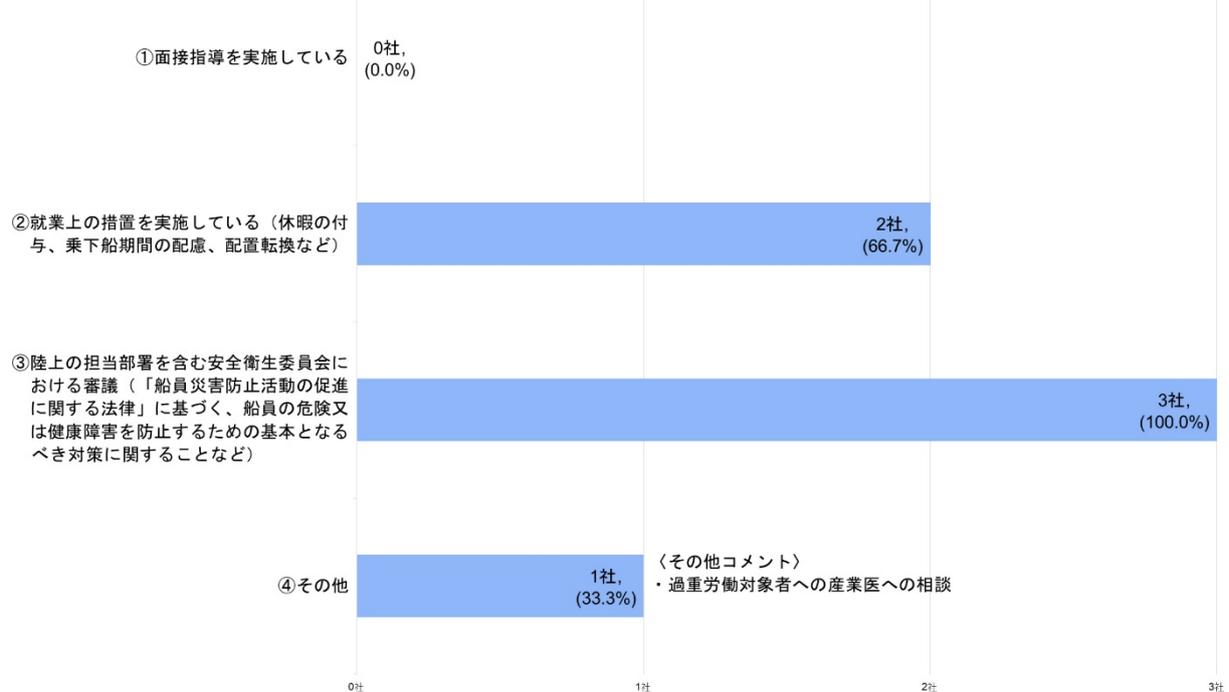
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その10)

[その他船種]

質問12. 質問10で「④長時間労働の対策や予防に関すること」を選択された方へお伺いします。
御社の過重労働対策はどのようなものですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：3社



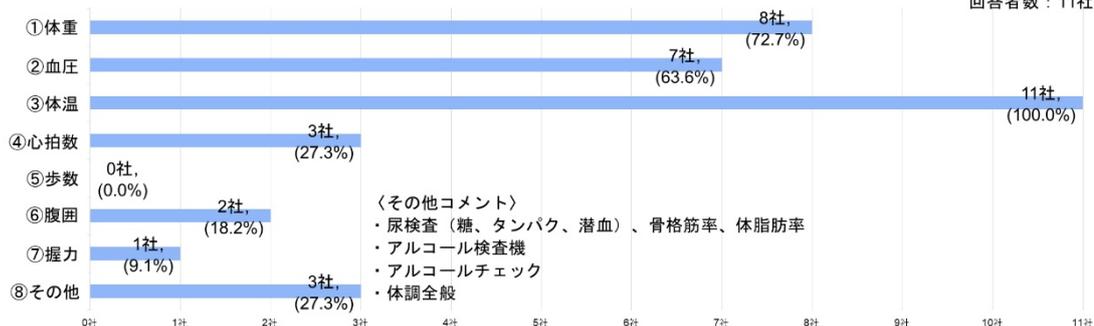
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その11)

[その他船種]

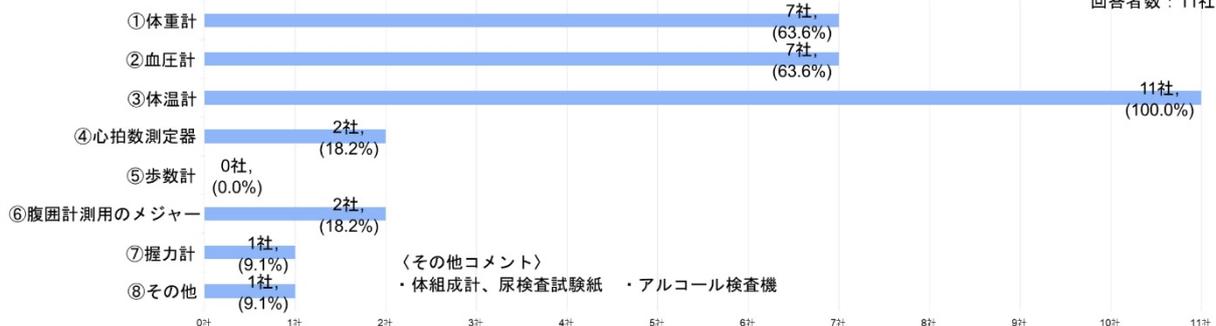
質問13. 御社では船内で測定している事項や、測定に使用する機器としてどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（測定事項）（複数選択可）

回答者数：11社



質問13. 御社では船内で測定している事項や、測定に使用する機器としてどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（測定に使用する機器）（複数選択可）

回答者数：11社



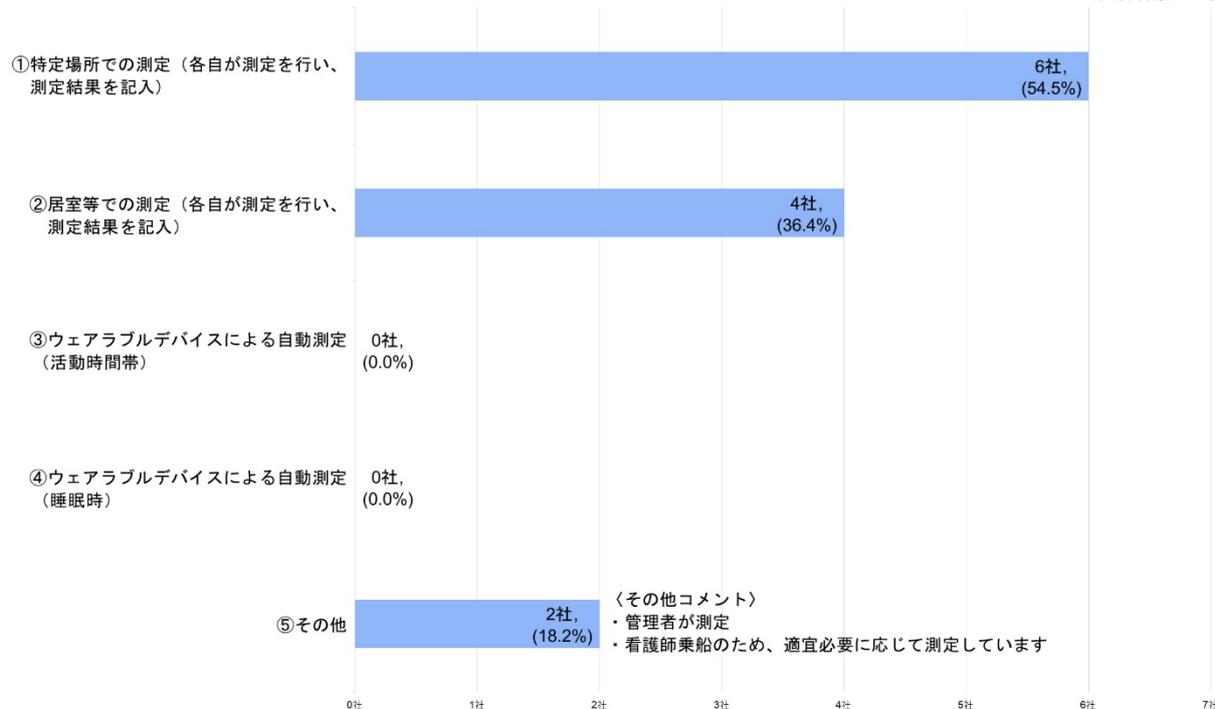
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その12)

[その他船種]

質問14. 御社では船内での測定方法はどのようなものがありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：11社



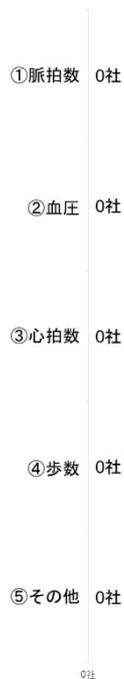
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その13）

〔その他船種〕

質問15. 質問14で「③ウェアラブルデバイスによる自動測定（活動時間帯）」を選択された方へお伺いします。
測定事項にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：0社



回答なし

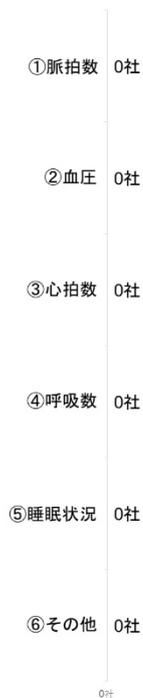
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その14）

〔その他船種〕

質問16. 質問14で「④ウェアラブルデバイスによる自動測定（睡眠時）」を選択された方へお伺いします。
測定事項にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。

回答者数：0社



回答なし

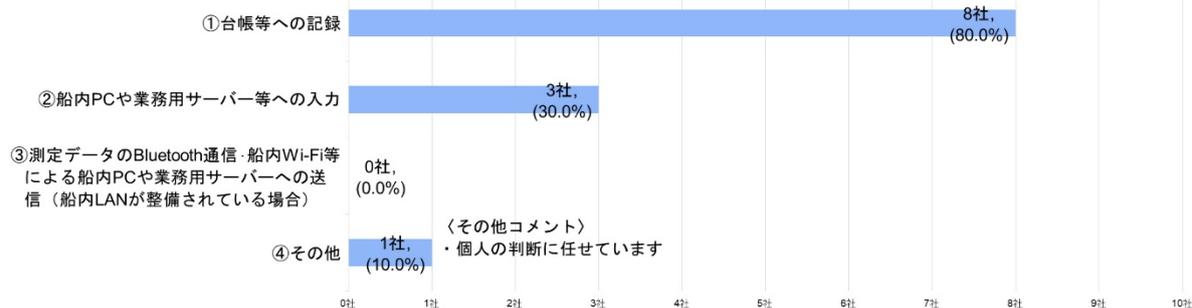
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その15）

【その他船種】

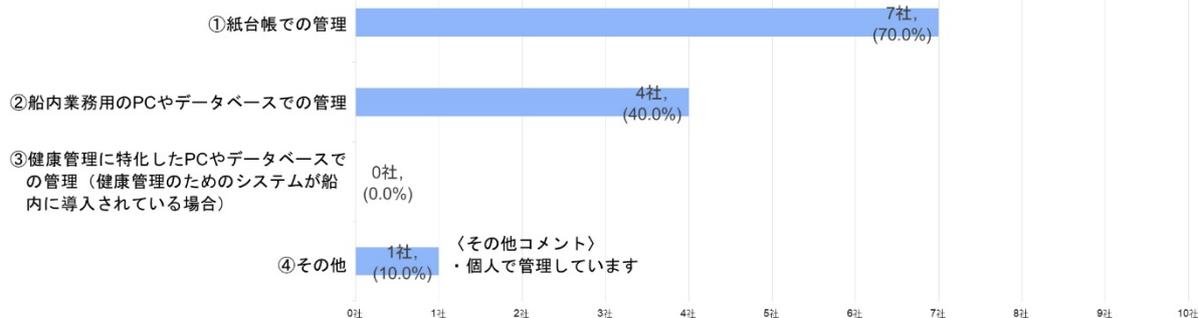
質問17. 御社では船内における測定データの記録方法とデータ管理はどのような方法で実施していますか。
該当するものを選択してください。（測定データの記録方法）（複数選択可）

回答者数：10社



質問17. 御社では船内における測定データの記録方法とデータ管理はどのような方法で実施していますか。
該当するものを選択してください。（データ管理）（複数選択可）

回答者数：10社



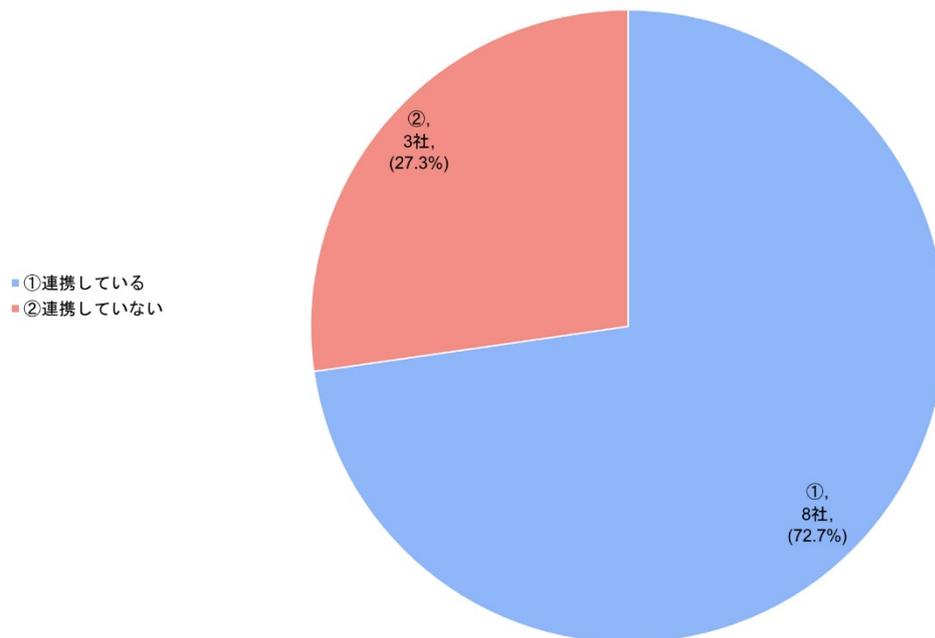
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その16）

〔その他船種〕

質問18. 船内での健康データの測定に関する船員と船社間等での連携はありますか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：11社



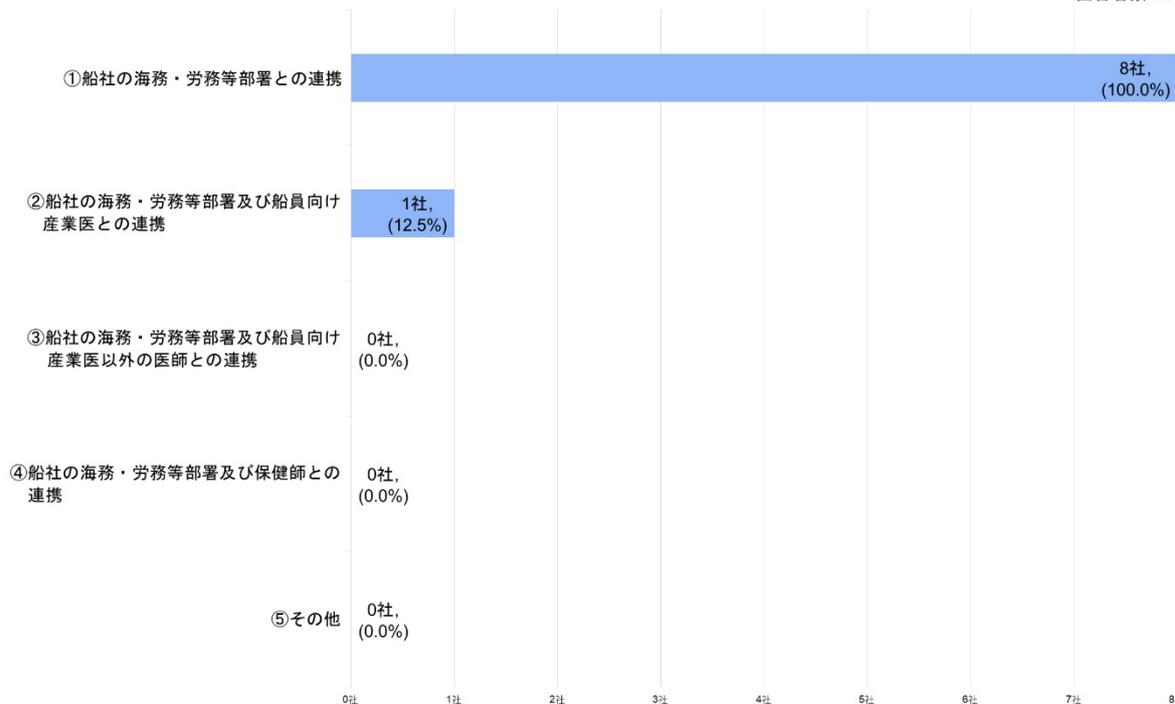
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その17）

〔その他船種〕

質問19. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。船員と船仲間等との連携先はどなたですか。
該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：8社

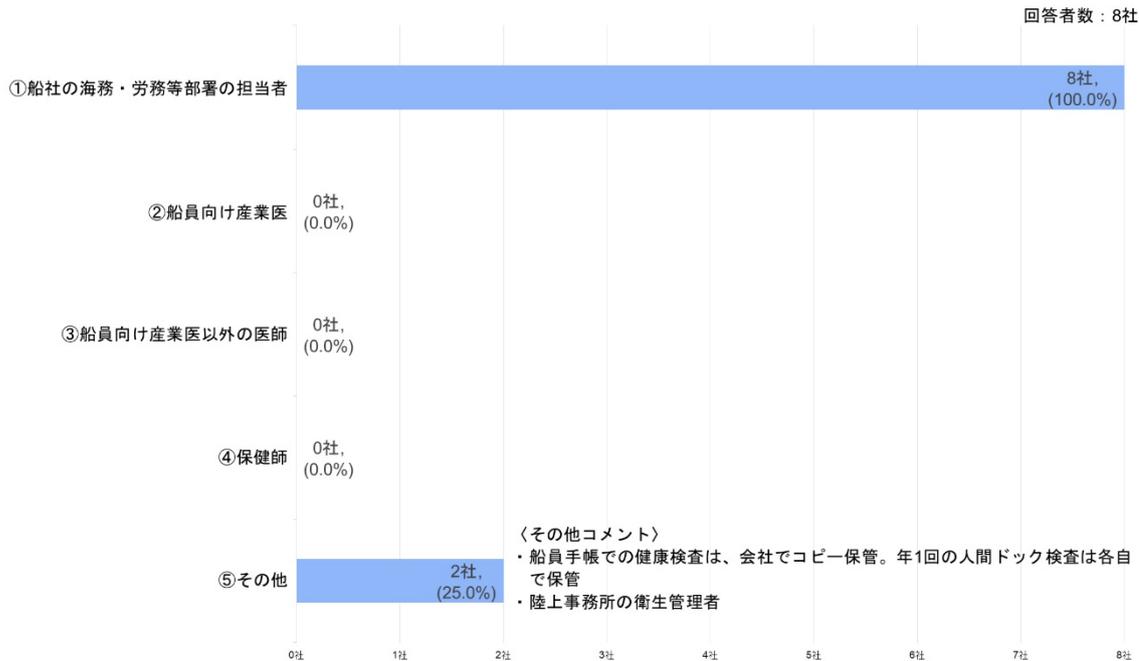


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その18）

〔その他船種〕

質問20. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。2023年4月施行予定の改正法令では常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に、医師の診断結果が記載された書面又はその写しを提出させなければならないとされています。現在、健康検査に係る個人情報はどうなが管理していますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）



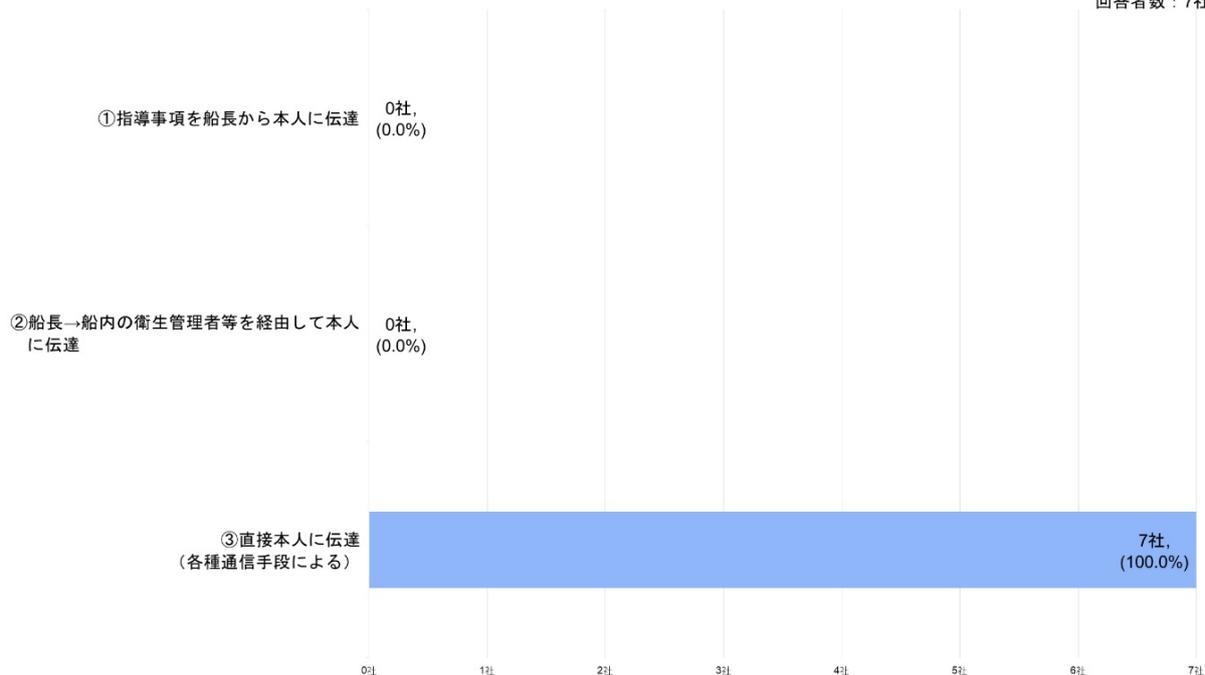
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その19）

〔その他船種〕

質問21. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。御社では、質問20で選択した個人情報の管理者から本船側に連絡や健康に関する指導等を行う場合、伝達方法にはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：7社



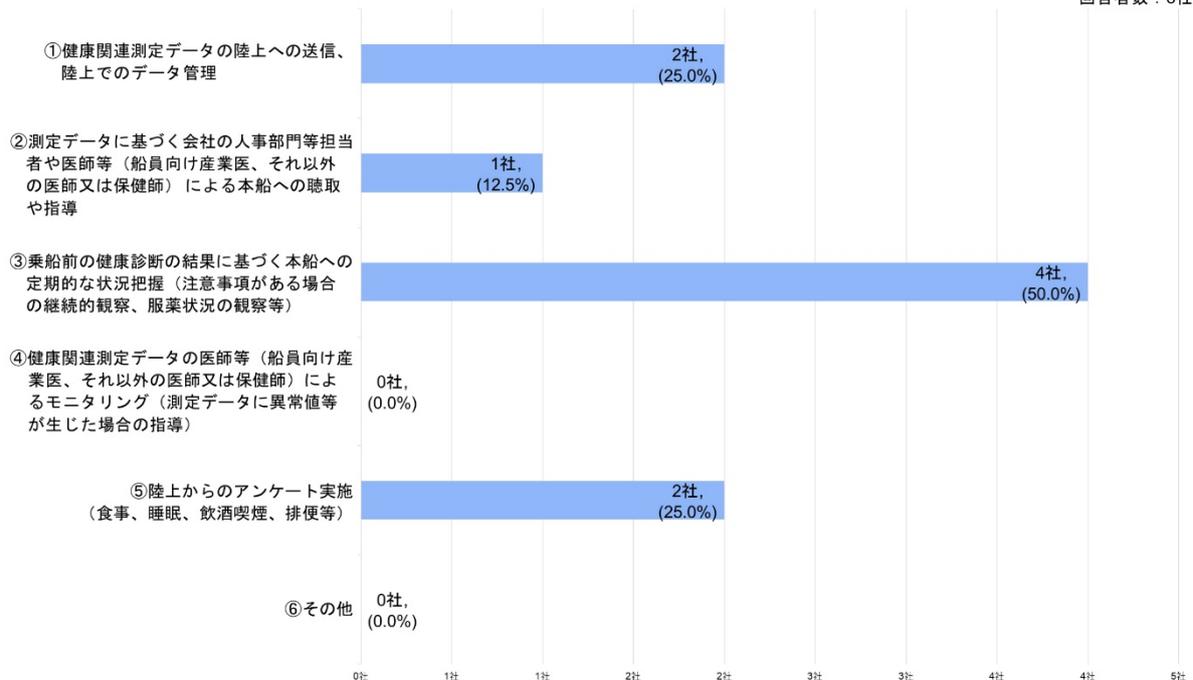
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その20）

〔その他船種〕

質問22. 質問18で「連携している」を選択された方へお伺いします。御社での連携の内容や手法はどのようなものですか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：8社

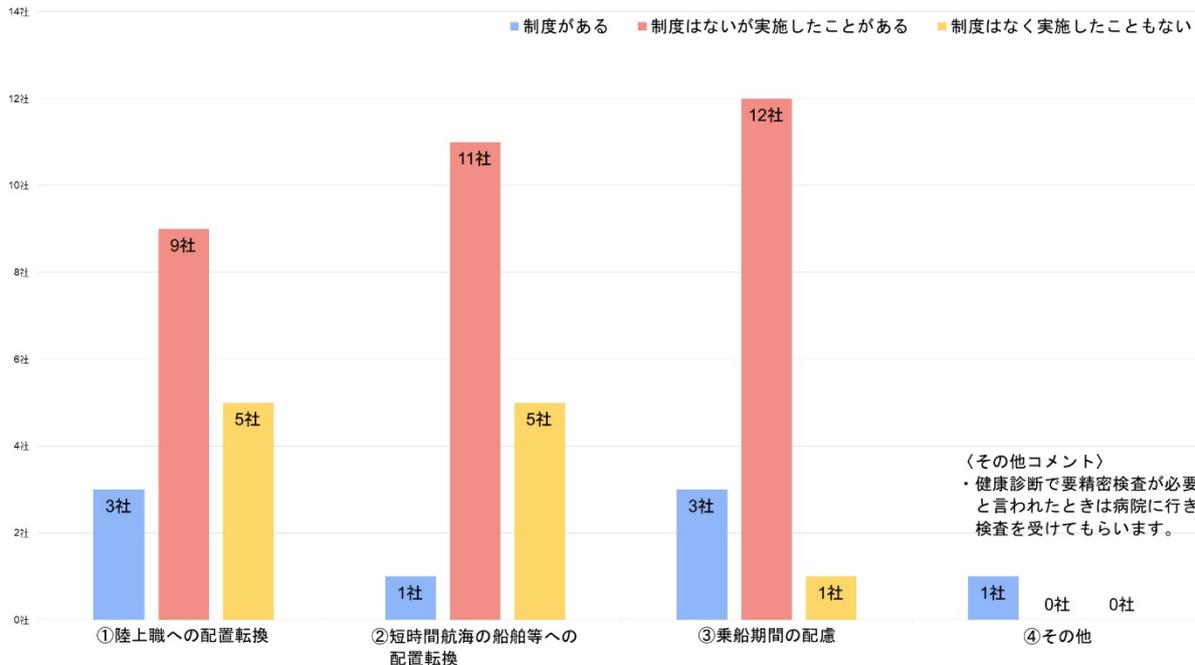


議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その21）

〔その他船種〕

質問23. 御社では、負傷や疾病には至っていないが健康上の配慮を要する船員について、どのような対応をされていますか。該当するものを選択して下さい。（複数選択可）



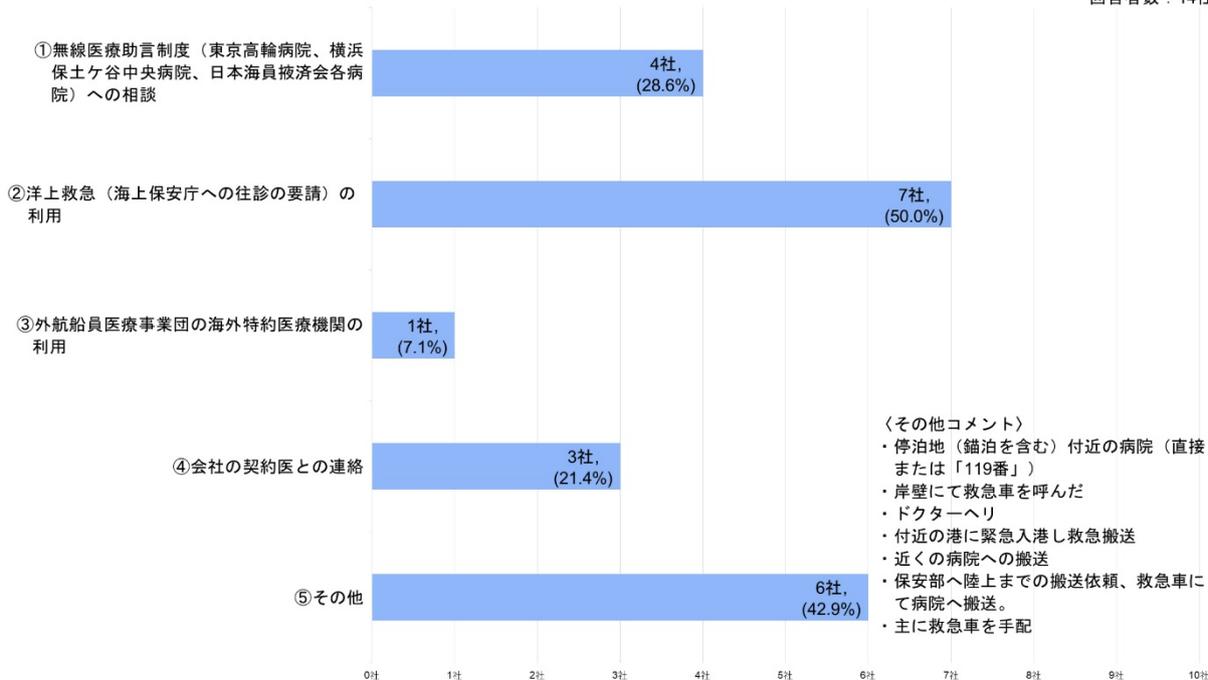
議題1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果（その22）

〔その他船種〕

質問24. 御社では緊急傷病の発生時の対応方法として利用した実績のあるものはどのようなものがありますか。該当するものを選択してください。（複数選択可）

回答者数：14社



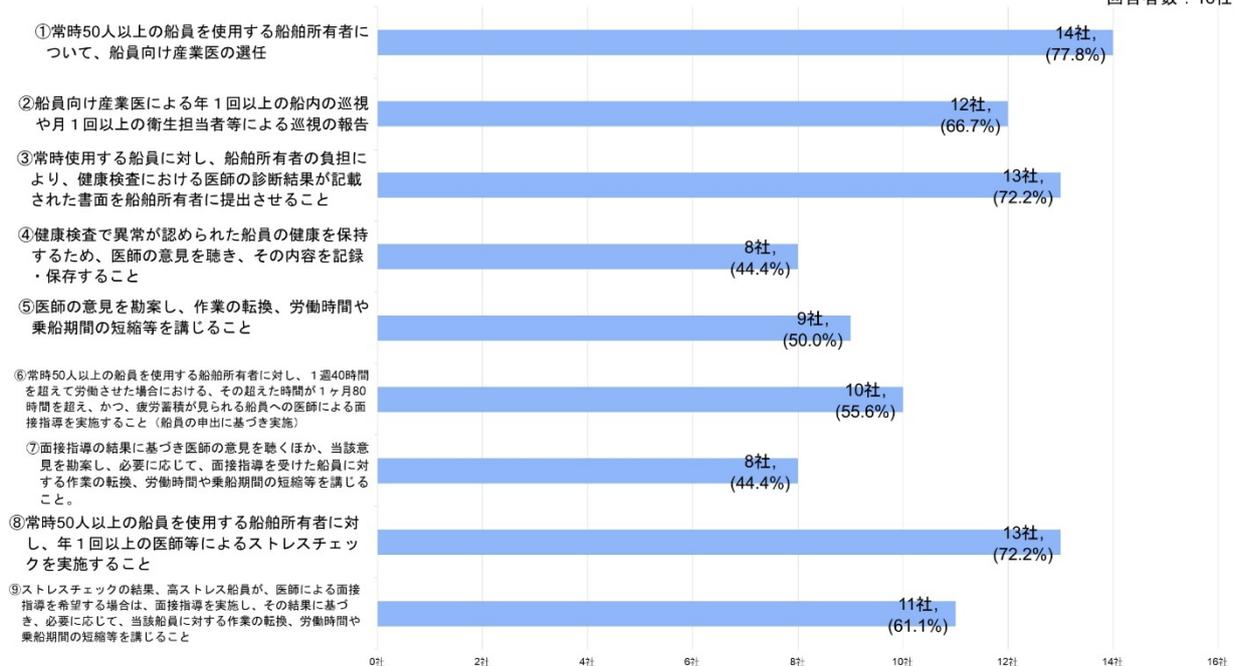
議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その23)

〔その他船種〕

質問25. 船員の心身の健康確保を図るため、①産業医の導入、②健康診断のあり方、③過重労働対策、④メンタルヘルス対策に関する関係法令が改正され、2023年（令和5年）4月から施行されることになっています。以下の項目はこの法令改正により船舶所有者に対する義務として新たに導入されるものです。内容についてご存知の項目を選択してください。（複数選択可）

回答者数：18社



議題 1. 各船社に対するアンケート調査の主な結果（報告）

アンケート結果(その24)

[その他船種]

質問26. 作成するモデルの内容についてのご希望や提案(コメント)(その1)

- 船内構造や設備については、船種船型により大きな差異はなく、狭隘・閉鎖空間の特殊性についても基本的には同じです。オンライン診療の体制を整えば、陸上のコロナのオンライン診療と同様に、船員の所在場所以外(他府県も含め)に勤務する「船の基礎、基本知識」を有する医師によるオンライン診療(当番制)も可能ではないかと思いました。各船社が産業医と個別に契約することが困難であれば、海上産業医センターのようなものを作って、そこが当番医を管理することによって、契約している船社の船員ならば、いつでも相談可能、というもの。全国津々浦々を移動する船員のための産業医も全国津々浦々という考え方。雇用船員を49人で調整する船社が出ないことを祈るばかり。以上です。
- オンライン訪船(巡視)の具体的な手順、チェックリスト等の整備。

おわりに

産業保健制度は、働く人を守るにより会社の安定的な事業の実施にもつながることを理解し、会社として必要な取組を積極的に進めていくことが重要です。また、船員の皆さんも、乗船中の食事、睡眠、運動などについてご自身で振り返ることにより、自身の健康管理に努めていくことが重要です。

船員の健康確保のために

—通信を活用した健康確保の取組ハンドブック—

2023年4月

企画・監修：情報通信技術の活用による船員の健康確保に関する調査研究専門委員会

協力：公益財団法人日本海事センター

発行所：一般財団法人海技振興センター

〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 5 階

TEL:03-3264-3871/ FAX:03-3264-3808

URL : <https://mhrij.org/>

<http://www.maritime-forum.jp/>



一般財団法人 海技振興センター
<https://mhrij.org/>